2025.7.11 第 1 版
2025.8.1 第 2 版
2025.8.18 第 3 版

国連政府間交渉委員会第 5 回会期再開会合(INC-5.2)資料
（第 3 版）

（一財）化学研究評価機構
食品接触材料安全センター　石動正和

最新情報を下線で示す　赤字の資料が重要

解説

2025 年 8 月 5～14 日、スイスのジュネーブで開催された政府間交渉委員会 INC-5.2 は、目標としたプラスチック汚染防止条約の合意に至らず、INC を「休会する」として終了した。

INC は、2022 年 2 月 28 日～3 月 2 日 UNEA-5.2 決議 5/14 により設立された。プラスチック汚染防止の点で全ての国の方向性は一致していたが、その進め方は、プラスチックの環境問題の解決に即して対応しようとする産油国などと、プラスチックの産業構造問題にまで踏み込もうとする EU などに別れた。

また、INC-5.2 を取り巻く背景として、国連のリストラ計画、米国トランプ政権の政策転換、欧州化学業界の業績不振などがあった。

日本は、外務省・環境省・経産省・農水省が連携し、中田宏環境副大臣がハイレベル会合に出席するとともに、各省の審議官が直接対応する措置をとった。また小野洋地球環境戦略研究所長が地域協議のアジア・パシフィックグループ（APG）共同議長、環境省小林豪プラスチック汚染国際交渉チーム長がコンタクトグループ（CG）4 の共同議長に就任した。

INC-5.2 の議論を混乱させた直接の原因は、CG の議論が進まない中、危機感を抱いた議長が独自の調停案（議長によるテキスト案）を示したことにある。調停案は 2 回示さ

れ、1 回目はやや産油国寄り、2 回目はやや EU 寄りと見ることができ、いずれも都度反対陣営から批判され、INC 全体の賛同を得ることはなかった。

INC は UNEA 決議に基づいて設立された。今後の INC の方向性については、2025 年 12 月 8～12 日、ケニアのナイロビで開催される UNEA-7 の動きが注目される。

●INC Bureau（局）（→p.5）

「2025 年 1 月 21 日暫定アジェンダ案」2025 年 1 月 8 日
「2025 年 1 月 21 日局会議の概要とアクション指針」2025 年 1 月 31 日
「2025 年 2 月 20 日暫定アジェンダ案」2025 年 2 月 6 日
「2025 年 2 月 20 日局会議の概要とアクション指針」2025 年 3 月 6 日
「2025 年 3 月 18 日局暫定アジェンダ案」2025 年 3 月 6 日
「2025 年 3 月 18 日局会議の概要とアクション指針」2025 年 3 月 28 日
「2025 年 4 月 15 日暫定アジェンダ案」2025 年 4 月 1 日
「2025 年 4 月 15 日局会議の概要とアクション指針」2025 年 4 月 30 日
「2025 年 6 月 17 日暫定アジェンダ案」2025 年 6 月 5 日
「2025 年 6 月 30 日&7 月 2 日暫定アジェンダ案」2025 年 6 月 23 日
「2025 年 7 月 2 日局会議の概要とアクション指針」 2025 年 7 月 11 日
「2025 年 7 月 22 日暫定アジェンダ案」2025 年 7 月 11 日
「2025 年 7 月 22 日局会議草案概要及びアクション指針」2025 年 8 月 1 日
「2025 年 8 月 3 日暫定アジェンダ案」2025 年 7 月 29 日

●主席交渉官（HOD）会合、閣僚ハイレベル会合（→p.35）

INC-5.2「2025 年 6 月 30 日～7 月 2 日主席交渉官（HOD）会合　議長によるテキスト」2025 年 5 月 30 日
「INC 主席交渉官による非公式対面会議開催のお知らせ：INC 議長からのお知らせ｜2025 年 6 月 30 日～7 月 2 日、ケニア、ナイロビ」2025 年 6 月 3 日
「INC 主席交渉官による非公式対面会合に関する実用情報｜2025 年 6 月 30 日～7 月 2 日、ナイロビ」2025 年 6 月 27 日
「【重要なお知らせ】HOD 会合に続く INC-5.2 における閣僚／高官への旅費補助の変更について」2025 年 7 月 4 日
「INC 主席交渉官による非公式対面会議に関するアンケート｜2025 年 6 月 30 日～7 月 2 日、ケニア、ナイロビ」2025 年 7 月 5 日
「改訂コンセプトノートの回覧 - INC 5.2 を支援する閣僚へのアレンジメント」2025 年 7

月 11 日（→p.41）
「INC 主席交渉官による非公式オンライン会合への招待｜2025 年 7 月 18 日 13:00～15:00（EAT)」2025 年 7 月 11 日
「「お知らせ」INC 主席交渉官による非公式オンライン会議｜2025 年 7 月 18 日 13:00～15:00（EAT） 2025 年 7 月 18 日

●INC-5.2　登録（→p.47）
「第 5 回会期第 2 部（INC-5.2)」2025 年 3 月 3 日
「登録」2025 年 3 月 6 日
「参加者への情報ノート」2025 年 3 月 6 日
「INC-5.2 – 詳細スケジュール案(第 1 日から第 4 日)2025 年 7 月 25 日
「INC 第 5 回会期第 2 部（INC 5.2）に関する実用情報」2025 年 7 月 25 日

●INC-5.2　公式討議資料、情報資料（→p.64）
「UNEP/PP/INC.5/1/Rev.1 アジェンダ　2025 年 5 月 20 日」2025 年 6 月 16 日公表
「UNEP/PP/INC.5/1/Rev.1/Add.1 注釈付きアジェンダ 2025 年 5 月 22 日」

「UNEP/PP/INC.5/8　海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定する政府間交渉委員会第 5 回会期第 1 部作業報告書案」2025 年 2 月 10 日（→p.68）

「UNEP/PP/INC.5/INF/13 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定するための政府間交渉委員会第 5 回会期第 2 部シナリオノート」2025 年 7 月 11 日（→p.119）

「UNEP/PP/INC.5/INF/14　バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約事務局提出情報」2025 年 7 月 15 日

「UNEP/PP/INC.5/INF/15 国連人権高等弁務官事務所により提出された情報」2025 年 7 月 23 日

「UNEP/PP/INC.5/INF/16 国連食糧農業機関により提出された情報」2025 年 7 月 29 日

「UNEP/PP/INC.5/INF/17 国際海事機関により提出された情報」2025 年 8 月 1 日

●UNEP 広報（→p.130）
「国際プラスチック汚染条約に関する第 5 回交渉再開会合がジュネーブで開幕」2025 年 8 月 5 日
「プラスチック汚染を撲滅する条約の確保」2025 年 8 月 5 日
「INC 議長ルイス・ヴァヤス・バルディビエソ閣下　開会あいさつ」2025 年 8 月 5 日

「プレスリリース：世界プラスチック汚染条約協議、合意なく中断」2025 年 8 月 15 日
「プラスチック汚染条約には更なる時間が必要」2025 年 8 月 15 日

●INC-5.2「UNEP/PP/INC.5/CRP.2 全権大使会議における決議案の検討要素[1]」2025 年 8 月 11 日（→p.141）

INC-5.2「議長によるテキスト案 - 2025 年 8 月 13 日午後 2 時 50 分時点」（→p.142）
INC-5.2「改訂された議長によるテキスト提案 - 2025 年 8 月 15 日 00:48 現在」（→p.161）

●INC-5.2「UNEP/PP/INC.5/L.2　海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定するための政府間交渉委員会第 5 回再開会合の作業に関する報告書草案」2025 年 8 月 5 日（→p.183）

●外務省・環境省・経産省・農水省「プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた第 5 回政府間交渉委員会再開会合の結果概要」2015 年 08 月 15 日（→p.199）

●国際持続可能発展研究所（IISD）「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）の策定のための政府間交渉委員会第 5 回会合第 2 部（INC-5.2）」2025 年 8 月 5 日～14 日（→p.202）

「2025 年 8 月 5 日～15 日の概要報告書」2025 年 8 月 15 日（→p.248）

INC 局「2025 年 1 月 21 日暫定アジェンダ案」2025 年 1 月 8 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46859/21012025_Provisional_Agenda.pdf

事務局からのお知らせ
1. 会議の開会及び議題の採択。
2. INC-5 の結果と得られた教訓。
3. INC-5.2 に向けた計画。
   a.事務局によるロジスティクスの最新情報。
   b. INC 第 5 回会期第 2 部の準備に関する議論。
4. その他。
5. 会議の終了。

INC 局「2025 年 1 月 21 日局会議の概要と行動指針案」2025 年 1 月 31 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46992/21012024_Bureau_Report.pdf

事務局によるメモ

1. 会議には以下のメンバーが出席した：
INC Chair: Mr. Luis Vayas Valdivieso (Ecuador); African States: Ms. Juliet Kabera (Rwanda); Mr. Ndiaye Cheikh Sylla (Senegal); Asia-Pacific States: Mr. Hiroshi Ono (Japan); Mr. Mohammed Albarrak (Saudi Arabia); Eastern European States: Mr. Harry Liiv (Estonia); Ms. Irma Gurguliani (Georgia); Latin American and Caribbean States: Mr. Gustavo Meza-Cuadra Velasquez (Peru); Small-Island Developing States: Ms. Asha Challenger (Antigua and Barbuda); Western European and Other States: Ms. Johanna Lissinger-Peitz (Sweden); Ms. Larke Williams (United States of America).

2. 事務局には、国連環境計画事務局長インガー・アンダーセンが加わった。

3. 事務局からは、INC 事務局長ジョティ・マトゥール・フィリップが代表として出た。

4. INC 議長が会議を開き、INC-5.1 の成果と教訓について感想を述べた。その際、議長は、この会議では次の 2 点に重点を置くと述べた。(1) INC-5.1 の成果を評価すること、(2) 委員会の第 5 回再開会合(INC-5.2)の準備について議論すること。議長は、局、事務局長、事

務局、及び釜山での彼のチームの努力を歓迎し、感謝した。議長は、会合に向けて十分に前もって準備が行われたことを指摘し、予想通り課題があったことを認識した。議長は、INC-5.1 では相違点よりも収束点の方がはるかに多く、この会合は包括的な世界的手段を確保する重要な対話を行う機会となったことを強調した。議長は、今後、釜山で建設された橋をコンクリートの道路に変え、委員会の任務を効果的に遂行するためには、国々のグループ間の対話を改善することが極めて重要になると強調した。議長は冒頭の発言を締めくくるに当たり、INC-5.1 の参加者全員の献身と努力を認め、INC-5.2 の戦略的かつ組織的な計画を奨励した。議長は、INC-5 の第 2 部が間近に迫っており、その準備として、全員が様々なレベルで重要な対話に参加するよう求める会期になると述べた。

5. 事務局長は、INC-5.1 の成果と教訓について感想を述べた。事務局長は、INC-5.1 で意義ある進歩があったものの、主要分野では依然として意見の相違が残っていると述べた。感想の中で、事務局長は作業の明確な組織化の必要性を強調し、INC-5.2 の早期の戦略的計画を奨励した。また、他の多国間プロセスからの教訓も踏まえ、タイムリーで明確な会期内スケジュールの重要性を強調した。彼女は又、二国間及び多国間の対話を増やすための道筋を作ることを含め、早期の合意形成の必要性を指摘した。事務局長は更に、INC-5.2 での作業の円滑な準備と組織化を確実にする局の役割を強調した。

6. 事務局長は、INC 5.1 のアンケートを通じて受け取ったフィードバックについて参加者に説明した。その概要は INC-5 のウェブサイトで閲覧できる。また、最終的な出席者数も提供した。

7. 局は、会議前に配布されたガイドラインの質問(附属書参照)に従って、INC-5.1 から学んだ教訓について議論した。テキストの全体的な進捗が記録された。INC-5.1 から学んだ教訓に基づき、INC-5.2 での作業の組織、スケジュール、意思決定方法の明確化が不可欠であると考えられた。透明性の重要性、及び情報共有と調整を改善する必要性も強調された。その他の教訓の中で、全ての地域との包括的な協議の必要性、及びコンタクトグループと非公式グループ間の明確な作業フローを確立することが指摘された。適切な場合、INC-5.1 のコンタクト グループ構造を INC-5.2 でも維持できると提案する人もいた。コンタクト グループに対する明確な権限の重要性、及びドラフトテキストを前進させる共同議長の権限付与の重要性が指摘された。前進させるには、より強力な局の関与、会期間の最適な活用、及び意思決定の明確な道筋が不可欠であった。

8. 更に、プロセスを主導する局の責任と意思決定への関与についての意見が聞かれ、一部の地域メンバーは、発表されたスケジュールを可能な限り尊重する必要があると強調した。一部のメンバーは、地域グループの優先事項と提案が議長のテキストの現在の版に反映さ

れていないと指摘した。信頼を維持するため、交渉の流れに関する明確な指針、及びノンペーパーの開発における透明性の向上が必要であることが指摘された。この点で、局のメンバーの 1 人は、事務局と議長の間の継続的な協調作業の重要性も強調した。

9. 議長はフィードバックに留意し、組織的及び時間的制約、並びにテキストに対するオーナーシップの構築の必要性を認識しつつ、聞かれた意見を要約した。財政的制約を考慮し、出来れば会期中の他の会議と併せて、局と共同議長とのリトリートを開催し、作業の様式とコンタクトグループ間の一貫性について話し合うことが提案された。

10. 事務局長は、INC-5.2 のロジスティックス計画の進捗状況を局に報告した。事務局に対し、INC-5.2 の日程と開催地は依然決定しておらず、適切な日程と目的にかなう会場を特定するため協議が進行中であると伝えた。更に彼女は、期限が厳しいため、会場の空き状況と適性、及び既存の法的取決めを考慮しつつ、開催地を検討中であると付け加えた。協議は依然続いているが、INC-5.2 を 7 月中旬ジュネーブで開催する可能性が調査検討されている。正式発表前に局と協議する。

11. メンバーは、7 月上旬ブラジルでの BRICS 会議や 4 月下旬から 5 月上旬までの BRS COP など、関連する国際会議や地域会議が重ならないよう、会期の決定に当たって考慮するよう要請した。8 月は一部の大臣の参加に困難が生じる可能性があると指摘された。あるメンバーは、その期間に予定されている他の会議に係らず、7 月上旬の会議が望ましいと指摘した。バンコクの国連コンベンションセンター、又は他の国連本部でセッションを開催する可能性について質問が出された。バンコクの会場には必要な収容能力がなく、他の全ての会場が検討されていることが明らかになった。INC-5.2 の期間については、プロセスを通じて得られた教訓に基づき、1 週間を超えるセッションの必要性が強調され、1 日の休憩の可能性を含め、10 日から 14 日間の長さを提案する様々なコメントがあった。会期間及び INC 5.2 での閣僚の関与の重要性も指摘された。事務局は、会期の日と会場の可能性を検討する際に上記の考慮事項を考慮に入れるよう求められた。

12. 局は、事務局がより明確な選択肢を特定したら、INC-5.2 の日程と開催場所について協議するためアドホック局会議を開催する必要があるかもしれないことに留意した。

13. INC-5.2 までの会期間期間について議論された。議長は、INC-5.2 に先立って委員会が達成すべき 2 つの重要な成果を特定して議論を開始した。第 1 に、INC-4 と INC-5.1 の間に行われたように、実質的問題で進展を図るため、対面式の主席交渉官(HOD)会議を開催すること。第 2 に、プロセスへのハイレベルの権威の戦略的関与のため政治的勢いを確保すること。局は、釜山での会期前の主席交渉官会議が特に有益であったと指摘した。INC-5.2

に先立って、オンラインと対面の両方の主席交渉官会議が必要であることが強調された。事務局長は、対面式の主席交渉官会議が 5 月に開催される可能性があると述べた。また彼女は、現在、主席交渉官やその他の対面会議の開催を支援するため必要な資金が不足しており、事務局が資金の動員を開始するだろうと指摘した。彼女は、この問題を関係する支持者に伝えるよう、局メンバーに要請した。

14. 局はオブザーバーの参加について議論し、多くのメンバーが、プロセスへのオブザーバー組織の関与が依然として不可欠であると繰り返し述べた。この点に関し、ある地域のメンバーは、市民社会組織が地域からの要請にも係らず、プロセスに十分に関与していないと指摘し、今後の会議では全ての会議への効果的な参加を確保する必要があると述べた。別のメンバーは、オブザーバーの効果的参加を確保する必要があるが、会期間の作業会議のパラメータを決定する際に、会場の収容能力と予算の制約も同様に考慮する必要があると付け加えた。更に主席交渉官会議は、有用なプラットフォームを提供するため慎重な計画が必要であり、その中でコンタクト グループの共同議長が重要な役割を果たす可能性があると指摘された。

15. 議長は、これまでの協議で、今後の主席交渉官会議の潜在的な焦点について INC メンバー間で意見が分かれていることが明らかになったと指摘し、既存の意見が一致している分野について議論することを好むメンバーもいれば、意見の相違を埋めるため主席交渉官会議の活用を提案するメンバーもいた。議長は又、地域協議の重要性、及び対面での主席交渉官会議前又は会議中に地域協議が行われる可能性についても指摘した。

16. 局は又、BRS COP や 2025 年国連海洋会議など、他の関連する多国間会議を関与のため活用することの重要性を含め、会期間の有効活用についても議論した。局メンバーの 1 人は又、INC-5.2 の開始後直ぐに法文起草グループが作業を開始できるよう、会期間の有効活用が必要であると指摘した。また、会期間の期間を利用し、手続きルールが合意に達し、採択できるようにすることも強調された。

17. 局は議長に対し、今後の局の会議で議論するため、INC-5.2 に至るプロセスを概説したロードマップ文書の初期ドラフトを作成するよう要請した。この文書は、INC-5.2 の日程と会場が決定次第、作成できる。

18. 事務局は、2025 年 1 月 17 日付で国際汚染物質除去ネットワーク(IPEN)から INC 議長宛に送付され、局メンバーにコピーされた書簡について知らされた。この書簡では、INC プロセスにおけるオブザーバーの参加のバランスのとれた方法に関する懸念が述べられている。事務局は、INC-5.2 におけるオブザーバーの効果的参加の重要性を強調し、オブザー

バーの参加に反対する人はいなかった。議長はこれらの要請を認め、情報提供のために回答を局と共有し、これまでの慣例に従い、両方の書簡を INC のウェブサイトで公開すると述べた。

19. 事務局は、(i) 今後の局会議の議題を注釈付きで作成し、意思決定の領域を強調することを要請した。 (ii) 局会議の報告書は事務局が作成し、会議の翌日に局メンバーと共有する。報告書は、会議の最新記録を維持するため局によって検証される必要がある。議長と事務局は、この要請に留意した。議長は、次回の局会議の日程を 2025 年 2 月 18 日火曜日と指定した。

附属書：2025 年 1 月 10 日金曜日に局に回覧されたガイドライン質問

議題項目 2. INC-5 の結果と教訓
交渉プロセスの成功を確実にするため、INC-5 からどのような教訓を引き出すことができるか？

議題項目 3. INC-5.2 に向けた計画
a. 事務局によるロジスティックスの最新情報

b. INC 第 5 回会期第 2 部の準備に関する議論。
INC 5.2 の実質的準備を進めるために、この非公式な会期間の期間をどのように最大限に活用できるか？

時間を最大限に活用するため、INC 交渉への既存の作業組織化をどのように改善できるか？

INC 局「2025 年 2 月 20 日暫定アジェンダ案」2025 年 2 月 6 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47014/20022025_Provisional_Agenda.pdf

事務局によるメモ
1. 会議の開会と議題の採択。

2. INC-5.2 に向けた計画。
   a. 事務局によるロジスティックスの最新情報。

b. INC 第 5 回会期第 2 部の準備に関する議論。

3. その他の事項。

4. 会議の閉会。

INC 局「2025 年 2 月 20 日局会議の概要と行動指針」2025 年 3 月 6 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47235/20022025_Bureau_Meeting_Summary.pdf

1. 会議には以下のメンバーが出席した：
INC Chair: Mr. Luis Vayas Valdivieso (Ecuador);
African States: Ms. Juliet Kabera (Rwanda); Mr. Ndiaye Cheikh Sylla (Senegal);
Asia-Pacific States: Mr. Hiroshi Ono (Japan); Mr. Mohammed Albarrak (Saudi Arabia);
Eastern European States: Mr. Harry Liiv (Estonia); Ms. Irma Gurguliani (Georgia);
Latin American and Caribbean States: Mr. Gustavo Meza-Cuadra Velasquez (Peru);
Small-Island Developing States: Ms. Asha Challenger (Antigua and Barbuda);
Western European and Other States: Ms. Johanna Lissinger-Peitz (Sweden).

2. 局会議には、国連環境計画事務局長インガー・アンダーセンが参加した。

3. 事務局からは、INC 事務局長ジョティ・マトゥール・フィリップが出席した。

4. INC 議長は会議の冒頭で、会議の目的は、INC 第 5 回会期第 2 部（INC 5.2）の準備の進捗状況を確認し、INC-5.2 に至るまでの主要な計画及びロジスティック要素について議論することであると強調した。

5. 議長は開会の辞で、加盟国の取組みを認め、局メンバーの継続的な関与と対話に感謝し、この活発なプロセスの建設的な一環として、全ての加盟国からの多様な視点を引き続き歓迎すると強調した。議長は局会議の重要性を改めて強調し、局から継続的な支援を受けることができうれしく思うと述べた。彼は事務局長を局会議に歓迎し、局に INC-5.2 に向けたロジスティクス準備の最新情報を提供する予定であると伝えた。

6. 局は会議の暫定議題を検討した。会議の冒頭で、前回の会議で生じた要約と行動指針を検討するという提案がなされた。これらの要約と行動指針は、コメントのため事務局に回付

され、その後局のウェブサイトで公開された。さらに、議長の提案により、局はその他の事項に関する議題項目の下でオブザーバーから受け取った手紙を検討することに同意した。この理解に基づき、会議の暫定議題が採択された。

7. 局は、2025 年 1 月 21 日に開催された会議の要約と行動指針を検討し、承認した。

8. 事務局長は、INC-5.2 で合意を採択することが不可欠であり、この局会議は UNEA 決議 5/14 で規定された任務の達成に向けた基礎作業を進めることになると強調した。女史は、創造的で決断力があることが不可欠であり、アイデアを議論することの重要性を強調するとともに、具体的な措置を講じることも重要だと強調した。

9. 事務局長は局に対し、INC-5.2 の日程と開催地の確定に向けてスイス政府とジュネーブの国連事務所と活発な協議を行っていると伝えた。開催地は 8 月前半のジュネーブを予定している。現在の協議は 11 日間の開催地に関するもので、スイス政府が開催地の費用を負担する。この会期にはハイレベル セグメントが含まれると予想される。女史は、日程と開催地を可及的速やかに決定することの重要性を強調する一方で、他の多国間プロセスと衝突せず、幅広い参加と出席を可能にする INC-5.2 の適切な時期を見つけることに伴う複雑さを強調した。女史は、事務局は今後数日以内に日程と開催地を確認できると予想しており、その時点で局に通知され、正式な UNEP 通知システムを通じて加盟国に通知されると述べた。事務局長は局からの問い合わせに応えて、ナイロビの UNEP 本部を会場にすることは依然として可能性があるものの、2025 年夏に同本部の会議施設の改修が予定されているため、会議室の空きが限られており、INC の最低要件を満たさない可能性があることを明らかにした。

10. 局メンバーは、幅広い参加と閣僚の関与を確保するため、可及的速やかに日程と開催地を決定する重要性を改めて強調した。一部のメンバーは、7 月の日程が望ましいが、スケジュールの難しさと勢いを維持する必要性を考慮すると、8 月の日程でも許容できると述べた。局メンバーは、INC-5.2 に先立って INC の全メンバーのビザが確実に発給されるよう、事務局がホスト国と連絡を取るよう要請した。事務局長はこれらのコメントに留意し、ビザは国連の基準と慣行に従って発給されると局に保証した。

11. 局は、財政的貢献に関する情報は公開されているが、INC-5.2 に関する詳細を含む INC の財政状況について事務局から説明を受けることが有益であると指摘した。

12. 局は、局会議、主席交渉官（HOD）会議、地域会議、他の MEA プロセスの合間に開催される可能性のある UNEP のハイレベル イベント、事務局のリトリート案など、議長が

2025 年 2 月 13 日局メンバーに配布した INC-5.2 に至るまでの重要な日程とイベントを定めた文書について議論した。議長は、この文書の戦略的根拠を説明し、この文書がロードマップに関する議論を促進する出発点となることを目指していると強調しました。局メンバーは、INC-5.2 に至るまでの期間について明確な概要を持つことの重要性を認識し、この文書について議長に感謝の意を表した。

13. 局は、事務局に対し、次回の局会議に先立ち、重要な日程、必要な文書、目的、各会議の考えられる成果、及びこれらが INC-5.2 の成功にどのように貢献できるかを定めたロードマップ文書を作成するよう要請した。事務局長は、事務局が作成し加盟国に配布した UNEA ロードマップが有用なテンプレートとなる可能性があると指摘した。

14. 局は、2025 年 5 月暫定的に予定されている対面の HOD 会議案について議論した。議長は、この会議は、テキストの収束度が高い領域を議論したり、より相違のある複雑な問題に取り組んだりするために使用できると示唆し、HOD の効果的な計画には、局メンバーを通じて地域からの意見が必要であることを強調した。INC-5.2 の作業構成についても議論する必要があると強調された。この作業は、INC-5.1 で任命された共同議長が促進する、管理措置と実施手段に関する 2 つの作業グループで組織化できる可能性があるというアイデアが提起された。

15. 局メンバーは、主要な問題で意味のある進展を確実にするため、対面の HOD の限られた時間を効果的に活用することの重要性を強調した。彼らは、HOD は手続き上の問題だけでなく、実質的問題に焦点を当てるべきであると強調した。追加の HOD リモート会議を開催する可能性についても言及された。

16. HOD への各メンバーの代表者数の問題についても議論され、一部の参加者は、参加を HOD 1 名と代表者 2 名に増やす必要がある可能性を指摘した。これにより、代表団は、例えばナイロビの常駐代表部を利用できる。事務局長は、事務局は代表団の規模については明言しないが、資格のある国からの代表者 2 名の旅費のみを負担できる立場にあると明言した。局メンバーからの要請に応え、事務局長は、局が検討できるよう、事務局は HOD の組織化に関するシナリオを準備できると述べた。

17. 局は、市民社会団体やオブザーバー グループから受け取った書簡について議論した。事務局長は、前回の会議で議論された議長宛の 2025 年 1 月 17 日の書簡に加えて、2025 年 2 月 11 日以降 8 通の書簡を受け取ったと述べた。書簡には、先住民、ごみ収集人、女性、科学者、地方政府及び地方自治体、NGO の地域連合を代表するオブザーバーからの通信が含まれており、INC-5.1 の透明性とオブザーバー参加に関する懸念、及び今後の作業の組織

の明確化に関する要請が提起されていた。女史は、書簡では局にこれらの問題について議論するよう要請されていたと指摘した。

18. 曲メンバーは、書簡で表明された懸念を認識し、INC プロセスへの効果的なオブザーバーの参加の重要性を強調し、UNEA 決議 5/14 の任務がオブザーバー参加の価値を強調していることを指摘した。彼らは、オブザーバーとの関与とコミュニケーションに取り組む必要性を強調した。この点で、オブザーバーの介入のための時間を割り当てるために、開会及び閉会の全体会議での介入のタイミングを検討し、コンタクトグループへのオブザーバーの参加を容易にするための十分な場所を提供し、非公開セッションに関するオブザーバーとのコミュニケーションを強化するという提案がなされた。同時に、局メンバーは、加盟国のみの協議と起草グループに限定された非公式会議が交渉で重要な役割を果たし、透明性の原則と手続き規則案に沿って、国連プロセスで確立された慣行であると指摘した。

19. 議長は、オブザーバーからの貢献と参加の重要性に対する強い信念、及び透明性と参加へのコミットメントを強調した。氏は、INC-5.1 でなされたプロセス決定は、暫定的に INC の作業に適用された手続きルール案及び政府間プロセスの既存の慣行に完全に沿っており、INC-5.1 で行われた作業は加盟国及びオブザーバーから支持されたことを強調した。同時に、オブザーバーとのコミュニケーションを強化し、オブザーバーの発言の場を設けるとともに、INC プロセスを支持する形で懸念に対処する必要があると指摘した。また、一部の書簡でそう思われたように、手続きルール案、国際法、人権に関する関連する任務及び決定の一貫性に疑問を投げかけることの妥当性について、議長は強い懸念を表明した。氏は、この問題に対処するつもりであることを示し、オブザーバーの参加を全面的に支持することを再確認した。

20. 事務局長は、会議施設のスペースの制限や INC セッションに出席するオブザーバーの数が多すぎるため、通常、部屋に入るオブザーバーの数には客観的な制限があることを指摘しつつ、事務局は INC-5.2 でオブザーバー専用の会議スペースを確保するためにあらゆる努力を続けると述べた。女史は更に、INC プロセスの透明性が重要であり、事務局は透明性とオブザーバーの参加を確保する方法の特定において局を引き続き支援すると指摘した。

21. 局は、会期中に開催される会議へのオブザーバーの参加についても議論した。そうした会議を公開することの望ましさと、メンバーのための非公式会議スペースを提供する必要性の両方が提起された。局は、会期中の会議の目的、方法、及び結果を定義し、その形式をケースバイケースで検討する必要があることに同意した。

22. 局は、事務局の支援を得て、受け取った書簡への返答を準備することに同意した。

23. 議長は、今後の会合に向けて、局が地域協議に参加することの重要性を改めて強調し、事務局に対し、地域協議の開催について地域との対話を継続するよう要請した。

24. 議長は閉会の辞で、議論された主要な要素を要約し、局メンバーの意見に感謝の意を表し、INC-5.2 の成功の鍵は協力することであると強調し、この点で加盟国が継続的に取り組んでいることを認識した。

25. 局は、次回の会合を暫定的に 2025 年 3 月 18 日に予定した。メンバーの 1 名は、以前の約束があるため、会合に参加できない可能性があると通知した。

INC 局「2025 年 3 月 18 日暫定アジェンダ案」2025 年 3 月 6 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47234/18032025_Bureau_Agenda.pdf

事務局によるメモ
1. 会議の開会と議題の採択。
2. 2025 年 2 月 20 日の局会議の報告書の採択。
3. INC-5.2 に向けた計画。
   a. 事務局によるロジスティックの最新情報。
   b. 事務局による予算の最新情報。
   c. INC-5.2 に至るまでのロードマップ草案に関する議論。
4. 局のリトリートの準備に関する議論。
5. その他の事項。
6. 会議の閉会。

INC 局「2025 年 3 月 18 日局会議の概要とアクション指針」2025 年 3 月 28 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47314/18032025_BureauReport.pdf

1. 会議には次のメンバーが出席した：
INC Chair: Mr. Luis Vayas Valdivieso (Ecuador);
African States: Ms. Juliet Kabera (Rwanda); Mr. Ndiaye Cheikh Sylla (Senegal);
Asia-Pacific States: Mr. Hiroshi Ono (Japan); Mr. Mohammed Albarrak (Saudi Arabia);

Eastern European States: Mr. Harry Liiv (Estonia); Ms. Irma Gurguliani (Georgia); Latin American and Caribbean States: Mr. Gustavo Meza-Cuadra Velasquez (Peru); Small-Island Developing States: Ms. Asha Challenger (Antigua and Barbuda); Western European and Other States: Ms. Johanna Lissinger-Peitz (Sweden), Ms. Larke Williams (United States of America).

2. INC 事務局からは、INC 事務局長ジョティ・マトゥール・フィリップが出席した。

3. 局には INC 法務顧問マリアンナ・ボルシャコワも参加した。

4. INC 議長は、INC-5.2 の計画と準備を進めるため、INC 事務局チームとともにリトリートに参加していたジュネーブからの局を歓迎して会議を開始した。議長は、前回の会議以来、再開された第 5 回会合の日程と会場を設定する進展を強調し、この点での事務局の取り組みに感謝した。議長は、再開された第 5 回会合までの残りの時間を効果的に活用し、決議 5/14 で義務付けられているように、ジュネーブで効果的な条約を締結するための共通理解を築くため、局の意見を聞くことを楽しみにしていると述べた。

5. 局は会議の暫定議題を検討した。議長は、会議の主な焦点は INC-5.2 に向けた計画と事務局のリトリートの準備であると説明した。議長は局に、INC 5.2 会期の開催地であるスイスの代表が局に同席し、議題 3(a)に関する局の質問に回答すると伝えた。議長はまた、局に、事務局長が INC-5.2 に向けて計画されている関連する UNEP ハイレベルイベントについて「その他の事項」で簡単に最新情報を提供すると伝えた。局メンバーの 1 人は、「その他の事項」で INC 事務局の支援を活用することについて簡単に議論することを含めるよう要請した。この理解に基づき、会議の暫定議題が採択された。

6. 局は、2025 年 2 月 20 日開催された会議の要約と行動指針を検討し、承認した。

7. 事務局長は、INC-5.2 に向けた計画のロジスティクスに関する最新情報を提供した。INC-5.2 の招待状は 2025 年 3 月 3 日発送された。釜山での閉会総会での要請に従い、事務局長は再開された第 5 回会期に大臣を招待する予定である。この招待状は近日中に送付される。この点に関し、ハイレベル イベントも計画される可能性がある。全ての参加カテゴリの登録ポータルは 2025 年 3 月 6 日開設され、2025 年 6 月 6 日終了する。代表団は締切前に十分余裕を持って申請するよう奨励された。ポータルでは、対象国から指名された 2 名の資金提供代表団の参加に対する財政支援の申請も受け付けている。資金提供代表団 2 名に加えて、1 名の高官（大臣、副大臣、又は副大臣）の参加専用の資金が提供される。過去の慣行に従い、資金支援の対象となる局メンバーには資金が提供される。また、20 人の

市民社会オブザーバーにも資金が提供される。

8. パレ・デ・ナシオンでの現地視察が行われ、INC-5.2 に提供される部屋やニュース及びメディア施設など、詳細なロジスティクスについて協議される。また、セキュリティ、オーディオビジュアルチーム、ケータリングなど、様々なチームやサービスプロバイダーとの会議も開催される。更に、ビザをテーマにしたスイス政府の代表者との会議も開催される。参加者向けの情報ノートは INC ウェブサイトで公開されており、準備が進むにつれて定期的に更新される。招待状に記載されているように、地域グループは 2025 年 8 月 4 日協議を開催する。バッジの発行は同日に開始される。2025 年 3 月 18 日現在、既に 205 件の登録が受理されており、これには 15 か国からの 26 人の代表と 96 のオブザーバー組織からの 157 人の参加者が含まれる。

9. 局メンバーからの質問に答えて、スイス政府のアンドレア・ツビンデン女史は、十分な会議施設の割り当てや、会議のニーズに十分対応できるケータリングの提供など、会議が円滑に進行するよう、スイス政府がジュネーブの国連事務所及びおよび INC 事務局と緊密に連携していることを確認した。女史は、多くの交渉会議や締約国会議がジュネーブで開催されることを指摘し、ビザ発給手続きが円滑に進むことを事務局に保証した。局は、会議の開催に対するスイス政府の支援に感謝した。

10. 事務局長は、予算の最新情報を局に提供した。事務局長は、INC-5.2 の会場費用はスイス政府が負担すると述べた。日本とノルウェーの寄付により、文書作成や翻訳などの会議サービス費用に資金不足はない。3 日間の対面式での主席交渉官会議（HOD）については、プログラム支援費用を除いて 93 万米ドル以上の資金不足が残っている。事務的な期限と現在の資金不足のため、5 月にナイロビで開催予定の対面式の HOD はもはや実現可能ではない。事務局チームは、対面式の HOD が必要と判断され、そのための資金が確保された場合、6 月又は 7 月代替案を特定できるよう取り組んでいる。

11. 議長は、INC 5.2 に向けた注釈付きロードマップ案を紹介した。これは、以前に局に回覧された重要な日付文書に基づいて作成され、事務局によって準備され、2025 年 3 月 8 日局に回覧された。事務局長は、前回の会議で局が議論したタイムラインと比較した日付の変更の概要、及び文書と入力、予想される出力について説明した。局の要請に従い、ロードマップ草案には各イベントの目的、主な期待される成果、及び入力文書に関する情報が含まれている。ロードマップ草案は議論の継続を支援することを目的としており、前回の会議で局が特定した要素に基づいている。注釈付きのロードマップは、生きた文書であるため、必要に応じて調整される予定である。

12. ロードマップ草案に応えて、局は対面での HOD 会議の可能性について議論した。6 月又は 7 月に対面での HOD 会議を強く希望する地域もあれば、対面での会議の必要性について様々な意見が寄せられた地域もあった。局は、対面での HOD 会議に関する文書は会議のかなり前に公開する必要があると指摘した。局メンバーは、対面での HOD 会議で実質的な議論に重点を置くべきかどうか、及び作業の組織化についてどの程度議論すべきかについて議論した。

13. 地域協議に関して、INC 事務局は、2025 年 5 月に対面の HOD 会議が開催されないため、当初その会議と連続して計画されていた地域協議は、2025 年 6 月及び 7 月に UNEP 地域事務所の所在地で開催されることを明確にした。事務局は、適切な日付を特定するために地域と協議を続けている。

14. 会期間の局会議に関して、局は、地域から意味のある意見を求めるため、各会議のかなり前に文書を回覧する重要性を指摘した。そのため、局は、文書の期限をロードマップ草案の次のイテレーションに含めるよう要請した。

15. ロードマップ草案に示されている事務局リトリートの参考文書リストに関して、他のプロセスが会期中の様々な作業方法をどのように使用したかの例に関する文書が、局のリトリートの議論に役立てるために提供される。

16. 議長はロードマップに関する議論を要約し、ロードマップ草案に関する質問と会期間に関する意見を伝えたことに対し局に感謝した。議長は、ロードマップ草案とその他の文書が局からの意見を反映するように INC 事務局と協力することを改めて表明した。次回のロードマップ草案では、議論中に要請されたように、局会議の十分前に文書の締切りを設定する。対面での HOD 会議の可能性については、多くの人が会議を重要視しており、そうした会議には主な内容に関する議論を含める必要があると議長は指摘した。事務局は引き続き必要なリソースを調達する方法を模索し、会議が実現可能になった場合、議題を含む必要な文書の準備を開始する。更に議長は、局が有益と判断すれば、例えば INC 5.2 の作業の組織化について議論するためバーチャル HOD 会議も可能であることを強調した。

17. 当初 2025 年 4 月に予定されていた局のリトリートについては、局メンバー全員の都合がつくように、日程が 2025 年 5 月 26 日と 27 日に変更され、5 月 28 日に共同議長専用のセッションが開催される。リトリートの提案された焦点は、再開された第 5 回会期の期待される成果、次のステップ、ロードマップ案、INC-5.2 での作業の組織化に関する議論を含む、INC-5.2 に向けた計画に引き続き置かれる。リトリートの開催場所は依然確定していないが、スペースの空き状況やその他のロジスティクス上の考慮事項に応じて、ジュネーブ

とナイロビが候補地となる。事務局は今後数週間でリトリートの開催場所を確認する。ロードマップ案に反映された提案された議題と文書、及びシナリオ ノートの可能性のあるエレメント案素は、リトリートのかなり前に公開される予定である。

18. 再開される第 5 回会期への閣僚の参加については、会合の終盤に閣僚が参加することで、必要に応じて合意形成を更に促進したり、政治的介入が必要となる問題に対処したりすることが特に有益であり、その一例として、2025 年 8 月 12 日前後に閣僚の到着を記念するハイレベルイベントを開催することが考えられると指摘された。閣僚の具体的役割については、会合の作業手順の一部として局が引き続き議論する。

19. 「その他の事項」に関する議題項目では、一部の局メンバーが、プロセスを支援するために INC 事務局を効果的に活用することの重要性を指摘した。議長は、事務局による継続的な支援に感謝の意を表し、議長と INC 事務局との間で現在行われているリトリートで行われている生産的な作業を強調した。

20. 事務局長は、今後数か月間のハイレベルイベントについて説明し、UNEP 事務局長が 2025 年 5 月 1 日の朝に、BRS COP の合間に非公式のハイレベル朝食会を開催するための「日程を予約されたい」という招待状を送ったことを指摘した。正式な招待状は今後数日以内に送付され、その後に議題とコンセプトノートが送付される。第 3 回国連海洋会議中にイベントが開催される可能性もある。事務局長はまた局に、UNEP が最近、国連事務総長から全加盟国への書簡に関する覚書と国連事務総長首席補佐官から国連総会議長への覚書を受け取ったことを伝えた。いずれも国連の現行の緊縮財政措置と今後の方向性を扱っている。現在の緊縮財政措置には、雇用制限、出張削減、サービス購入削減、会議及び通訳サービスの厳格な時間制限、文書の短縮などがある。これらの緊縮財政措置を考慮すると、文書の期限を含む会議サービスの効率化措置と手順を順守することが不可欠となる。そのため事務局は、シナリオ ノートを情報文書として作成することを提案した。これにより、INC 5.2 の組織化がより明確になったとき、会期に近づく頃に提供できるようになる。

21. 議長は、建設的な議論を行った局に感謝した。彼は局に、次回の会合は 2025 年 4 月 15 日火曜日に予定されていることを伝えた。この会合で受け取ったコメントとフィードバックを反映し改訂されたロードマップ文書草案は、次回の会合に先立って局に共有される。彼は、次回の局会合では、局のリトリートについてより詳細に議論し、また、局メンバーが関連があると考える場合、地域からの最新情報を提供するためのスペースが議題に設けられると述べた。

INC 局「2025 年 4 月 15 日暫定アジェンダ案」2025 年 4 月 1 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47320/15042025Provisional_Agenda.pdf

暫定アジェンダ案
事務局によるメモ
1. 会議の開会と議題の採択。
2. 2025 年 3 月 18 日局会議の報告書の採択。
3. INC-5.2 に向けた計画。
   a. 事務局によるロジスティック更新。
   b. INC-5.2 に向けた更新されたロードマップ案に関する議論。
4. 局リトリートの準備に関する議論。
5. その他の事項。
6. 会議の閉会。

暫定注釈付き議題 事務局によるメモ

1. 会議の開会と議題の採択。
INC 議長 Luis Vayas Valdivieso (エクアドル)が会議を開く。INC 事務局事務局長 Jyoti Mathur-Filipp が開会の挨拶を行う。局は暫定議題を採択するよう要請される。

2. 2025 年 3 月 18 日局会議の報告書の採択。
局は 2025 年 3 月 18 日開催された会議の報告書を採択するよう要請される。

3. INC-5.2 に向けた計画。
a. 事務局によるロジスティック更新。事務局長は INC-5.2 の準備に関する最新情報を提供する。局は準備状況を検討するよう要請される。

b. INC-5.2 に向けた更新されたロードマップ案に関する議論。局は 2025 年 3 月 18 日局会議中に行われた議論に基づいて更新されたロードマップ案を検討するよう要請される。

4. 局のリトリートに向けた準備に関する議論。
局はリトリートに向けた準備、リトリートに向けた議題案及びプログラムを検討するよう要請される。

5. その他の事項。

局はその他の事項について検討するよう要請される。

6. 会議の閉会。
議長は次回の局会議の予定を通知する。議長と事務局長は閉会の挨拶を行う。

INC 局「2025 年 4 月 15 日局会議の概要とアクション指針」2025 年 4 月 30 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47463/Bureau_Report_15042025.pdf

事務局によるメモ

1. 会議には以下のメンバーが出席した：
INC Chair: Mr. Luis Vayas Valdivieso (Ecuador);
African States: Ms. Juliet Kabera (Rwanda); Mr. Ndiaye Cheikh Sylla (Senegal);
Asia-Pacific States: Mr. Hiroshi Ono (Japan); Mr. Mohammed Albarrak (Saudi Arabia);
Eastern European States: Mr. Harry Liiv (Estonia); Ms. Irma Gurguliani (Georgia);
Latin American and Caribbean States: Mr. Gustavo Meza-Cuadra Velasquez (Peru);
Small-Island Developing States: Ms. Asha Challenger (Antigua and Barbuda);
Western European and Other States: Ms. Johanna Lissinger-Peitz (Sweden), Ms. Larke Williams (United States of America).

2. 国連環境計画（UNEP）事務局長インガー・アンダーセンが局会議に出席した。

3. INC 事務局からは、INC 事務局長ジョティ・マトゥール・フィリップが出席した。

4. INC 議長は会議の冒頭、局の会議への尽力に感謝の意を表し、加盟国が引き続き高いレベルのコミットメントを示していることを強調した。釜山で開催された INC の前回会期におけるメディアの注目度の高さからも分かるように、このプロセスへの関心は高まり続けている。こうした関心の高まりは前向きなものであり、UNEA の指示書の遂行が不可欠であり、対話の促進を継続していくことが重要であることを改めて認識させてくれる。彼は局に対し、先週の SIDS 地域会合に出席したことを報告し、招待に感謝の意を表した。また、地域会合への参加に関心を示してくれた全ての地域に感謝の意を表し、これらの会合は私にとって優先事項であると述べた。議長はまた、事務局長の会議への出席を歓迎した。

5. 局は会議の暫定議題を検討した。議長は、会議の主な焦点は INC-5.2 に向けた計画策定

と局のリトリートの準備であると説明した。局メンバーの一人は、「その他事項」の中に INC-5.2 への閣僚参加に関する項目を含めるよう要請した。この了解に基づき、会議の議題は採択された。

6. 局は、2025 年 3 月 18 日開催された会議の要約報告書を検討し、承認した。

7. 事務局長は、議長と局に対し、プロセスを継続的に前進させるため尽力頂いたことに感謝の意を表した。女史は、UNEA-7 が年末に開催されることを想起し、UNEA 決議 5/14 の指示書がそれまでに達成されると期待していると述べた。

8. 事務局長は、2025 年 5 月 1 日にバーゼル条約、ロッテルダム条約及びストックホルム条約締約国会議の傍らで開催される閣僚朝食会への招待状を送付したことを局に報告した。女史はまた、2025 年国連海洋会議の傍らでハイレベルイベントを開催する可能性について、フランス及びコスタリカの代表者と協議中であることを局に報告した。

9. 事務局長は、INC-5.2 に向けた準備状況について最新情報を提供した。事務局はスイス政府と定期的に会合を行っており、円滑な準備のため、INC-5.2 開催まで 2 週間ごとに会合を継続する予定である。先月、国連ジュネーブ事務所（UNOG）の施設視察が行われた。

10. 視察中、事務局は UNOG がデジタルバッジシステムに移行したことを知らされた。その結果、登録システムを若干調整する必要があった。2025 年 4 月 14 日（月）に参加者に通知が送付され、INC-5.2 への登録が承認され次第、デジタルバッジが交付されることが通知された。その後、Indico プラットフォームから登録確認書が送付される。この確認書は、必要に応じてビザ申請手続きにご利用頂ける。登録済みの代表者は、パレ・デ・ナシオン入口のセキュリティオフィスにて、デジタルバッジと有効なパスポートを提示し、本人確認を受ける必要がある。入場後、会議室への入室に必要な追加の印刷バッジが発行される。

11. 事務局長は、INC-5.2 の登録統計の最新情報を提供した。4 月 14 日（月）現在、618 件の登録があった。これには、47 か国から 84 名の代表団と、234 のオブザーバー組織（うち 228 は NGO、3 は国際機関、3 は国連機関）から 488 名の参加者が含まれている。女史は更に、INC ウェブサイト上の参加者向け情報ノートが準備の進捗状況に応じて定期的に更新されていることを説明した。女史は、各地域に対し、スイスのビザを早期に申請し、宿泊施設確保を働きかけるよう要請した。また、2025 年 8 月 3 日（日）の局の会合のため、国連オタワ事務局（UNOG）に席が確保されていることを局に報告した。

12. 局は、ビザの円滑かつ迅速な発給の重要性について言及された。事務局長は、前回と同

様に、事務局がオンラインビザ支援ポータルを提供する予定であることを局に報告した。代表団がビザ取得に関して直面する可能性のある問題は、全て、そこで報告することができ、報告はスイス政府に送信される。事務局は、参加者を支援するため、ビザ取得手続きに関する通知も発行する。

13. 事務局長は、議長の要請を受け、2025 年 3 月 18 日前回の局会議での議論を反映したロードマップ文書の変更について最新情報を提供した。更新されたロードマップは、2025 年 4 月 2 日局に回付された。

14. 事務局長は、前回の極会議でのこの問題に関する議論、及び UNON キャンパスでの別の会合の延期により、事務局が 2025 年 6 月 30 日から 7 月 2 日までナイロビの国連本部で主席交渉官会合を開催する会場を確保できたことを局に報告した。また、6 月 29 日に行われる地域協議のための会場も確保する予定である。このスケジュールは、化学物質に関する世界枠組みオープンエンド作業部会（GFCC）の会合から一部の代表者が帰国する可能性を考慮したものである。女史は又、ボンでの会議場所の選定を支援するというドイツ政府の親切な申し出に感謝の意を表したが、調達手続きに伴うスケジュール調整のため、この開催オプションはもはや現実的ではないと指摘した。

15. 議長は、対面式の HOD 会合では、INC-5.2 における作業構成に加え、実質的な議題に焦点を当てる意向を示し、局に対し、会合の焦点と作業構成の可能性について意見交換を求めた。局メンバーの間で意見は分かれ、作業構成に焦点を当てることを望む意見もあれば、実質的な事項にも取り組みたいと考える意見もあった。局は、各地域との協議とフィードバックを促進するため、提案されている会合の議題案を局に提出するよう要請した。議長は、事務局の支援を得て、対面式の HOD 会合の議題案を作成し、週を通して局と共有することを確認した。

16. 議論の後、議長は、非公式の対面式の HOD 会合が 2025 年 6 月 30 日（月）から 7 月 2 日（水）までケニアのナイロビで開催されることをまとめた。会合は、代表団長プラス 2 名（HOD+2）の形式で開催され、対象国ごとに最大 2 名までの参加者に財政支援が提供される。会合では、INC-5.2 における実質的な事項と作業計画の両方が議論される。会合の形式としては、全体会合と分科会が挙げられ、INC-5 共同議長がファシリテーターを務めることが想定される。検討すべき事項は今後数週間で決定される。2025 年 5 月に予定されている事務局のリトリートも、対面式の HOD 会合について更に議論する重要な機会となる。

17. リモートの HOD 会合も活用する可能性が提起された。議長は、リモートの HOD 会合は有益なフォーラムとして機能する一方で、対面式の会議は INC-5.2 の成功に向けた重要

な機会となり、加盟国間の意見交換の機会となると指摘した。リモートの HOD 会合の活用の可能性については、今後数週間のうちに更に議論される予定である。

18. 局は、ナイロビで開催される HOD 会議に先立ち、可能であれば 6 月 29 日に、対面式の局会議を開催する可能性を検討するよう事務局に要請した。

19.局は、2025 年 2 月 27 日の常駐代表者委員会小委員会会合において、ナイロビに拠点を置く代表者による HOD 会合への参加を認めるよう要請された件について議論した。全ての国がナイロビに常駐代表部を置いているわけではないことが指摘された。従って、局は「1 プラス 2」方式を支持した。この方式では、加盟国は INC 代表団長 1 名を含む最大 3 名の代表に加え、追加代表 2 名を登録するよう要請される。ナイロビを拠点とする代表も、指定される 3 名の各国代表に含まれる可能性がある。局は、事務局から提供された情報に基づき、対象国ごとに最大 2 名の参加者の旅費を支援できることを指摘した。

20. 局は、シナリオノートの作成に役立てるための意見や情報提供に十分な時間を確保することの重要性を強調した。シナリオノートの草案は事前に局に共有され、シナリオノートは公表前に局に共有されることが確認された。

21. 事務局長は、地域協議の開催に関する最新情報を提供した。2025 年 6 月 3 日から 5 日にパナマで開催される GRULAC、及び 6 月 9 日から 11 日にバンコクで開催される APG の地域協議への招待状が発行された。7 月 3 日から 5 日までナイロビで開催されるアフリカ地域協議の招待状は、対面式の HOD 会合と連続して開催される。招待状の回覧に先立ち、事務局は局及び地域コーディネーターと連絡を取る。EEG 地域協議について、事務局長は、副議長らが 5 月末にジュネーブで会合を開催し、局のリトリートと連続して開催することを希望していることを指摘した。しかし、その時は 2 日間の地域会合を開催するための会議室が確保できなかった。そのため、2 日間の協議を確実に実施するため、事務局長はナイロビで開催される対面式の HOD 会合と連続して開催することを検討するようグループに要請した。

22. ロードマップ文書に関する最新情報を提供するにあたり、事務局長は、議長と協議した結果、INC-5.2 の作業構成案に関する最新情報を提供するオブザーバーとのウェビナーは予定通り実施されることを強調した。前回のロードマップに含まれていた 2 回目のウェビナーは、INC-5.2 の作業構成に関する情報及びその他の関連情報が HOD で伝えられる予定であるため割愛された。対面式の HOD 会合への招待状が送付された後、ロードマップは更新される。

23. 事務局長は、議長の要請を受け、2025 年 5 月 26 日及び 27 日にジュネーブの国際環境ハウス 2 で予定されている局のリトリートの準備状況について最新情報を提供した。女史は、2025 年 4 月 2 日に配布されたリトリートの議題案及びプログラム案を紹介し、局で既に合意されているとおり、INC-5 コンタクトグループの共同議長は、2025 年 5 月 27 日に予定されているコンタクトグループ作業に関する議論に参加するよう招待されることを指摘した。

24. 先週、局と共同議長に日程変更の案内状が送付された。事務局長は、まだ回答していない関係者に対し、事務局が国連規則及び規則に沿って渡航手配を最終決定できるよう、回答を求めた。

25. リトリートの準備に関して、局は議長に対し、リトリート中の議論をより良くするため、コンタクトグループにおける作業の組織化の可能性について共同議長から事前に意見を求めるよう要請した。局はまた、リトリートに先立ち、ガイダンスとなる質問と意見文書を十分前もって受領することの重要性を強調し、外交会議における決議案の準備に役立てるため、INC が外交会議に提起したい可能性のある問題について議論するための時間をリトリート中に確保すべきと考えた。

26. 事務局長は、INC-5 共同議長による別個の会合を、2025 年 5 月 28 日（水）及び 29 日（木）に、局のリトリートと連続して開催することを局に通知した。これは、共同議長がリトリートの 2 日目の一部に参加できるようにするためである。事務局は、この会合の準備について共同議長と連絡を取る。コンタクトグループ共同議長会合への法文起草グループ（LDG）共同議長の参加に関する質問に対し、議長は、この会合の目的は、コンタクトグループ間の作業の調和と、実質的な議論を進めるための最善の方法について議論することであると明確にした。従って、この会合の焦点は、INC-4 で合意された LDG の指示書とは関連しない。

27. 会議冒頭の要請に基づき、局は INC-5.2 における閣僚の参加について「その他の事項」の項で議論した。事務局長は、2025 年 3 月 18 日の前回会合で INC-5.1 の閉会全体会議における要請に応え、女史が閣僚に対し INC-5.2 への出席と合意文書作成への協力を要請する書簡を送付したことを局に報告した。女史は、通常の資金提供を受けた代表団に加え、閣僚の出席を支援するための特別かつ専用の資金が利用可能であることを局に伝えた。

28. 議長は事務局長からの最新情報提供に感謝の意を表し、INC-5.2 への閣僚の関与、特に 2025 年 8 月 12 日から始まる会期末に向けた閣僚の関与の重要性を強調し、こうした関与は交渉努力を支援するものであると述べた。

29. 局は、閣僚の関与を通じて並行した交渉経路を作らないことの重要性、そしてそうした関与の方法について局との協議の上、早急に決定することの重要性を指摘した。また局会議の前に、この件について更なる議論が行われる可能性のある招待状が送付されたことへの懸念も表明された。

30. 議長は閉会の辞において、事務局長の会議参加に感謝の意を表し、局に、会議報告書をできる限り速やかに提出する旨を伝えた。また、局にそれらの貴重な意見と重要な情報提供にも感謝の意を表した。

INC 局「2025 年 6 月 17 日暫定アジェンダ案」2025 年 6 月 5 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47762/Provisional_agenda.pdf

1. 開会及び議題の採択
2. 2025 年 4 月 15 日の局報告書の採択
3. INC-5.2 に向けた計画
   a. 事務局によるロジスティクスの最新情報
   b.共同議長会議に関する説明
   c. 非公式対面式主席交渉官会合の計画
4. その他
5. 閉会

暫定議題（注釈付き）
事務局による注記

1. 開会及び議題の採択
INC 議長ルイス・ヴァヤス・バルディビエソ（エクアドル）が開会の辞を述べる。INC 事務局長ジョティ・マトゥール＝フィリップが開会の辞を述べる。局は暫定議題を採択するよう要請される。

2. 2025 年 4 月 15 日の局報告書の採択。
議長は、2025 年 4 月 15 日に開催された局報告書を採択するよう要請される。

3. INC-5.2 に向けた計画。
   a. 事務局によるロジスティクスの最新情報。

事務局長は、INC-5.2 の準備状況について最新情報を提供する。
局は、準備状況を検討するよう要請される。

b.共同議長会議に関する説明。
事務局は、2025 年 5 月 28 日～29 日に開催された INC-5 非公式共同議長会議に関する説明を提供する。

c. 非公式対面式主席交渉官会合の計画。
事務局長は、2025 年 6 月 30 日から 7 月 2 日にケニアのナイロビで開催される非公式の主席交渉官会合の準備状況について最新情報を提供する。議長は会合のシナリオに関する最新情報を提供する。局はこれらの事項を検討する。

4. その他
局はその他の事項を検討する。

5. 閉会
議長は次回の局会合について通知する。事務局長と議長は閉会の辞を述べる。

INC 局「2025 年 6 月 30 日&7 月 2 日暫定アジェンダ案」2025 年 6 月 23 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47955/Provisional_Agenda_Bureau_Meetings.pdf

暫定議題
事務局による注記
1. 開会及び議題の採択
2. 2025 年 6 月 17 日局会議報告書の採択
3. 非公式対面式主席交渉官会議の準備
4. INC-5.2 に向けた計画
5. その他
6. 閉会

注釈付き暫定議題
事務局による注記
1. 開会及び議題の採択
INC 議長ルイス・ヴァヤス・バルディビエソ（エクアドル）が開会の辞を述べ、その後、

INC 事務局事務局長ジョティ・マトゥール＝フィリップが開会の辞を述べる。局は暫定議題を採択するよう要請される。

2. 2025 年 6 月 17 日の議長会合報告書の採択
議長は、2025 年 6 月 17 日に開催された前回の会合報告書を採択するよう要請される。

3. 非公式対面式の主席交渉官会合の準備[2]
議長は、2025 年 6 月 30 日から 7 月 2 日までケニアのナイロビで開催される非公式対面式の主席交渉官会合の計画に関する最新情報と最終的な見解を報告する。議長は、会合の準備状況を検討するよう要請される。

4. INC-5.2 に向けた計画[3]
事務局長は、INC-5.2 に向けたロジスティクス準備の最新情報を報告する。議長は、これらの準備状況を検討するよう要請される。議長は、議長団に対し、非公式の主席交渉官会合の結果を検討し、シナリオノートの最終決定を含む INC-5.2 の戦略計画に関する指針を提供するよう求める。

5. その他の事項
局は、その他の事項についても検討するよう求められる。

6. 会合の閉会
議長は、次回の局会合の開催予定について通知する。議長と事務局長は閉会の辞を述べる。

INC 局「2025 年 7 月 2 日局会議の概要とアクション指針」 2025 年 7 月 11 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48162/Bureau_Report_02072025.pdf

事務局による注記

1. 会議には以下のメンバーが出席した：
INC Chair: Mr. Luis Vayas Valdivieso (Ecuador);
African States: Ms. Juliet Kabera (Rwanda);
Asia-Pacific States: Mr. Hiroshi Ono (Japan); Mr. Mohammed Albarrak (Saudi Arabia);
Eastern European States: Mr. Harry Liiv (Estonia); Ms. Irma Gurguliani (Georgia);
Latin American and Caribbean States: Mr. Gustavo Meza-Cuadra Velasquez (Peru);

Small-Island Developing States: Ms. Asha Challenger (Antigua and Barbuda);
Western European and Other States: Ms. Johanna Lissinger-Peitz (Sweden), Ms. Larke Williams (United States of America).

2. INC 事務局からは、ジョティ・マトゥール・フィリップ事務局長が出席した。

3. INC 議長は、ナイロビで開催された首席交渉官（HOD）会合における局のガイダンスに対し、深い感謝の意を表して会合の冒頭に述べた。議長は、会合は非公式なものであったものの、生産的で、INC 5.2 にとって貴重な指標となったと述べた。また、局を歓迎し、8 月の合意達成に向けた継続的な尽力に感謝の意を表した。

4. 局は、会合の暫定議題を検討した。HOD 会合に先立ち、2025 年 6 月 30 日に開催された局会合の非公式な性質を反映させるため、議題が改訂された。その結果、HOD 会合の準備に関する項目が削除された。この改訂を経て、暫定議題が採択された。

5. 局は、2025 年 6 月 17 日に開催された会合の要約と行動指針を検討し、承認した。

6. 議長は局に対し、HOD 会合において代表団から提出された意見を踏まえ、シナリオノートの最終化に取り組む予定であると伝えた。事務局は、7 月 9 日（水）に重要なコメントを提出し、議長が 7 月 11 日（金）にシナリオノートを最終化し、INC ウェブサイトで公開することを目指した。

7. 局は HOD 会合を振り返り、前向きな議論、活発な議論、そして新たな橋渡しとなる解決策の創出に留意した。分科会や非公式な非公式会合を含む会合形式はうまく機能したと指摘された。INC-5.2 についても、小規模代表団の能力に留意しつつ、同様の方法を検討することができる。

8. 局は、文書の一部の領域について合意形成に依然として課題が残っていることを認識した。それでもなお、局は、広範な意見交換が行われ、代表団間の相互理解が深まりつつあることに勇気づけられた。

9. 局は、今後のプロセスにおける明確化の重要性を強調した。これには、INC-5.2 の共同議長がコンタクトグループ間で効果的かつ一貫した議論を促進できるよう、明確な指針を示すことが含まれる。

10. 局はまた、シナリオノートにおいて、INC-5.2 における議長のテキストへの文言提案の

反映方法について明確に規定することの重要性にも言及し、多数の提出による文書の拡大は避けるべきであると指摘した。

11. 局は、信頼性構築の重要性についても言及した。コンタクトグループは、まず収束性の高い条項から議論すべきか、それとも多くの未解決の問題を抱える条項から議論すべきかについて、様々な意見が示された。また、全ての条項に対処するため、バランスの取れたアプローチの必要性も提起された。局は、委員会全体、特に会期中の文書の発行において、文書に対する委員会全体のオーナーシップの重要性を指摘し、特定の問題への固執を避ける包括的なアプローチを奨励した。更に、局は「画一的な」アプローチは効果的ではない可能性があることを認識した。

12. 局は、INC-5.2 に先立ち、今後開催される 2 つの会合を活用してプロセスを効果的に支援することについて議論した。シナリオノートの公表後、その概要を紹介するためのリモートでの HOD 会議の必要性が指摘され、開催時期はノート公表の翌週が考えられるとした。

13. 議長は、次回の局会合は 7 月 22 日（火）15:00～17:00（東部標準時）に予定されていると発表した。

INC 局「2025 年 7 月 22 日暫定アジェンダ案」2025 年 7 月 11 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48163/Bureau_Agenda_22072025.pdf

事務局による覚書

1. 開会及び議題の採択。
2. 2025 年 7 月 2 日局会議報告書の採択。
3. INC-5.2 の計画。
   a. 事務局によるロジスティクスの最新情報。
   b. INC-5.2 における作業計画。
4. その他の事項。
5. 閉会。

暫定議題案（注釈付き）
事務局による覚書

1. 開会及び議題の採択。
INC 議長のルイス・ヴァヤス・バルディビエソ（エクアドル）が開会の辞を述べ、その後、INC 事務局事務局長ジョティ・マトゥール＝フィリップが開会の辞を述べる。局は暫定議題を採択するよう要請される。

2. 2025 年 7 月 2 日局会議報告書の採択。
局は、2025 年 7 月 2 日に開催された前回の局会議報告書を採択するよう要請される。

3. INC-5.2 の計画。
a. 事務局によるロジスティクスの最新情報。
事務局長は、INC-5.2 のロジスティクス準備の最新情報を提供する。局は、これらの準備状況を検討するよう要請される。

b. INC-5.2 における作業構成。
議長は、議長のシナリオノートに基づき、INC-5.2 における作業構成の計画に関する更なる側面を紹介する。

4. その他の事項。
局は、その他の事項を検討するよう要請される。

5. 閉会。
議長は、次回の局会議について指示する。議長と事務局長は、閉会の辞を述べる。

INC 局（Bureau）「2025 年 7 月 22 日局会議草案概要及び行動指針」2025 年 8 月 1 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48279/Draft_Bureau_Report.pdf

事務局によるメモ
1. 会議には以下のメンバーが出席した：

INC Chair: Mr. Luis Vayas Valdivieso (Ecuador);
African States: Mr. Ndiaye Cheikh Sylla (Senegal);
Asia-Pacific States: Mr. Hiroshi Ono (Japan); Mr. Mohammed Albarrak (Saudi Arabia);
Eastern European States: Mr. Harry Liiv (Estonia); Ms. Irma Gurguliani (Georgia);
Latin American and Caribbean States: Mr. Gustavo Meza-Cuadra Velasquez (Peru);
Small-Island Developing States: Ms. Asha Challenger (Antigua and Barbuda);
Western European and Other States: Ms. Johanna Lissinger-Peitz (Sweden), Ms. Larke Williams (United States of America).

2. INC 事務局からは、ジョティ・マトゥール・フィリップ事務局長が出席した。

3. 会議は、定足数に達するまで非公式形式で開始され、その後、正式な会議として継続された。

4. INC 議長は、局を歓迎し、2 週間後に実質的な作業が開始されることを強調して会議を開会した。彼は、対面式及びオンライン形式で行われた首席交渉官（HOD）会議に言及し、ジュネーブで開催される最終 INC 会議の成功に対する楽観的な見通しを示した。

5.局は、会議の暫定議題を検討し、採択した。

6.局は、2025 年 7 月 2 日に開催された会議の要約と行動指針を検討し、承認した。

7. 事務局長は、INC-5.2 の準備に関するロジスティクスの最新情報を提供した。本報告日現在、登録参加者総数は、委員会メンバー178 名とオブザーバー組織 620 名から承認され、合計 3,535 名となっている。INC-5.2 には、現在までに 83 か国から 99 名の高官が登録されており、内訳は大臣 57 名、副大臣 23 名、ハイレベル代表 19 名である。また、旅費補助申請は、対象国 133 か国から 340 件受理されている。

8. INC-5.2 期間中のロジスティクスについて、事務局長は局に対し、バッジの発行は 2025 年 8 月 3 日（日）午前 9 時から開始されると通知した。ジュネーブの常駐代表部は、7 月 28 日からジュネーブ国連本部（UNOG）プレグニー・ゲートにて、代表団用のバッジを受け取ることができる。詳細は、通知を通じてお知らせするとともに、参加者向けの最新版情報ノートにも記載される。

9. コンタクトグループ専用ルームの一つに電源コンセントが不足しているため、変更となった。会期第 1 週は、463 席の代替ルームを用意する。全委員に席が割り当てられ、オブザ

ーバー席も限定数用意する。また、関心のある参加者全員に対応できるよう、オーバーフロールームを用意する。第 2 週は、2 つの大きな部屋が必要になった場合、本会議場を使用する必要があるかもしれない。

10. 先日の対面式 HOD 会議ではテスト段階であった INC アプリが、現在完全に稼働している。INC ウェブサイトに加え、日々のスケジュールに関する主要な情報源の一つとなるため、参加者の皆様にダウンロードを推奨する。会期中プラットフォームも会期開始時に利用できる。全てのフォーカルポイントには、現在登録されているユーザー名が正しいことを確認するよう通知を送付した。そうでない場合は、2025 年 7 月 28 日（月）までに新しいユーザーを指名されたい。プラットフォームの取扱説明書やセッションごとのガイダンスなど、詳細については、登録プロセスが完了したら、来週別途通知する。

11. 議長は、シナリオノートに基づき、INC 5.2 の計画に関する最新情報を提供した。議長は、対面及びオンラインの HOD 会合を振り返り、INC-5.2 において、より収束性の高い条項から交渉を開始することを望む加盟国もあれば、収束性の低い項目から開始することを望む加盟国もあったことを指摘した。そのため、議長は、会期のスケジュール決定において、全ての条項に優先順位をつけるのではなく、バランスの取れたアプローチをとる必要があることを強調した。コンタクトグループは、会期の最初の 4 日間で、それぞれの指示書に含まれる全ての条項について、可能な限り明確なテキストを作成し、検討することが期待される。

12. 2024 年 12 月 1 日議長のテキストは、引き続き議論の出発点となる。加盟国グループからの提案は、立場の隔たりを埋める解決策に焦点を当て、幅広い加盟国と協議して作成されるべきである。こうした提案は、関係するコンタクトグループで提示され、交渉される必要がある。

13. コンタクトグループは、追加的な議論が必要な条項について、集中的な作業を行うための非公式会合を開催できる。こうした議論の成果は、コンタクトグループに持ち帰られ、検討される。コンタクトグループには、中間成果物が入手可能になり次第、定期的に公表することが求められる。最初の 3 日間のスケジュール案は現在作成中で、7 月 25 日（金）までに公表される予定である。

14. 議長は、あらゆる交渉プロセスにおいて慣例となっているように、コンタクトグループによる検討のため可能な解決策を提示するなど、交渉を積極的に促進し、プロセスを導く共同議長の重要な役割を再確認した。コンタクトグループが最終的にテキストの共同所有権を持つことが不可欠である。

15. 議長は、再開会合の開始以来、着実に進展を遂げることの重要性、そして、メンバーが共同所有権に基づき、明確な文書を作成することに注力し、建設的で前向きかつ解決志向の精神で議論を継続することの重要性を表明した。また、議長は、限られた時間の中で、外交会議への勧告を含む他の事項よりも、テキストの最終決定を優先すべきであると指摘した。

16. 局は、2025 年 8 月 3 日（日）の会合の一部に共同議長を招待することに合意した。議長は、局に対し、共同議長と連絡を取り、この合同会合の日程を調整するよう要請した。

17. 局は、会合期間中の毎日の会合を夜間に定例開催することに合意した。但し、時間的な都合により日程変更の可能性もある。局は、毎日の夜間の会合に適切な時間を特定する。

18. 事務局長は、高官級の代表の参加に関する議定書の取決めに関する詳細は、2025 年 7 月 28 日（月）までに送付すると局に通知した。

19. 議長は、次回の局会合は、8 月 3 日（日）14:00～17:00、ジュネーブのパレ・デ・ナシオンで開催される予定であると通知した。

INC 局「2025 年 8 月 3 日暫定アジェンダ案」2025 年 7 月 29 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48270/03082025_Provisional_Agenda.pdf

事務局による覚書
1. 会議の開会及び議題の採択
2. 2025 年 7 月 22 日の議長会合報告書の採択
3. INC-5.2 の計画
   a. 事務局によるロジスティクスの最新情報
   b. INC-5.2 における作業構成
4. その他
5. 会議の閉会

暫定議題への注釈
事務局による覚書
1. 会議の開会及び議題の採択
   INC 議長ルイス・ヴァヤス・バルディビエソ（エクアドル）が開会の辞を述べ、その後、

UNEP 事務局長インガー・アンダーセンが開会の辞を述べる。議長は暫定議題の採択を要請する。

2. 2025 年 7 月 22 日の議長会合報告書の採択

議長は、2025 年 7 月 22 日開催された前回の会合報告書を採択するよう要請する。

3. INC-5.2 の計画

a. 事務局によるロジスティクスの最新情報

事務局長は、INC-5.2 のロジスティクス準備の最新情報を提供する。議長は、これらの準備状況を検討するよう要請される。

b. INC-5.2 における作業構成

議長は、シナリオノートに基づき、INC-5.2 における作業構成の計画に関する更なる側面を紹介する。

4. その他の事項

議長はその他の事項を検討するよう要請される。

5. 会合の閉会

議長は次回の議長会合について指示する。議長と事務局長は閉会の辞を述べる。

INC-5.2「主席交渉官会合　議長によるテキスト」2025 年 5 月 30 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47698/Note_HoDs.pdf

主席交渉官（HOD）による対面形式の会合は、2025 年 6 月 30 日から 7 月 2 日まで、ケニアのナイロビで開催される予定である。

目的：
本会合の目的は、INC 5.2 における交渉終結に向けて、加盟国間の意見交換の機会を提供することである。この意見交換は、加盟国が相互理解を深め、法的拘束力のある国際条約の最終化に向けた今後の方向性を特定することを目的としている。更に、議長は INC 5.2 における作業の進め方と構成を提案する。加盟国は、それぞれの視点から合意の最終化に向けて最も重要と考える要素について、意見交換と相互理解の促進に重点を置くことが推奨される。

参加：
会合の形式は、代表団長＋2 名、即ち INC に指名された主席交渉官、又は主席交渉官の代理と更に 2 名の代表者で構成される。加盟国は、本会合に最大 3 名まで参加登録できる。ナイロビを拠点とする代表者は、会議に出席できるよう指名された 3 名の代表者のうちの 1 名となる場合がある。対象国からは最大 2 名までの参加者の旅費が支給される。

議論の内容と成果：
5 回の交渉会期と数多くの非公式会合及び専門家会合を経て、全ての代表団は互いの立場を深く理解している。HOD 会合は、将来を見据え、共通の基盤と今後のあり方について議論するプラットフォームとなることを目的としている。

この会合は非公式会合として開催される。共通の基盤と今後のあり方について議論するための有益なプラットフォームとなるものであり、意思決定を行う会合ではない。作業計画または実質的な事項に関する決定は、INC 自身の権限である。

また、加盟国は、会議の合間に非公式協議を行うことも可能である。

議論事項：
本会議では、以下の事項について議論する。
1. 2024 年 12 月 1 日付議長のテキストを考慮に入れ、協定草案の各要素について、今後の進め方について検討する。

2. INC-5.2 における作業計画

議長会議では、下記の通り、全体会議と分科会の両方を開催し、特定された一連の議論課題に焦点を当てる。分科会は 2 つまでしか同時開催しない。

分科会における議論は、着地点、収束点、そして橋渡しとなる解決策の特定に焦点を当てることが期待される。

分科会における集中的な議論のため、要素は以下の 6 つのクラスターに分類される（12 月 1 日付議長文書の条項を参照）。
クラスターA : 前文、目的（第 1 条）、原則（第 1 条の 2）、公正な移行（第 10 条）、保健（第 19 条）。

クラスターB : プラスチック製品（第 3 条）、免除（第 4 条）、プラスチック製品の設計（第 5 条）、持続可能な生産（第 6 条）、定義（第 2 条）、適用範囲。

クラスターC : 排出及び漏出（第 7 条）、プラスチック廃棄物管理（第 8 条）、既存のプラスチック汚染（第 9 条）。

クラスターD : 資金メカニズム（第 11 条）、能力構築、技術支援及び技術移転（第 12 条）。

クラスターE : 実施と遵守（第 13 条）、国別計画（第 14 条）、報告（第 15 条）、有効性評価（第 16 条）、情報交換（第 17 条）、広報、啓発、教育及び研究（第 18 条）。

クラスターF : 締約国会議（第 20 条）、補助機関（第 20 条の 2）、条約の改正（第 23 条）、附属書の採択及び改正（第 24 条）、投票権（第 25 条）、発効（第 28 条）。

HOD 会議における作業計画：
2025 年 6 月 30 日（月）

時間	設定	想定される範囲	ファシリテーター
10:00～12:00	全体会議	開会、会議の目的、HOD における作業の進め方と構成	INC 議長
12:00～13:00	BGs	クラスターB に関する分科会 クラスターD に関する分科会	INC5 共同議長 未定
13:00～15:00	昼食		

15:00～17:00	BGs	クラスターB に関する分科会（続き） クラスターD に関する分科会（続き）	INC5 共同議長 未定
17:00～18:00	全体会議	分科会からのフィードバック	INC 議長

2025 年 7 月 1 日（火）

時間	設定	想定される範囲	ファシリテーター
9:00～13:00	BGs	クラスターC に関する分科会 クラスターF に関する分科会	INC5 共同議長 未定
12:00～13:00	全体会議	分科会からのフィードバック	INC 議長
13:00～15:00	昼食		
15:00～18:00	BGs	クラスターA に関する分科会 クラスターE に関する分科会	INC5 共同議長 未定

2025 年 7 月 2 日（水）

時間	設定	想定される範囲	ファシリテーター
10:00～11:00	全体会議	クラスターA と E に関する分科会からのフィードバック	INC 議長
11:00-12:00	全体会議	INC 5.2 における作業計画	INC 議長
12:00-15:00	昼食	会員協議スペース	
15:00-17:00	全体会議	INC 5.2 における作業計画	INC 議長
17:00-17:30	全体会議	今後の進め方と会議の終了	INC 議長

「INC 主席交渉官による非公式対面会議開催のお知らせ：INC 議長からのお知らせ｜2025 年 6 月 30 日～7 月 2 日、ケニア、ナイロビ」2025 年 6 月 3 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47710/03062025_Chairs_Note_HoDs.pdf

プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会（INC）議長、ルイス・ヴァヤス・バルディビエソ大使閣下に代わって、2025 年 6 月 30 日から 7 月 2 日までケニア・ナイロビの国連事務所で開催される INC 主席交渉官による非公式対面会合に関する議長の覚書を伝達します。会合に先立ち、2025 年 6 月 29 日に地域協議が行われます。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

INC 事務局にご質問等ございましたらいつでも unep-incplastic.secretariat@un.org までご連絡ください。

「INC 主席交渉官による非公式対面会合に関する実用情報｜2025 年 6 月 30 日～7 月 2 日、ナイロビ」2025 年 6 月 27 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48040/HoD_Practical_Information.pdf

2025 年 6 月 30 日から 7 月 2 日まで、ケニアのナイロビ国連事務所（UNON）で開催される INC（国際連合）主席交渉官（HOD）による非公式対面会議について、会議に関する具体的な情報を以下にお知らせします。

会場：非公式対面会議は、ギギリの国連通りにある UNON 会議室 2 で開催されます。

会議の形式：主席交渉官と追加代表 2 名による会議形式です。

バッジの発行：参加する全ての代表団は、バッジを受け取る前に事前登録を行う必要があります。

バッジの発行はビジターパビリオンで行います。バッジの受取り開始時間は、2025 年 6 月 29 日（日）午前 9 時からに変更されました。バッジの発行時間は、参加者向けの HOD 向け情報ノートに記載されています。会場及び会議室への入場には、有効な HOD 会議バッジの提示が必要です。

会議バッジの受け取り：HOD 会議バッジは、承認された各代表者がお受け取りください。会議バッジを受け取るには、国連イベントパス／QR コードと身分証明書（パスポート又は国民 ID カード）をご提示ください。バッジを直接受け取ることができない場合は、代理でバッジを受け取る権限のある方の氏名を明記の上、口頭又はメールにて unep-

incplastic.registration@un.org までご連絡ください。代理でバッジを受け取る方は、受け取るバッジごとのイベントパスをご持参ください。

日当手当（DSA）：DSA の配布は会議会場で行われ、2025 年 6 月 29 日（日）10:00 より開始されます。DSA の配布スケジュールの詳細は、参加者向け HOD 情報ノートに記載されています。手当を受領された参加者は、パスポート、搭乗券、及び領収書原本を指定の職員にご提示ください。DSA ルームの場所については、会場内の案内標識をご確認ください。

会議スケジュール：会議のスケジュールは、会議のウェブページ（こちら）で毎日更新されます。また、会議期間中は随時更新されます。会場のアナウンスや関連情報については、スケジュール（及び会場内のスクリーン）をご確認ください。

レセプション：会議にご参加頂く代表は、2025 年 6 月 30 日（月）18 時 15 分より UNON イベント＆ウェルネスセンターにてレセプションを開催します。まだ出席を確定されていない代表は、こちらのリンクから確定をお願いします。

二国間会議室：二国間会議のご希望は、日時、代表団人数、その他の関連情報を明記の上、ailis.rego@un.org までメールにてご連絡ください。メール送信の際は、件名に「二国間会議室利用希望」とご記入ください。二国間会議室の数に限りがあるため、ご予約は先着順となります。代表の事務所／会議室はご利用頂けません。

プラスチックフリー会議：給水用のウォーターサーバーをご用意します。会議には各自でカップと水筒をご持参ください。また、ネックストラップもご持参ください。

対面式会合に関する詳細は、参加者向けの HOD 情報ノート及び会合専用ウェブページをご覧ください。

INC 事務局にご質問等ございましたら、いつでも unep-incplastic.secretariat@un.org までご連絡ください。

「【重要なお知らせ】HOD 会合に続く INC-5.2 における閣僚／高官への旅費補助の変更について」2025 年 7 月 4 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48206/04072025_Ministerial_Travel_Support.pdf

2025 年 6 月 30 日から 7 月 2 日までナイロビで開催された非公式の首席交渉官会合におい

て、UNEP 事務局長が政府間交渉委員会（INC）メンバーと協議した結果、当初閣僚／高官に割り当てられていた旅費補助について、代表団の皆様に以下の点をお知らせします。
▪ INC-5.2 への登録は、2025 年 7 月 11 日（金）23 時 59 分（東アフリカ時間）まで受け付けています。INC-5.2 への登録はこちらをクリックしてください。

▪ 自国の閣僚又はその他の高官への旅費補助をまだ申請していない対象国は、代わりに、役職に関わらず、代替代表者への旅費補助を申請する機会をご利用頂けます。閣僚／その他の高官／代替代表者への旅費補助申請ポータルは、2025 年 7 月 11 日（金）23 時 59 分（東アフリカ時間）まで開設しています。この旅費補助を申請するには、こちらをクリックしてください。

INC-5.2 の開始までの期間が限られているため、これが最終期限となりますのでご注意ください。

代表団の皆様には、旅費補助に関する以下の重要事項についてもご確認ください：
1. この通知以前に承認された申請内容の変更は、既に手続きが進行中のため、現段階では変更できません。

2. 閣僚／その他の高官／代理代表への旅費補助は、エコノミークラスの往復航空運賃、最大 4 日間の日当（DSA）、及び現地滞在費をカバーします。この旅費補助は、通常の旅費補助対象者である 2 名の代表団に追加されるものであり、例外的なものです。

3. 登録と旅費補助の申請は別々の手続きです。

4. 登録の承認は自動ではなく、時間がかかる場合がありますので、早めの対応が不可欠です。まだ登録されていない場合は、出来るだけ早く登録してください。

5. 旅費補助の申請は、登録が完了し承認された後にのみ審査されます。

6.代表団は、INC-5.2 に既に登録済みの代表を指名することを強くお勧めします。これにより、旅費補助の申請のみで済むため、手続きが迅速化されます。

7. 代表団は、登録ポータルと旅費補助ポータルの両方に、必要な全ての書類が正しくアップロードされていることを確認してください。書類に誤りや不足があると、処理が遅れる場合があります。

ご質問やご不明な点がございましたら、INC 事務局（unep-incplastic.secretariat@un.org）までお気軽にお問い合わせください。

「INC 主席交渉官による非公式対面会議に関するアンケート｜2025 年 6 月 30 日～7 月 2 日、ケニア、ナイロビ」2025 年 7 月 5 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48207/05072025_HODs_Survey.pdf

2025 年 6 月 30 日から 7 月 2 日まで、ケニアのナイロビ国連事務所（UNON）にて開催された INC（国際連合）主席交渉官（HOD）による非公式対面会合へのご参加、誠にありがとうございます。

INC 事務局による今後の会合準備に役立てるため、参加者の皆様には 2025 年 7 月 15 日までに専用のアンケートにご回答頂きますようお願いします。アンケートはこちらからアクセス頂けます。アンケートへの回答は匿名で扱われます。

INC 事務局にご質問等ございましたら、いつでも unep-incplastic.secretariat@un.org までご連絡ください。

皆様からのご意見に感謝申し上げます。スイスのジュネーブで開催される INC-5.2 で皆様をお迎えできることを楽しみにしております。

「改訂コンセプトノートの回覧 - INC 5.2 を支援する閣僚へのアレンジメント」2025 年 7 月 11 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48209/11072025_Concept_Note.pdf

国連環境計画（UNEP）事務局長インガー・アンダーセンから 2025 年 4 月 15 日付で送付された招待状に続き、2025 年 8 月 5 日から 14 日までスイス・ジュネーブのパレ・デ・ナシオンで開催される予定のプラスチック汚染に関する政府間交渉委員会（INC-5.2）第 5 回会期第 2 部への閣僚参加に関する改訂コンセプトノートを添付します。

INC-5.2 への閣僚参加は、2025 年 8 月 12 日から 14 日までの 3 日間の開催を予定しています。閣僚その他の高官の出席は、ハイレベルの政治的関与が有益となる可能性のある未解決事項の解決を支援することを目的としています。

会合に関する詳細は、INC-5.2 のウェブページでご覧頂けます。INC 事務局は、ご質問等ございましたら、unep incplastic.secretariat@un.org までご連絡ください。

コンセプトノート
プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会（INC-5.2）第 5 回会期第 2 部への閣僚参加
日時：2025 年 8 月 12 日～14 日
会場：パレ・デ・ナシオン（スイス、ジュネーブ）

i. 背景
海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定する政府間交渉委員会（INC-5.2）第 5 回会期第 2 部は、2025 年 8 月 5 日から 14 日まで、スイス、ジュネーブで開催される予定です。

これに関連し、事務局長は 2025 年 4 月 15 日付の書簡を環境担当大臣に送付し、INC-5.2 への出席を要請しました。書簡では、事務局長が主催する一連の閣僚会合が 8 月 12 日から開始される予定であることが通知されました。

ii. 閣僚参加の目的
包摂性と透明性の原則に基づき、閣僚、主席交渉官、その他の高官の参加は、プラスチック汚染対策における各国の取組みと経験について、閣僚その他の高官間で非公式な意見交換を促進することを目的としています。これらの意見交換は INC プロセスの一部ではありません。

このイベントは、高官が各国の政策に関する情報を共有し、実施上の課題について対話を行い、パートナーシップの機会について議論するための非公式な場を提供します。このイベントは、技術的な交渉とは一切重複することなく開催されます。このイベントは、厳密に非交渉的な性質のものであり、成果物や文書草案への文言上の介入を生み出すものではありません。

iii. 期間及び方法
a. 閣僚級の参加は、8 月 12 日から再開会期最終日までの 3 日間を予定しています。参加は、8 月 12 日と 13 日に開催される非公式ラウンドテーブル形式の双方向の議論で構成されます。8 月 14 日は会合の開催は予定されていませんが、この日及びそれ以前の日に代表団による二国間の意見交換が開催可能です。

b. 参加の包括性と透明性を確保するため、全ての代表団は、閣僚、主席交渉官、又は代表団が決定するその他の高官レベルでの参加が認められます。

c. 非公式ラウンドテーブル期間中は、6 つの国連公用語（アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語）による通訳が提供されます。

d. 閣僚級ラウンドテーブルは拘束力がなく、交渉の場ではなく、INC プロセスの一部ではありません。

e. 2025 年 8 月 13 日に開催国主催の閣僚レセプションが開催されます。

f. 閣僚間の二国間会談にご利用頂ける部屋が数に限りがあります。二国間会談スペースのご利用をご希望の場合は、ailis.rego@un.org までご連絡ください。メールの件名には「閣僚二国間会談ルーム利用希望」とご記入ください。

g. 二国間会談ルーム：数に限りがありますが、二国間会談にご利用頂ける小会議室を、INC 事務局への書面によるご依頼を頂いた代表団に提供します。ご予約は先着順となります。これらの会議室の最大収容人数は 8 名です。二国間会談のご要望は、ailis.rego@un.org までメールにてご連絡ください。メールの件名には「閣僚二国間会談ルーム利用希望」とご記入ください。重複予約を避けるため、二国間会談を主催する代表団のみがリクエストを送信してください。予約は毎時 25 分前から受け付けます。二国間会談の日時と、会談に参加する相手国代表団の名称を、申込書に明記してください。

h. 議事要旨を含むロジスティクスに関する別の情報ノートを近日中に配布します。

iv. 暫定プログラム

時間	日時：1 日目：2025 年 8 月 12 日（火）
時間：13:15～14:45 会場：XIX	非公式閣僚円卓会議：プラスチック汚染対策における国家レベルの課題 この非公式円卓会議では、以下の事項について議論する予定です： - プラスチック汚染対策における各国の成功事例と課題について議論する。 - 各国の政策及びアプローチの効果的な実施を阻む政策的、技術的、社会的、経済的障壁について概説する。 - 国家レベルのイニシアティブの策定と実施から得られた教

	訓を共有する。 モデレーター：インガー・アンダーセン UNEP 事務局長 形式：閣僚、主席交渉官、その他の高官＋1 名 注記：ご希望の閣僚、その他の高官には、軽食の非公式昼食会をご用意します。時間：12:15～13:00。会場：E 棟 2 階 中二階
時間	日時：2 日目：2025 年 8 月 13 日（水）
時間：13:15～14:45 会場：XIX	非公式閣僚円卓会議：プラスチック汚染対策における適正規範、イノベーション、及びパートナーシップの機会 この非公式円卓会議では、以下の議題について議論します： - 国家政策、イノベーション、そしてソリューション推進における適正規範の概要を示す。 - 循環型社会の推進に関する経験と将来の機会を共有する。 - パートナーシップの拡大に向けた、地域内及び地域間の協力の機会を検討する。 モデレーター：インガー・アンダーセン UNEP 事務局長 形式：閣僚、主席交渉官、その他の高官と 1 名。 注記：閣僚、その他の高官で、ご希望の方には軽食をご用意します。時間：12:15～13:00。会場：E 棟 2 階 中二階スペース。
時間：未定 会場：未定	ホスト国レセプション 手配：未定。
時間	3 日目：2025 年 8 月 14 日（木）
	公式会合は開催しません。

「INC 主席交渉官による非公式オンライン会合への招待｜2025 年 7 月 18 日 13:00～15:00（EAT）」2025 年 7 月 11 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48212/11072025_Online_HoDs.pdf

2025 年 6 月 30 日から 7 月 2 日までナイロビで開催された非公式主席交渉官会合のフォローアップとして、政府間交渉委員会（INC）議長ルイス・ヴァヤス・バルディビエソ大使に代わり、国連加盟国、専門機関、地域経済統合機関の皆様に対し、INC 主席交渉官（HoD）による非公式オンライン会合へのご参加をご案内します。会合は 2025 年 7 月 18 日（火）13:00～15:00（東部標準時）に開催予定です。

このオンライン会合では、2025 年 7 月 11 日に発表された INC 第 5 回会期後半の議長シナリオノート（UNEP/PP/INC.5/INF/13 ADVANCE）に焦点を当てます。この文書はこちらからご覧頂けます。

来週のオンライン会議は、INC 主席交渉官又は主席交渉官代理に加え、2 名の代表者による参加となります。ナイロビでの前回の対面会議への参加登録を済ませた代表者は、自動的に今回のオンライン会議にも参加登録されます。しかし、代表団の参加に変更が生じた場合は、2025 年 7 月 15 日までに INC 事務局（unep-incplastic.secretariat@un.org）まで、新たに指名された代表者の氏名、役職、連絡先（メールアドレスを含む）をお知らせください。

会議は英語のみで行われ、Interactio プラットフォーム上で行われます。会議への参加リンクを記載したメールは、登録された主席交渉官から提供されたメールアドレス宛に、Interactio から直接送信されます。

会議への参加に問題がある場合、特に VPN 又はファイアウォール制限のあるオフィスのコンピューターから参加する場合、VPN 又はファイアウォールを無効にしてみてください。それでも問題が解決しない場合は、モバイルホットスポットなどの別のインターネットソースに切り替えるか、別のデバイスから参加してみてください。これらの操作は、事前に IT 部門の承認を得てください。

詳細については、添付の Interactio のポートとドメインをご覧ください。

Interactio プラットフォームの使用方法の詳細については、Interactio 参加者ガイドラインを参照してください。

今後開催予定の主席交渉官による非公式オンライン会議へのご参加をお待ちしています。

INC 事務局には、必要な情報提供をいつでも unep incplastic.secretariat@un.org までご連絡ください。

「「お知らせ」INC 主席交渉官による非公式オンライン会議｜2025 年 7 月 18 日 13:00～15:00（EAT） 2025 年 7 月 18 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48222/18072025_Online_HODs_Reminder.pdf

2025 年 7 月 11 日付の通知に基づき、INC 主席交渉官（HoD）による非公式オンライン会議が本日 2025 年 7 月 18 日（土）13:00～15:00（東部標準時）に開催されます。

参加者の皆様は、音声・映像確認のため、会議開始 30 分前にオンライン会議にご参加くださいますようお願いします。

会議への参加リンクを記載したメールは、Interactio から登録された代表者の皆様にご提供頂いたメールアドレスに直接送信されました。Interactio からのメールがまだ届いていない場合は、迷惑メールフォルダもご確認ください。

特に VPN 又はファイアウォール制限のあるオフィスコンピューターから会議への参加が難しい場合は、VPN 又はファイアウォールを無効にしてみてください。それでも問題が解決しない場合は、モバイルホットスポットなどの別のインターネット接続に切り替えるか、別のデバイスから参加してみてください。これらのアクションは、事前に IT 部門の承認を得てください。詳細については、添付の Interactio ポートとドメインをご覧ください。

Interactio プラットフォームの使用方法に関する詳細は、Interactio 参加者ガイドラインをご覧ください。

INC 事務局には、必要に応じて unep incplastic.secretariat@un.org までお問い合わせ頂けます。

INC-5「第 5 回会期第 2 部（INC-5.2)」2025 年 3 月 3 日
https://www.unep.org/inc-plastic-pollution/session-5.2

2025 年 8 月 5 日から 14 日、スイスのジュネーブ

海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を作成する政府間交渉委員会第 5 回会期第 2 部(INC-5.2)は、2025 年 8 月 5 日から 14 日まで、スイスのジュネーブにあるパレ・デ・ナシオンで開催される予定である。

再開された会合に先立ち、2025 年 8 月 4 日地域協議が行われる。

「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する政府間交渉委員会第 5 回会期第 2 部(INC-5.2)への招待状」

拝啓

政府間交渉委員会（INC）事務局長 Mrs. Jyoti Mathur-Filipp に代わって、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定する政府間交渉委員会第 5 回会合第 2 部への招待状を送付します。この会合は、2025 年 8 月 5 日から 14 日までスイスのジュネーブにあるパレ デ ナシオンで開催される予定です。この会合に先立ち、2025 年 8 月 4 日地域協議が行われます。

登録の詳細と資格のある代表者への旅行支援の申請に関する情報(INDICO の両方のリンクを含む）は、こちらでご覧いただけます。 INC-5.2 への登録と旅行支援の申請は別々のプロセスであることをご留意ください。

詳細は INC-5.2 の Web ページでご覧頂けます。

INC 事務局は、必要に応じ unep-incplastic.secretariat@un.org までご連絡頂ければ、いつでも情報をお送りします。

INC-5.2 で皆様をお迎えできることを楽しみにしています。

敬　具
INC 事務局

2025 年 3 月

拝啓

海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定する政府間交渉委員会第 5 回会合第 2 部（INC-5.2）に、国連加盟国、又、その専門機関のメンバー、及び地域経済統合組織の皆様をお招きできることを光栄に思います。この会合は、2025 年 8 月 5 日から 14 日までスイスのジュネーブにあるパレ・ド・ナシオンで開催される予定です。会合に先立ち、2025 年 8 月 4 日に地域協議が行われます。

国連加盟国、又、その専門機関のメンバー、及び地域経済統合組織の皆様は、INDICO オンライン登録システムを通じて INC-5.2 に登録されるようお願いします。INC-5.2 に参加する代表者の登録は 2025 年 3 月 6 日開始され、登録締切りは 2025 年 6 月 6 日 23:59(東アフリカ時間)です。

更に代表団には、INC の第 5 回会期後半に出席するための別の招待状が大臣に送付されることが通知されます。この招待状には、登録の詳細と、対象国の大臣に提供される追加の旅行支援に関する情報が含まれます。この支援は、INC プロセスへの寄付者による指定の任意拠出金から提供されます。

代表団は登録時に、関連する省庁又は大使館又は常駐代表部からの口頭通知書又は公式書簡を INC 事務局に提出する必要があります。口頭又は公式文書のメモには、INC の活動に暫定的に適用される手続きルール草案のルール 6 に従い、代表団長の名前と、代理の代表者及び顧問の名前を明記してください。

更に、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を優先し、開発途上国及び経済移行国から最大 2 名の代表者の参加を支援するため、ドナーによる自発的な寄付金から資金が提供されます。旅費支援の申請期限は、東アフリカ時間で 2025 年 5 月 30 日 23:59 です。

登録の詳細と、対象となる代表者への旅費支援の申請に関する情報(INDICO の両方のリンクを含む)は、こちらでご覧頂けます。登録手順に関する追加のガイダンスは、この登録ガイドに記載されています。

INC-5.2 への登録と旅費支援の申請は別々のプロセスであり、旅費支援を希望する代表者は、INC-5.2 への登録が承認された後、追加の申請を提出する必要があることにご注意ください。

更に、INC プロセスの国内担当者をまだ指定していない全てのメンバーは、可及的速やかに指定することを推奨します。国内担当者は、INC 事務局との連絡の主な連絡先となります。

参加者への情報メモを含む、INC 第 5 回会期第 2 部(INC-5.2)に関する追加情報は、INC-5.2 の Web ページで公開されます。

INC 事務局は、unepincplastic.secretariat@un.org で、必要な情報があればいつでもご利用頂けます。

最後に、ジェンダー平等を推進し、全ての女性と若者に国際的な意思決定プロセスにおける権限を与えるという私たちの取組みを強調したいと思います。この目的のため、私は加盟国とオブザーバー組織に対し、女性と若者の代表団への参加を促進するよう呼びかけます。

この重要な優先事項について引き続き協力し、INC-5.2 で皆様をお迎えできることを楽しみにしています。

敬　具

Jyoti Mathur-Filipp

INC-5.2「登録」2025 年 3 月 6 日
https://www.unep.org/inc-plastic-pollution/registration

第 5 回会期第 2 部（INC-5.2）

2025 年 8 月 5 日～14 日（地域協議は 2025 年 8 月 4 日開催）| スイス、ジュネーブ

国連環境総会（UNEA）の決議 5/14「プラスチック汚染の撲滅：国際的に法的拘束力ある文書（協定）に向けて」に基づき、適用される国連規則に従い、国連加盟国又はその専門機関のメンバー、地域経済統合組織、及び関連するオブザーバーは、政府間交渉委員会(INC)に参加できる。同じ決議で、UNEA は事務局長に対し、政府間交渉委員会の任務の範囲内で、関連する地域及び国際文書やイニシアティブ、及び関連する全ての利害関係者の参加、及び緊密な協力と調整を促進するよう要請した。

INC 第 5 回会期第 2 部(INC-5.2)は、完全に対面で開催される。

以下の全てのカテゴリの登録は、2025 年 3 月 6 日開始される。

登録の締切りは、2025 年 6 月 6 日東アフリカ時間 23:59 である。

現地での登録はない。

電子メールによる登録は受け付けないのでご了承ください。全ての登録は、INDICO 登録システムを通じオンラインで提出する必要がある。

初めて登録する場合、INDICO アカウントを作成する必要がある。登録ガイドにアクセスするには、ここをクリックされたい。

登録手続きについては、以下の適切な登録カテゴリをクリックされたい：

国際連合加盟国又はその専門機関及び地域経済統合機構の加盟国

国連加盟国、その専門機関のメンバー、地域経済統合組織の INDICO 登録リンクは公開されておらず、2025 年 3 月 3 日政府間交渉委員会事務局長からの招待状とともに配布された。この招待状は、2025 年 3 月 3 日 INC 事務局から指定された国家窓口、UNEP に認定された常駐代表部、環境省に電子メール通知で配布された。

各代表は INDICO に個別に登録する必要がある。

INC-5.2 の登録期限は、2025 年 6 月 6 日東アフリカ時間 23:59 である。

登録時に、以下の書類とファイルを INDICO 登録フォームにアップロードする必要がある。

1. 関係省庁、又はその大使館又は常駐代表部からの INC 事務局宛ての日付と宛先が記された覚書又は公式書簡のコピー。覚書又は公式書簡には、次の内容が明記されている必要がある。

・INC 会期の名称と日付。
・INC の活動に暫定的に適用される手続きルール案のルール 6 に従って、代表団長の名前と代理代表者及び顧問の名前。
・代表団の指名メンバー全員の名前と役職の詳細。

・該当する場合、優先順位に従って、旅行支援を受けるよう指定された 2 人の代表者。

2. パスポートサイズのカラー写真（背景は白、グレー、又は中間色）。

3. パスポートの経歴ページ。

INC-5.2 の登録の確認と検証のプロセスは自動ではなく、受信した登録の量に応じて数日かかる場合があることにご注意ください。

INC-5.2 への国連加盟国および専門機関の代表者の参加を促進するため、献金による自発的な寄付金から資金が提供され、開発途上国及び経済移行国から最大 2 名の代表者の参加を支援する。優先されるのは後発開発途上国及び小島嶼開発途上国である。

財政支援を受けるよう指定された代表者は、追加の Indico リンクと 2025 年 3 月 3 日事務局長の書簡に記載されている手順に従い、INDICO を通じて追加の資金申請を提出する必要がある。

旅費支援を受けるよう指定された適格国の代表者は、可及的速やかに申請することを推奨するが、遅くとも 2025 年 5 月 30 日東アフリカ時間 23:59 までに申請されたい。

INC-5.2 への登録と旅費支援の申請は別々のプロセスであり、代表者は旅費支援の申請を提出する前に INC-5.2 への登録が承認されている必要がある。従って、参加者は旅費援助の締切り前に余裕を持って INC-5.2 に登録することを強く推奨する。

INC-5.2「参加者への情報ノート」2025 年 3 月 6 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47215/INC_5.2_Information_Note.pdf

このノートは、2025 年 8 月 5 日から 14 日までスイスのジュネーブにあるパレ デ ナシオンで開催される、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を開発する政府間交渉委員会第 5 回会期第 2 部(INC-5.2)に出席する参加者に実用的な情報を提供する。この会議に先立ち、2025 年 8 月 4 日地域協議が行われる。

このノートは、必要な実用的及びロジスティックな情報で継続的に更新される。更新されたテキストは青で強調表示され、改訂には日付が付けられる。

会議に関する全ての情報は、INC-5.2 ウェブページで定期的に更新される

1. 会場

政府間交渉委員会（INC）第 5 回会期第 2 部は、2025 年 8 月 5 日から 14 日まで、スイスのジュネーブにあるパレ デ ナシオンで開催される。住所は、Palais des Nations, 14 Avenue de la Paix 1211 Geneva, Switzerland である。地域協議は 2025 年 8 月 4 日に行われる。

全ての参加者は、会議前に登録して承認されなければ、会場に入場できない。登録された参加者は入場時に審査を受ける。いかなる形態の武器、弾薬、可燃物、鋭利な物体も厳重に禁止される。パレ・デ・ナシオンで禁止されている物品リストは、
https://www.ungeneva.org/en/about/security
でご覧いただける。

パレ・デ・ナシオンの地図は、
https://www.ungeneva.org/en/about/practical-information/map
でご覧いただける。

2. 登録

登録及び認定手続きに関する全ての情報は、INC-5.2 ウェブページの登録タブで詳しく説明されている。

a. 登録ポータルへのアクセス

国連加盟国又はその専門機関のメンバー、及び地域経済統合組織の公式代表団は、2025 年 3 月 3 日事務局長からの招待状に記載されているリンクから登録できる。この招待状は、INC 事務局から、指名された国家フォーカルポイント、UNEP に認定された常駐代表部、及び環境省に配布された。

委員会メンバーの場合、登録できる代表者の数に制限はない。委員会メンバーの登録リンクは公開されていないが、メンバーへの招待状とともに共有されている。

政府間組織(IGO)、国連システム機関、非政府組織などのオブザーバー組織は、それぞれ最大 5 人の代表者を登録できる。各オブザーバー カテゴリの登録リンクは、INC-5.2 Web ペ

ージの［登録］タブにアクセスすることで、オンラインで利用できる。

b. 登録要件

電子メールによる登録は処理できず、全ての登録は INDICO を通じて提出する必要がある。

国連加盟国又はその専門機関のメンバー、及び地域経済統合組織の代表者は、INC 事務局宛てに、関係省庁、大使館、又は常駐代表部からの口頭通知書又は公式書簡を提出する必要がある。口頭通知書又は公式文書には、INC の活動に暫定的に適用される手続きルール案のルール 6 に従い、代表団長の名前と代替代表者及び顧問の名前を明記する必要がある。文書はオンライン提出だけで十分である。

政府間組織、国連システム機関、非政府組織などのオブザーバー組織の場合、登録者は組織のレターヘッドで、指名された代表者最大 5 名の氏名と役職名を記載した指名書をアップロードする必要がある。この書簡には日付を記入し、組織の責任者の手書きの署名が必要である。

INC 事務局による登録処理が完了すると、登録時に提供された電子メール アドレスに INDICO の自動電子メールが送信される。従って、登録者は INDICO に登録するとき、連絡用の正しい電子メール アドレスを提出する必要がある。この電子メール アドレスは、INC-5.2 の準備に関するその他の重要情報の伝達にも使用される。

登録に関するお問い合わせは、unep-incplastic.registration@un.org までご連絡ください。

3. 加盟国代表者への渡航支援

国連の適格加盟国又はその専門機関のメンバーの代表者が INC-5.2 に参加できるよう、献金者からの自発的な寄付金から最大 2 名の代表者の参加を支援する資金が提供される。最優先は後発開発途上国及び小島嶼開発途上国である。

この資金は、国連の規則及び規制に従い、エコノミークラスの往復航空券、日当手当（DSA）、ターミナル費用をカバーする。

- エコノミークラスの往復航空券は、INC 事務局が直接処理及び発行する。全ての公式旅行の通常のルートは、旅行日に利用できる最も経済的なルートとする。

- 日常生活手当（DSA）は、INC 事務局が公式旅行中に提供された宿泊費、食事代、その他

のサービスに対する支払いに充てられる全額である。従って、資金提供を受けた代表者は、ホテルの予約を自分で行う必要がある。

DSA の支払いは、会議会場の現地で行われる。

INC 5.1 に資金提供を受けた代表者は、DSA カードを受け取る。このカードをジュネーブに持参されたい。DSA カードの使用で依然として問題が発生する場合、カード トークン番号を記載して、unep incplastic.adminfinance@un.org にメールされたい。カード トークン番号は、カードの裏面、上部中央に 4xxxxxxxx の番号で記載されている。

スポンサー付きの参加者は、会場の指定スタッフにパスポート、搭乗券、領収書の原本を提示する必要がある。

c.申請プロセスとタイムライン

財政支援を受けるよう指定された代表者は、2025 年 3 月 3 日事務局長からの招待状で全ての代表者に伝えられた申請リンクを通じて、追加のオンライン フォームを提出する必要がある。申請リンクは委員会のメンバーに直接送信されており、Web サイトで公開されていない。

INC-5.2 の登録と旅行支援の申請は、2 つの別々のプロセスであることをご承知おきください。旅行支援の申請は、INC-5.2 の登録が承認された後にのみ提出、承認できる。

チケットが発行された後の直前の変更やキャンセルには、INC 事務局では対応できない。これは経済的損失につながるためである。

代表者は、適切と思われる場合は、資金支援を受ける INC 担当者を指名することを推奨する。

4. 非政府組織のオブザーバーに対する旅行支援

非政府組織の認定オブザーバーが INC-5.2 に参加できるよう、INC 事務局は、認定された非政府組織からオブザーバーとして INC-5.2 に参加する最大 20 名の参加者に対して旅行支援を提供できる。

申請プロセスと要件の詳細については、「非政府組織の代表者に対する旅行支援の申請」を

参照されたい。

資金提供基準を満たす、正式に登録された参加者のみが旅行支援を申請できる。

5. INC-5.2 バッジの発行

INC-5.2 会場へのアクセスには、有効な会議バッジの提示が必要である。登録が承認されると、参加者は登録した電子メール アドレスに UN イベント パスを受取る。このパスは、現地での登録を完了し、指定された日時に登録デスクでバッジを受け取るために使用される。

会議バッジの受取りは、承認された各代表者が行う必要がある。会議バッジを受取るには、代表者は次を提示する必要がる：
- UN イベント パス / QR コードの電子コピー又は印刷コピー
- 写真付きの有効なパスポート又は身分証明書。

本人がバッジを直接受け取ることができない場合、本人に代わってバッジを受け取る権限のある個人の名前を記載したメモ又はメールを unep-incplastic.registration@un.org に送信されたい。他の人に代わってバッジを受け取る個人は、各人の UN イベント パスも提示する必要がある。

バッジの発行は、Pregny Gate, Avenue de la Paix 14 (Google マップ リンク) にある登録センターで行われます。バッジの発行時間は、会議が近づいたら公開される。

代表者は、UNEA 決議 5/14 の精神に則り、再利用を促進するため、以前の INC 会期で使用した自分のストラップを携帯することを強く推奨する。

セキュリティ上の理由から、会場や会議室に入るには、常にバッジの提示が必須である。バッジを紛失した場合、バッジ センターに直ちに報告されたい。

6. 資格証明書

国連加盟国、国連専門機関のメンバー、地域経済統合組織の代表者による資格証明書の提示は、政府間交渉委員会第 5 回会期の後半で必須ではない。

7. 参加者リスト

参加者リストの作成を容易にするため、参加者は、各代表団のメンバーの包括的なリストを、全ての代表者の役職名と役職名とともに INC 事務局に提出する必要がある。

一般的な慣行に従い、暫定的な参加者リストは会期初日に参加者に配布される。最終的な参加者リストは、会期終了後に会議ページで公開され、INC-5.2 に出席した人を反映する。

参加者リストには、委員会のメンバーとオブザーバー組織が登録時に提供した情報が含まれる。

8. 作業構成と座席配置

INC 5.2 の作業構成案に関する情報は、後日公開される。

全体会議では、国連加盟国又はその専門機関のメンバー、及び地域経済統合組織の代表団は、英語のアルファベット順に着席する。

政府間組織、国連システム組織、及び非政府組織から正式に登録されたオブザーバーの代表者にも座席が提供される。

9. 文書

議題及びその他の作業文書を含む INC-5.2 の作業文書は、INC-5.2 の Web ページで公開される。

INC-5.2 の公式文書は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語の 6 つの国連公用語全てで発行される。

環境影響を最小限に抑えるため、会議はペーパーレスで開催され、会場では文書のハードコピーは提供されない。

10. 介入

介入の詳細は、後日公開される。

11. 地域協議

2025 年 8 月 4 日（2025 年 8 月 5 日 INC 5.2 開催前）に、同じ会場で 1 日かけて地域協議が行われる。INC 事務局は、地域グループの会議用に部屋を予約する。更に、週を通して毎朝地域会議を開催する機会がある。

地域協議はグループ自身によって招集及び組織される。グループは、INC-5.2 の遅くとも 2 週間前までに会議の予定時間を INC 事務局に通知し、毎日のプログラムに反映させることを推奨する。

会議室の割当ては、会場に到着した時点で発表される。

12. 通訳

INC-5.2 の全ての全体会議中、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語の 6 つの国連公用語による通訳が提供される。

13. その他の会議室

代表団用の部屋は用意されない。

二国間会議室は限られた数用意される。部屋の予約方法については、後日お知らせします。

14. メディアの手配とサービス

INC 事務局は、UN Web TV で本会議のライブ ストリーミング配信を行う。ライブ ストリームは INC-5 ウェブキャスト ページで視聴でき、国連の 6 つの公用語(アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語)全てで利用できる。

公式文書、会期中の文書、声明、メディア情報、及び参加者向けのその他の関連情報とリソースは、INC-5.2 ウェブ ページで提供される。

メディア認定

メディア認定は、印刷、写真、ラジオ、テレビ、映画、通信社、及び正当なメディア組織を代表するオンライン メディアの報道関係者のみに限定される。

メディア認定に関する質問は、INC メディア チームに電子メールでお問い合わせください：unepincplastic.media@un.org

上記で定義した報道関係者は、INC-5.2 ウェブ ページの登録およびメディア タブで、メディア認定の登録方法など、詳細情報を確認できる。

委員会のメンバーは、INDICO 登録プロセス中に常駐代表部又は大使館からの公式メモをアップロードすることで、代表団のジャーナリストや公式の写真及びビデオ担当者を含むメディアを登録できる。

INC-5.2 では、現地でのメディア登録はない。

15. ケータリング サービス

Palais カフェテリアとバーは、建物 A と E にある。その他のカフェ、レストラン、ショップは、Palais から徒歩圏内にある。詳細については、Palais Food Options | ジュネーブ国連事務所をご覧ください。参加者は、再利用可能なボトルと飲料カップを持参する必要があります。

16. セキュリティ

会場への入場は、INC-5.2 に登録された人物にのみ厳しく制限される。全ての会員代表者及びオブザーバーの個別の会議バッジは、バッジ収集センターで発行される。会場内では、バッジとパスを常に着用し、見えるようにする必要がある。

17. プラスチックフリーの会議

この会議はプラスチックフリーである。参加者は、会議に再利用可能な水筒と飲み物をご持参ください。詳細は、
https://www.ungeneva.org/en/about/palais-des-nations/environment/coffee-cups
をご覧ください。

参加者は、再利用可能なボトルと飲み物のカップをご持参いただく必要があります。
https://www.ungeneva.org/en/about/palais-des-nations/environment/coffee-cups
スイスの水道水は飲用しても安全で、健康上のリスクはない。

18. 医療サービス

スイスで発生した医療費は、INC-5.2 の参加者が直接負担する。従って、参加者は居住国を出発する前、健康と事故の両方をカバーする旅行医療保険に加入することを強く推奨する。INC 事務局は、旅行保険や健康保険の補償については責任を負わない。

パレ デ ナシオンの外で発生したすべての緊急事態については、112 に電話されたい。

パレ内で発生した緊急事態については、+41 (0)22 917 21 12 に電話されたい。

19. インターネット サービス

パレ デ ナシオンと全ての会議室では、無料 Wi-Fi をご利用いただけます。但し、参加者全員が効率的かつアクセスしやすいインターネットを利用できるよう、インターネットへの常時接続を必要とする個人用デバイスの数を制限することを強く推奨する。

20. 空港からの交通

空港は公共交通機関で簡単にアクセスできる。空港とコルナヴァン駅を結ぶ定期列車がある。バス路線 5 と 10 が空港に接続している。その他のバス路線の詳細については、ジュネーブ空港のウェブサイトをご覧ください。
https://www.gva.ch/en/Site/Passagers/Acces-Transports/Transports-publics-aeroport

到着時に公共交通機関をご利用の場合、80 分間有効な無料の公共交通機関チケットを忘れずにお受け取りください。無料のチケット販売機は、メイン到着ホールの出口のすぐ前の手荷物受取所にあります。

ジュネーブ空港は、身体障がい者でも大抵ご利用いただけます。車椅子をご利用の場合は、電車は通常利用できないため、空港への往復にはバスが便利である。電車をご利用になる場合、乗車と降車の際の支援のために、少なくとも 1 時間前までに特別支援を予約する必要がある。但し、バスをご利用になる場合、特別な通知は必要ない。

バス停はレベル E（フランス語で Enregistrement、出発レベル）にある。到着ラウンジからエレベーターでレベル E まで行き、ターミナルを出て左に約 15 メートル進む。横断歩道を渡るとバス停がある。

出発時には、参加者は Gare Cornavin バス停から 5 番バスに乗って空港まで行くことができる。

21. パレ デ ナシオンへの行き方

公共交通機関 Genevois
パレ デ ナシオンの停留所は Appia と Nations です。
コルナヴァン駅からのアクセス:
· バス 8、20、60 番（「アッピア」停留所)
· バス 5 番またはトラム 15 番（「ナシオン」停留所)、その後プレニー門まで徒歩 5 分

コアントラン空港からのアクセス:
· バス 5 番（「ナシオン」停留所)、その後プレニー門まで徒歩 5 分
· 「ナシオン」に停車するその他のバス路線:
▪ 「ナシオン」に停車するその他のバス路線: 11 番と 22 番、その後プレニー門まで徒歩 5 分

ジュネーブでは、トラム、バス、フェリーに乗車する前に、Unireso 公共交通機関のチケットを購入する必要がある。殆どの停留所にチケット販売機がある。トラベル カード又はパスは、主要な TPG センター（Rive、コルナヴァン、Bachet de Pesay）で購入できる。

22. ジュネーブでの宿泊

スポンサー付きの参加者を含む参加者は、ジュネーブ滞在中のホテル予約を自分で行う責任がある。

推奨されるホテルと宿泊施設のリストは、この情報ノートの付録 A に記載されている。

23. 医療及び旅行保険

INC-5.2 に参加する参加者は、いかなる病気や怪我に対しても保険の対象にならない。スイスで発生した医療費は参加者が直接負担する。

旅行保険は国連によって提供されるものではない。従って、全ての参加者は、スイスでの滞在中、適切な旅行及び医療保険に加入することを強く推奨する。参加者の保険は健康と事故の両方をカバーするもので、居住国を出発する前に手配する必要がある。INC 事務局は、

旅行又は医療保険の補償について責任を負わない。

24. ビザ

スイスのビザ手続きに関する情報は、近日中に公開される。

25. タイムゾーン

ジュネーブは中央ヨーロッパのタイムゾーン（UTC +1）にある。

26. 天気

MétéoSuisse は、携帯電話のアプリケーションと次のアドレスの Web サイトを通じて、定期的に天気予報を提供している：
https://www.meteosuisse.admin.ch/home.html?tab=overview

27. 電気

電圧: 230 ボルト 周波数: 50 Hz プラグ/ソケット: C (CEE 7/16)と J

28. 銀行、通貨、チップ

スイスの通貨はスイス フラン（CHF、SFr.）である。殆どの企業でユーロも受け付けているが、割高なレートを覚悟されたい。平均為替レート: 1 米ドル≈0.90 CHF、1 ユーロ≈1.0 CHF。

INC-5.2「INC-5.2 – 詳細スケジュール案(第 1 日から第 4 日)2025 年 7 月 25 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48250/INC-5.2_Draft_Schedule.pdf

INC-5.2「INC 第 5 回会期第 2 部（INC 5.2）に関する実用情報」2025 年 7 月 25 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48249/25072025_Practical_Information.pdf

海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書の策定を目的とした第 5 回政府間交渉委員会（INC-5.2）第 2 部が、2025 年 8 月 5 日から 14 日までスイスのジュネーブで開催される予定です。この会合に関する具体的な情報を以下にお知らせします。

1. 会場 : INC-5.2 は、スイスのジュネーブにあるパレ・デ・ナシオン（住所 : 14 Avenue de la Paix, 1211）で開催される。

2. パレ・デ・ナシオンへのアクセス：プレグニー門（全代表者アクセス）
・ 入場可能時間：
  o 8 月 3 日：9:00～17:00（紙バッジのアクティベーションと受取りのみ)。
  o 8 月 4 日～14 日：7:00～20:00。
・ 20:00 以降は入場不可となり、ゲートは退出専用となる。

平和ゲートは委員会メンバー及び国連職員専用。
・ 入場可能時間：8 月 4 日～14 日、7:30～19:30。
・ QR コードバッジスキャナーによるアクセス。
・ ピースゲートからの退出は 19:30 まで。それ以降は、代表団はプレニーゲートからのみ退出できる。

3. バッジの発行：デジタルバッジの有効化と紙バッジの発行は、プレニーゲート（Avenue de la Paix 14 番地、Google マップへのリンク）にある登録センターで行われる。有効化のため、代表団はデジタルバッジを必ずご持参ください。プレニーゲートに到着後、代表団はバッジのカテゴリーに応じて画面の指示に従ってください。登録センターを出る前に、紙バッジをお受け取りください。INC-5.2 の紙バッジは、全ての INC 会議室への入場に必須である。

バッジ発行時間については、参加者向け情報ノートに記載されている。

4. 会議バッジの事前受け取り：委員会メンバーは、ジュネーブの常駐代表部を通じて、会議前にデジタルバッジを有効化し、代表団の紙バッジを受け取ることをお勧めする。7 月 28 日から 31 日までの午前 8 時から午後 6 時 45 分の間に、プレグニー・ゲートにて手続きを行われたい。

INC-5.2 バッジを受け取るには、常駐代表部は以下のものを提示する必要がある：
・ 代表団を代表してバッジを受け取る権限を持つ者の氏名と連絡先、及びバッジの有効化

／受け取り対象となる代表者の氏名リストを記載した公式の口頭通知書。

・ バッジを受け取る承認済み代表者全員の QR コード。

5. 座席の割り当て：全体会議場：全体会議場への入場に二次アクセスカードは使用しない。但し、委員会メンバーには 4 席が割り当てられる。テーブルに 2 席（マイク 1 本付き）とそのすぐ後ろに 2 席である。オブザーバー席は先着順で利用できる。全体会議用に 2 つのオーバーフロールームが用意され、英語とフランス語でウェブキャストが配信される。

コンタクトグループルーム：委員会メンバーには、マイクの前に 1 席と、そのすぐ後ろに 1 席又は 2 席（部屋のレイアウトにより）が割り当てられる。オブザーバー席は先着順で利用できる。コンタクトグループセッション用のオーバーフロールームも用意される。

6. 議事録：安全及び議事録上の理由から、常駐代表部は、高官級外国要人（大臣、国家元首、政府首脳）のジュネーブ訪問について、到着日の少なくとも 7 営業日前までに口上書で国連オックスフォード事務総長スイス代表部に通知する必要がある。この通知は、スイス大使館（geneve.oi@eda.admin.ch）宛てに送付し、以下の機関にもコピーを送付されたい：

- ジュネーブ空港 - 議定書サービス：protocole@gva.ch
- 共和国議定書及びジュネーブ州議定書：protocole@etat.ge.ch
- ジュネーブ警察 - 外交安全保障旅団：bsd@police.ge.ch
- 連邦警察 - 連邦安全保障サービス：sfs-geneve@fedpol.admin.ch

7. 生活手当（DSA）の配布：DSA の配布は E 棟 3 階で行われる。DSA の配布スケジュールの詳細は、参加者向け情報ノートに記載されている。スポンサー付き参加者は、パスポート、搭乗券、及び関連する領収書原本を指定職員に提示されたい。

8. 資料：参加者は INC-5.2 のウェブページで INC-5.2 の作業資料にアクセスできる。

9. セッション中資料プラットフォーム：これは、INC-5.2 に参加する INC メンバーとオブザーバーが、ご自身の意見書をアップロードするためのパスワード保護されたプラットフォームである。詳細はこちらをご覧ください。

INC-5.2「UNEP/PP/INC.5/1/Rev.1 アジェンダ　2025 年 5 月 20 日」2025 年 6 月 16 日公表
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47653/Agenda.pdf

1. 会期の開会。
2. 役員の選出。
3. 組織事項：
   (a) 議事ルールの採択；
   (b) アジェンダの採択；
   (c) 作業の組織。
4. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際文書の作成。
5. その他の事項。
6. 会期報告書の採択。
7. 会期の閉会。

INC-5.2「UNEP/PP/INC.5/1/Rev.1/Add.1 注釈付き議題」2025 年 5 月 22 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47954/Annotated_Agenda_E.pdf

議題 1 開会
1. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を作成する政府間交渉委員会第 5 回会期第 2 部は、2025 年 8 月 5 日から 14 日までジュネーブで開催され、委員会のルイス・バヤス・バルディビエソ議長（エクアドル）により、2025 年 8 月 5 日（火）午前 10 時に開会される。

2. 開会の辞は、ホスト国政府の代表者と国連環境計画（UNEP）の代表者が述べる。

議題 2 役員の選出
3. 役員の選出が必要となった場合、役員の選出は、文書 UNEP/PP/INC.5/3 に記載されている委員会の活動に暫定的に適用される手続ルール案の第 11 条及び第 13 条に従って行われる。

議題 3 組織事項
(a) 手続ルールの採択
4. 委員会は、2022 年 11 月 28 日から 12 月 2 日までウルグアイのプンタ・デル・エステで

開催された第 1 回会期において、手続ルール案が採択されるまでの間、暫定的に委員会の作業に引き続き適用されることに合意した。

5. 委員会は、2023 年 5 月 29 日から 6 月 2 日までパリで開催された第 2 回会期において、第 38 条第 1 項に関する解釈声明を採択することを決定した。

6. 委員会は、2023 年 11 月 13 日から 19 日までナイロビで開催された第 3 回会期、2024 年 4 月 23 日から 29 日までオタワで開催された第 4 回会期において、 2025 年 11 月 25 日から 12 月 1 日まで釜山で開催された第 5 回会期第 1 部において、委員会の各議長は、委員会の第 1 回会期における決定に従い、文書 UNEP/PP/INC.5/3 に示された手続ルール案が、規則 37 の括弧書きを除き、採択されるまで暫定的に委員会の作業に適用されることを想起した。第 4 回会期及び第 5 回会期第 1 部において、議長は、協力とコンセンサスの精神に基づき議論が行われることへのコミットメントを改めて表明した。

(b) 議題の採択

7. 委員会は、2024 年 11 月 25 日の第 5 回会期第 1 部において、暫定議題（UNEP/PP/INC.5/1）に基づき、第 4 回会期で合意されたとおり、第 5 回会期の議題を採択した。採択された議題は、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書を策定するための政府間交渉委員会の第 5 回会期第 1 部の作業に関する報告書案（UNEP/PP/INC.5/8）の第 21 項に反映されており、文書（UNEP/PP/INC.5/1/Rev.1）にも記載されている。

(c) 作業構成

8. 第 5 回会期第 1 部において、委員会は、必要に応じて調整することを条件として、会期中毎日午前 10 時から午後 1 時まで、及び午後 3 時から午後 6 時まで会合を開催することを決定した。

9. 委員会は、第 5 会期第 1 部において、コンタクトグループの設置、議長の任命、及びそれぞれのマンデートの明確化を含む作業構成についても合意した。合意された作業構成は、第 5 会期第 1 部の報告書草案（UNEP/PP/INC.5/8）の第 22～35 項に反映されている。委員会は、第 5 会期の後半において、合意された作業構成に何らかの調整が必要かどうかを検討する必要がある。この点に関し、委員会は、第 4 会期において、委員会から送付された草案のあらゆる要素について法的審査を行い、当該草案が法的に健全な方法で起草されることを確保するとともに、文言に関する勧告を委員会に提出し、検討を求めるため、第 5 会期から作業を開始する、オープンエンド法律起草グループを設置することを決定したことを想起する。

議題 4：海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書の作成
10. 委員会は、以下の事項を検討する：
(a) 2024 年 12 月 1 日に発表された議長テキスト（第 5 回会期第 1 部作業報告書案（UNEP/PP/INC.5/8）の附属書に含まれる）。委員会は、第 5 回会期第 1 部において、2024 年 12 月 1 日の議長テキストを、第 5 回会期第 2 部における将来の文書に関する交渉の出発点とすることに合意した。

(b) 委員会の作業を円滑に進めるために作成された、補足情報を含む複数の情報文書。

11. 委員会は、第 5 回会期第 1 部に提出された以下の文書を改めて審議することを希望する。
(a) 委員会第 4 回会期において設置された、特別会期中におけるオープンエンド専門家グループによる共同議長報告書。この報告書は、本文書の目的の実施のために、資金メカニズムの設立、資金フローの調整、資金調達の促進といった選択肢を含む、動員可能な潜在的な資金源及び手段の分析を行い、委員会第 5 回会期において検討される予定である。(UNEP/PP/INC.5/5)

(b) 委員会第 4 回会期において設置された、特別会期中におけるオープンエンド専門家グループによる共同議長報告書。この報告書は、プラスチック製品及びプラスチック製品中の懸念化学物質に関する基準に基づくアプローチ、並びにプラスチック製品のリサイクル性及び再利用性に重点を置いた製品設計を特定し、分析することを目的として、委員会第 5 回会期において検討される予定である。(UNEP/PP/INC.5/6)

(c) 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書（UNEP/PP/INC.5/4）の草案文書の取りまとめ。

議題 5 その他の事項
12. 委員会は、会期中に提起されたその他の事項について検討することができる。

議題 6 会期報告書の採択
13. 2025 年 8 月 14 日の会期最終会合において、委員会は、その決定及び報告者が作成した第 5 会期第 2 部の報告書案を検討し、採択するよう要請される。第 5 会期第 1 部において、委員会は、文書 UNEP/PP/INC.5/L.1 に示されている会期第 1 部の報告書案の第 1～62 項を採択した。残りの項は、第 5 会期第 2 部で採択されることが了承された。従って、委員会は、文書 UNEP/PP/INC.5/8 に記載されている会期第 1 部の報告書草案の第 63～94 項につ

いても検討し、採択するよう要請される。

議題 7：会期の閉会

14. 委員会は、2025 年 8 月 14 日（木）午後 6 時までに作業を終了させる予定である。

INC-5.2「UNEP/PP/INC.5/8　海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定する政府間交渉委員会第 5 回会期第 1 部作業報告書案」2025 年 2 月 10 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/47162/INC_5_1_Report.pdf

I. はじめに

1. 2022 年 3 月 2 日の決議 5/14「プラスチック汚染の終結：国際的な法的拘束力のある文書に向けて」において、国連環境計画の国連環境総会は、国連環境計画（UNEP）事務局長に対し、2022 年後半に作業を開始し、2024 年末までに作業を完了することを目指して政府間交渉委員会を招集するよう要請した。環境総会はまた、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を政府間交渉委員会が作成することを決定した。この文書（協定）には、プラスチックのライフサイクル全体を扱う包括的アプローチに基づき、とりわけ環境と開発に関するリオ宣言の原則、各国の状況と能力を考慮し、決議に記載されている条項を含め、拘束力あるアプローチと自発的アプローチの両方が含まれる可能性がある。

2. これを受けて、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を作成するための政府間交渉委員会第 1 回会期が、2022 年 11 月 28 日から 12 月 2 日まで、ウルグアイのプンタデルエステにあるプンタ デル エステ コンベンション アンド エキシビションセンターで開催された。政府間交渉委員会第 2 回会期は、2023 年 5 月 29 日から 6 月 2 日まで、パリの国連教育科学文化機関（ユネスコ）本部で開催された。政府間交渉委員会第 3 回会期は、2023 年 11 月 13 日から 19 日まで、ナイロビの UNEP 本部で開催された。政府間交渉委員会第 4 回会期は、2024 年 4 月 23 日から 29 日まで、オタワのショーセンターで開催された。政府間交渉委員会第 5 回会期は、 2024 年 11 月 25 日から 12 月 1 日まで、韓国釜山の釜山コンベンションセンターで開催された。

II. 会期の開会

3. 政府間交渉委員会第 5 回会期は、2024 年 11 月 25 日月曜日午前 10 時 15 分、政府間交渉委員会のルイス・ヴァヤス・バルディビエソ議長（エクアドル）により開会が宣言された。

4. 開会の辞は、政府間交渉委員会議長ヴァヤス・バルディビエソ、UNEP 事務局長インガー・アンダーセン、韓国大統領ユン・ソクヨル（ビデオメッセージ経由）、韓国外務大臣チョ・テユル（ビデオメッセージ経由）、韓国環境大臣キム・ワンソプ、政府間交渉委員会事務局長ジョティ・マトゥール・フィリップにより述べられた。

5. ヴァヤス・バルディビエソは冒頭の挨拶で、プラスチック汚染は生態系、経済、人の健康に対する緊急かつ陰険な脅威であると述べた。危機の大きさは明らかで、大幅な介入がなければ、2040 年までに環境に流入するプラスチックの年間量は 2022 年に比べてほぼ 2 倍になると予想される。委員会が今会期中に下す決定は歴史を形作るものであり、したがって委員会の作業は統一を目指しつつ、正確かつ熱心に、そして緊急に行われなければならない。オブザーバー、国際機関、科学界、学界、民間部門、市民社会、先住民族の専門知識と提唱はプロセスに大きく貢献するだろう。交渉は国境、部門、世代を超えた共同の努力を表すものとなる。

6. 今回の会合の成功は、協調行動、揺るぎない決意、大胆な政治的意志、そして国連環境総会決議 5/14 に規定された任務への継続的な焦点に係っていた。検討すべきいくつかの問題については見解が分かれていたが、積極的な協力を通じてプラスチック汚染に対処することの重要性は広く認識されていた。彼は参加者に対し、多国間主義のあらゆる手段を活用して相違点を克服し、野心的な条約を策定し、地球と将来の世代に希望の遺産を残すよう促した。

7. アンダーセンは声明の中で、第 5 回会期の開催国である韓国と釜山市に感謝の意を表し、11 月 25 日が国連環境総会の歴史的な決議である決議 5/14 の採択から 1,000 日目に当たることを認めた。この決議で総会は政府間交渉委員会の交渉を義務付けた。プラスチック汚染は、人類が依存する自然システムと種に害を及ぼし、生態系の回復力を損ない、人の健康にも害を及ぼす可能性が非常に高い。プラスチック生産の増加は、温室効果ガスの排出量も増加させた。従って、決議 5/14 の採択以来、市民社会組織、企業、先住民、科学者などの間でプラスチック汚染への対策を求める国民及び政治の圧力が強まり、金融部門や様々な多国間フォーラムで対策が強化されている。

8. 今回の会合で交渉された合意は、プラスチック汚染と闘う上で基礎となるものであり、野心的な出発点となるはずである。合意の全てが一部の人々の望むほど詳細になるわけではないが、条約の大まかな輪郭と要点は整っているはずである。条約の条項の一部は、他の環境協定の強力な前例に基づいている。意見の僅かな相違が、既に意見が一致している分野や条項での急速な進展を妨げるべきではなく、重要な問題に対処するために十分な時間を残すべきである。草案の一部は、プラスチック製品や化学物質、供給、資金に関する問題など、今会期中に相当な作業と注意を要するものとなるだろう。アンダーセンは、議長を全面的に支援し、誠意を持って交渉し、ハードルを下げずに最も重要かつ緊急の問題に焦点を当てるよう加盟国に促した。

9. 最後に、決議 5/14 で事務局長に文書採択と署名のために全権大使の外交会議を招集するよう要請されたことについて、アンダーセンは会議の開催を申し出た 4 つの政府に、この問題について合意に達するよう促したと述べた。

10. ユン氏は釜山への参加者を歓迎し、プラスチックへの過度の依存がプラスチック廃棄物の急激な増加につながり、将来の世代の生活を危険にさらしていると述べた。プラスチック汚染は共通の地球規模の課題であり、合意に達するためには集団的な政治的意思による即時の行動が必要である。韓国は、プラスチック廃棄物の削減、リサイクルの促進、循環型経済・社会への移行の促進などの対策を通じて、プラスチック汚染やその他の環境問題に積極的に対応するために努力を惜しんでこなかった。同国政府はまた、政策経験と資源循環を国際社会と共有し、グリーン政府開発援助を拡大することにも尽力している。今回の会合で合意に達することは、努力を結集すればどんな課題も克服できるという強い希望のメッセージを世界に送ることとなるだろう。そのためには、全ての加盟国が条約の締結を通じて連帯と将来の世代に対する責任を示すべきである。

11. チョ氏は、過去 2 年間、問題のあるプラスチック製品の段階的廃止、リサイクル可能な製品設計の強化、効果的な廃棄物管理システムの確立など、プラスチック汚染に取り組むために必要な対策について共通の理解を確立するため多大な努力がなされてきたと述べた。意見の相違は残っているが、将来の世代の健康と幸福のために必要な措置を講じることで、政治的意志を通じて課題を克服できる。同政府は、プラスチックの生産、消費から廃棄物管理まで、プラスチックのライフサイクル全体を対象とする法的拘束力あるプラスチック汚染に関する合意を強く支持し、科学的証拠に基づき、各国の状況に応じて適応可能な、実行可能な条約を確立するため、全ての代表団と協力する用意があるとした。同氏は参加者に対し、今回の会合をプラスチック汚染撲滅に向けた道のりの節目にするよう求めた。

12. キム氏は声明で、今回の会合は今後数十年間の世界のプラスチック政策の方向性を決定する決定的瞬間であると述べた。参加者は、共通の環境を守り、地球と将来の世代の健全性がかかっている交渉中の文書について合意に達するため、焦点と決意を向ける責任がある。加盟国は、これまでの多大な努力を基盤として、柔軟性と妥協を示し、共通の基盤を見つけなければならない。環境総会決議 5/14 は、環境多国間主義における画期的な成果であり、協力の可能性を示した。この勢いを利用し、第 5 回会期を永続的な成功とプラスチック汚染対策の画期的なものにする機会を捉えるべきである。

13. マトゥール・フィリップ女史は、委員会の第 5 回会期への参加者を歓迎し、会合を主催した韓国政府に感謝の意を表して冒頭に述べた。女史は、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、

モナコ、オランダ王国、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、大韓民国、スペイン、スウェーデン、スイス、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国の政府、及び欧州委員会の財政支援、委員会メンバー、オブザーバー組織、議長、さらに UNEP や他の多国間環境協定の事務局の同僚の支援など、この会合の実現に貢献した全ての人々に深い感謝の意を表した。現在の会合での交渉が成功すれば、条約の文言に続いて行動と実施が行われるため、世界に直接的な影響を与えることになるだろう。女史は、交渉が焦点を絞った、生産的で包括的なものとなるよう、チームが全面的に支援することを約束した。

III. 役員の選出

14. 議長は議題を導入し、モハメド・カシャシュネ（ヨルダン）が副議長を辞任したことを委員会に伝えた。議長は、委員会の副議長としてのカシャシュネ氏の貢献に感謝し、アジア太平洋諸国がモハメド・アルバラク（サウジアラビア）をカシャシュネ氏の残りの任期の代わりの副議長に指名したと述べた。

15.暫定的に委員会の作業に適用される手続きルール案のルール 13 及び 45 に従い、委員会は満場一致でモハメド・アルバラク（サウジアラビア)を副議長に選出した。

IV. 組織的事項

A. 手続きルールの採択

16. 議長は、小項目を導入し、政府間交渉委員会第 1 回会期での決定に従い、文書 UNEP/PP/INC.5/3 に規定されている手続きルール案は、ルール 37 の括弧内のテキストを除き、採択されるまで暫定的に委員会の作業に適用されることをリマインドした。

17. また、第 2 回会期で、委員会は手続きルール案のルール 38 第 1 項に関する解釈声明を採択することを決定したことをリマインドした。この声明は、ルール案に付随する事務局のメモに含まれていた。

18. 同氏は、委員会が協力とコンセンサスの精神で活動を続けると確信しているとし、第 1 回会期で決定されたとおり、手続きルール案は引き続き暫定的に委員会の活動に適用され、第 2 回会期で採択された解釈声明を委員会は引き続き念頭に置くと述べた。

19. ある代表は、実質的な事項に関する意思決定はコンセンサスによって行われ、委員会が手続きルールを採択するまで、ルール 38 第 1 項は適用されないという議長の保証を求め

た。同氏は、全ての多国間プロセスにおいて公平性、平等性、包摂性、責任の共有、共同のコミットメントと行動を確保するにはコンセンサスに基づく意思決定が不可欠であり、コンセンサスに基づく決定は交渉結果に対する共通のオーナーシップ意識を育み、持続可能で効果的な解決策につながり、プラスチック汚染の終焉を確実にすると強調した。その後、彼の発言は他の多くの代表者によって繰り返され、その中には、現在の報告書に自分たちの発言を反映するよう求めた国々のグループを代表して発言した代表者もいた。代表者数名は、コンセンサスの重要性を強調するとともに、代表者のうちの誰かがルール 38 第 1 項を主張するならば、パリで行われた委員会第 2 回会期で中断された手続きルールに関する議論を再開するよう主張するだろうと述べた。

20. 再保証の要請に応えて、議長は、協力とコンセンサスの精神で議論が行われるという自身の約束を改めて表明し、ルール 38 第 1 項に頼ることなく、全てのメンバーが会期に参加することでその精神を示すことを期待していると述べた。

B. 議題の採択

21. 委員会は、暫定議題（UNEP/PP/INC.5/1）に基づいて、次の議題を採択した：
1. 会期の開会。

2. 役員の選出。

3. 組織上の事項：
(a) 手続き規則の採択；
(b) 議題の採択；
(c) 作業の組織。

4. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書の作成。

5. その他の事項。

6.会期の報告書の採択。

7. 会期の閉会。

C. 作業の組織

22. 議長は、サブ項目を紹介し、会期のシナリオノート(UNEP/PP/INC.5/2)と、作業の組織に関する詳細を記載した補足ノート(UNEP/PP/INC.5/7)に注目し、提案された共同議長と提案されたコンタクトグループの任務を含む作業の組織案を提示した。

23. 長時間に亘る議論が続き、多くの代表者が提案された今後の進め方に対する支持を表明する一方、提案の様々な側面に不満を表明する者も多く、殆どのコメントは議長のノンペーパーを交渉の出発点として使用することに関するものであった。

24. 複数の国グループを代表して発言した数名を含む多くの代表が、コンタクトグループでの議論の土台としてこのノンペーパーを使用したいとの希望を示し、このノンペーパーによって加盟国は限られた交渉時間を最大限に活用できるようになると述べた。しかし、複数の代表が述べたように、必ずしも全ての文言に同意するわけではなく、また、国グループを代表して発言した一人が述べたように、一部のテキストは期待外れですらあった。多くの代表が、このノンペーパーには依然テキストを策定しなければならない条項が含まれていると指摘し、複数の代表がテキスト案を提出する意向を示した。多くの代表が、委員会第 4 回会期で合意された統合版も引き続き利用できることを想起し、また多くの代表が、妥協の精神で作業する準備を整えて会期に臨み、交渉の開始を切望していることを強調した。

25. ある代表は、特定の条件の下でのみ、自国の代表団はノンペーパーを議論の出発点として利用する用意があると表明した。同代表は、委員会第 4 回会期で合意された統合版は議長のノンペーパーと同じ地位を持つべきであること、ノンペーパーの全ての条項（タイトルを含む）は括弧で囲むべきであること、コンタクト グループで議論された全ての提案は、単に会期中の文書プラットフォームにアップロードするのではなく、テキストに反映され、メンバーが検討できるように画面に表示されるべきであること、コンタクト グループでの作業が客観的でない方法で、又は合意された方式に違反して行われた場合、コンタクト グループでの作業を直ちに中止し、全体会合を再開すべきであることを規定した。

26. 国のグループを代表して発言した別の代表は、現在の形式でのノンペーパーを更なる議論のベースとして使用することに反対し、ノンペーパーは全ての立場を反映していないと述べた。同氏は、加盟国にノンペーパーを検討し、欠けている立場を提出する時間を与え、議長がよりバランスの取れたバージョンを作成し、それを加盟国に提示して検討とフィードバックを求めるよう提案した。この見解は他の代表者からも同調され、別の代表者は、委員会で合意された交渉文書である統合テキストを再開された議論の基礎として使うべきだと述べた。

27. 数名の代表者がノンペーパーの内容に関して提案を行った。1 名は、統合テキストの範

囲と原則のテキストをノンペーパーに挿入し、そのセクションの議論の基礎として使うことを提案したが、数名は特定の要素の組み込みに反対し、供給、懸念される化学物質、健康を個々の代表者が挙げて、それらは条約には含まれていないと述べた。

28. 国グループを代表して発言した数名を含む多数の代表者は、コンタクトグループに提案された任務とスケジュールに同意し、コンタクトグループでの作業を可及的速やかに開始したいとの意向を示したが、他の数名は変更を求めた。代表者の中には、協議を進める前にコンタクト グループの指示書をスクリーンに映し出して承認を得るよう求めた者もいた。一部の国を代表して発言した者を含む一部の代表者は、目的、範囲、原則が条約の要となるため優先されるべきだと述べ、コンタクト グループの協議スケジュールで前倒しするよう求めた。

29. 代表者の中には、締約国会議の第 1 回会合に先立つ法案起草グループと会期中作業に関する手順についてコメントした者もおり、合意が得られるまでテキストは法案起草グループに送るべきではないと警告した。また、外交会議後の協議は手続き上の問題のみに留めるべきだと述べた者もいた。

30. 議長は、メンバーからのコメントに応えて、議長のノンペーパーはコンタクト グループでの交渉を促進するための出発点となるべきであり、一方ノンペーパーの全てのテキストは括弧で括られており、メンバーの立場を予断すべきではないという理解の下に、その統合テキストは有効かつ権威ある参考文書であり続けるべきであることを明確にした。加盟国による具体的な提案については、特定の条項についてゼロテキストオプションを求める要請に留意し、また、提案されているコンタクトグループ 4 の作業順序を変更して、目的、範囲、原則に関する議論を第 17 条、第 18 条、第 19 条の議論と交換することを提案した。コンタクトグループで検討される全ての問題に平等な配慮がなされ、全ての合意が得られるまで何事も合意されないという原則が交渉全体を通じて維持されることを確認した。

31. 代表者数名は、議長の提案に示された柔軟性に感謝するとともに、コンタクト グループの共同議長が全てのメンバーの意見がバランスよく公平に考慮され、コンタクト グループの作業が透明であることを保証するという理解の下、議長の提案した作業構成に柔軟に対応し、同意する用意があると述べた。代表者は、提案されたコンタクト グループ 4 の作業負荷が他の 3 つのコンタクト グループよりも重くなることを懸念し、グループでの議論に十分な時間を割り当てるよう要請した。ある代表者は、ドラフトテキストの編集が議論の参考文書となることを明確にしたことに感謝の意を表した。

32. 政府間交渉委員会は、会合のシナリオノート（UNEP/PP/INC.5/2）、会合のウェブサイ

トで公開されている提案プログラム、作業の構成に関する詳細を記載した議長ノート（UNEP/PP/INC.5/7）に概説されているとおり、また議論中に提供された追加の説明に従って、作業を組織することに合意した。従って、政府間交渉委員会は、文書（協定）のテキストを最終決定するために 4 つのコンタクトグループを設置し、その出発点として、委員会議長のノンペーパー第 3 版に記載されているドラフトテキスト改訂版（文書 UNEP/PP/INC.5/4 に含まれるドラフトテキスト統合版とメンバーの意見に基づく）を議論に活用した。コンタクトグループ 1 は Maria Angelica Ikeda(ブラジル)と Axel Borchmann(ドイツ)が共同議長を務め、コンタクトグループ 2 は Tuulia Toikka(フィンランド)と Oliver Boachie(ガーナ)が共同議長を務め、コンタクトグループ 3 は Kate Lynch(オーストラリア)と Gwen Sisior(パラオ)が共同議長を務め、コンタクトグループ 4 は Linroy Christian(アンティグア・バーブーダ)と Han Minyoung(韓国)が共同議長を務めた。

33. 議長は、代表者の一人からの質問に答え、メンバーはドラフトテキスト統合版を含むテキスト提案を行うことができること、定義はコンタクトグループ 1 で議論されることを明確にした。

34. コンタクトグループ 1 の共同議長は、グループが検討するよう義務付けられている 2 つの問題、即ちプラスチック製品とプラスチック製品に使用される懸念のある化学物質、及び供給について、メンバーが作成したテキスト提案について、グループの第 1 回会合前に非公式協議を行うことを提案した。これらの協議は、これらの問題に関するコンタクトグループの交渉に代わるものと見なされるべきではなく、メンバーはコンタクトグループの会合中に、そうしたテキスト提案を十分に検討する機会を十分に持つことになる。

35. 委員会は第 4 回会期で、委員会から提出されたドラフトテキストのあらゆる要素について法的な検討を行い、そのテキストが法的に適切な方法で起草されていることを確認し、委員会の検討のため文言に関する勧告を行うオープンエンド法案起草グループを設立することを決定した。委員会のメンバーが指名した法律専門家で構成されるオープンエンド草案起草グループは、第 5 回会期で作業を開始する予定とされた。委員長の提案に従い、委員会はジャン・ケンファック（カメルーン)、アニク・ボードゥアン（カナダ)、エヤド・アルジュブラン（サウジアラビア）をオープンエンド法案起草グループの共同議長に任命した。

D. 出席者

36. 次の国の代表が会合に出席した：Algeria, Angola, Antigua and Barbuda, Argentina, Armenia, Australia, Austria, Azerbaijan, Bahamas, Bahrain, Bangladesh, Barbados, Belgium, Belize, Benin, Bhutan, Bosnia and Herzegovina, Botswana, Brazil, Brunei

Darussalam, Bulgaria, Burkina Faso, Cambodia, Cameroon, Canada, Chile, China, Colombia, Comoros, Congo, Cook Islands, Costa Rica, Côte d'Ivoire, Croatia, Cuba, Czechia, Democratic Republic of the Congo, Denmark, Djibouti, Dominica, Dominican Republic, Ecuador, Egypt, El Salvador, Equatorial Guinea, Eritrea, Estonia, Eswatini, Ethiopia, Fiji, Finland, France, Gabon, Gambia, Georgia, Germany, Ghana, Greece, Grenada, Guatemala, Guinea, Guinea-Bissau, Haiti, Holy See, Honduras, Hungary, Iceland, India, Indonesia, Iran (Islamic Republic of), Iraq, Ireland, Israel, Italy, Jamaica, Japan, Jordan, Kazakhstan, Kenya, Kiribati, Kuwait, Kyrgyzstan, Latvia, Lesotho, Liberia, Libya, Lithuania, Luxembourg, Madagascar, Malawi, Malaysia, Maldives, Mali, Malta, Marshall Islands, Mexico, Micronesia (Federated States of), Monaco, Mongolia, Morocco, Mozambique, Namibia, Nauru, Nepal, Netherlands (Kingdom of the), New Zealand, Niger, Nigeria, Niue, Norway, Oman, Pakistan, Palau, Panama, Papua New Guinea, Paraguay, Peru, Philippines, Poland, Portugal, Qatar, Republic of Korea, Republic of Moldova, Romania, Russian Federation, Rwanda, Saint Kitts and Nevis, Saint Lucia, Samoa, Sao Tome and Principe, Saudi Arabia, Senegal, Serbia, Seychelles, Sierra Leone, Singapore, Slovakia, Slovenia, Solomon Islands, Somalia, South Africa, Spain, Sri Lanka, State of Palestine, Sudan, Sweden, Switzerland, Tajikistan, Thailand, Togo, Tonga, Trinidad and Tobago, Tunisia, Türkiye, Tuvalu, Uganda, Ukraine, United Arab Emirates, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, United Republic of Tanzania, United States of America, Uruguay, Uzbekistan, Vanuatu, Venezuela (Bolivarian Republic of), Viet Nam, Yemen, Zambia and Zimbabwe。

37. 欧州連合の代表もこの会合に出席した。

38. 次の政府間組織およびその他の団体がオブザーバーとして参加した：アジア開発銀行、アラブ湾岸諸国協力会議、東南アジア諸国連合（ASEAN）及び東アジア経済研究所、ガス輸出国フォーラム、地球環境ファシリティ、国際商業会議所、竹と籐の国際ネットワーク、国際自然保護連合、大西洋沿岸アフリカ諸国間の漁業協力に関する閣僚会議、東カリブ諸国機構、経済協力開発機構、石油輸出国機構、太平洋地域環境計画事務局（SPREP）、南アジア協力環境計画。

39. オブザーバーとして参加した国連機関、事務局、条約事務局は次のとおり：国連食糧農業機関、国際原子力機関、国際労働機関、国際海事機関、国連人権高等弁務官事務所、バーゼル、ロッテルダム、ストックホルム条約事務局、国連貿易開発会議、国連開発計画、国連環境計画、国連グローバル・コンパクト事務局、国連工業開発機関、国連訓練研究機関、国連防災局、国連プロジェクト・サービス事務所、世界銀行、世界保健機関、世界貿易機関。

40. 合計 412 の NGO もオブザーバーとして参加した。参加者リストは 文書 UNEP/PP/INC.5/INF/12 に記載されている。

V. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）の作成

41. 議長は、この議題を紹介し、文書 UNEP/PP/INC.5/4 に記載される海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）のドラフトテキストの作成に注目を促した。また、この会期のウェブサイトで公開されている自身のノンペーパーの第 3 版にも注目を促した。

42. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）の目的の実施のため、資金メカニズムの設立、資金フローの調整、資金の促進の選択肢を含む、動員可能な潜在的な資金源と手段の分析を作成する会期間オープンエンド専門家グループの共同議長であるボアチー(ガーナ)は、共同議長のリンチ(オーストラリア)に代わって発言し、グループの作業について報告した。オープンエンド専門家グループの作業に関する共同議長の報告は、文書 UNEP/PP/INC.5/5 に記載されている。

43. プラスチック製品及びプラスチック製品に含まれる懸念のある化学物質に関する基準に基づく及び基準に基づかないアプローチ、並びにプラスチック製品のリサイクル性及びリユース用性、その用途及び使用に焦点を当てた製品設計を特定及び分析するためのアドホック会期間オープンエンド専門家グループの共同議長であるルアイ・アルムクタール(イラク)は、共同議長のボルヒマン(ドイツ)及びシシオール(パラオ)を代表して、グループの作業について報告した。オープンエンド専門家グループの作業に関する共同議長の報告は、文書 UNEP/PP/INC.5/6 に記載されている。

44. 議長は共同議長の発表に感謝し、オープンエンド専門家グループの作業は交渉プロセスへの信頼を高めるのに役立ち、第 5 回会期の準備に役立ったと述べた。

45. 委員会は報告書に留意した。

A. 声明

46. 11 月 27 日水曜日の第 3 回全体会合で、政府間交渉委員会は地域グループの代表者による声明を聞いた。議長は、会合の残りの時間を文書（協定）提案のテキスト交渉に充てるため、メンバーとオブザーバーは会議のオンライン ポータルに声明をアップロードするよう

要請した。

47. 東アジア海域調整機関を代表して発言した代表は、議長のノンペーパーは、これまでの会期での進展を反映し、加盟国間の共通基盤を確立することを目指しているため、今回の会期での交渉のベースとなるべきであると述べた。調整機関の加盟国は、海洋環境を含むプラスチック汚染の防止と削減、並びにこれまでのプラスチックとマイクロプラスチックによる汚染の制御に関する国境を越えた課題に対処する強固で野心的、実際的かつ包括的な文書を開発するための共同の取り組みを促進することに引き続きコミットしている。将来の文書（協定）は公正な移行を可能にし、プラスチックのライフサイクル全体を扱い、循環性を促進し、環境と開発に関するリオ宣言の原則に基づき、各国の状況と能力も考慮に入れることが重要である。同氏は、プラスチック汚染に関する明確な環境及び人の健康基準の設定と適切な持続可能な代替品の特定を可能にするために科学界との強力なパートナーシップの重要性、及び既存の多国間環境協定を活用して能力構築を改善し、技術支援と技術移転を促進する強力な財政メカニズムの必要性を強調した。同機関の加盟国は、将来の文書（協定）の実施を支援するために地域的な調整と協力を強化することを期待している。

B. コンタクトグループと非公式協議の作業

48. 第 3 回全体会合で、委員会は 4 つのコンタクトグループの共同議長から、各グループで達成された進捗状況に関する報告を聞いた。

49. コンタクトグループ 1 の共同議長は、グループは当初非公式な議論を行い、その中でプラスチック製品及びプラスチック製品に使用される懸念のある化学物質と供給に関する提案の提案者が提案を紹介し、他のメンバーからの質問に答えたと述べた。その後、コンタクトグループは 3 回会合し、プラスチック製品の設計に焦点を当てて作業を開始した。デザインは将来の制度の重要な要素となるべきであることについては幅広い合意が得られ、議長のノンペーパー第 3 版のテキストを交渉の基礎及び出発点として用いることが支持された。様々な意見が表明され、一部の代表はより厳格な措置と、そうした措置を講じる際の各国に対する法的拘束力ある義務を求め、他の一部の代表は主要なプラスチックポリマーと懸念のある化学物質への言及に削除を求めた。また、多くの代表はセクター別アプローチの必要性に言及した。グループは、議論中に表明された意見と書面で提出された意見を考慮し、必要に応じて選択肢を付したテキスト提案の作成を共同議長に委託した。プラスチック製品とプラスチック製品に使用される懸念のある化学物質については、提案者に対し、提案を紹介し、共通点と収束点を特定し、ギャップを埋めるために他のメンバーと行っている進行中の取組みを強調するよう要請された。この問題に関する専用規定の必要性や、そうした規定の性質に関する意見は分かれており、そのため提案者は、それぞれの提案に関する今後の

進め方について非公式な議論を行うよう求められた。供給に関する議論も、様々な提案者からの意見の検討から始まり、この問題については様々な意見が表明された。一部の代表者は、供給の問題は決議 5/14 に規定された任務の一部ではなく、この問題に関する規定を含めるべきではないとの見解を表明したが、他の代表者は、プラスチック汚染に対処するという全体目標を達成するためには、そうした規定を含めることが重要であると強調した。一部の代表者は、この問題に関する提案に収斂する要素を特定し、この規定について更に作業することに関心を示した。共同議長は、グループの任務を確定するため残された時間が限られていることを強調し、全てのメンバーに引き続き柔軟性と妥協の精神を求めた。

51. コンタクトグループ 3 の共同議長は、資金に関する条項に実質的な議論が行われたと述べた。メンバーグループと個々の国による提案されたテキストの提出を受けて、共同議長は、その後の会合での逐条交渉の基礎となる、グループから提出された 2 つの主要なテキスト提案を反映した統合文書を作成するよう指示された。コンタクトグループは、国際協力を含む能力構築、技術支援、技術移転に関する条項についても議論した。逐条交渉は開始されたが、議長のドラフトテキストに追加された内容によって条項の複雑さが増し、定められた期限内に最終決定することが困難になった。彼女は、最終決定までに残された時間が限られていることを踏まえ、メンバーに柔軟性と妥協の意志を示すよう求めた。

52. コンタクトグループ 4 の共同議長は、グループが 3 回会合し、序文、範囲、原則、実施と遵守、及び国家計画について意見交換が行われたと報告した。目的、報告、有効性評価と監視に関するテキスト編集の第 1 ラウンドも行われ、意見提出も行われた。グループの今後の作業を支援するため、共同議長は、コンタクト グループの今後の会議で、序文、目的、範囲、原則、実施と遵守、国家計画、報告、有効性評価と監視に関するテキスト提案を行い、関連する項目に関する意見のまとめを添付する予定である。共同議長は、グループの権限内の残りの要素についても同じ方式を採用する予定である。

53. 法文起草グループの共同議長は、グループにレビューのためのテキストがまだ提出されていないため、グループはまだ会合を開いていないが、グループの作業組織と作業方式の概要を示すため、全ての法律専門家のための会合が開催される予定であると述べた。

C. 議論

54. その後の議論では、多くの代表が議論の進展が限られていることに懸念と失望を表明し、一部の代表は、一部の国々のグループを代表して発言し、提案された文書（協定）のテキスト作成作業を加速するよう代表に促した。世界中の人々が現在の議事進行に注目していると数人の代表が述べ、一方、ある代表は、第 5 回会期後に更なる交渉ラウンドを手配する時

間もリソースもないことを強調した。

55. 代表は、これまでの進展がない理由をいくつか挙げた。数人の代表は、委員会が交渉を前進させない問題に議論するのに時間がかかりすぎたと述べ、一部の代表は手続き上の問題に関する議論が多すぎると指摘した。数人の代表は、場合によっては、廃棄物管理など、簡単に合意できるはずだった分野など、以前の会期で既に取り上げられた問題に議論が戻ったと述べた。何人かの代表は、交渉を進める必要があるにも係らず、包摂性と透明性を犠牲にして作業を加速すべきではないと述べた。

56. 多くの代表は、交渉に対する他の加盟国のアプローチによって進展が妨げられていると述べ、何人かの代表は、一部の加盟国は成功する文書（協定）の交渉以外の利益を優先しているようだと述べた。何人かの代表は、委員会のメンバーに誠意を持って交渉するよう促したが、何人かの代表によると、これまではそうではなかったという。数人の代表は、一部の国々を代表して発言した 1 人を含む、加盟国がアプローチに柔軟性を示すことの重要性を強調し、他の何人かの代表は、一部の国々を代表して発言した 1 人を含む、共通の立場を見つける方法として建設的な関与の重要性を強調した。数人の代表は、交渉を妨げたとして他者を責めないよう加盟国に促した。

57. 複数の国を代表して発言した代表者を含む多くの代表者が、委員会の作業方法を改善する方法を提案した。コンタクトグループに関しては、複数の国を代表して発言した代表者を含む複数の代表者が、共同議長の役割を強化すべきだと述べ、一方で、コンタクトグループの議論に提案を含める際に差別的アプローチが取られていると述べた代表者もいた。複数の国を代表して発言したある代表者は、新たなテキストの提出期限を設定すること、全てのテキストが検討された後、共同議長にコンタクトグループでの議論に基づいて提出されたテキストを統合し、交渉用のドラフトテキストを作成する権限を与えること、そして、メンバーとオブザーバーの代表者を適切に収容するため、コンタクトグループが議論を行うためより大きな部屋を与えることを提案した。

58. 交渉はコンセンサスに基づくべきであるとある代表者が述べ、他の代表者は、交渉はメンバー主導であるべきだと強調した。ある代表は、委員会の作業は全ての代表団が受け入れ可能な条項の合意に集中すべきだと述べた。一部の代表は、交渉のこのような遅い段階で新しい問題や未解決の問題を検討するよう加盟国に促した。

59. 数名の代表は、環境総会決議 5/14 の任務を遂行することが極めて重要であると強調し、委員会は現在その点で失敗していると指摘した。一部の代表は、決議 5/14 では、将来の文書（協定）はプラスチックのライフサイクル全体に対処する必要があると規定されているた

め、プラスチックの生産に対処することが不可欠であると述べた。そのうちの 1 人は、一部の国を代表して発言したが、供給側の考慮は決議で与えられた任務の範囲外であり、従って将来の文書（協定）に含めるべきではないと強調した。

60. 数名の代表は、将来の文書（協定）の範囲とそれが基づくべき原則に対処することの重要性を強調した。数名の代表は、将来の文書（協定）の条項が法文起草グループに届くまでのプロセスについて議論した。代表者の多くは、コンタクト グループ 4 が直ちに最終条項を法文起草グループに送付し、同グループが作業を開始できるようにすることに注力するという代表者の提案を支持した。しかし、数名の代表者は、条項は法文起草グループに送付される前に委員会が全体会合で合意すべきであるため、このようなアプローチには反対であると述べた。代表者の 1 人は、条項を法文起草グループに送付することは、それらの条項が、全体会合で委員会に採択されたことを示すシグナルと見なされるべきではないと述べた。

61. 2 人のオブザーバーの代表者も声明を発表した。声明の全文は、提出された場合、この会期のウェブサイトで確認できる。

D. コンタクト グループ及び非公式協議の更なる作業

62. 12 月 1 日日曜日の第 4 回全体会議で、コンタクト グループの共同議長がグループの作業の成果について報告した。

63. コンタクトグループ 1 は、11 月 26 日から 28 日にかけて 6 回会合し、プラスチック製品及びプラスチック製品に使用される懸念のある化学物質、除外、プラスチック製品の設計、供給、定義の問題に対処するという任務について作業を行った。前回の委員会の全体会合での報告以来、グループは定義に関する条項の検討を進め、次に除外に関する条項に簡単に目を向け、その後プラスチック製品の設計の問題に戻った。その後、グループは共同議長による意見のまとめに貢献するよう要請された。同日夜、グループは、プラスチック製品及び懸念のある化学物質に関する提案条項の要素に関する非公式協議に続いて提出される条文に取りかかった。

64. コンタクトグループ 2 は、前回の委員会の全体会合での報告以来、更に 2 回の会合を含め 6 回会合した。これらの議論の間、グループは共同議長が提出したテキスト提案に基づいて、放出、プラスチック廃棄物管理、既存のプラスチック汚染に関する条項のテキスト交渉を行った。時間的制約のため、グループは公正な移行に関する条項の文言交渉を開始できなかった。委員会メンバーの意見を聞いた後、コンタクトグループの共同議長は、ノンペ

ーパーの新たなバージョンの作成を支援する目的で、議長による検討のために条文案のテキストを提供した。

65. コンタクトグループ 3 は、ノンペーパー第 11 条及び第 12 条に反映されている、資金メカニズムの設立を含む資金、及び国際協力を含む能力構築、技術支援、技術移転について検討し、委員会検討のためのテキストに関し提案を行うという任務を負って設立された。前回の全体会合への報告以来、このグループは更に 3 回会合を開いた。資金については、資金を必要とする活動の種類、資金の形態と資金源、資源動員に関する国家レベルの責任、資金メカニズムを指導する統治機関の役割、新規及び追加資金の確保の重要性、及びレビューメカニズムの設立に関する見解を含む、加盟国及び加盟国グループからの提案の提示が議論に含まれた。最初の議論の後、共同議長は、資金に関する条項に関する 2 つの複数国のテキスト提案を反映した統合文書を作成する任務を負った。共同議長のノンペーパーの最初の 3 つのセクションについて、文章ごとの交渉が開始された。このセクションは、実施と財源の利用可能性との関連性、国家政策、優先事項、計画、プログラムに従って、この文書（協定）を実施するための国家活動に関する資源の提供、及び能力の制約を考慮した国家グループに対する特別な配慮に焦点を当てていた。能力構築に関する第 12 条に関する議論は、議長のノンペーパーに示されたテキストに焦点を当てており、これはメンバーの要請により、文章ごとの交渉の基礎として使用された。最初の議論は、最初の段落の拡張につながった。その後、グループは更なる作業の手順を検討したが、時間的制約のために続行できなかった。

66. コンタクト グループ 4 は、その任務に関連する要素について議論するため、4 日間で 5 回の会合を開催した。この任務は、序文、範囲、目的、原則、実施と遵守、国家計画、報告、有効性の評価と監視、情報交換、意識、教育と研究、健康をカバーしていた。締約国会議、事務局、最終条項。議論の結果は、会場で聞かれた意見やオンラインポータルへの提出を含め、議長に報告された。上記の問題に関する意見の収斂を図ることは、継続的な取り組みの一部となる。

67. 代表団長レベルで行われたものを含む非公式協議の問題に移ると、議長は、11 月 29 日金曜日に、コンタクトグループの共同議長からの寄与を基にしたドラフトテキストを含むノンペーパーを配布したことを想起した。コンタクトグループからの報告書の包括的な性質を認めつつ、議長は提案された特定のテキストを要約するよう努めた。この文書は議長の執筆を反映しており、その唯一の目的は委員会の作業を容易にすることであった。特定のテキスト提案を特定することが現実的でない場合、文書にオプション又は括弧でマークされたテキストが含まれ、また、文書（協定）の特定の条項の省略、いわゆる「ゼロオプション」も規定された。議長は、テキスト作成にあたり、多くの代表団が「受け入れるか、拒否するか」の形式を避けるため、オープンな作業文書を維持することに関心を示したことを考慮し

た。更に、議論の柔軟性と包括性を促進し、収束点を特定することを目標とした。議長の要請により、同じく金曜日に、リンチ氏（オーストラリア）とイケダ女史（ブラジル）が共同進行役を務め、第 3 条、第 6 条、第 11 条に関する非公式協議が開催された。

68. その後、11 月 29 日金曜日の夜に開催された代表団長レベルの非公式協議で、議長はノンペーパーに関する代表団の意見を聞いた。議長は、彼らのフィードバック、サポート、関与に感謝の意を表した。11 月 30 日土曜日には、クリスチャン氏（アンティグア・バーブーダ）、リンチ女史（オーストラリア）、イケダ女史（ブラジル）、及びトイッカ女史（フィンランド）が共同進行役を務め、第 3 条から第 19 条に関する追加の非公式協議が開催された。

69. 共同ファシリテーターは、11 月 29 日から 30 日にかけて 7 回の会合で並行して開催され、委員会の全メンバーに公開され、オブザーバーには非公開であった非公式協議について報告した。代表団は、特にレッド ラインに焦点を当てて意見を述べるよう求められ、その内容は記録され、更なる検討のため議長に伝えられた。リンチ女史は、第 10 条、第 12 条、第 13 条及び第 14 条に関する議論を進め、第 15 条に関する議論を開始した。メンバーが各条項について順番に意見を交換し、事務局にテキストのマークアップ ビューを作成するよう要請し、その後グループに簡単に紹介するというシステムが確立された。更に、トイッカ女史は、第 10 条に焦点を当てる非公式の起草グループを進め、その後メンバー間の二国間協議が行われた。イケダ女史（ブラジル）は、第 5 条、第 7 条、第 8 条に関する議論を進行した。メンバーは活発な意見交換を行い、代表団がレッド ラインの問題と潜在的な収束領域をより良く理解できるように支援した。第 11 条については短い議論が行われ、この問題について包括的かつ総合的な形で更に議論することに関心が示された。

70. その後、第 3 条、第 6 条、及び第 11 条を検討する合同の非公式会合が開催され、メンバーは意見交換を行い、レッド ラインの問題を特定するよう求められた。並行して、クリスチャン女史は、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条に関する協議を進行し、メンバーはレッド ラインを特定した。これらの条項のいずれについても合意には至らなかったが、議論ではメンバーにとってどの要素が重要で、その理由は何かが強調された。更に、一部メンバーは特定の条項を除外したいとの意向を示したが、それでも問題の条項について議論し、どのような変更を行えばそのような規定が自分たちにとってより受け入れやすくなるかを示すことで柔軟性を示した。健康に関する条項については、あるメンバーが、この問題に関する彼らの意見を反映する文書を作成するため、他の関心のあるメンバーと協議することを申し出た。そのテキストは、適切な時期に提出される準備ができている。

71. 議長は、非公式協議の共同進行役及びコンタクトグループの共同議長に心からの感謝の意を表し、委員会に対し、代表団と広範囲に協議したことを報告した。多くの点で意見が一

致したが、第 3 条、第 6 条、第 11 条、及び原則など、他の点では意見が分かれた。また、第 4 回全体会合で議長はドラフトテキストを提示したが、新たなテキストは最終的又は決定的なものを意図したものではなく、達成された進歩を反映させ、未解決のままで対処に一層時間を要する重要問題を強調する努力を表したものであると明言した。同氏は、テキストの全ての要素が括弧内のままであり、従って、その後の交渉で代表者から提案される追加、削除、修正文言などの提案を含め、将来的な変更が可能であり、全てが合意されるまでは何も合意されないという原則を堅持していると強調した。

72. 委員会が第 5 回会期の最終予定日に達したことに留意し、議長は、事務局を含む協議において、交渉を終結するため、後日会期を再開することに全体の合意があると判断したことをメンバーに伝えた。同氏は、メンバーに対し、現在の会期で得られた進展を基に進めるよう促し、再開される第 5 回会期で、委員会が 12 月 1 日議長のテキストを交渉の出発点及びベースとして使用することに同意することを期待すると表明した。

E. 更なる議論

73. 12 月 1 日日曜日の第 4 回全体会合では、コンタクトグループの共同議長と情報協議の共同進行役による報告に続いて、多数の代表者が登壇し、その多くが各国グループを代表して発言し、議長のテキストと再開会期について、またより広く言えば、今週の進展、交渉に関する懸念と結果への期待、プロセスの様々な側面について発言した。

74. 発言者は、概ね全員一致して、会期を主催した韓国政府、そして困難な 1 週間であったにも係らず尽力してくれた議長と副議長、コンタクトグループの共同議長と非公式協議のファシリテーター、事務局に感謝の意を表した。ほぼ全員が、環境総会決議 5/14 で合意されたプラスチック汚染を終わらせる合意の交渉プロセスへのコミットメントを改めて表明した。国家グループを代表して発言した者を含む複数の代表者は、今回の会期で実質的な進展が見られなかったことに失望を表明したが、国家グループを代表して発言した者を含む多くの代表者は、進展があったことに勇気づけられたと述べ、国家グループを代表して発言した者を含む複数の代表者は、実質的な条項の収束の可能性が高まり、将来の交渉のベースになり得るテキストが作成されていると指摘した。

75. 国家グループを代表して発言した者を含む複数の代表者は、第 5 回会期の過程で展開された交渉プロセスについて懸念を表明した。1 人は、国家グループを代表して発言し、同グループが効果的な条約に不可欠と見なす拘束力ある条項を削除するよう、少数の国家グループから継続的に求められていることに不安を表明した。もう一人の代表は、やはりあるグループの国々を代表し、交渉は時としてますます不透明になり、進展を誇示しようと急ぐ

傾向にあると見られ、便宜主義の追求が協力の原則を覆い隠し、信頼を損ない、プロセスの基盤を危うくしていると述べた。代表者の数名は、プロセスは包括性に欠け、手続きの制限的なルールが、特にオブザーバーの効果的な関与を妨げていると述べた。多くの代表者は、特に専門家による会期中の作業が義務付けられていた条項に関し、進展が遅いことを嘆いた。代表者の中には、代表団が表明した意見が提案されたテキストに選択的に取り込まれたこと、コンタクトグループでの作業が、立場をコンセンサスに近づけるのではなく、単にメンバーの意見を集めることに限られているように見えること、手続き上のプロセスによって生じた大幅な遅延により小規模代表団に過度のプレッシャーがかかっていることなど、不満を表明した。一群の国々を代表して発言した一人を含む多くの代表者は、コンセンサスによる作業の重要性を繰り返し述べた。

76. 環境総会決議 5/14 の指示書を履行するよう求める声が多数寄せられた。この決議は加盟国が全会一致で支持したが、その指示書の正確な性質については意見が分かれた。複数の国を代表して発言した数名を含む多くの代表は、この決議はプラスチック汚染に対処するためライフサイクル アプローチを求めていると強調した。複数の国を代表して発言した数名を含む他の多くの代表は、この指示書はプラスチック汚染を終わらせることだと主張した。プラスチック汚染に焦点を合わせ続けること、そして 1 人の代表は、指示書に関係のない他の問題の検討に気を取られないことの重要性を指摘した。別の代表は、この決議の指示書をめぐる絶え間ない論争がプロセスを妨げ、その信頼性を危険に晒している。加盟国が言葉の問題で苦労している間に、プラスチック汚染は増加し、その結果生じるあらゆる害悪が生じたと述べた。

77. ライフサイクルアプローチを主張する代表は、決議 5/14 の目的を達成するには高い野心が必要であることを概ね強調した。国々のグループを代表して発言した数名を含む多くの代表は、野心的な条約とは、有害なプラスチックポリマーや懸念のある化学物質の排除と一次プラスチックポリマー生産の持続可能なレベルへの削減に繋がる条約であると明言した。また、多くの代表は、プラスチック設計に関する強力な規定の重要性を強調し、他の代表はプラスチック製品とプラスチックポリマー、及び懸念のある化学物質の両方のトレーサビリティの重要性を強調し、そのうちの 1 人は、効果的な認証プロセスが、関連する違法輸入や国境を越えたプラスチック汚染と戦う効果的な手段となるだろうと指摘した。1 人の代表は、漁具に関する特定の規定が極めて重要であることを強調した。

78. 多数の代表者、特に複数の国を代表して発言した代表者は、金融メカニズムの必要性を強調した。そのうちの 1 人は、より広範な資金の流れを考慮するため国際金融構造を変革する必要があることを認識し、金融メカニズムは独立したものであるべきであるとし、また別の 1 人は、金融メカニズムは革新的であるべきであると指摘した。複数の代表者は、十

分な追加的かつ予測可能な資金支援がなければ、開発途上国は将来のいかなる手段によっても要求される措置を実施できず、その手段は意味をなさないという事実を強調した。1 人の代表者は、いかなる金融メカニズムに関しても、移行経済国の特定のニーズを考慮することが重要であると述べた。一部の代表者は、将来の手段を実施する国々を支援するための資金源に関する各国の決意が継続していることを強調した。1 人の代表者は、12 月 1 日議長のテキストに含まれる金融メカニズムに関する規定は誠意を持って提案されていないと懸念を表明し、別の代表者は、規定には将来の金融メカニズムに関するより詳細な情報、資金源の可能性や資金申請のプロセスなどが含まれるべきだと述べた。ある代表は、開発途上国が被った損害の賠償のための独立した補償メカニズムの必要性を強調した。

79. 代表者数名も、能力構築、技術支援、技術移転のための強力な規定の重要性を強調し、ある代表者は、野心的な文書（協定）は、その中核に財政的及び技術的支援があって初めて可能になると指摘した。

80. 国々のグループを代表して発言した数名の代表者は、海洋環境におけるプラスチック廃棄物の影響を不均衡に受けている小島嶼開発途上国及び後発開発途上国に対する特別規定の盛り込みを求め、国々のグループを代表して発言した 1 名を含む一部の代表者も、修復義務の必要性を強調した。

81. 国のグループを代表して発言した 1 名を含む数名の代表者は、公正な移行に関する規定の重要性、特に先住民族、女性、子ども、ごみ拾い人の権利の承認に関する規定の重要性を強調した。高い野心を求める人々の多くは、世界条約を効果的にするには、一定の基本的要素が必要であるとも指摘した。この点で、国のグループを代表して発言した者も含め、発言した者の多くは、明確で法的拘束力ある措置と、効果的で野心的な実施手段が根本的に重要であると述べた。諸国グループを代表して発言した者を含む数名の代表は、実施を指導し、行動を加速するための補助機関の設立を規定する必要があり、また、合意を育む一方で、合意に達しなかった場合には投票を認める必要があると述べた。国のグループを代表して発言したある代表は、効果的な条約には新たな附属書の採択や附属書の修正が規定されるだろうと述べ、別の代表は協力メカニズムが必要だと述べた。

82. 高い野心を主張する代表者数名は、プラスチックが健康と環境に及ぼす多くの影響、そして特に若い世代と将来の世代にとっての無策のコストを挙げ、交渉を締結することの緊急性を強調した。他の代表者は、高い野心を支持しつつも、包括性を確保するため、委員会は合意を通じて野心的な条約に達するのに必要な時間をかけるべきだと述べた。ある代表者は、各国は地方レベル及び国家レベルで関連政策の策定と実施を開始するため、国際的文書（協定）を待つ必要はないと述べた。

83.国のグループを代表したある発言の中で、複数の代表者は、プラスチックに依存している多くの経済部門を強調し、プラスチック汚染ではなくプラスチック自体を段階的に廃止することは、世界の進歩を損ない、経済格差を悪化させるリスクがあると示唆し、性急な行動に警鐘を鳴らした。ある代表は、生産制限を設けることは自国の経済の安定と発展に影響を与えると述べ、別の代表は、今後のいかなる手段も国家主権を尊重する必要があると述べた。国グループを代表して発言した代表を含む複数の代表は、国の状況や能力が異なることを念頭に置くべきであり、そのため途上国に過度の負担をかけないことが重要だと述べた。国が達成できない目標を導入するのは非生産的だと複数の代表が述べた。更に、国のグループを代表して発言した代表を含む複数の代表は、プラスチックが環境に漏れるのを防ぐことと持続可能な開発を可能にすることの間でバランスを取る必要があると述べ、多くの代表は、国が適応できるように移行期間を設けることを提唱した。しかし、ある代表は、人々と地球に害を及ぼす経済開発は価値がなく、持続可能な開発とは見なされないと指摘した。

84. 数名の代表が、第 5 会期の休会と 2025 年での継続を支持すると表明し、ある代表は、最終合意に至らなかったことは失敗ではなく警鐘と見なすべきだと述べた。再開される第 5 回会期の日程については、1 名の代表ができる限り早期に開催すべきだと述べ、数名は今後数か月以内に、確実に 2025 年前半には開催すべきだと述べ、また、グループを代表して発言した 1 名を含む他の数名は、準備作業の時間を確保するため、2025 年半ばより前には開催すべきではないと述べた。グループを代表して発言した数名を含む数名の代表は、委員会には問題を解決し、意見の一致を図るためにやるべきこと多くあるため、再開される第 5 会期までの時間を、十分に準備するため使うことが不可欠だと述べた。1 名の代表は、議長に対し、利用可能な時間内に出来るだけ多くのグループ間で、出来るだけ多くの協議と対話が進められるようにするよう要請し、別の代表は、地域協議は継続すべきだと主張した。ある代表は、交渉において妥協は弱さではなく強さの表れであることを心に留めておくことが重要であると指摘した。

85. 複数の国を代表して発言した代表者を含む多くの代表者が、再開される第 5 会期での作業方法に関する提案を行った。ある代表者は、今後の交渉は多国間交渉の標準的なやり方に従い、明確な方法論とし、突然のアプローチの変更を避けるべきだと述べた。ある代表者は、コンタクト グループの作業方法を全体的に見直すべきだと述べたが、他の多くの代表者は、第 5 回会期で非公式コンタクト グループ会議を公式協議よりも優先するという方針は繰り返すべきではないと述べた。多くの代表者は、これらの分野で共通の理解が欠如していることから、再開される第 5 会期は、条約の範囲と定義に関する議論から始めるべきだと述べた。また、複数の国を代表して発言した別の代表者は、包括性を促進するために多国間主義の原則に新たな焦点を当てるべきだと述べた。また別の代表は、交渉には廃棄物収集

者を含む全ての利害関係者を含めることが重要だと述べた。ある代表は、将来の条約の条項が、海洋法に関する国際連合条約など既存の多国間環境協定の条項と重複しないようにすることの重要性を強調した。別の代表は、全ての加盟国が立場を繰り返し述べることを避け、競合する利害を調整するため柔軟性を示すことに焦点を当てることで団結を示すことが重要だと強調した。

86. 発言した代表者の大半は、今後の交渉で 12 月 1 日議長のテキストを使用することに同意した。多くの代表者は、更なる作業が必要ではあるものの、議長のテキストを大きな前進として歓迎した。一方数名は、テキストに疑問を呈したものの、進展と建設的な関与のために使用することに同意した。多くの代表者が、12 月 1 日議長のテキストに不満を表明し、その内容はバランスが取れていない、交渉済みのテキストが削除されている、全ての提案が反映されていない、包括性に欠けている、透明性のない方法で作成されているなど、様々な意見を述べた。一部の代表者は、国のグループの代表としての発言の中で、12 月 1 日議長のテキストはレッドラインを越えていると述べた。一部の代表者は、 国のグループの代表としての発言の中で、再開される会合では、メンバーがテキストのどの部分に対しても追加、削除、又は修正を提案できることを了承すべきだと述べた。ある代表は、国のグループの代表としての発言の中で、括弧のない明確な文書が作成されなかったのは残念だと述べた。別の代表は、国のグループの代表としての発言の中で、なぜ特定の提案が直ぐ含まれ、他の提案が保留されたのかは不明だと述べ、また別の代表は、途上国と先進国双方の意見を尊重することの重要性を強調した。数名の代表は、国のグループの代表としての発言の中で、11 月 29 日議長のテキストを交渉のベースとして利用したいと表明した。数名の代表は、議長のテキスト全体が再交渉される可能性があると理解していることが、将来の作業のベースとしてそれを受け入れる意思を示す上で極めて重要だと述べた。ある代表は、国のグループの代表としての発言の中で、まとめられたテキストは引き続き参照ツールとして使用すべきであり、まとめられたテキストに戻ることは全く受け入れられないと述べた。

87. 数名の代表が、12 月 1 日議長のテキストの特定の規定についてコメントした。多数の代表が、12 月 1 日議長のテキストから条約の適用範囲に関する文言が削除されたことに遺憾の意を表明し、その問題の重要性を強調する代表も数人いた。多数の代表が、国のグループを代表しての発言の中で、プラスチック製品に関する条項についてコメントし、ある代表は、条項の附属書に含まれるリストを削除するよう要請し、別の代表は、自国はプラスチック製品及び化学物質の既定のリストの掲載を支持しないと述べた。一部の代表は、プラスチック製品に関する条項は例外であり、全ての地域から 60 か国からの寄与を含む、関心のあるメンバーとの対話を経て作成されたことに拠り、歓迎した。多数の代表は、ワン・ヘルス・アプローチに従い、健康に関する条項を動物の健康、生物多様性、生態系も含めるように拡大すべきと述べた。別の代表は、プラスチック汚染危機は健康危機であることから、健康に

関する独立した条項を支持すると述べた。ある代表は、この文書（協定）の定義について作業し、再開される第 5 回会期でその作業を発表するため専門家グループを設立すべきであると提案した。資金メカニズムに関する条項については、一部の国を代表して発言した者を含む複数の代表者が、120 を超える代表団の支持を得たこの件に関するルームペーパー書が、12 月 1 日議長のテキストを含め、様々な版の文言に反映されていないのはなぜかと疑問を呈した。

88. 一部の国を代表して発言したある代表者は、世界はプラスチック汚染を終わらせるのにこれ以上待つことはできないと述べ、他の一部の国を代表して発言した代表とともに、UNEP 事務局長に対し、再開される第 5 回会期に閣僚が出席するよう働きかけ、合意を最終段階に進めるよう要請した。

89. 1 人の代表は、アフリカ環境閣僚会議の決定 18/2 及び 2012 年 6 月 20 日から 22 日までブラジルのリオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議の成果文書「我々が望む未来」の第 88 項に従い、ナイロビの UNEP 本部に将来の文書（協定）の事務局を設置することを支持すると表明した。

90. 9 人のオブザーバーの代表も声明を発表した。メンバー及びオブザーバーによる声明の全文は、提出された場合、セッションのウェブサイトで閲覧できる。

91. 委員会は、12 月 1 日に議長が配布したドラフトテキストを、再開される第 5 回会期での将来の文書（協定）に関する交渉の出発点として使用することに合意した。ただし、その会期中にメンバーがテキストに追加、削除、又は修正を提案する権利は損なわれず、交渉は、全てが合意されるまで何も合意されないという原則に基づいて行われることに合意した。12 月 1 日議長のテキストは、本報告書の附属書に記載される。

VI. その他の事項

92. その他の事項は提起されなかった。

VII. 会期の報告書の採択

93. 会期の最初の 3 回の全体会合を網羅する会期の報告書案を紹介した報告者は、会期中の報告書の採択に関する通常の慣行に従い、最終決定は事務局と連携して報告者に委ねられるという理解の下、委員会が報告書を採択することを提案した。1 人の代表は、代わりに、委員会が、回覧された報告書案のパラグラフ 62 までの最初の 3 回の全体会合の議事録を要

約した既存のテキストを採択し、残りの報告書の採択は、再開される第 5 回会期に延期することを提案した。従って、委員会は回覧された報告書案に基づいて、報告書案の既存の文章を採択したが、報告書の残りの部分は、草案が作成され、全てのメンバーに回覧された後、再開される第 5 回会議で採択するよう要請されるという理解の下に採択した。

VIII. 会期の閉会

94. 慣例的な挨拶の交換の後、会期は 2024 年 12 月 2 日月曜日午前 2 時 50 分に閉会され、後日再開されることとなった。

附属書

議長のテキスト[1]

[序文

本条約の締約国は、

海洋環境を含むプラスチック汚染のレベルが高く、急速に増加していることが、深刻な環境問題及び人の健康問題であり、持続可能な開発の環境、社会、経済の側面に影響を及ぼしていることを懸念し、

人間社会においてプラスチックが果たす重要な役割を認識し、プラスチックの循環を促進し、プラスチックが環境に漏れるのを防ぐため、プラスチックのライフサイクル全体に亘って効果的メカニズムを確立することの重要性を強調し、

多くの国でプラスチックの収集、選別、リサイクルに、特に非公式及び協同組合の環境や中小企業のプラスチック部門の全ての労働者が果たしている多大な貢献を認識し、

プラスチック汚染を削減し、プラスチックのライフサイクル全体とプラスチックの地球規模への影響に関する理解を深める措置を実施するため、プラスチック汚染とその対策について、科学に基づく意思決定と伝統的知識や先住民族の知識システムを含む科学的、経済的、社会的、技術的情報の貢献の重要性を強調し、

1992 年ブラジルのリオデジャネイロで採択された「環境と開発に関するリオ宣言」の原則を、特に、共通だが差異のある責任と各国の能力、持続可能な開発、各国が自国の環境・開

発政策に従って自国の資源を利用する主権的権利などを含め再確認し、

この条約と環境分野におけるその他の国際協定は相互に補完し合うものであることを認識し、

この条約のいかなる条項も、既存の国際協定から生じるいずれかの締約国の権利と義務に影響を与えることを意図したものではないことを強調し、

上記の記載は、この条約とその他の国際的文書（協定）の間に階層を設けることを意図したものではないことを理解し、この条約の関連規定の実施において各国の状況と能力を考慮することの重要性に留意し、

この条約のいかなる条項も、締約国が適用される国際法に基づくその他の義務に従ってプラスチック汚染に対処するため、この条約の規定に合致する追加の国内措置を講じることを妨げるものではないことに留意し、

以下のとおり合意した：

第 1 条 目的

1. この条約の目的は、[プラスチックのライフサイクル全体に対処する包括的アプローチに基づき]海洋環境を含むプラスチック汚染から人の健康と環境を保護することである。

第 1 条その 2　原則とアプローチ

オプション 0
条項なし

オプション 1
1. 締約国は、この条約の目的を達成し、その規定を実施する行動において、とりわけ次の事項に従うものとする：
(a) 1992 年ブラジルのリオデジャネイロで採択された環境と開発に関するリオ宣言。これには、とりわけ、共通だが差異のある責任と各国の能力の原則、持続可能な開発、各国が自国の環境及び開発政策に従って自国の資源を開発する主権的権利が含まれる。

(b) 開発の権利は人権に固有のものであり、全ての人々は安全な生活手段に関する事項に

ついて平等な権利を有する。経済開発は、プラスチック汚染に対処する措置を採択するための前提条件である。開発途上国は、社会及び経済開発のニーズを満たすため持続可能な消費を増やす権利を有する。

(c) プラスチック汚染問題に国際協力で、促進的、非干渉的、非懲罰的な方法で対処し、締約国に過度の負担がかからないようにする国家主権の原則。

(d) 国連憲章及び国際法の原則に従い、自国の環境及び開発政策に従って自国の資源を利用する主権的権利、及び自国の管轄又は管理下にある活動が他国の環境又は国家管轄権の境界外の地域に損害を与えないようにする責任。

(e) 先進国が生産及び消費レベルの高さ、産業活動、廃棄物管理慣行によりプラスチック汚染に歴史的に貢献してきたことを考慮に入れ、歴史的責任、公平性、及び先進国と発展途上国の間の共通だが差異のある責任に基づいて、人類の現在及び将来の世代の利益のため環境システムを保護する。

(f) プラスチック汚染対策として講じられる一方的措置を含む措置が、貿易の歪みを招かず、恣意的又は不当な差別の手段、或いは国際貿易に対する偽装された制限とならないようにする。

(g) 公正かつ公平な移行は、各国が定める開発の優先事項を尊重し、社会的及び経済的保護を確保すべきである。このアプローチは、プラスチック汚染に対処するため必要な多様な経路と、先進国と開発途上国間の異なる財政的、技術的、技術的負担を認識し、そうした移行の影響を軽減することを目的とする。

(h) 予防的アプローチは、費用対効果の高い方法で実施され、各国の状況、能力、及び異なる社会経済的状況と整合したものでなければならない。

(i) 本条約の約束を実施するに当たり、締約国は、プラスチック汚染の影響及び対応措置の実施の影響から生じる開発途上締約国の特定のニーズと懸念に対応するため、資金、保険、技術移転に関連する措置を含め、本条約に基づく必要な措置を十分に考慮するものとする。

オプション 2

1. この条約の目的を達成するため、締約国は次の原則に従うものとする：

(a) 汚染者負担原則；

(b) 適切な場合の予防原則；

(c) 国連憲章に盛り込まれた国際法の原則、例えば、人民の平等な権利と自決、全ての国の主権平等と独立、国家の内政不干渉、全ての人々の人権と基本的自由の普遍的な尊重と遵守の原則など；

(d) 小島嶼開発途上国（SIDS）及び後発開発途上国の特殊な状況、及び小島嶼開発途上国に対するプラスチック汚染の不均衡な影響；

(e) 入手可能な最良の科学情報及び科学的情報の利用；

(f) 関連する伝統的知識、先住民族の知識、及び利用可能な場合の地域知識システムの利用。

オプション 3
締約国は、条約の目的を達成し、その条項を実施する行動において、とりわけ、国連憲章に具体化された国際法の原則、及び環境と開発に関するリオ宣言の原則に従うものとする。これには、原則 2 に規定される各国の環境及び開発政策に従って自国の資源を開発する国家の主権的権利、原則 3 に規定される開発の権利、原則 7 に規定される共通だが差異のある責任の原則、原則 15 に規定される予防的アプローチ、及び原則 16 に規定される汚染者負担の原則が含まれる。

第 2 条 定義[2]

この条約の目的において：
(a) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、この条約が効力を持つ国、又は地域経済統合組織を意味する。

(b) 「プラスチック」とは、加工中に成形でき、製品の構造部品として使用できる、添加剤やその他の物質を含む合成又は半合成ポリマーで完全に又は部分的に作られた材料を意味する。

(c) 「プラスチック汚染」とは、次を意味する：
i. [プラスチックのライフサイクル全体を通じて発生する又は放出される汚染]

ii. [プラスチックの生産、使用、廃棄物管理、及び様々な発生源や経路からの漏出に起

因する全ての排出物及び放出物]

(d) 「プラスチック製品」とは、あらゆる形態のプラスチックを含む、又は一部又は全体がプラスチックで作られた製品を意味する。

(e) 「プラスチック廃棄物」とは、国内法の規定により処分される、処分される予定である、又は処分が義務付けられるプラスチックからなる物質を意味する。

(f) 「地域経済統合機構」とは、ある地域の主権国家によって構成され、その加盟国がこの条約の規定する事項に関する権限を移譲し、その内部手続きに従ってこの条約に署名、批准、受諾、承認又は加入する権限を正当に付与された機構を意味する。

[第 3 条 プラスチック製品[3]

[1.各締約国は、[自国の状況、能力、[能力]及び社会経済的考慮に従って]、[持続可能な生産を維持する観点から]、次の[シングルユース又は寿命の短い]プラスチック製品[が] [科学的証拠により] [いずれか] [全て] [1 つ以上] [を満たしていることが証明されている] [科学的証拠により] [確認委員会により策定された基準に基づき] [かつ、第 1 項その 2 と整合していると特定する]] [製造、輸出又は輸入を禁止[又は削減]] [対処]、管理、[削減、[又は禁止]]]するための[適切な[技術的、]立法、行政、[又は] [市場主導の] [又はその他の]]措置を[差別のない方法で]]講じるものとする：

a. [有害] [非常に] [可能性が高く] [散乱又は環境に流入] [又は人の健康又は環境にリスクを齎す] ;

a.代替。 [そうした製品の用途から生じる環境への漏出が環境に脅威を与えるという十分な科学的証拠がある] ;

b. [[有害な] [化学物質] [締約国がリスクを特定した] [その製品の使用に関連し] 人の健康又は環境に懸念される [リスク] を齎す] 化学物質を含む] ;

c. リユース、リサイクル、又は堆肥化が不可能である [そして[実際及び大規模に]リサイクル性のための設計革新が実現可能でない] ;

d. [[大規模に] 循環型経済を混乱させる [阻害する] 可能性がある] :] [又は] [及び]

e. [意図的に添加されたマイクロプラスチック [及び環境又は人の健康に有毒なその他の

化学物質] を含む。]

1 その 2. [第 1 項を実施するに当たり、各締約国は、必要に応じて第 5 項 b の要素に基づいて製品を特定し、又、附属書[X]に列挙される製品を特定するものとする。]

2. [各締約国は、本条[報告に関する第 X 項]の規定に従い[各国の状況と能力を考慮し]、事務局に対し、[第 1 項] [本条]の実施に際し採択された措置、[措置の合理的かつ証拠に基づく根拠]、達成された成果、及び直面した課題の詳細を記した報告書を提出するものとする。事務局は、そうした報告書を公表するものとする。]

3. [締約国会議は、その最初の会合において、[科学技術経済社会文化レビュー]委員会（以下「レビュー委員会」）と呼ばれる[アドホックオープンエンド] [補助機関] [委員会]を設置するものとする。]

4. [レビュー]委員会は、[とりわけ]、適切な場合、[ガイダンス][ガイドライン]を作成し、関連情報、[助言、及び勧告] [堅牢で科学的な基準の枠組みと評価の開発を含む]を提供し、[本条]の[第 1 項]を実施するため講じられる措置の実施において締約国を支援するものとし、[又、第 2 項に従って締約国から提供された情報を編集し、レビューするものとする]。そうしたガイダンス、[情報]、[助言、又は勧告]は、[コンセンサスによる] [検討及び] [採択]のため COP に提出されるものとする。

4 その 2. [各締約国は、附属書[Y (プラスチック製品)]に列挙されるプラスチック製品の製造、輸入又は輸出を、附属書[Y]にそのプラスチック製品について指定されたフェーズアウト日以降、許可しないものとする。但し、締約国が[免除に関する条項]に従ってこの項の免除を登録している場合は除く。]

4 その 3. [レビュー委員会は専門家をベースとするものとする。委員は締約国会議により、公平な地理的代表に基づいて選出されるものとする。レビュー委員会の方式と手順は、締約国会議の第 1 回会合で定められるものとする。] [当該委員会は、基準と当該基準を適用する締約国の義務を策定するものとする]

5. [いずれの締約国も、事務局に対し、[シングルユース又は寿命の短い]プラスチック製品を[[国際]リストに] [段階的廃止日なし] [附属書[Y]] [附属書 X]に掲載し、[附属書の採択及び修正]に従って統治機関が検討するため提案を提出することができる。] [これにより、締約国は第 1 項を効果的に実施できるようになる。]当該提案には次が含まれるものとする：

(a) 製品が [第 1 項に規定された] [締約国会議によって策定及び採択される] [いずれか

の] [1 つ以上の] 基準をどのように満たしているかを示す詳細な根拠、及び、

(b) 次の科学的又は技術的情報：]

[[レビュー]委員会は、透明性のある [及び利用可能な最善の科学と関連する伝統的知識、先住民族の知識、及び現地の知識体系に基づく] [科学的に堅実な] 方法で提案を評価するものとする。[[レビュー]委員会が基準を満たしていると判断した場合、委員会は、製品を[国際]リストに追加すべきかどうか COP に勧告するものとする]。[[レビュー]委員会は、第 1 項の基準及び次の要素を考慮し、製品を附属書 [Y] に追加することを COP に勧告できる。]]

5 その 2. [締約国会議は、本条第 2 項に規定する情報のデータベースを構築及び維持するものとする。データベースは公開されるものとする。締約国会議は、その最初の会合において、本条第 2 項に規定する情報報告書の形式を採用するものとする。]

6. [[レビュー]委員会は、[締約国会議の要請に基づき]、[附属書[Y]の] [国際] リストに含まれるプラスチック製品に関し講じられる可能性のある措置に関する勧告を作成できる] [行う] [しなければならない]。[そうした勧告は、[第 1 項に列挙された基準]及び[少なくとも] [とりわけ] 次の要因を考慮するものとする：]]

(a) プラスチック製品の必要性及びその意図された用途；

(b) 代替製品又は代替方法の性能、安全性、環境への影響、技術的実現可能性、手頃な価格、入手可能性、及びアクセス可能性；

(c) プラスチック製品に含まれる懸念のある化学物質が齎すリスク；

(d) 提案された管理措置の社会経済的影響；

(e) [関連する場合]、[関連する]伝統的知識、[先住民族及び地域の知識体系に関する知識]、[地域の慣行]、及び科学技術の進歩の取り入れ。

7. [レビュー委員会の勧告は、COP に提出され、[採択のため] [全会一致で] 行われるものとする。]

7 その 2. [締約国会議は、レビュー委員会の勧告を十分考慮し、プラスチック製品を附属書[Y]に含めるかどうかを決定するものとする。]

7 代替その 2. [締約国会議は、科学的不確実性を含むレビュー委員会の勧告を十分考慮し、指定されたプラスチック製品に関する国際的な行動を開始するかどうかを決定し、附属書[Y]への記載を含め、講じるべき関連措置を指定するものとする。]

8. [本条の実施において締約国が講じる措置は、[科学的証拠に基づくものとし、] 同様の状況が広がる締約国間で恣意的又は不当な差別を構成するような方法で適用されてはならず、又、国際貿易に対する偽装された制限として機能してはならない。]

8 代替案. [各締約国は、附属書[Y]に掲げるプラスチック製品の製造、輸入又は輸出を、附属書[Y]に掲げるプラスチック製品について規定されたフェーズアウト日以降許可しないものとする。但し、[当該附属書に除外事項が規定されている場合、又、]締約国が[除外に関する第 X 条]に従ってこの項に対し登録除外を有している場合は除く。]

8 その 2. [各締約国は、プラスチック製品の製造業者、輸入業者及び輸出業者に対し、様々なバリューチェーンに沿ってプラスチック製品に使用される化学物質に関する十分かつ信頼できる情報を確保すること、及び、締約国会議がその[第 2 回]会合で採択する国際的に調和されたガイドラインに基づき、プラスチック製品及び廃棄物に含まれるものを含む化学物質のトレーサビリティを確保する適切な措置を講じることを要求するものとする。」]

8 その 3. [各締約国は、[報告に関する第 X 条]の規定に従い、[事務局に詳細を記載した報告書を提出する]ものとし、第 1 項、第 7 項及び第 8 項を実施する際に採択された措置[達成された成果及び直面した課題]について報告するものとする。事務局は、そうした報告書を公表するものとする。]

8 その 4. [本条の実施のため、締約国が定めるいかなる措置も、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その全ての附属書を含む）に基づく締約国の権利及び義務を害するものではない。]

8 その 5. [各締約国は、締約国会議が第 2 回会合で採択するガイドラインに基づき、様々なバリューチェーンに沿ってプラスチック製品及びプラスチック製品に含まれる優先化学物質に関する情報の入手可能性を確保し、プラスチック製品に使用される化学物質の追跡可能性を確保するよう努めるものとする。]

8 その 6. [本条の実施を支援するため、環境と開発のリオ宣言の原則に沿って、自発的かつ相互に合意した条件で、開発途上国締約国への技術移転を含め、この文書（協定）の下、補助機関は財政的及び技術的支援を評価し促進する。]

附属書 Y[4] プラスチック製品

[パート I] 製品[又は製品グループ]	フェーズアウト日
風船に取り付けて支えるシングルユースプラスチックスティック	[203X]
シングルユースプラスチックストロー	[203X]
シングルユースプラスチック飲料マドラー	[203X]
シングルユースプラスチックカトラリー/器具（フォーク、ナイフ、スプーン、箸)	[203X]
シングルユースプラスチック製綿棒	[203X]
シングルユースプラスチック製キャリーバッグ	[203X]
意図的に添加されたマイクロビーズを含むリンスオフ化粧品及びパーソナルケア製品	[203X]
[パート II] 製品[又は製品グループ] [化学物質を含む]	
おもちゃ及び育児用品、及び食品接触材料に含まれる： - DEHP (CAS 番号 117-81-7) - DBP (CAS 番号 84-74-2) - BBP (CAS 番号 85-68-7) - DIBP (CAS 番号 84-69-5)	[203X]
おもちゃ及び育児用品、及び食品接触材料に含まれる： - 鉛及び鉛化合物 - カドミウム及びカドミウム化合物	[203X]
3 歳未満の子供を対象としたおもちゃ及び育児用品、及び食品接触材料に含まれる： - BPA (CAS 番号 80-05-7)	[203X]

附属書[X]

・ 意図的に添加されたマイクロビーズを含むリンスオフ化粧品及びパーソナルケア製品
・ シングルユースプラスチック製ストロー
・ シングルユースプラスチック製飲料マドラー
・ シングルユースプラスチック製カトラリー/器具（フォーク、ナイフ、スプーン、箸）
・ EPS（発泡ポリスチレン）及び XPS（押出成形ポリスチレン）製のシングルユースプラスチック製食品及び飲料用包装
・ シングルユースプラスチック製キャリーバッグ
・ オキソ分解性プラスチック製品
・ プラスチック製タバコフィルター]

第 4 条 除外[5]

1. いずれの国又は地域経済統合組織も、附属書[Y]に記載されるフェーズアウト日の 1 つ又は複数の除外（以下「除外」という）について、事務局に次を書面で通知することにより登録することができる：

(a) 本条約の締約国になったとき；又は、

(b) 附属書[Y]の改正により追加された製品の場合、当該修正が締約国に発効する日までに。

こうした登録には、締約国が除外を必要とする理由を説明する声明を添付するものとする。

2. 事務局は、除外の登録簿を作成し公開するものとする。登録簿には、次を含めるものとする：

(a) 第 1 項 に従って 1 つ以上の除外を登録した締約国の一覧；

(b) 各締約国に登録された除外；

(c) 各除外の有効期限。

3. 締約国がより短い期間を示さない限り、第 1 項 に従った全ての除外は、附属書[Y]に記載された関連するフェーズアウト日から 5 年後に失効するものとする。

4. 締約国会議は、締約国からの要請により、締約国がより短い期間を要請しない限り、除外に 5 年間の延長を決定できる。締約国会議は、決定を行うに当たり、次の事項を適切に考慮するものとする：

(a) 除外を延長する必要性を証明するとともに、除外の必要性を可能な限り速やかに解消するため実施及び計画される活動の概要を記した締約国からの報告書；

(b) 代替製品の入手可能性に関するものを含む入手可能な情報。

除外は、フェーズアウト日ごとに 1 製品につき 1 回だけ延長できる。

5. 締約国は、事務局に書面で通知することにより、いつでも除外を撤回できる。除外の撤回は、通知で指定された日に発効するものとする。

6. 第 1 項に係らず、1 つ以上の締約国が第 5 項に従って延長を受け、当該化学物質又は製品に対する除外登録を継続している場合を除き、国又は地域経済統合組織は、附属書[Y]に記載された関連製品のフェーズアウト日から 5 年より後に除外を登録できない。その場合、国又は地域経済統合組織は、第 1 項(a)及び(b)に規定された時点で、当該製品又はプロセスに対する除外を登録できる。その除外は、関連するフェーズアウト日から 10 年後に失効するものとする。

7. 附属書[Y]に記載された製品に対するフェーズアウト日から 10 年後に、いかなる締約国も除外を発効させることはできない。

第 5 条 プラスチック製品の設計

1 各締約国は、自国の状況と能力を考慮し、次の事項について適切な措置を講じるものとする：

(a) 循環経済アプローチを追求し、次の事項を目的としてプラスチック製品の設計を改善する：

i. 必要に応じ、リユース及びリサイクル含有量の目標を含め、プラスチックのリユース及びリサイクルを増やすことにより、プラスチックの持続可能な生産及び消費に貢献する；

ii. プラスチック製品の耐久性、リユース性、詰替え性、再生性、修理性及びリサイクル性を向上させ、安全で持続可能な添加剤の使用を促進する；

iii. 廃棄物のヒエラルキーに従って、環境に配慮した方法でプラスチック製品の処分を確保する；

iv. 製品寿命中、マイクロプラスチックを含むプラスチックの放出を最小限に抑える。

(b) 環境、経済、社会、人の健康の側面、廃棄物の削減と再利用の可能性、及びライフサイクル評価と利用可能な最良の科学、及び関連する場合、伝統的知識、先住民族及び地域社会の知識に基づいて、製品、技術、サービスを含む持続可能でより安全な代替品及びプラスチック以外の代替品の研究、革新、開発、及び使用を促進する。

2. 締約国会議は、セクター別アプローチを通じ、優先プラスチック製品に関する特定のガイダンスを開発する作業手順とスケジュールを確立し、締約国による本条の実施を支援するものとする。締約国会議は、合理的な期間内に、適切な場合、そうしたガイダンスを採用

し、見直し、更新するものとする。

3. 本条第 1 項を実施するに当たり、締約国は関連する国際規則、基準、及びガイドラインを考慮すべきだろう。締約国は、本条の実施を支援するため、関連する国際規則、基準、及びガイドラインの多国間レベルでの開発に向け、関連する国際機関と協力することが推奨される。

4. 各締約国は、本条を実施するため講じられる措置が国際貿易に不必要な障害を生じさせず、又、同じ条件が適用される国々の間で恣意的又は不当な差別の手段、又は国際貿易に対する偽装された制限となるような方法で適用されないことを確保するものとする。

第 6 条 [供給][持続可能な生産]

オプション 1
条項なし

オプション 2
[1. 締約国会議は、その最初の会合において、[一次]プラスチック[ポリマー]の[消費及び]生産[及び消費] [及び使用]を[削減] [維持] [管理] [消費によるプラスチック汚染を] [持続可能なレベルまで] 削減する[意欲的な]世界目標を[この条約の附属書として]採択するものとする。]

[2.各締約国は、必要に応じ、プラスチックのライフサイクル全体に亘って、第 1 項に規定する国際的目標を [達成] [貢献] するための措置を講じるものとする。]

[3. 各締約国は、[消費を管理するための努力]、[一次プラスチックポリマーの] [生産]、[輸入及び輸出]、[及びプラスチックの消費]、及び[第[1] [2]項に規定する世界目標の達成のため] 講じた措置に関する [入手可能な] 統計データを報告するものとする。]

[[4. 締約国会議は、その最初の会合において、本条の実施に関する報告形式、時期、方法論および指針を採択するものとする。]]

[5. 締約国会議は、5 年ごとに、[第 20 条の 2 に規定する補助機関による科学的、技術的[社会的、文化的]及び経済的評価に基づき] [考慮に入れ]、[本条の実施における]進捗状況を検討し、必要に応じ、第 1 項に規定する国際的目標を更新するものとする。]

第 7 条 放出及び漏出

1.各締約国は、次を防止、削減、及び可能な場合、排除するための措置を講じるものとする：

(a) マイクロプラスチックを含むプラスチックの環境及びあらゆる発生源への放出及び漏出；

(b) 関連する他の国際文書（協定）を考慮した上で、プラスチックのペレット、フレーク、パウダーの環境及び水系への放出及び漏出；

(c) 海洋環境における漁業活動によるプラスチック汚染（放棄、紛失、又は廃棄された漁具を含むがこれに限定されない）については、この件に関する他の関連する多国間協定及び零細漁業者や小規模漁業者のニーズを考慮する。

2. 締約国は、環境へのプラスチックの漏出及び放出の調査に協力すべきであり、これには、環境への放出及び漏出を防止する利用可能で手頃な価格で利用可能な技術及び措置が含まれる。

3. 第 1 項及び第 2 項を実施するに当たり、各締約国は、環境へのプラスチックの漏出及び放出を防止する、利用可能で手頃な価格の最良の技術及び環境慣行の使用を促進するものとする。

4. 締約国会議は、本条の実施を支援するガイダンスを採択することができる。

5. 本条の実施に当たり、締約国は各国の状況及び能力を考慮に入れることができる。

第 8 条 プラスチック廃棄物の管理

1. 各締約国は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に基づいて策定された関連ガイドライン、並びに第 6 項に言及されるその他の関連協定、組織、及びガイダンスを考慮し、プラスチック廃棄物が環境に配慮した方法で管理されることを確保するための措置を講じるものとする。

2. 各締約国は、第 1 項を実施するに当たり、各国の状況と能力を考慮し、次の措置を含む措置を講じるものとする：

(a) プラスチック廃棄物の安全な取扱い、選別、収集、輸送、保管、リサイクル、及びエネルギー回収を含む処分のため、国レベル及び地方レベルで適切なシステムと災害に強い

インフラを確立する；

(b) 循環型経済アプローチを促進する；

(c) プラスチック廃棄物の収集及びリサイクル率を高めるため、国レベルで目的と目標を設定する；

(d) 国際的に合意された規則を考慮し、プラスチック廃棄物のポイ捨てを防止し、野外投棄、野外焼却、及び海洋投棄を禁止する；

(e) 放棄、紛失、又は廃棄されたプラスチック製漁具を防止及び削減する；

(f) プラスチック廃棄物管理労働者、特に女性、若者、小規模漁業者及び職人漁業者を含む廃棄物収集者やその他の非公式労働者の公正な移行を促進する；又、

(g) 国民の意識を高めることなどにより、プラスチック廃棄物の防止及び最小化に向けた行動の変化を促進する。

3. 各締約国は、プラスチック廃棄物の国境を越えた移動が環境に配慮した管理の目的にのみ許可されることを確保するため適切な措置を講じるものとする。バーゼル条約の締約国でもある締約国は、プラスチック廃棄物の国境を越えた移動がバーゼル条約の義務に従って行われることを確保するため適切な措置を講じるものとし、先進国締約国は開発途上国締約国へのプラスチックの輸出を禁止する措置を講じるものとする。バーゼル条約が適用されない場合、締約国は、第 6 項に言及される関連する国内及び国際規則、基準、ガイドライン、ガイダンスを考慮した上でのみ、プラスチック廃棄物の国境を越えた移動が許可されることを確保するため適切な措置を講じるものとする。

4. 各締約国は、関連する利害関係者が共有する責任を考慮し、プラスチックのライフサイクル全体に亘って環境に配慮した管理を確実に行うため、拡大生産者責任アプローチ、及び必要に応じその管轄区域内のその他の経済的手段を確立又は開発を促進する措置を講じることが推奨される。

5. 締約国会議は、本条の実施を支援するため、必要に応じ、有害廃棄物の国境を越えた移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約の締約国会議、及びその他の関連する協定や組織と協力し、作業計画を策定し、ガイダンスを策定することができる。

第 9 条 既存のプラスチック汚染

1. 各締約国は、国の状況と能力を考慮し、次を行うべきだろう：

(a) 自国の管轄区域内で既存のプラスチック汚染の影響を最も受けている場所又は集積地帯を特定、評価、監視し、必要に応じ、他の締約国、関連する国際機関又は地域機関、又は国家管轄区域外の地域における既存のプラスチック汚染に関し、他の締約国、関連する国際機関又は地域機関、又はその他の利害関係者と協力する；及び、

(b) 国家管轄区域内の特定された汚染地域又は集積地帯における浄化活動を含め、環境上適正な方法で適切な除去措置を講じ、必要に応じ、国家管轄区域外の地域でも協力する。

2. 各締約国は、第 1 項に基づく活動を実施するに当たり、次の事項を行うべきだろう：

(a) 締約国会議が採択した関連ガイダンス、及び必要に応じ他の国際協定の関連規定を考慮する；

(b) 利用可能な最良の科学及び関連技術、先住民族の知識、及び地域及び伝統的な知識と慣行を必要に応じ考慮する；

(c) 必要に応じ、先住民族、地域社会、市民社会、科学者、及び民間部門の関与を促進し、関連技術、経験、及び教訓の交換を促進する。

3. 締約国会議は、本条の実施を促進するためガイダンスを採択し、関連する作業計画を策定できる。

第 10 条 正当な移行

1. 各締約国は、この条約を実施するに当たり、誰も取り残されないよう、開発の優先事項、ニーズ、課題、様々な道筋を含む各国の状況と能力を考慮し、正当な移行を促進し、促進すべきだろう。

2. 本条第 1 項を実施する措置を講じるに当たり、各締約国は、プラスチック産業の労働者、廃棄物収集者、職人漁業者及び小規模漁業者、中小企業、並びに先住民、地域社会、女性、子どもを含め、プラスチックのライフサイクル全体に亘りこうした移行によって不均衡な影響を受けるコミュニティ及びグループの状況を考慮し、関与させるべきだろう。

3. 各締約国は、第 15 条に従い、自国の報告書において、本条を実施するため講じられた措

置を報告、監視、評価することが奨励される。

第 11 条 財政[資源及び]メカニズム[6]

1. 各［先進国］締約国は、[その能力の範囲内で]、国家の政策、優先事項、計画、プログラムを考慮しつつ、本[条約][文書（協定）]の目的を達成する活動のため［開発途上締約国に］資源を提供する[ことを約束する]［専用の財政メカニズムに資金及び資源を提供する］［ことを約束するものとする]。［こうしたリソースには、[一次プラスチックポリマー料金、拡大生産者責任制度、開発戦略、国家予算など]、二国間及び多国間の資金、民間投資、自発的拠出金など関連政策や財政措置による国内資金が含まれることができる。]

2. [[開発途上国]締約国（特に LDC 及び SIDS）[及び移行経済国]が最も支援を必要としている国が[この文書（協定）に基づく約束][義務]を効果的に実施するかどうかは、リソースの受領時に義務となる[十分かつタイムリーな]リソースの利用可能性[及びアクセス可能性]、及びこの文書（協定）に基づく資金提供、能力構築、技術[及び技術]支援、自発的かつ相互に合意した条件での技術移転、及び[先進国締約国から開発途上国締約国への]国際協力[先進国]のコミットメントの履行に左右される。]

3. [適切な資金と技術支援を配分するに当たり、[先進国]締約国は[及びそうした立場にあるその他の国]は、開発途上締約国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国（SIDS)、[経済移行国］[[群島国][内陸開発途上国］[及びプラスチック汚染に対し脆弱と考えられる［特別な］条件又は特徴を持つ国［下流域国を含む]］の特定のニーズと[特別な]要件を考慮するものとする。][締約国は、資金に関する行動において、小島嶼開発途上国又は後発開発途上国である締約国の特定のニーズと[特別な]状況を十分に考慮するものとする。]]]

4. [[そうした能力のある先進国］締約国は［提供］[及びそうする能力のあるその他の国］は[開発途上締約国］[最も支援を必要とする締約国］[特に最も支援を必要とする開発途上締約国］を支援するための資金を［提供］[提供を主導。 LDC 及び SIDS］がこの［条約］[文書（協定）］に基づく義務を履行するのを支援する。多国間組織、機関、基金を含む他の資金源からの拠出は、この［条約］[文書（協定）］の実施を支援するために奨励される］ものとする。]

5. [[先進国］締約国は、財政［支援］[フロー］を［条約］[文書（協定）］の目的と整合させることを目指し、二国間、地域、多国間組織、及び民間部門からの資金の動員［及び提供］を増やす措置を講じるものとする。]

6. これにより、この[条約] [文書（協定）] に基づく [適切]、アクセス可能、新規 [予測可能] [タイムリー] かつ追加的な資金源を提供するメカニズムが確立される。このメカニズムは、[開発途上締約国] [最も支援を必要とする締約国] [特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国] [がこの[条約] [文書（協定）] に基づく [遵守] 義務を果たす上で] 効率的なアクセスとサポートを [簡素化された承認手続きを通じ] [確実に] [提供する] ものとする。]

7. このメカニズムには、[新しい専用の独立した多国間基金 [及び修復基金及び地球環境ファシリティ信託基金]] [既存の基金] [及びその他の基金又は団体] [地球環境ファシリティ信託基金]] が含まれ、これらは [締約国会議の権限の下で] 運営されるものとする。 [締約国会議は、政策、プログラムの優先事項[及びアクセスの適格基準]、及び財源の利用に関するガイダンスを提供するものとする。]

8. [[資金提供] [先進]国は、[受益国] [発展途上] 国のニーズ評価[このメカニズムに基づいて設立された補助機関によって実施される]に基づき、締約国会議で合意されたとおり、多国間基金を[定期的に評価スケールに基づいて]補充するものとする。]

[8 代替 代替締約国、特にそうした財政能力があり、[不適切なプラスチック廃棄物]、プラスチック生産、又はポリマー生産のレベルが高い国は、自国の公的資金から自発的にメカニズムに貢献することが期待される。]

9. [[専用基金] [メカニズム]は、混合型及び革新的な資金調達を含む、[COP によって合意された方式に従って]、それが支援する活動のため、あらゆるソースからの追加リソースの触媒となるよう努めるものとする。]

10. [早期の行動と実施のため、メカニズムは既存の金融協定内の暫定専用基金も含むものとする。]

11. メカニズムは、この[条約] [文書（協定）] の実施を支援するため、[特に最も支援を必要とする開発途上国、LDC 及び SIDS 向け] [次を含む] 無償又は譲許的ベースで [資金及び]財源を提供するものとする：

(a) [支援活動 [技術支援を含む] 及び合意された増分コスト；及び、]

(b) クリアリングハウス機能；

(c) [国家報告書の作成；

(d) 国家行動計画の作成と実施。]]

12. [メカニズム資金は、[条約] [手段]の目的を推進する活動に配分されるべきであり、その際、資金の流れのより広範な状況における追加性と補完性を考慮する必要があるだろう。]

13. [メカニズムは、プラスチック汚染の悪影響に最も脆弱な人々のための関連プログラムを支援するためにも活用される。]

14. [メカニズムは、国内金融、二国間、地域、多国間機関、民間部門を含むより広範な資金の流れの中に存在することを認識し、活動にリソースを提供するに当たり、メカニズムは、[条約] [文書（協定）] の目的を推進する全ての資金の流れに関し、その活動に対する支援の追加性と補完性を考慮しなければならないだろう。]

15. [地球環境ファシリティ信託基金は、混合型、無償型、非無償型の手段を通じ、廃棄物管理インフラ開発、プラスチック廃棄物除去活動、廃棄物防止活動への投資促進を一層支援する。]

第 12 条 国際協力を含む能力構築、技術支援、技術移転

1. 先進締約国は、開発途上国、特に LDC 及び SIDS に対し、相互に合意した譲許的かつ特恵的な条件を含め、適時適切な能力構築、技術支援、安全な技術移転を提供し、本文書に基づく義務の履行を支援するため協力するものとする。能力構築は、各国が決定するニーズと優先事項に基づき、それに応じ、各国主導で行われるべきだろう。

2. 第 1 項に基づく能力構築、技術支援、技術移転は、既存の地域センター、地域センター、国内センターを含む地域、地域サブ地域、国内協定、その他の多国間及び二国間手段、南北協力、南南協力、三角協力、民間セクター又はその他の利害関係者、先住民族、地域社会を含むパートナーシップ、及び必要に応じ、地方政府及び準国家政府との連携を通じて実施することができる。

3. 締約国は、相互に合意した譲許的及び特恵的条件を含め、開発途上国への技術の開発、移転、普及、アクセスを促進し、容易にするため協力するものとする。この規定を実施するにあたり、先進締約国は、環境に配慮した新しい革新的な技術及びソリューションの追求における研究、イノベーション、技術及び科学協力、投資を促進し、容易にするものとする。

4. 締約国は、条約の効果的な実施とその目的の達成を支援するため、重複した努力を避け

つつ、必要に応じ、関連する政府間組織及び関連する科学組織及び団体、民間セクター団体を含むその他の団体との協力を促進するものとする。

[5. 上記の第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項を実施するため、協力メカニズムがここに設立される。]

6. 締約国会議は、その第 1 回会合において、協力メカニズムの委託条件及び方法を含め、本条に基づいて能力構築、技術支援及び安全な技術移転を一層強化する方法について勧告を行うものとする。

7. 本条の実施に当たり、先進締約国は、開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、[内陸開発途上国]、[地理的に不利な国]、[アフリカ沿岸国]、[群島国]、[中所得国の開発途上国]、[経済移行国] の [特別な] 要件を十分に認識するものとする。

第 13 条 実施と遵守

1. 本条約の規定の実施を容易にし、遵守を促進するため、委員会を含むメカニズムがここに設置される。委員会は、透明性、促進性、非懲罰性、非対立性、専門家に基づく方法で機能するものとする。

2. 委員会は、次に基づいて問題を検討することができる：

(a) 自国の遵守に関するいずれかの締約国からの書面による提出；

(b) 締約国会議からの要請；

(c) 第 15 条に基づく国別報告書に関し事務局から提供される情報。

3. 委員会は、締約国会議が[X]回の会合で採択した方式及び手続きに従って運営されるものとする。委員会は、その手続き規則を策定するものとし、その規則は締約国会議の承認を受けるものとする。

4. 委員会は、締約国会議に報告し、必要に応じ勧告を行うものとする。

第 14 条 国家計画

1. 各締約国は、各国の事情を考慮し、この条約を実施するため締約国が講じる予定の行動

及び措置を含む国家計画を策定するものとする。各締約国は、核国の事情を考慮し、この条約を実施するため締約国が講じる予定の行動及び措置を含む国家計画を策定するものとする。この計画は、当該締約国について条約が発効してから[X]年以内に事務局を通じて締約国会議に送付されるものとする。

2. 各締約国は、第 6 項に規定するガイドラインに基づき、自国の行動を強化するため、自国の国家計画を更新するものとする。

3. 各締約国は、第 6 項に規定するガイドラインに基づき、自国の行動を強化するため、自国の国家計画を更新するものとする。

4. 開発途上締約国が自国の国家計画を効果的に実施する程度は、本条約第 11 条に規定する実施手段に関する規定の効果的な実施に依存する。

5. 各締約国は、上記第 1 項及び第 2 項に従って作業を行うに当たり、必要に応じ、自国の国家計画の策定、実施、及び更新を促進するため、国内の利害関係者と協議するものとする。

6. 事務局は、本条に基づき締約国が提出した国家計画を公表するものとする。

7. 締約国会議は、第 1 回会合において、国家計画の様式及びガイドライン、並びに本条の実施に関するその他の指針を採択するものとする。

第 15 条 報告

1. 各締約国は、第 14 条に規定する国家計画に概説されるとおり、本条約を実施するための行動及び措置について、締約国会議に定期的に報告するものとする。

2. 各締約国は、第 14 条に規定する国家計画の提出後[X]年以内に、本条第 1 項に規定する最初の報告書を提出するものとする。

3. 締約国会議は、その[X]回の会合において、本条第 1 項に規定する国家報告の形式及び周期を採択するものとする。

4. 事務局は、本条に基づいて締約国が提出する国家報告を公表し、国家報告の提出状況について定期的に締約国会議に報告するものとする。

5. 開発途上締約国が本条を効果的に実施する程度は、本条約第 11 条に規定する実施手段に関する規定の効果的な実施に依存する。

第 16 条 有効性評価

1. 締約国会議は、定期的に条約の有効性と実施状況を評価するものとする。最初の評価は、条約発効日から 6 年以内に実施し、その後、締約国会議が決定する間隔で実施するものとする。

2. 評価は、入手可能な科学的、環境的、技術的、財務的、社会経済的情報に基づいて実施するものとし、これには次が含まれることができる：

(a) 第 15 条に規定する国家報告書；

(b) 第 13 条に規定する委員会が提供する情報及び勧告；

(c) 第 17 条に規定する情報を含む、締約国会議が関連すると見なすその他の情報。

3. 締約国会議は、その第[X]回会議において、本条第 1 項に規定する評価の方式を採択するものとする。

第 17 条 情報交換

1. 全ての締約国は、条約の目的を支援するため、次の事項を含む情報交換を促進することが推奨される：

(a) プラスチックの持続可能な消費と生産に関する適正規範と政策、及び関連する研究、技術、イノベーション；

(b) プラスチック汚染による健康及び環境リスクとそれに伴う影響；

(c) 伝統的知識を含む科学的及び技術的知識、及び上記(a)と(b)に関連する先住民族と地域社会の知識。

2. 全ての締約国は、この条約に基づく情報交換と伝達のため国内窓口を指定することが推奨される。

3. 第 1 項に言及される情報を交換するに当たり、全ての締約国は、必要に応じ、事務局が

維持するオンライン クリアリング ハウスを利用することが推奨される。

4. 全ての締約国は、既存のプロセス、イニシアチブ、ネットワークから学び、それらを基盤として、知識を共有し、持続可能な解決策の複製及び拡大の事例を含む成功例を強調することが奨励される。

5. この条約に従って情報を交換する締約国は、必要に応じ、相互に合意した機密情報を保護するものとする。

第 18 条 公衆への情報、認識、教育及び研究

1. 締約国は、この条約の実施に関連するプラスチック汚染及びその影響に関する情報、公衆への認識、教育及び研究へのアクセスを促進し、促進するものとし、必要に応じ、国、地域及び国際レベルでそうした取組みを促進し、必要に応じ、関連する政府間組織及び非政府組織と協力するものとする。

2. 各締約国は、一般市民の参加及び情報への一般市民のアクセスを促進し、地方、国、地域及び国際レベルでのトレーニングを提供することにより、プラスチック汚染の影響に関する認識を高め、理解を深め、情報を共有するための措置を推進し、促進するものとする。

3. 締約国は、各国の状況と能力に基づき、プラスチック汚染に対処するため、次の方法を含む科学技術の研究、開発、革新、協力を推進することが奨励される：

(a) 海洋環境を含む環境におけるプラスチック汚染の分布と存在量、及び人の健康への影響を監視する方法の促進と改善；

(b) 環境データの収集と分析のため標準化された方法とアプローチの共同開発と使用を促進し、その信頼性と比較可能性を向上させる；

(c) 必要に応じ、伝統的知識、先住民族の知識、地域社会の知識、及びその他の文化的及び社会経済的要因を取り入れる。

第 19 条 健康

オプション 1
健康に関する単独の条項の代わりに、該当する条項と序文の文脈で人の健康に関する言及がある場合、それを強化し可能な場合、新たに追加する。

オプション 2
ブラジルが主導し、健康に関する独立した条項の制定を支持する加盟国と非公式に草案を作成する作業の結果を待つ仮置き。考えられる条項の種類は、ILBI 採択時に合意できる条項と COP の今後の会議で検討できる条項から構成される可能性がある。

第 20 条 締約国会議

1. 締約国会議は、本条約の発効日から 1 年以内に暫定事務局により招集されるものとする。その後、締約国会議の通常会議は、締約国会議が別段の決定をしない限り、2 年ごとに開催されるものとする。

3. 締約国会議の臨時会議は、会議が必要と見なすその他の時期に、又、いずれかの締約国からの書面による要請に基づき開催されるものとする。但し、要請が事務局から締約国に伝えられてから 6 か月以内に、締約国の 3 分の 1 以上がその要請を支持することを条件とする。

4. 締約国会議は、その最初の会合において、締約国会議自身及びその補助機関の手続き及び財政ルール、並びに事務局の機能を規定する財政規定について、全会一致で合意し、採択するものとする。

5. 締約国会議は、本条約の実施状況を継続的に検討するものとする。締約国会議は、本条約により割り当てられた機能を遂行し、そのため次を行うものとする：

(a) 本条約の実施に必要と考える補助機関を設立する；

(b) 適切な場合、権限のある国際機関、政府間機関、非政府機関と協力する；

(c) 本条約の実施に関連する決定を検討し、採択する；

(d) 本条約で特定されるその他の機能、又は本条約の実施に必要な機能を実行する。

6. 国連、その専門機関、国際原子力機関、及び本条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席できる。この条約の対象となる事項について資格を有し、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席したい旨を事務局に通知した団体又は機関は、国内又は国際、政府又は非政府を問わず、会合に出席する締約国の少なくとも 3 分の 1 が反対しない限り、参加が認められる。オブザーバーの参入及び参加は、締約国会議が採択し

た手続きルールに従うものとする。

第 20 条その 2 補助機関

1. 締約国会議は、その最初の会合において、条約の締約国会議による情報に基づく意思決定を支援するため、科学的及び技術的情報と評価を提供する補助機関を 1 つ又は複数設置するものとする。

2. 各補助機関は、その活動を支援するため、必要に応じて委員会、パネル、及びサブグループを設置することができる。

3. 締約国会議は、第 1 項に従って設置される各補助機関の任務、構成、組織及び運営について決定するものとする。

第 21 条 事務局

1. 事務局は、ここに設置される。

2. 事務局の機能は、次のとおりとする：
(a) 締約国会議及び補助機関の会合を準備し、手配し、必要に応じこれらの機関にサービスを提供する；

(b) 要請に応じ、締約国、特に開発途上国お湯帯移行経済国による本条約の実施を支援するため支援の提供を促進する；

(c) 報告に関する第 15 条及び実施と遵守に関する第 13 条の規定に基づいて、定期的な報告書を作成し、締約国に提供する；

(d) 必要に応じ、他の関連する国際機関及び条約の事務局と活動を調整する；

(e) 締約国会議の総合的な指導の下、その機能を効果的に遂行するため必要な管理及び契約上の取り決めを締結する；

(f) この条約に規定されるその他の事務局機能及び締約国会議が決定するその他の機能を遂行する。

3. この条約の事務局機能は、締約国会議が出席し投票する締約国の 4 分の 3 以上の多数決により、事務局機能を 1 つ以上の他の国際機関に委託することを決定しない限り、国連環境計画事務局長が遂行する。

第 22 条 紛争の解決

1. 締約国は、紛争を防止するために協力し、本条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を、交渉又は各自が選択したその他の平和的手段を通じて解決するよう努めるものとする。

2. 地域経済統合組織ではない締約国は、本条約の批准、受諾、承認又は加入の際、又はその後いつでも、寄託者に提出する文書において、本条約の解釈又は適用に関する紛争に関し、同じ義務を受け入れる締約国との関係で、次の紛争解決手段のいずれか又は両方を義務として認める旨を宣言することができる：

(a) 締約国会議が採択する手続きに従った仲裁；

(b) 国際司法裁判所への紛争の付託。

3. 地域経済統合組織である締約国は、第 2 項(a)に規定する手続きに従い、仲裁に関して同様の効果を持つ宣言を行うことができる。

4. 第 2 項又は第 3 項に従って行われた宣言は、その条件に従って失効するまで、又、その撤回の書面による通知が寄託者に寄託されてから 3 か月後まで、効力を維持する。

5. 宣言の失効、撤回の通知、又は新しい宣言は、紛争当事者が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所又は国際司法裁判所で係争中の手続きにいかなる影響も及ぼさない。

6. 紛争当事者が第 2 項又は第 3 項に従って同じ紛争解決手段を受け入れず、及び、一方の締約国が他方の締約国に紛争が存在することを通知してから 12 か月以内に、第 1 項に規定する手段によって紛争を解決できなかった場合、紛争はいずれかの紛争当事者の要請により調停委員会に付託される。調停委員会は勧告を付した報告書を提出するものとする。調停委員会に関する追加手続きは、締約国会議が遅くとも第 2 回会合までに採択する附属書に含まれるものとする。

第 23 条 条約の改正

1. この条約の改正は、いずれの締約国も提案することができる。

2. この条約の改正は、締約国会議の会合で採択されるものとする。改正案の文言は、採択が提案される会合の少なくとも 6 か月前に事務局から締約国に通知されるものとする。事務局は、又、この条約の署名国及び参考として寄託者にも改正案を通知するものとする。

3. 締約国は、この条約のいかなる改正案についても、全会一致で合意に達するようあらゆる努力を払うものとする。全会一致の努力が尽くされ、合意に達しなかった場合、改正案は、最後の手段として、会議に出席し投票する締約国の 4 分の 3 以上の多数決により採択されるものとする。

4. 採択された改正案は、批准、受諾又は承認のため、寄託者から全ての締約国に通知されるものとする。

5. 改正案の批准、受諾又は承認は、書面で寄託者に通知されるものとする。第 3 項に従って採択された改正案は、改正案が採択された時点で締約国であった締約国の 4 分の 3 以上による批准、受諾又は承認の文書の寄託日から 90 日後に、その改正案に拘束されることに同意した締約国に対して発効するものとする。その後、当該修正は、当該締約国が当該修正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日から 90 日後に、他の締約国に対して発効する。

[第 24 条 附属書の採択及び修正]

1. 本条約の附属書は、本条約の不可分の一部を構成するものとし、明示的に別段の定めがない限り、本条約への言及は、同時に本条約の附属書への言及を構成するものとする。

2. 本条約の発効後に採択される追加の附属書は、手続、科学、技術又は管理に関する事項に限定されるものとする。

3. 本条約の追加附属書の提案、採択及び発効には、次の手順が適用されるものとする：

(a) 追加される附属書は、第 23 条第 1 項から第 3 項に規定される手順に従って提案及び採択されるものとする；

(b) 追加附属書を受諾できない締約国は、第 27 条第 4 項に従って追加される附属書に関する宣言を行った締約国を除き、その旨を寄託者に対し書面で通知するものとする。寄託者は、その通知を受け取った全ての締約国に遅滞なく通知するものとする。締約国は、いつでも、追加附属書に関する以前の不受諾通知を撤回する旨を書面で寄託者に通知することが

でき、その場合、その附属書は、サブパラグラフ(c)の規定に従って、その締約国に対して発効するものとする；

(c) 寄託者による追加される附属書の採択の通知の日から 1 年が経過すると、サブパラグラフ(b)の規定に従って不受諾通知を提出していない全ての締約国に対し、その附属書が発効するものとする。

4. 本条約の附属書の改正案の提案、採択及び発効は、本条約の追加附属書の提案、採択および発効と同じ手続きに従うものとする。但し、第 27 条第 4 項に従って附属書の改正に関する宣言を行った締約国については、附属書の改正は発効しないものとし、その場合、当該締約国については、当該改正案に関する批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した日から 90 日後に発効するものとする。追加される附属書又は附属書の改正案が本条約の改正案に関連する場合、追加される附属書又は附属書の改正案は、本条約の改正案が発効するまで発効しないものとする。]

第 25 条 投票権

1. 本条約の各締約国は 1 票を有するものとする[但し、第 2 項に規定されている場合を除く]。

2. 地域経済統合機関は、その権限の範囲内の事項については、この条約の締約国であるその加盟国（投票時に承認され出席している国）の数と同数の投票権を行使するものとする。そうした機関は、その加盟国のいずれかが投票権を行使する場合、投票権を行使しないものとし、その逆も同様とする。

第 26 条 署名

この条約は、[--] に [都市]、[国] において全ての国及び地域経済統合組織による署名のため開放され、その後 [--] から [--] までニューヨークの国連本部で署名のために開放される。

第 27 条 批准、受諾、承認又は加入

1. この条約は、国及び地域経済統合組織による批准、受諾又は承認の対象である。この条約は、署名の締切日の翌日から、国及び地域経済統合組織による加入のため開放される。批准、受諾、承認又は加入の文書は、寄託者に寄託される。

2. いずれの加盟国も締約国とならないままこの条約の締約国となる地域経済統合組織は、この条約に基づく全ての義務に拘束される。当該組織のうち 1 つ以上の加盟国が本条約の締約国である場合、当該組織とその加盟国は、本条約に基づく義務の履行に関するそれぞれの責任を決定するものとする。この場合、当該組織と加盟国は、本条約に基づく権利を同時に行使することはできない。

3. 地域経済統合組織は、批准、受諾、承認又は加入の文書において、本条約が規定する事項に関する権限の範囲を宣言するものとする。当該組織は、権限の範囲に関する関連する変更を寄託者に通知するものとし、寄託者は締約国に通知するものとする。

4. いずれの締約国も、批准、受諾、承認又は加入の文書において、自国に関する追加の附属書及び附属書の改正は、当該締約国の批准、受諾、承認又は加入の文書が寄託されたときにのみ発効することを宣言できる。

第 28 条 発効

1. この条約は、[50][60][97]番目の批准、受諾、承認又は加入の文書の寄託の日から[90][120]日目に発効する。

2. [50][60][97]番目の批准、受諾、承認又は加入の文書の寄託後にこの条約を批准、受諾又は承認するか、又はこれに加入する各国又は地域経済統合組織について、この条約は、当該各国又は地域経済統合組織による批准、受諾、承認又は加入の文書（協定）の寄託日から[90][120]日目に発効する。

3. 第 1 項及び第 2 項の目的のため、地域経済統合組織によって寄託された文書（協定）は、当該組織のメンバー国によって寄託されたそれらに追加されるものとして数えてはならない。

第 29 条 留保

この条約に対し留保を付すことはできない。

第 30 条 脱退

1. いずれかの締約国についてこの条約が発効した日から 3 年を経過した後はいつでも、当該締約国は寄託者に書面による通知を行うことによりこの条約から脱退できる。

2. 当該脱退は、寄託者が脱退通知を受領した日から 1 年が経過した日、又は脱退通知に指定されるそれ以降の日に発効する。

第 31 条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第 32 条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語のテキストが等しく正文であるこの条約の原本は、寄託者に寄託される。

以上の証拠として、下記署名者は、正当に委任を受け、この条約に署名した。

本日［--］に［--］で作成。］

INC-5.2「UNEP/PP/INC.5/INF/13 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定するための政府間交渉委員会第 5 回会期第 2 部シナリオノート[1]」2025 年 7 月 11 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48168/UNEP_PP_INC.5_INF_13%20Scenario%20note.pdf

政府間交渉委員会議長による覚書

I. 我々の共通目標

1. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際条約（INC）を策定するための政府間交渉委員会（INC）の第 5 回会期後半（再開会合）は、2025 年 8 月 5 日から 14 日まで、スイスのジュネーブで開催される。

2. 韓国の釜山で開催された第 5 回会期前半の終了時に、我々は会合を休会し、再開することで合意した。これは、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際条約を策定するという我々に与えられた任務を遂行するためである。

3. 我々は、この重要な課題を成功させるため必要な全てのエレメントを備えている。釜山での作業は、我々がこれまでに達成した非常に重要な進展を反映している。委員会は、議長文書案を交渉の最終段階の出発点として用いることに合意した。我々の現在の最優先事項は、再開会期において、加盟国がまだ合意に達していない残された諸問題を解決することにある。

4. 釜山での会合以来、2025 年 6 月 30 日から 7 月 2 日までナイロビで開催された主席交渉官非公式会合を含め、加盟国が継続的に相互に関与してきたことを大変心強く思う。この非公式な会合を通して、加盟国間に解決策を共に模索するという強い決意があることが明確になった。この目標を達成するため、ジュネーブにおける作業を可能な限り効率的かつ効果的な方法で組織し、実施していく必要がある。

5. こうした点を念頭に、本覚書は、加盟国が第 5 会期後半の準備を進める上での指針となり、UNEA 決議 5/14 によって義務付けられた文書の文言を最終決定するための道筋を示すことを目的としている。[2]

6. 本覚書は、会合資料と併せて読まれたい。[3]

II.会議の目的

7. 第 5 回会期第 2 部の目的は、以下のとおり委員会の目的を達成することにある：
a) UNEA 決議 5/14 により義務付けられた、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）のテキストを最終決定し、承認し、外交会議での審議及び採択のために送付すること。

b) 外交会議と締約国会議（COP）第 1 回会合の間の暫定期間において、加盟国が必要と考える準備作業を行うべき課題及び分野、並びに早期発効及び各国による批准準備を促進するための措置を特定し、外交会議での審議及び採択のため送付すること。

III.会合の開催方法

8. スイス政府と事務局は、会合を 2025 年 8 月 5 日（火）から 8 月 14 日（木）まで、スイス・ジュネーブの国連事務所で開催する手配を行った。

9. 地域協議は、2025 年 8 月 4 日（月）会合会場で開催される。また、会期中を通して地域会合を開催する機会も設けられる。

10. 第 5 回再開会期の全体会議は、国連の 6 つの公用語で行われる。国連の慣行を考慮し、コンタクトグループ会合を含む全体会議以外の会合は、英語のみで行われる。会期は対面で開催され、本会議はライブストリーミング配信される。会期は対面で開催され、全体会議はライブストリーミング配信される。

IV. 再開会期の開始

11.委員会第 5 回会期第 2 部の開会は、2025 年 8 月 5 日（火）午前 10 時に行われる。この議題項目を迅速に進めることを提案する。時間的な制約と今後の作業量を考慮し、加盟国及び加盟国グループの皆様には、再開会期の開会から利用可能な INC 会期中文書プラットフォームを通じて、書面による意見表明を提出されるようお願いする。即ち、加盟国及び加盟国グループからの意見表明が本会議で提出されることは想定していない。また、加盟国による具体的かつ技術的な意見表明は、コンタクトグループにおいて最も効果的に行うことができる。

12. 正式な政府間プロセスにおけるオブザーバーの発言機会は限られていることを踏まえ、本会議終了後に 30 分間を設け、様々な幅広い層を代表するオブザーバーの皆様から意見を

伺うことを提案する。このオンライン文書プラットフォームは、オブザーバーの皆様が書面による意見表明を共有するためにも利用頂ける。

V. 役員の選出

13. 第 5 回会期後半では役員の選出は行われず、これに拠りこの議題項目の再開も予定されていない。

14. 選挙が必要となる場合、委員会の活動に暫定的に適用される手続きルール案（文書 UNEP/PP/INC.5/3 に掲載）の第 11 条及び第 13 条に従って実施される。

VI. 組織に関する事項

A. 手続きルール

15. 委員会は、第 1 回会期において、文書 UNEP/PP/INC.5/3[4]に掲載されている手続きルール案を委員会の活動に暫定的に適用することに合意した。

16. 委員会は第 2 回会期において、ルール 38 第 1 項に関する以下の解釈声明を採択することを決定した：
政府間交渉委員会は、政府間交渉委員会の手続きルール案に関する議論に基づき、ルール 38 第 1 項、及びその第 1 回会期の作業に関する政府間交渉委員会報告書への反映について、政府間交渉委員会委員の間で異なる見解があると理解している。これに拠り、手続きルール案におけるルール 38 第 1 項の暫定適用は議論の対象となっている。ルールが正式に採択される前に、ルール 38 第 1 項が援用される場合、委員はこうした合意の欠如を想起することになる。

17. これにより、手続きルール案は、第 1 回会期で決定されたとおり、引き続き委員会の作業に暫定的に適用される。第 5 回会期後半において、この議題項目が再開される予定はない。

B. 議題の採択

18. 委員会は、2024 年 11 月 25 日の第 5 会期前半において、暫定議題（UNEP/PP/INC.5/1）に基づき、第 4 会期での合意に基づき、第 5 会期の議題を採択した。これに拠り、第 5 会期後半においてこの議題項目が再開される予定はない。

19. 採択された議題は、委員会の第 5 会期前半の作業に関する報告書案（UNEP/PP/INC.5/8）

パラグラフ 21 に反映されており、文書 UNEP/PP/INC.5/1/Rev.1[5]に記載されている。

VII. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的な文書（協定）の作成

20. 再開会期において、我々の任務遂行のため使える時間が限られていることを踏まえ、UNEA 決議 5/14 の任務を包括的かつ透明性のある方法で遂行し、会期を成功に導くことを目指して作業を進めることが不可欠である。

21. 作業の組織化に関する我々のアプローチ全体は、文書（協定）のテキストに関する合意を達成し、外交会議の対応を必要とする問題点を特定することにより、交渉を完了するという目標を指針としなければならない。我々は、残された溝を埋め、相違点を解決し、文書（協定）のテキストに関する合意を達成することに重点を置くべきである。委員会はまた、COP で検討する必要がある可能性のある問題点を会期報告書に反映させることも検討すべきである。

A. 文書の最終決定

22. 私は、議長団との定期会合や、2025 年 6 月 30 日から 7 月 2 日まで私が招集した非公式の主席交渉官会合などを通じて、再開会期における文書（協定）の最終決定を支援するための作業を最も効果的に組織する方法について、加盟国と協議してきた。これらの協議と再開会期の目的に基づき、以下の作業構成を提案する。提案するアプローチは、全ての条項について、テキストの交渉が可能な限り早期に開始されることを確保することを基本としている。

B. 全体会議

23. 委員会の作業は、2025 年 8 月 5 日（火）の全体会議で開始され、8 月 14 日（木）の全体会議で終了する。この期間中の全体会議には同時通訳が手配される。

24. 全体会議における議題 4（「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書の作成」）において、委員会は、会期前半に設置されたコンタクトグループに対し、下記（セクション VII.C 参照）のとおり、引き続きテキストの交渉を行うよう要請することに合意するよう提案する。

25. 全体会議は、コンタクトグループにおける作業から生じた成果や課題を含む進行中の作業に関する報告を聴取するとともに、全体的な進捗状況を評価し、必要に応じて作業方法を調整し、テキスト案を法文起草グループに付託するため、必要に応じて開催される。

26. また、2025 年 8 月 10 日（日）に会合を予定せず、加盟国間の非公式協議を行うための日を設けることを提案する。

C. コンタクトグループの指示書と作業方法

27. 第 5 回会期前半において、委員会は 4 つのコンタクトグループを設置し、それぞれの共同議長について合意した。再開会期においても、可能な限り同様の取決めを維持し、その後の進展を反映させるため必要に応じて調整することを提案する。

28.これに拠り、各コンタクトグループに対し、表 1 に示すように、2024 年 12 月 1 日の議長テキストを起点として、再開会期中に加盟国がテキストの追加、削除、又は修正を提案する権利を損なうことなく、テキスト交渉を実施するよう義務付けることを提案する。

表 1 - 提案されるコンタクトグループとテーマ別配分

	テーマ別配置
コンタクトグループ 1	第 2 条 - 定義 第 3 条 - プラスチック製品 第 4 条 - 適用除外 第 5 条 - プラスチック製品の設計 第 6 条 - [供給][持続可能な生産] 適用範囲
コンタクトグループ 2	第 7 条 - 放出と漏出 第 8 条 - プラスチック廃棄物の管理 第 9 条 - 既存のプラスチック汚染 第 10 条 - 公正な移行
コンタクトグループ 3	第 11 条 - 資金[資源及び]メカニズム 第 12 条 - 国際協力を含む、能力構築、技術支援及び技術移転
コンタクトグループ 4	前文 第 1 条 - 目的 第 1 条の 2 - 原則及びアプローチ 第 13 条 - 実施及び遵守 第 14 条 - 国別計画 第 15 条 - 報告 第 16 条 - 有効性評価 第 17 条 - 情報交換 第 18 条 - 広報、啓発、教育及び研究 第 19 条 - 保健

	第 20 条 - 締約国会議 第 20 条の 2 - 補助機関 第 21 条 - 事務局 第 22 条 - 紛争解決 第 23 条 - 条約の改正 [第 24 条 - 附属書の採択及び改正] 第 25 条 - 投票権 第 26 条 - 署名 第 27 条 - 批准、受諾、承認又は加入 第 28 条 - 発効 第 29 条 - 留保 第 30 条 - 脱退 第 31 条 - 寄託者 第 32 条 - 正文

29. 各コンタクトグループは、その指示書の範囲内の全ての事項に関して、以下の事項を行うことが期待される：

a) テキスト交渉を行い、委員会の検討のための提案を行うこと。

b) 関連する事項があれば、外交会議に報告すべき事項を特定すること。

30. 各コンタクトグループは、会期前半で合意されたとおり、2 名の共同議長によって議長が務めることとなる。会期前半で任命された共同議長のうち、韓国のハン・ミンヨンとガーナのオリバー・ボアチーは、現在、この職に就くことができない。そのため、再開会期における後任者について協議を行ってきた。委員会に対し、ボアチーとハン・ミンヨンの後任として、ガーナのピーター・ジャスティス・デリーと日本の小林豪をそれぞれコンタクトグループ共同議長に任命することを提案する。

31.これに拠り、コンタクトグループは以下の共同議長によって進行される：

コンタクトグループ	共同議長
コンタクトグループ 1	アクセル・ボルヒマン（ドイツ） マリア・アンジェリカ・イケダ（ブラジル）
コンタクトグループ 2	トゥーリア・トイッカ（フィンランド） ピーター・ジャスティス・デリー（ガーナ）
コンタクトグループ 3	ケイト・リンチ（オーストラリア） グウェン・シシオール（パラオ）

コンタクトグループ 4	リンロイ・クリスチャン（アンティグア・バーブーダ） 小林豪（日本）

32. コンタクトグループにおける進捗状況は、コンタクトグループの成果物に定期的に反映される。2025 年 8 月 8 日（金）時点の作業成果は、8 月 9 日（土）午前の委員会の全体会議での審議に間に合うように、単一の文書にまとめられる。各コンタクトグループは、それぞれの指示書に含まれる全ての条項について、可能な限り明瞭な草案を提出することが期待される。

33. 具体的には、各コンタクトグループは、その作業成果の一部として、以下の事項を提示すべきである：
a) 合意が得られた文書で、全体会議から法文起草グループに送付できるもの；

b) 更なる作業が必要な文書の要素、及び合意に至るための可能な手段と選択肢；

c) 外交会議で検討すべき問題点。

34. 各コンタクトグループは、その指示書の範囲内で、合意を促進し、テキスト案の更なる発展を図るため、可能な限り最も効果的な方法で作業を組織する柔軟性を持つべきであるが、コンタクトグループ間の作業の遂行において、ある程度の一貫性を確保することが重要である。共同議長には、作業の遂行方法について、開始時に明確な説明をするよう要請する。

35. コンタクトグループにおけるテキスト交渉が可能な限り効果的に進展することを確保するためには、共同議長に対し、コンタクトグループの作業内容を反映させた早期の文言提示や、コンタクトグループによる検討のための橋渡しとなる提案の提示などを通じて、合意形成と文書の更なる発展を積極的に促進するよう奨励され、権限を与えられることが重要である。コンタクトグループから提出される文書は、グループ全体で共有されるべきである。

36. コンタクトグループはまた、必要に応じて、非公式な場を含め、様々な作業様式を活用し、解決策の達成に向けて立場の橋渡しとなるテキストを作成する柔軟性を持つべきである。加盟国によるこうした非公式な作業の成果は、コンタクトグループによる検討のため、速やかに全文が報告されるべきである。

37. 対話を促進し、解決策を探求し、可能な着地点を策定するための非公式協議を含む、加盟国間の積極的な関与が不可欠である。会期中に提示される提案は、合意形成を促進することを念頭に、溝を埋めることを目的とするべきである。関係コンタクトグループにおける検

討のため、このような橋渡し提案を提示することを希望する加盟国は、共同で、かつ、必要に応じて他の加盟国と協議した上で、提案を提出することが強く推奨される。

38. 2 つ以上のコンタクトグループは、必要に応じて、下記パラグラフ 40 に定める考慮事項を考慮に入れ、それぞれの指示書の範囲内で事項を共同で議論することを提案することもできる。

39. 2025 年 8 月 9 日（土）午前の全体会議において、パラグラフ 32 に概説されている最初の 4 日間のコンタクトグループの作業成果を踏まえ、全体として総括を行う必要がある。その時点で、未解決の問題について合意に至るための方策と選択肢に焦点を当てることができるよう、作業方法の調整を検討する必要があるかもしれない。

40. コンタクトグループ会合は、最大 2 回まで同時開催する。再開会期の最初の 5 日間のスケジュール案は、上記で概説した作業計画案に基づき、表 2 (9 ページ) に示されている。これは、加盟国の準備を容易にし、作業の効率的な開始を支援するためである。以降の会合のスケジュールは、会期中に進捗状況を踏まえて策定される可能性がある。

D. 法文起草グループ

41. 第 4 回会期において、委員会は、委員会から送付された草案のあらゆる要素について、法的に健全な方法で起草されていることを確認するために法的審査を行い、文言に関する勧告を委員会の検討のために行う、オープンエンド法律起草グループを設置することに合意した。第 5 回会期前半において、委員会は、エヤド・アルジュブラン（サウジアラビア王国)、アニク・ボードゥアン（カナダ)、及びジャン・ケンファック（カメルーン）を法文起草グループの共同議長に任命した。

42. 法文起草グループの会合は、委員会全体会議から付託された草案を検討するために、必要に応じて、再開会期中に共同議長によって招集される。法文起草グループは、作業の進捗に伴い、検討を完了した文書をできる限り速やかに委員会に提出し、作業の過程で遭遇する可能性のある政策上の問題については委員会に報告するよう要請される。

43. 我々は、草案をできる限り早期に法文起草グループに付託するよう努めるべきである。更に、法文起草グループは、会期の終わり頃に、委員会による正式承認に先立ち、テキスト案全体の一貫性について、見直しを要請される可能性がある。

44. 法文起草グループは、遅くとも 2025 年 8 月 13 日（水）までに作業を完了し、その成果を 8 月 14 日（木）の委員会全体会議での審議に間に合うように公開することを目指すべ

きである。法文起草グループが文書を見直しする機会を確保するためにあらゆる努力が払われるが、全ての文書がこのような見直しを受けられるとは限らないことに留意すべきである。

E. コンタクトグループ及び法文起草グループの作業に関する全体会議での審議

45. 通常の慣行に従い、条約文案に関する交渉が完了した後、委員会は正式承認に向けて条約文案を審議する必要がある。

46. 委員会は、閉会の全体会議において、条約案の正式名称についても審議し、承認することも検討する。

VIII. その他の事項

47. 議題 5（「その他の事項」）については、2025 年 8 月 14 日（木）の全体会議で審議することを提案する。

48. この議題において、委員会は、多国間環境協定交渉における既存の慣行を踏まえ、外交会議後に締約国会議第 1 回会期に向けて準備作業を行うべき課題及び分野について検討することを提案する。こうした問題や分野は、INC 報告書に反映される可能性があり、この報告書は、外交会議が暫定措置に関する決議を含む決議を審議する際に利用可能となる。

49. 同項目に基づき、委員会は、UNEA 決議 5/14 パラグラフ 12 に基づき外交会議の招集者である UNEP 事務局長に対し、外交会議に送付する決議案の検討を含む、外交会議の準備会合の招集を正式に要請することもできる。

50. 本項目に関して他に問題を提起したい加盟国がある場合は、2025 年 8 月 5 日（火）全体会議において私に通知するよう求める。

IX. 報告書の採択と会期の閉会

51. 会期前半の終了に際し、委員会は、回覧された報告書草案[6]に基づき、会期前半の報告書の既存のテキストを採択した。但し、報告書の残りの部分は、起草され、全ての加盟国に回覧された後、第 5 会期再開において採択されることが要請されるという了解を得た。委員会は、この議題項目において、第 5 会期前半の作業に関する報告書の残りの部分を検討し、採択するよう要請される。また、この議題項目において、再開会期中の議事進行と議論の初期の部分をまとめた会期後半の報告書草案が、会期終了時に採択のため提出される。委

員会に対し、事務局の支援と私の全面的な指導の下、会期後できる限り速やかに報告者に報告書を最終決定するよう委任するよう要請する。

X. 委員会第 5 回会期の想定される成果

52. 委員会は、再開会期の終了までに、UNEA 決議 5/14 に基づき義務付けられた法的拘束力ある国際文書（協定）のテキストを承認し、同決議に基づき外交会議での採択に向けて検討される必要がある。

53. 委員会は、外交会議への勧告についても検討する可能性がある。

54. 最後に、私たちが直面する緊急の環境課題に効果的かつ効果的に対処し、海洋環境を含むプラスチック汚染から将来の世代と環境を守る、法的拘束力ある国際文書（協定）を策定することは、これまで以上に私たちの共同責任であることを改めて認識すべきである。委員会の活動に参加する全ての参加者が、この重要な目標を達成するために必要な決意、意欲、建設的な関与、そして柔軟性を示す意志を持ってジュネーブに到着することを期待する。

政府間交渉委員会議長　ルイス・ヴァヤス・バルディビエソ大使

表 2 - スケジュール案（1 日目～5 日目）（略）

付録 第 5 会期後半の文書一覧
UNEP/PP/INC.5/1/Rev.1 議題

UNEP/PP/INC.5/1/Add.1/Rev.1 注釈付き議題

UNEP/PP/INC.5/3 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定するための政府間交渉委員会の作業に関する手続きルール案

UNEP/PP/INC.5/8 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定するための政府間交渉委員会第 5 会期前半の作業に関する報告書案

議長のテキスト　2024 年 12 月 1 日

INC-5.2「UNEP/PP/INC.5/INF/14　バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約事務局提出情報」2025 年 7 月 15 日

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48202/BRS.pdf

「UNEP/PP/INC.5/INF/15 国連人権高等弁務官事務所により提出された情報」2025 年 7 月 23 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48261/OHCHR.pdf

「UNEP/PP/INC.5/INF/16 国連食糧農業機関により提出された情報」2025 年 7 月 29 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48264/Fao.pdf

「UNEP/PP/INC.5/INF/17 国際海事機関により提出された情報」2025 年 8 月 1 日
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/48341/IMO.pdf

UNEP 広報

UNEP「国際プラスチック汚染条約に関する第 5 回交渉再開会合がジュネーブで開幕」2025 年 8 月 5 日
https://www.unep.org/news-and-stories/press-release/resumed-fifth-session-negotiations-global-plastic-pollution-treaty

ジュネーブ、2025 年 8 月 5 日 - 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定する政府間交渉委員会第 5 回会合の後半（INC-5.2）が本日ジュネーブで開会された。この会合は、合意したテキストを最終決定・承認し、今後の全権大使会議における審議・採択に付託することを目指している。

INC-5.2 は、2024 年 11 月/12 月に韓国・釜山で開催された INC-5 に続き、8 月 5 日から 14 日まで開催される。この会合に先立ち、INC-1（2022 年 11 月にプンタ・デル・エステ）、INC-2（2023 年 6 月にパリ）、INC-3（2023 年 11 月にナイロビ）、INC-4（2024 年 4 月にオタワ）の 4 つの会合が開催された。

「プラスチック汚染は既に自然界、海洋、そして私たちの体内にまで浸透しています。このままのペースで進めば、世界中がプラスチック汚染に溺れ、地球、経済、そして人類の健康に甚大な影響を与えるでしょう」と、UNEP 事務局長インガー・アンダーセンは述べる。「しかし、このような未来を歩む必要はありません。私たちは力を合わせれば、この課題を解決できます。条約文書の合意は、世界中の全ての人々のためにプラスチック汚染を撲滅するための第一歩です。」

釜山以来、INC-5.2 に先立ち、一連の非公式閣僚会合、地域協議、そして各国首席交渉官会合が開催された。

「私たちは本日、国際的なマンデートを果たすためにここにいます。これは、国際社会が相違点を乗り越え、共通の基盤を見出すための、またとない歴史的な機会です。これは、私たちの外交力の試金石であるだけでなく、環境を保護し、人々の健康を守り、持続可能な経済を実現し、そしてこのプラスチック汚染危機によって最も影響を受けている人々と連帯するという、私たちの集団的責任の試金石でもあります」と、INC 議長ルイス・ヴァヤス・バルディビエソは述べている。

開会に先立ち、8 月 4 日には、UNEP 事務局長、INC 議長、INC 事務局長がオブザーバーと対話を行い、スイス政府はマルチステークホルダー・フォーラムを主催した。

「今日、私たちは重大な岐路に立っています。プラスチック廃棄物は湖を窒息させ、野生生物に害を及ぼし、人々の健康を脅かしています。これは単なる環境問題ではなく、緊急かつ共同の行動を必要とする地球規模の課題です。今後数日間で、効果的なプラスチック条約の交渉を行い、プラスチックのライフサイクル全体に対応する包括的な解決策と対策を特定することで、真の変化を齎す機会が私たちにはあります」と、スイス連邦環境省カトリン・シュネーベルガー局長は述べる。

初日時点で、INC-5.2 には 184 カ国と 619 以上のオブザーバー団体から 3,700 人以上が参加登録している。

「ナイロビで始まったこの取り組みは、複雑な状況、困難な局面を乗り越え、苦労して得た進歩を成し遂げてきました。そして、まさにこの共通の忍耐力こそが、私たちの決意を強め、決意と前向きさをもって、今日この歴史的な会場に私たちを導いてきたのです」と、INC 事務局長ジョティ・マトゥール＝フィリップは述べた。「パレ・デ・ナシオンで開催されることは、INC-5.2 を、重要な多国間交渉、外交上の突破口、そして国際法の枠組みという長い伝統の中に位置づけるものです。今回の会合が、正にその遺産の一部となることが不可欠です。」

編集者への注記
政府間交渉委員会（INC）について
国連環境総会決議 5/14 は、UNEP 事務局長に対し、政府間交渉委員会を招集し、2022 年後半に活動を開始し、2024 年末までに完了させることを目標とするよう要請した。INC は、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定することを任務としており、プラスチックのライフサイクル全体に対応する包括的アプローチに基づき、拘束力あるアプローチと自主的アプローチの両方を含むことが考えられる。

詳細はこちらをご覧ください。

UNEP「プラスチック汚染を撲滅する条約の確保」2025 年 8 月 5 日
https://www.unep.org/news-and-stories/speech/securing-treaty-beat-plastic-pollution

スピーチ：インガー・アンダーセン
対象：INC-5.2 開会総会
場所：スイス、ジュネーブ

議長ルイス・ヴァヤス・ヴァルディヴィエソ大使閣下、並外れたリーダーシップに感謝申し上げます。そのリーダーシップなくして、私たちはここにいることはできませんでした。

美しいジュネーブと美しいスイスで温かい歓迎をして頂いた、連邦環境庁長官カトリン・シュネーベルガー博士閣下に感謝申し上げます。

政府間交渉委員会事務局長ジョティ・マトゥール＝フィリップ、そして舞台裏で尽力してくださった多くの同僚の皆様に感謝申し上げます。

この場に辿り着くために尽力してくださった代表団の皆様、そして常に尽力してくださったオブザーバーの皆様にも感謝申し上げます。

国連環境総会決議 5/14 の歴史的な採択からほぼ 3 年半が経過しました。今こそ加盟国がこの合意を成立させるべき時です。そして今日、これは正に、袖をまくり上げコンタクトグループに加わることを意味します。そのため、簡潔に述べさせて頂きます。

皆様は 10 日間に亘る集中的な交渉に臨まれています。これまでと同様に、懸命に、そして断固たる決意を持って取り組まなければならないことを、皆様はご承知のとおりです。これまでと同様に、連帯と妥協の精神をもって取り組まなければならないことも、皆様はご承知のとおりです。しかし、私は皆様がジュネーブを条約とともに去ることができると信じています。

釜山以来、皆様は外交の真の躍進を齎しました。非公式の場、二国間協議、地域協議グループ、そして地域間、そして視点を超えた対話を通して、皆様はアプローチ、アイデア、そして解決策を模索してきました。この対話は、私たちが今日この状況に至る上で極めて重要であり、このプロセスにおいて私がこれまで目にした中で最も緊密なものであり、皆様がこの条約を強く望んでいることを示しています。

合意への道筋を切り開き始めた、この生産的な外交に感謝します。しかし、この道筋が狭く不安定で、どちら側にも急峻な崖があることは承知しています。しかし、私たちは今アルプスにいます。危うい道を歩むとき、私たちは共に歩みます。そして実際、この道を進むとき、皆さんは互いに結ばれています。なぜなら、目的地に辿り着く唯一の方法は、共に歩むことだからです。

ここジュネーブのホールに入ると、いつも感銘を受けます。この街は近代多国間主義発祥の

地です。国際連盟の設立は理想からは程遠く、多くの声が排除され、代表されることもありませんでした。しかし、この街で、国々は共に問題を解決できるという崇高な理念が動き出しました。アルプスの聳え立つ峰々を見渡すとき、過去からインスピレーションを得ながら、未来を築き、形作りながら、その高みを目指しましょう。

また、プラスチック汚染に関する条約に重要な科学的知見を提供できる可能性のある、化学物質、廃棄物、汚染に関する政府間科学政策パネルの設立からも、皆さんにインスピレーションを得てほしいと思います。僅か 2 か月前にこのパネルの設置に合意したことで、加盟国は環境多国間主義が成果を齎すことを改めて証明しました。さあ、皆さんの番です。

交渉に臨むに当たり、世界はプラスチック汚染危機への取り組みを望み、また取り組む必要があることを改めてお伝えしたいと思います。人々は憤慨し、不安に駆られ、事態を注視しています。そして、それは当然のことです。

プラスチック汚染は既に自然界、私たちの海、そして私たちの体内にまで及んでいます。そして、環境へのプラスチック流出は 2040 年までに 50%増加すると予測されています。このままのペースで進めば、世界はプラスチック汚染に溺れ、地球、経済、そして人類の健康に甚大な影響を及ぼすでしょう。

このような事態を招かないようにするのは、皆さんの力にかかっていることを、私は皆さんも理解しているはずです。私たち全員、環境、そして未来の世代を守るのは、皆さんの力にかかっています。プラスチック汚染という課題を、解決策と新たな始まりの機会に変えるのも、皆さんの力にかかっています。UNEP は、皆さんを全力でサポートします。もちろん、最終的には皆さんが道を切り開くのです。

ですから、皆さんには議席を越えて協力し、議長のテキストを最終合意へとまとめ上げてほしいと願います。多くの収束点を踏まえた合意、力強い出発点を持ちつつも、更なる発展への糸口となる合意、そして世界をプラスチック汚染の永久的な終結へと導く合意です。

INC-5.2「INC 議長ルイス・ヴァヤス・バルディビエソ閣下　開会あいさつ」2025 年 8 月 5 日
https://resolutions.unep.org/incres/uploads/chair-inc-opening-plenary.pdf

同僚の皆様

私たちは共通の使命を携えてジュネーブにやって来ました。それは、共に始めた取り組みを完了させ、国連環境計画（UNEA）決議 5/14 で与えられたマンデートを遂行することです。歴史上初めて、世界はプラスチック汚染を終わらせる法的拘束力ある国際条約の締結に手が届くところまで来ました。

これは困難な課題ですが、非常に必要な課題です。

私たちは地球規模の危機に直面しています。プラスチック汚染は生態系を破壊し、海洋や河川を汚染し、生物多様性を脅かし、人々の健康を害し、最も脆弱な人々に不当な影響を与えています。この緊急性は現実のものであり、証拠は明白です。そして、その責任は私たちにあります。

私たちは、なぜこのような状況に至ったのか理解しています。この危機は自然災害によって引き起こされたのではなく、主に意図せぬ結果です。なぜなら、誰もプラスチック汚染を望んでいないからです。それでもなお、私たちはこれを阻止するための体系的かつ効果的な方法を見つけることが出来ていません。

汚染は、私たちの意思決定、習慣、そしてシステムが、制御方法を見つけられずに存続してきた結果です。これは人為的な危機であるため、人間の努力と世界的な協力によって対処でき、また対処しなければなりません。

私たちは、入手可能な最良の科学によって支えられています。それは、プラスチックのライフサイクル全体に亘る包括的なアプローチを採用する、協力と説明責任のための効果的な国際枠組みが、プラスチック汚染を大幅に削減し、環境と公衆衛生の両方に大きな利益を齎すことができることを明確に示しています。加盟国の皆さんには、行動するためのマンデート、情報、そして権限があります。

皆さんは、自国の優先事項、越えてはならない一線、そして制約を理解しています。今こそ、具体的かつ有意義な進歩が求められています。極端な立場ではなく、共同の解決策を。責任転嫁ではなく、現実的な関与を。

今こそ、公益は国家利益と矛盾するものではなく、両者の慎重かつ勇気あるバランスから生まれるという認識を求めています。

この会期の前半が終了して以来、私は事務局及び事務局と緊密に協力し、現段階における我々のニーズを満たす、明確で組織的かつ個別対応の作業計画を策定してきました。この計

画は、皆様が迅速に交渉プロセスを進展させ、8 月 14 日までに完了させ、実効的な合意に導くことを目指しています。

7月11日に発表された議長シナリオノートへのご賛同に感謝申し上げます。このノートは、着実な前進を可能にし、共同のオーナーシップを促進し、具体的な成果につながるよう設計された実践的アプローチを概説しています。

成功は計画だけに左右されるものではありません。今日から、これらの計画をどのように活用し、効率的に協力していくかにかかっています。

この再開会期の初期段階は極めて重要です。積極的な関与、緊急性、そして一刻一刻が重要であるという共通認識を特徴とすべきです。これらの段階が、成功裡の結論に至るための最後の努力のリズム、トーン、そして基盤を整えることになります。

私は改めて、全ての代表団に対し、協調的な関与の精神と、文書に対するオーナーシップの向上をもって、この会議に臨むよう強く求めます。

忘れないでください。私たちは単なる文書の見直しをしているのではなく、環境史の未来を変える可能性のある地球規模のツールの基盤を築いているのです。

そして、皆さんは私たちの重要な任務を理解しているからこそ、建設的で知的な貢献を期待しています。皆さんはプロの交渉者であり、経験豊富な外交官であり、より良い未来を築くことに尽力する国々の代表者です。

皆さんがこの課題に立ち向かう能力を私は確信しています。今週、そしてそれ以降も、有意義な成果を上げ、テキストを洗練させ、残された最も困難な課題に実行可能な解決策を見出すことができると確信しています。

また、局（Bureau）メンバーとコンタクトグループ共同議長の皆様に感謝と敬意を表したいと思います。彼らは困難な責任を担っており、生産的で解決策に焦点を当てた議論を主導する能力を信頼しています。

各国代表団の皆様には、共同議長の努力を支援し、共通の基盤を見出し、合意に達し、誠意を持ってプロセスを前進させるよう、彼らに権限を与えて頂くようお願いします。

同僚の皆様、

皆様にとって明白な事実を改めて申し上げます。それは、時間が極めて重要であるということです。

世界はジュネーブからの重要なニュースを待ち望んでいます。大陸の人々は希望を持って私たちの動向を見守っています。彼らは、このプロセスが単なる約束ではなく、真の成果を齎すと信じています。

8 月 14 日を期限ではなく、達成の日と捉えましょう。私たちは、8 月 14 日までに、効果的で包括的、実行可能、そして進化可能な合意によって、歴史的な課題を成し遂げなければなりません。

容易なことではありません。しかし、歴史は安易な妥協の上に築かれるものではありません。勇気、チームワークがあって、そして妥協の上に築かれるのです。

共に歩むことで、この会合を真に意義深いものにすることができます。

ご清聴ありがとうございました。

INC-5.2「プレスリリース：世界プラスチック汚染条約協議、合意なく中断」2025 年 8 月 15 日
https://www.unep.org/inc-plastic-pollution/media#PressRelease15Aug

ジュネーブ、2025 年 8 月 15 日 - 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある条約策定のための政府間交渉委員会（INC）協議は、10 日間の交渉を経て、条約文面で合意に至らず、8 月 15 日早朝に閉会した。委員会は、後日改めて発表する日程で交渉を再開することで合意した。

加盟国は、各国間の見解の大きな相違を認識しつつも、交渉プロセスを継続する意思を明確に表明し、会合は閉会した。

今回再開された第 5 回会合（INC-5.2）には、ジュネーブのパレ・デ・ナシオンに 2,600 人以上の参加者が集まり、183 カ国から 1,400 人以上の加盟国代表と、400 以上の組織を代表する約 1,000 人のオブザーバーが参加した。また、約 70 人の大臣・副大臣、そしてその他 30 人のハイレベル代表が、会合の合間に非公式ラウンドテーブルを開催した。

「地政学的な複雑さ、経済的な課題、そして多国間の緊張を背景に、この 10 日間は苦戦を強いられました。しかし、一つ確かなことがあります。それは、こうした複雑さにも係らず、全ての国が交渉のテーブルに着きたいと考えているということです。

私たちは期待していた条約テキストを採択できませんでしたが、UNEP はプラスチック汚染、即ち、地下水、土壌、河川、海洋、そして私たちの体内に蔓延する汚染物質への対策を継続していきます」と、国連環境計画（UNEP）のインガー・アンダーセン事務局長は述べた。

INC-5.2 の目標は、文書（協定）テキストについて合意し、外交会議に向けて更なる準備作業が必要な未解決の課題を明らかにすることであった。会合は体系的なアプローチで進められ、開会全体会議から始まり、プラスチック設計、懸念される化学物質、生産量上限、財政、コンプライアンスといった主要分野に取り組む 4 つのコンタクトグループに分かれ、その後、現状把握全体会議、非公式協議を経て、8 月 15 日閉会の全体会議で終了した。

釜山で開催された INC-5.1 の議長のテキストは、INC-5.2 における交渉の出発点となり、議長は会期中にドラフトテキスト提案と改訂されたテキスト提案を発表した。委員会メンバーは、熱心な議論にも係らず、提案されたテキストについて合意に達することができなかった。

「自らが設定した目標を達成できなかった場合、悲しみやフラストレーションを感じるかも知れません。しかし、落胆する必要はありません。むしろ、活力を取り戻し、決意を新たにし、志を一つにするきっかけとなるはずです」と、INC 議長のルイス・ヴァヤス・バルディビエソ大使は述べた。「ジュネーブではまだ実現していませんが、国際社会が意志を一つにし、環境を守り、人々の健康を守るために手を携える日が来ると私は確信しています。」

この INC プロセスは、2022 年 3 月に再開された国連環境総会第 5 回会合（UNEA-5.2）において開始された。この会合では、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定する歴史的な決議が採択された。

INC 事務局のジョティ・マトゥール＝フィリップ事務局長は、「この会合の閉幕に当たり、私たちは今後の課題を理解し、それらに対処するという新たな共通の決意を持ってこの会合を終えます。前進は今や私たちの義務です。」と述べた。

この会合には、先住民、ウェイストピッカー、アーティスト、若者、科学者など、市民社会

の積極的な参加も見られ、抗議活動、アートインスタレーション、記者会見、パレ内外でのイベントなどを通じて、彼らの声は大きく取り上げられた。

ジュネーブ会合は、2024 年 11 月/12 月に韓国釜山で開催された INC 5.1 に続くものである。この会合に先立ち、INC-1（2022 年 11 月プンタ・デル・エステ）、INC-2（2023 年 6 月パリ）、INC-3（2023 年 11 月ナイロビ）、INC-4（2024 年 4 月オタワ）の 4 つの会合が開催された。

編集者への注記
関連資料：
UNEP 事務局長によるメディアステイクアウト
UNEP 事務局長による閉会演説

政府間交渉委員会について
国連環境総会決議 5 月 14 日、UNEP 事務局長に対し、政府間交渉委員会の招集を要請した。委員会は 2022 年後半に作業を開始し、2024 年末までに作業を完了することを目指している。INC は、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定する任務を負っており、プラスチックのライフサイクル全体に対応する包括的なアプローチに基づき、拘束力あるアプローチと自主的なアプローチの両方を含むことが想定される。

詳細はこちらをご覧ください。

UNEP「プラスチック汚染条約には更なる時間が必要」2025 年 8 月 15 日
https://www.unep.org/news-and-stories/speech/more-time-needed-plastic-pollution-treaty

閣下、同僚の皆様、

まず初めに、この美しいジュネーブで私たち皆が受けた、親切で寛大、そして文字通り温かい歓迎に対し、スイスの皆様に深く感謝申し上げます。

また、ジュネーブで加盟国の前進を支援するために尽力してくださった議長にも感謝の意を表します。議長は勇気と決意を示してくださいました。議長とそのチームに深く感謝いたします。

INC 事務局、共同ファシリテーター、共同議長、非公式ファシリテーター、そして遅くまで残って私たちの前進を後押ししてくださった全ての代表の皆様に感謝申し上げます。

またしても、合意点を見出すために眠れない夜を耐え抜いた交渉担当者の皆様に深く感謝いたします。皆様のたゆまぬ努力に、心から感謝いたします。

また、ジュネーブにお越しいただいた大臣の皆様にも心から感謝申し上げます。皆様のご出席は大変意義深いものであり、プラスチック汚染の撲滅に向けて共に努力する中で、多国間解決策の推進を引き続きお願い申し上げたいと思います。

そして、多くのオブザーバーの皆様――科学者、ウェイストピッカー、先住民族団体、企業、若者、市民社会――の皆様、これは皆様が望んでいた結末ではないことを承知しています。私たち UNEP が目指してきた結末でもないことは承知しています。この会議への期待は大きく、私たちの共同の努力はここで終わることはないと確信しています。プラスチック汚染の影響は今後も続き、皆様の声、アドボカシー、そして継続的な関与が今後も必要となります。

ここジュネーブで、そして遠くからご覧になっているメディアの皆様、このプロセスをフォローし、深刻化するプラスチック汚染の課題に対する意識を高め続けてくださり、ありがとうございます。

UNEP の同僚の皆様、そしてもちろん、ここジュネーブのパレにいる国連チームを含む、国連システム全体の多くの職員の皆様に、いつものように深く感謝申し上げます。

皆様、

地政学的な複雑さ、経済的な課題、そして多国間の緊張を背景に、この 10 日間は苦難に満ちた戦いでした。

この 5.2 会合の間、私は熱心に耳を傾けてきました。そして、皆様から、プラスチック汚染の影響への対処において、皆様の国々が直面している多様な現実について伺いました。

こうした複雑な状況にも係らず、全ての国が交渉の場に留まりたいと願っていることも伺いました。皆様は重要な進展を遂げられたと確信しています。この枠組みのあらゆる分野において、これまで以上に深く議論を重ねてこられました。そして、今朝、この本会議場で多

くの意見を伺いましたが、私個人としては、国連環境総会から与えられたマンデートの実現に、皆様はより一層近づいたと確信しています。

結局のところ、この場にいる全ての国から、皆様がプラスチック汚染を終わらせたい、合意を望んでいるという声を伺いました。

容易なことでしょうか？　いいえ。しかし、各国はプラスチック汚染による環境、経済、そして健康への影響を終わらせたいと望んでいるでしょうか？　もちろんです。

生産、プラスチック製品、金融、投票といった中核的な問題に関して、依然として意見の相違があることは明らかです。世界はこれらの重要な問題について完全な合意に達するために、より多くの時間を必要としています。

UNEP は、加盟国がこの極めて重要なマンデートを前進させるため、今後も揺るぎない支援を続けていきます。そして同時に、私たちはプラスチック汚染、つまり地下水、土壌、河川、海洋、そしてもちろん私たちの体内にまで及ぶ汚染と戦う各国への支援を継続していきます。

力を合わせれば、私たちはプラスチック汚染を撲滅できます。そして、必ずやそれを成し遂げます。

INC-5.2「UNEP/PP/INC.5/CRP.2 全権大使会議における決議案の検討要素[1]」2025 年 8 月 11 日
https://resolutions.unep.org/incres/uploads/k2512880e_-_unep-pp-inc.5-crp.2_-_advance.pdf

事務局による覚書

暫定期間の取決めに関する決議案

考えられる要素は以下のとおり：
会議は、

[日付]、[場所]において[文書（協定）名]のテキストを採択し、

2022 年 3 月 2 日国連環境総会決議 5/14 を想起し、

1. 各国及び地域経済統合機関に対し、署名、批准、受諾、承認又は加入の権利を有し、可能な限り速やかに発効させるため、署名、批准、受諾、承認又は加入を検討するよう強く求める；

2. [国名]による、締約国会議第 1 回会合[2]開催の申し出を歓迎し、国連環境計画事務局長に対し、同会合の組織運営及び運営を要請する；

3. 国連環境計画（UNEP）事務局長に対し、以下の事項を策定し、締約国会議（COP）第 1 回会合までに検討の上、採択できるよう、[オープンエンド政府間準備機関]を招集するよう要請する：[3]
(a) 締約国会議の運営を導く手続規則及び財政規則案；
(b) [---]；
(c) [---]；

4. 国連環境計画（UNEP）事務局長に対し、[オープンエンド政府間準備機関]の会合準備及び開催にかかる資金拠出を要請する；

5. 国連環境計画（UNEP）事務局長に対し、暫定期間中、[文書名]の採択の日から締約国会議（COP）第 1 回会合の終了までの暫定活動を実施するための事務局サービスを提供するよう要請する；[4]

6. [文書（協定）名]の全ての署名国及び全ての締約国に対し、暫定的な事務局の運営資金を提供するよう要請する；

7. 国連環境計画（UNEP）事務局長に対し、暫定的な事務局機能を遂行するに当たり、[文書（協定）名]に基づく暫定活動と他の関連する国際文書（協定）及び機関の活動との相乗効果を確保するため、適切な国際機関と協議し、協力するよう要請する；

8. 各国及び地域経済機関に対し、開発途上国及び移行経済国で[文書（協定）名]に署名している国々に対し、暫定的な資金、技術支援、技術移転及び能力構築支援を提供し、これらの国々が[文書（協定）名]の批准、受諾又は承認の準備を進めるのを支援するよう要請する；

9. 国連機関及びプログラムに対し、批准及び発効の促進を含む[文書（協定）名]の実施への支援を行うよう要請する；

全権外交会議の開催国への貢献に関する決議案

考えられる要素は以下のとおり：
[全権外交会議への言及]

[日付]に[国、都市]において会合し、

[国]が代表団メンバー、オブザーバー、そして国連環境計画事務局に示した厚意と歓待に深く感謝し、

[国の]政府、そして政府を通じて[国の]国民に対し、会議とその活動関係者に対する温かい歓迎、そして会議の成功への貢献に対し、心からの感謝の意を表す。

INC-5.2「議長によるテキスト案 - 2025 年 8 月 13 日午後 2 時 50 分時点」
https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fresolutions.unep.org%2Fincres%2Fuploads%2Fchairs_draft_text_proposal_13_august_2025_14.48.docx&wdOrigin=BROWSELINK

同僚の皆様

コンタクトグループ共同議長及び共同議長のファシリテーターの皆様の貴重な貢献を得て作成したテキスト案をご提出できることを嬉しく思います。皆様の献身的なご尽力に心より感謝申し上げます。皆様から頂いたご意見を可能な限り多く文書に反映させようと尽力したため、当初予定していた通り、本会議前に地域グループと共有し、より早くテキストを提出することができませんでした。

この改訂版は、各代表団が表明した譲れない条件、感受性、願望、そして目標を慎重に検討し、常に共通の利益を目指しつつ、各国のニーズと利益を尊重しつつ、バランスの取れた成果を目指すという私のビジョンを反映しています。

全ての代表団に対し、テキスト案を、個別に分析すべき一連の条文としてではなく、幅広い立場を相互理解に結びつける、思慮深くバランスの取れた枠組みとして、全体として捉えて頂くようお願いします。テキスト案は、対象となる問題について判断を下すのではなく、それらを公正かつ正確に表現することを目指しています。

改訂版を見据え、私は引き続き加盟国間の集中的な対話と交流を促進し、この草案に体現されたバランスを更に洗練し、強化することを目指します。

世界は、全ての国が共同で協力し、プラスチック汚染に対処するための、時間をかけて進化する効果的な解決策を私たちが提供することを期待しています。

この歴史的な目標に向けて共に歩む中で、皆様の継続的な関与、建設的な精神、そして共通のコミットメントを期待しています。

敬　具

ルイス・ヴァヤス・バルディビエソ

プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会議長

翻訳において留意した凡例

Shall：〇〇しなければならない
Should：〇〇するものとする
May：〇〇することができる

本条約締約国は、

2022 年 3 月 2 日に国連環境総会で採択された、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定するための政府間交渉委員会の招集を求める決議 5/14 を想起し、

海洋環境を含むプラスチック汚染の高いレベルかつ急速な増加が深刻な環境問題及び人の健康問題であり、持続可能な開発の環境的、社会的、経済的側面に影響を及ぼしていることを懸念し、

人間社会においてプラスチックが果たす重要な役割を認識し、プラスチックの循環性を促進し、環境へのプラスチックの漏出を防止するために、プラスチックのライフサイクル全体を通じて効果的なメカニズムを構築することの重要性を強調し、

資源効率と循環型経済を含む製品設計、環境に配慮した廃棄物管理などを通じて、プラスチックの持続可能な生産と消費を促進することのアプローチの重要性を再確認し、

プラスチック部門の全ての労働者、特に非公式・協同組合で働く労働者、そして中小企業（ウェイストピッカーを含む）が、多くの国におけるプラスチックの収集、選別、リサイクルに大きく貢献していることを認識し、

プラスチック汚染を削減するための措置の実施、並びにプラスチックのライフサイクル全体、プラスチック汚染の地球規模への影響及びそれらに対処するための措置に関する理解の向上を図る上で、科学に基づく意思決定並びに科学的、経済的、社会的及び技術的情報の貢献の重要性を強調し、

世界人権宣言、開発の権利に関する国連宣言、先住民族の権利に関する国連宣言、小農及び農村で働くその他の人々の権利に関する国連宣言、並びに清潔で健康的かつ持続可能な環境に対する人権に関する総会決議 76/300 を想起し、

この条約のいかなる規定も、既存の国際協定から生じる締約国の権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを強調し、

上記の記載は、この条約と他の国際文書との間に序列を設けることを意図するものではないことを理解し、

以下のとおり合意した：

第 1 条 目的

この条約の目的は、海洋環境を含むプラスチック汚染の影響から環境及び人の健康を保護することである。

第 2 条 原則及びアプローチ

1. 締約国は、この条約の目的を達成するための行動に当たり、特に、以下の原則及びアプローチに従うものとする：

(a) 国連憲章に掲げる原則（人民の平等な権利及び自決、全ての国の主権平等及び独立、内政不干渉、全ての者の人権及び基本的自由の普遍的な尊重を含む。）；

(b) 1992 年にブラジルのリオデジャネイロで採択された「環境と開発に関するリオ宣言」に掲げる原則（共通だが差異のある責任、持続可能な開発、予防的アプローチ、各国が自国の環境・開発政策に従って自国の資源を開発する主権的権利、汚染者負担原則、並びに自国の管轄権又は管理下にある活動が他の国又は国家管轄権外の地域の環境に損害を与えないことを確保する責任を含む。）；

(c) プラスチック汚染対策としてとられる措置は、同一の状況にある国々の間で恣意的若しくは不当な差別の手段となり、又は国際貿易に対する偽装された制限となるような方法で適用されるべきではないこと；

(d) 小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の特殊な状況、並びに小島嶼開発途上国に対するプラスチック汚染の不均衡な影響；

(e) 利用可能な最良の科学情報の利用；

(f) プラスチック汚染の影響から生じる開発途上締約国の特定のニーズ、並びに資金及び技術移転に関するものを含む対応措置の実施の影響。

第 3 条 定義

この条約の適用上：

(a) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、この条約が適用される国又は地域的な経済統合のための組織をいう；

(b)「地域経済統合機関」とは、ある地域の主権国家によって構成される機関であって、その構成国がこの条約の規律する事項に関して権限を移譲し、かつ、その内部手続に従い、この条約に署名し、批准し、受諾し、承認し、又は加入することが正当に認められているものをいう。

第 4 条 プラスチック製品

1. 各締約国は、適切な場合、かつ、自国の状況及び能力に応じ、次に掲げる基準の一つ以上に該当するプラスチック製品の製造、輸出又は輸入を管理し、削減し、又は禁止するための措置をとるものとする：

(a) 環境中に流入する可能性が高いものであり、かつ、既存の廃棄物管理システムによってもその可能性を防止できないもの；

(b) 再利用、再生利用、堆肥化、又は再利用性、耐久性、修理性及び再生利用性を達成するための再設計が困難であるか、又は不可能なもの；

(c) 循環型経済を大規模に阻害し、又は阻害するもの；

(d) 意図的に添加されたマイクロプラスチックを含むもの。

2. 各締約国は、事務局が維持するオンラインプラットフォームにおいて、本条第 1 項に基づく措置の対象となるプラスチック製品に関する情報が入手可能であることを確保するよう努める。

3. 締約国は、締約国会議に対し、プラスチック製品に関し、条約に基づく措置を導入するための提案を提出することができる。提案には、次の事項に関する情報を含めねばならない：

(a) プラスチック製品の使用、放出及び漏出、リサイクル並びに廃棄物処理；

(b) プラスチック製品が生態系及び人の健康に及ぼすリスク；

(c) 締約国がプラスチック製品に関して実施する管理措置；

(d) プラスチック製品の経済的及び社会的に実現可能な代替品及び代替物の利用可能性；

(e) 条約に基づく措置の必要性を裏付けるその他の情報。

4. 締約国会議は、適切な場合、科学的助言その他の助言を考慮に入れつつ、本条第 3 項の規定に従って提出された提案を検討し、関係するプラスチック製品に関し、条約に基づく措置を決定しなければならない。

5.（欠落）

6. 締約国会議は、本条の規定を実施するためにとられる措置の実施について締約国を支援するための指針を作成することができる。

7. 各締約国は、第 14 条の規定に従い、本条を実施するために取られた措置について報告しなければならない。

第 5 条 プラスチック製品の設計

1. 各締約国は、自国の状況及び能力を考慮し、次の事項について適切な措置を[取らねばならない][取るものとする]：

(a) 資源効率性及び循環型経済のアプローチを含むがこれらに限定されない、循環性を追求し、プラスチック製品の設計を以下の目的で改善する；

(b) プラスチック製品の安全性、耐久性、再利用性、詰替え性、修理性及びリサイクル性を向上させる；

(c) マイクロプラスチックを含む、プラスチック廃棄物及びプラスチック製品の環境への放出及び漏出を最小限に抑える；

(d) プラスチック廃棄物の安全性、循環性及び環境的に安全な管理を促進するため、プラスチック製品に含まれる材料及び添加剤に関する関連情報の入手可能性を向上させる；

(e) 資源効率性及び循環型経済のアプローチを含むがこれらに限定されない、循環性を追求する製品、技術及びサービスを含む、プラスチック製品の設計に関する研究、革新、開発、並びに適切な場合には代替品及びプラスチック以外の代替品の使用を促進する。

2. 締約国会議は、締約国による本条の実施を支援するため、必要に応じて、ガイダンス又はガイドラインの策定のための作業手順及び作業計画を確立しなければならない。締約国

会議は、当該手引書を採択し、検討し、必要に応じて、定期的に更新しなければならない。

3. 締約国は、本条第 1 項の規定を実施するに当たり、適切な場合には、関連する国際基準及びガイドラインを考慮するものとする。

4. 各締約国は、第 14 条の規定に従い、本条第 1 項の規定を実施するためにとられた措置について報告しなければならない。

第 6 条 放出及び漏出

1 各締約国は、自国の状況及び能力を考慮し、プラスチックの環境への放出及び漏出がプラスチック汚染に寄与する場合には、当該放出及び漏出を評価し、防止し、削減し、及び可能な場合には除去するための措置を取るよう努めねばならない。

2. 締約国は、適切な場合には、プラスチックの環境への放出及び漏出の防止を促進するための研究の実施に協力するものとする。

第 7 条 プラスチック廃棄物の管理

1. 各締約国は、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」に基づき策定されたプラスチック廃棄物の環境上適正な管理に関する関連ガイドラインを考慮し、プラスチック廃棄物が環境上適正な方法で管理されることを確保するための措置を取らねばならない。

2. 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約が適用されない場合には、締約国は、関連する国際規則、基準、ガイドライン及び本条第 4 項に規定するガイダンスを考慮した上でのみ、プラスチック廃棄物の国境を越える移動を許可するための措置を取らねばならない。

3. 各締約国は、自国の管轄権内において、拡大生産者責任の取組及び製品の循環性、並びに適切な場合には、関連する利害関係者の様々な役割を考慮しつつ、同様の目的を果たすその他の経済的手段の開発を促進するための措置を取るものとする。

4. 締約国会議は、本条の実施を支援するため、本条の実施の改善を含む作業計画を策定し、ガイダンスを策定することができる。

第 8 条 既存の及びレガシープラスチック汚染

1. 各締約国は、次のことを行うものとする：

(a) 自国の管轄権内において、既存の及びレガシープラスチック汚染によって最も重大な影響を受けている場所又は集積地帯を特定し、及び評価するための措置をとること；

(b) 国家管轄権外の地域における既存の及びレガシープラスチック汚染によって最も重大な影響を受けている場所又は集積地帯を特定し、評価するため、他の締約国、関連する国際機関若しくは地域機関、又はその他の利害関係者と適切な場合には協力すること；

(c) 特定された影響を受けた場所又は集積地帯における既存の及びレガシープラスチック汚染に関し、本条第 2 項に基づいて策定される指針に従い、適切な改善措置を講じること。

2. 締約国会議は、本条の実施を促進するため、ガイダンスを採択し、関連するメカニズムを設置することができる。

第 9 条 公正な移行

1. 各締約国は、本条約の実施に当たり、適切な場合には、かつ、各国の事情及び能力を考慮し、特に不均衡な影響を受けている人々のために、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）、機会及び生計を促進し、並びに社会保障を強化することを目的として、公正な移行を促進し、及び促進するものとする。

2. 各締約国は、本条第 1 項の規定を実施するための措置をとるに当たり、適切な場合には、プラスチック産業の労働者、ウェイストピッカー、零細・小規模漁業者、零細・小規模漁業に生計を依存している者、並びに不均衡な影響を受けているコミュニティ及び集団を含む、公式部門及び非公式部門の労働者の状況を考慮に入れ、これらの労働者を参画させるものとする。

3. 締約国は、適切な場合には、知識交換、能力構築等を通じて、本条の実施に協力しなければならない。

第 10 条 資金源及びメカニズム

1. 各締約国は、自国の政策、優先事項、計画及びプログラムを考慮に入れ、その能力の範

囲内で、この条約の目的を達成することを目指す国内活動のため資金を提供しなければならない。こうした資金には、関連する政策、開発戦略及び国家予算を通じた国内資金、二国間及び多国間の資金、並びに適切な場合には民間部門からの投資及び拠出を含めることができる。

2. 開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を効果的に履行する程度は、この条約に従って提供される資金、能力構築支援、技術援助、技術移転及び国際協力の利用可能性及びアクセス可能性に依存する。

3. この条約に定める義務に沿った支援の提供に当たっては、開発途上締約国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国並びに移行経済締約国の具体的なニーズ及び状況を考慮するものとする。

4. 先進締約国及び資金提供能力を有する締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国がこの条約に基づく義務を履行できるよう支援するため、資金を提供するものとする。資金は、無償資金協力を基本とし、譲許的な性質を有し、かつ、支援を受ける各締約国のニーズ、状況及び優先事項に適合したものでなければならない。

5. この条約の実施に対する支援を強化するため、締約国は、他の締約国、多国間機関、機関及び基金を含む他の資金源からの定期的な拠出を奨励するものとする。

6. 締約国は、条約の目的達成に向けた補完的かつ追加的な資金の流れを生み出すことを目的として、民間資金のための環境整備を促進し、官民資金連携を奨励するものとする。

7. 十分で、利用可能で、新たな、予測可能で、かつ、時宜を得た資金を提供するためのメカニズムをここに設置する。このメカニズムは、以下のものを含めねばならない：

(a) 地球環境ファシリティ信託基金；

(b) この条約に基づいて設立される新たな専用多国間基金

それぞれの機関について、締約国会議が明確な機能を定義する。

8. このメカニズムは、この条約の実施を支援するために合意された増分費用を賄うため、無償資金又は譲許的資金を供与しなければならない。

9. 締約国は、それぞれの能力の範囲内で、このメカニズムに貢献することが求められる。

このメカニズムは、民間部門を含む他の資金源からの資金提供を奨励し、これらの資金をメカニズムが支援する活動に活用するよう努めねばならない。

10. この条約の適用上、上記の機関は、締約国会議の指導の下で活動し、締約国会議に対して責任を負わねばならない。

11. 締約国会議及びメカニズムを構成する機関は、締約国会議の第 1 回会合において、この条の規定を実施するための取決めについて合意しなければならない。

12. 締約国会議は、遅くとも第 3 回会合までに、またその後は定期的に、メカニズムの有効性及び妥当性を検討し、これに関して適切な措置をとらねばならない

第 11 条 能力構築、技術援助及び技術移転（国際協力を含む。）

1. 締約国は、この条約の目的を達成するために協力することが奨励される。先進締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国が本条約に基づく義務を履行できるよう、効果的、適時かつ適切な能力構築、技術援助及び技術移転を提供するものとする。

2. 本条に基づく能力構築、技術援助及び技術移転は、地域的、地域的及び国内的取決め、並びに多国間、二国間及びパートナーシップによるアプローチを通じて行うことができる。

3. 締約国は、適切な場合には、民間部門及びその他の関連する利害関係者と連携し、プラスチック汚染に環境上適正な方法で対処するために必要な、最新かつ環境に配慮した、安全かつ安価な技術の開発、移転、普及及びアクセスを促進し、促進するために協力することが推奨される。

4. 締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国に対する能力構築、技術援助及び技術移転の提供を促進するため、適切な場合、関連する多国間環境協定、政府間機関、科学機関、民間セクター及びその他の利害関係者と協力し、調整することが奨励される。こうした協力は、努力の重複を避けつつ、この条約の効果的な実施及びその目的の達成を支援するものとする。

5. 締約国会議は、その第 1 回会合において、この条の規定に基づき、能力構築、技術援助及び技術移転を更に促進する方法について勧告を行わねばならない。

第 12 条　実施及び遵守

1. この条約の規定の実施を促進し、遵守を促進するため、委員会を含むメカニズムを設置する。委員会は、透明性があり、促進的であり、懲罰的ではなく、非敵対的であり、かつ、専門家に基づく方法で活動しなければならない。

2. 委員会は、次の事項に基づき問題を検討することができる：

(a) 締約国からの自国の遵守に関する書面による意見；

(b) 締約国会議からの要請；

(c) 第 14 条に基づく国別報告書に関して事務局から提供される情報

3. 本条第 1 項に規定する委員会は、個別及び組織全体の実施及び遵守に関する問題を検討しなければならない。

4. 委員会は、締約国会議がその第 1 回会合において採択した方法及び手続に従って活動しなければならない。委員会は手続規則を策定し、締約国会議の承認を得なければならない。

5. 委員会は、締約国会議に定期的に報告し、適切な場合には勧告を行わねばならない。

第 13 条 国家計画

1. 締約国は、自国のニーズ、状況及び能力に基づき、この条約を実施するために取ろうとする措置を含む国家計画を策定[しなければならない][するものとする]。当該計画は、事務局を通じて締約国会議に提出されるものとする。

2. 締約国は、自国の状況及び能力に基づき、野心レベルを高めるため、いつでも国別計画を調整することができる。

3. 締約国は、本条第 1 項及び第 2 項の実施に当たり、国別計画の策定、実施、見直し及び更新を促進するため、関係する国内関係者と協議するものとする。

4. 締約国は、適切な場合、この条約の実施を促進するため、準地域計画及び地域計画の策定及び実施について協力し、調整することが奨励される。

5. 事務局は、本条に基づき締約国から提出された国別計画を公表しなければならない。

6. 締約国会議は、その第 1 回会合において、本条の実施に関する指針を採択しなければならない。

第 14 条 報告

1. 各締約国は、この条約の規定を実施するため取られた措置、当該措置の有効性及びこの条約の目的を達成する上での潜在的な課題について、締約国会議に報告しなければならない。

2. 各締約国は、事務局を通じて、この条 1 の規定に基づく最初の報告書を締約国会議に提出しなければならない。事務局は、この条に基づく報告書の提出状況を常に検討し、定期的に締約国会議に通報しなければならない。

3. 締約国会議は、その最初の会合において、本条 1 に規定する国別報告書の様式及び提出頻度を採択しなければならない。

4. 事務局は、本条に基づき締約国が提出する国別報告書を公表し、国別報告書の提出状況について定期的に締約国会議に通報しなければならない。

第 15 条 有効性の評価

1. 締約国会議は、この条約の有効性を定期的に評価しなければならない。最初の評価は、この条約の発効の日から 6 年以内に実施し、その後は締約国会議が決定する間隔で実施しなければならない。

2. 評価は、入手可能な科学的、環境的、技術的、財政的及び社会経済的情報に基づいて実施しなければならない。これらの情報には、次のものを含めることができる：

(a) 第 14 条に規定する国別報告書；

(b) 第 12 条に規定する委員会が提供する情報及び勧告；

(c) 締約国会議が関連があると認めるその他の情報（第 16 条に規定する情報を含む。）。

3. 締約国会議は、その最初の会合において、本条第 1 項に規定する評価の方式を採択しなければならない。

第 16 条 情報交換

1. 全ての締約国は、この条約の目的を支援するため、情報交換を促進することが推奨される。

2. 全ての締約国は、この条約に基づく情報交換及び伝達のための国内連絡窓口を指定することが推奨される。

3. 全ての締約国は、本条第 1 項に規定する情報交換に当たり、事務局が維持するオンライン・クリアリングハウスを適切な場合に活用することが推奨される。

4. 全ての締約国は、持続可能な解決策の複製及び拡大の事例を含む、知識を共有し、成功事例を明らかにするために、既存のプロセス、イニシアティブ及びネットワークから学び、これらを基盤として発展させることが推奨される。

第 17 条 情報公開、啓発、教育及び研究

1. 締約国は、この条約の実施に関連するプラスチック汚染及びその影響に関する情報、啓発、教育及び研究へのアクセスを促進し、促進するものとし、また、適切な場合には、国、地域及び国際レベルでこれらの努力を促進し、関連する地方政府及び地方政府、政府間機関及び非政府機関と適切な場合には協力しなければならない。

2. 各締約国は、プラスチック汚染の影響に関する啓発、理解の向上、並びに自発的かつ相互に合意された条件に基づく情報共有のための措置を促進し、促進するものとし、これには、公衆の参加及び情報への公衆のアクセスを促進することが含まれねばならない。

3. 締約国は、各国の状況及び能力に基づき、プラスチック汚染に対処するため、科学技術の研究、開発、革新及び協力を推進することが奨励される。

4. 締約国は、適切な場合、特に開発途上国及び移行経済国において、国際基準及び利用可能な最良の科学に基づき、プラスチック汚染及びその潜在的な健康への影響に関する科学的データを収集、分析及び普及するための地域保健ネットワークを通じたものを含め、制度的、科学的及び技術的能力の強化に協力しなければならない。締約国は、資金、技術、イノベーションの動員、並びに能力構築を通じて、これらの課題に対処しなければならない。

第 18 条 締約国会議

1. この条約により締約国会議を設置する。

2. 締約国会議の第一回会合は、この条約の効力発生の日から 1 年以内に招集しなければならない。その後は、締約国会議が特段の決定をしない限り、二年ごとに締約国会議の通常会合を開催しなければならない。

3. 締約国会議の臨時会合は、締約国会議が必要と認める時期に、又はいずれかの締約国からの書面による要請に基づき開催されねばならない。但し、当該要請は、事務局が締約国に通知してから 6 か月以内に、締約国の少なくとも 3 分の 1 の支持を得た場合に限る。

4. 締約国会議は、その第 1 回会合において、締約国会議及びその補助機関の手続規則及び財政規則、並びに事務局の活動に関する財政規定について、コンセンサス方式により合意し、採択しなければならない。

5. 締約国会議は、この条約の実施状況を継続的に検討しなければならない。締約国会議は、この条約により付与された任務を遂行し、この目的のため、次のことを行わねばならない：

(a) この条約の実施に必要と考える補助機関を設置する；

(b) 適当な場合には、権限のある国際機関、政府間機関及び非政府機関と協力する；

(c) この条約の実施に関する決定を採択する；

(d) この条約に定めるその他の任務又はこの条約の実施に必要な任務を遂行する。

6. 国際連合、その専門機関及び関連機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この条約の対象となる事項について資格を有し、かつ、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席する希望を事務局に通知したいかなる団体又は機関（国内団体、国際団体、政府団体、非政府団体を問わず）も、会合に出席する締約国の 3 分の 1 以上が反対しない限り、オブザーバーとしての出席を認められる。オブザーバーの出席及び参加は、締約国会議が採択する手続規則に従わねばならない。

第 19 条 補助機関

締約国会議は、その第一回会合において、科学的及び技術的な情報、評価及び助言を提供し、

締約国会議による十分な情報に基づく意思決定を支援し、並びにこの条約の効果的な実施に関する評価及び検討を締約国会議に協力するため、補助機関又は複数の補助機関を設置しなければならない。

第 20 条 事務局

1. 事務局は、本条約により設置される。

2. 事務局の機能は、次のとおりでなければならない：

(a) 締約国会議及びその補助機関の会合を準備し、調整し、必要に応じてこれらの会合にサービスを提供する；

(b) 要請に応じて、締約国によるこの条約の実施を支援するため、締約国への援助を促進する；

(c) 締約国会議の要請に応じて報告書を作成し、締約国に提供する；

(d) 必要に応じて、他の関連する国際機関及び国際文書の事務局と事務局の活動を調整する；

(e) 締約国会議の総合的な指導の下、その任務を効果的に遂行するために必要な行政上及び契約上の取決めを締結する；

(f) この条約に規定される事務局のその他の任務及び締約国会議が決定するその他の任務を遂行する。

第 21 条 紛争の解決

1. 締約国は、紛争を防止するために協力し、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を、交渉又は当該締約国が選択するその他の平和的手段を通じて解決するよう努めねばならない。

2. 地域的経済統合機関でない締約国は、この条約を批准し、受諾し、承認し、若しくはこれに加入する時又はその後いつでも、寄託者に提出する書面により、この条約の解釈又は適用に関する紛争について、同一の義務を受諾する締約国との関係において、次に掲げる紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして承認する旨を宣言することができる：

(a) 締約国会議が採択する手続に従った仲裁；

(b) 国際司法裁判所への紛争の付託。

3. 地域的経済統合機関である締約国は、本条第 2 項(a)に規定する手続に従った仲裁に関して、同様の効果を有する宣言を行うことができる。

4. 本条第 2 項又は第 3 項に従って行われた宣言は、その条項に従って満了するまで、又はその撤回の書面による通告が寄託者に寄託された後 3 ヶ月を経過するまで、引き続き効力を有しなければならない。

5. 宣言の失効、撤回の通告又は新たな宣言は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所又は国際司法裁判所において係属中の手続にいかなる影響も及ぼしてはならない。

6. 紛争当事国が本条第 2 項又は第 3 項の規定に従って同一の紛争解決手段を受け入れず、かつ、一方の当事国が他方の当事国に対し紛争の存在を通告した後 12 か月以内に本条第 1 項に定める手段により紛争を解決することができなかった場合には、当該紛争は、いずれかの当事国の要請により、調停委員会に付託されねばならない。調停委員会は、勧告を付した報告書を提出しなければならない。調停委員会に関する追加的な手続は、締約国会議が第 2 回会合までに採択する決定に含めなければならない。

第 22 条 条約の改正

1. いずれの締約国も、本条約の改正を提案することができる。

2. この条約の改正は、締約国会議の会合において採択されねばならない。改正案は、採択が提案される会合の少なくとも 6 か月前までに事務局から締約国に通知されねばならない。事務局はまた、この条約の署名国及び参考として寄託者にも改正案を通知しなければならない。

3. 締約国は、この条約の改正案についてコンセンサス方式による合意に達するようあらゆる努力を払わねばならない。コンセンサスのためのあらゆる努力にも係らず合意に達しない場合には、最後の手段として、当該改正は、会合に出席しかつ投票する締約国の 4 分の 3 以上の多数決により採択されねばならない。

4. 採択された改正は、寄託者から全ての締約国に、批准、受諾又は承認のために通知され

ねばならない。

5. 改正の批准、受諾又は承認は、書面により寄託者に通報される。本条第 3 項に従って採択された改正は、当該改正が採択された時点で締約国であった締約国の少なくとも 4 分の 3 が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後 90 日目に、当該改正に拘束されることに同意した締約国については効力を生ずねばならない。その後、当該改正は、他の締約国については、当該締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後 90 日目に効力を生ずねばならない。

第 23 条 附属書の採択及び改正

1. この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、別段の明示の定めがない限り、この条約への言及は、同時にこの条約の附属書への言及を構成するものとされねばならない。

2. この条約の効力発生後に採択される附属書は、手続上、科学上、技術上又は行政上の事項に限定されねばならない。

3. この条約の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用しなければならない：

(a) 附属書は、第 22 条第 1 項から第 3 項までに定める手続に従って提案され、採択される；

(b) 附属書を受諾できない締約国（第 26 条第 4 項の規定に従っていずれかの附属書に関する宣言を行った締約国を除く。）は、当該附属書の採択について寄託者による通報の日から 1 年以内に、書面により、寄託者に対しその旨を通報する。寄託者は、受領した通知を遅滞なくすべての締約国に通知する。締約国は、いつでも、書面により、付属書に関する不受理の通知を撤回する旨を寄託者に通知することができるものとし、当該付属書は、下記(c)項の規定に従い、当該締約国について直ちに効力を生ずる；

(c) 寄託者による付属書採択の通知の日から 1 年が経過した時点で、当該付属書は、上記(b)項の規定に従って不受理の通知を提出していない全ての締約国について効力を生ずる。

4. この条約の附属書の改正の提案、採択及び発効は、この条約の附属書の提案、採択及び発効と同一の手続に従うものとされねばならない。但し、附属書の改正は、第 26 条第 4 項の規定に従って附属書の改正に関する宣言を行った締約国については効力を生じねばなら

ない。この場合において、当該改正は、当該締約国が当該改正に関する批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した日の後 90 日目に当該締約国について効力を生ずる。附属書又は附属書の改正がこの条約の改正に関連する場合には、当該附属書又は改正は、この条約の改正が効力を生ずる時まで効力を生じてはならない。

第 24 条 投票権

1. この条約の各締約国は、第 2 項に規定する場合を除き、1 票の投票権を有しなければならない。

2. 地域経済統合機関は、その権限に属する事項について、この条約の締約国であるその加盟国（承認を受け、かつ、投票時に出席している国）の数と同数の票数をもって投票権を行使しなければならない。当該機関は、その加盟国のいずれかが投票権を行使した場合、投票権を行使してはならない。また、その逆も同様とする。

第 25 条 署名

この条約は、[都市名]、[国名]において、[--]に全ての国及び地域経済統合機関による署名のために開放され、その後、[--]から[--]までニューヨークの国連本部において署名のために開放されねばならない。

第 26 条 批准、受諾、承認又は加入

1. この条約は、国及び地域経済統合機関による批准、受諾又は承認を条件としなければならない。この条約は、署名のための締約国の日の翌日から、国及び地域経済統合機関による加入のために開放される。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託されねばならない。

2. 地域経済統合機関は、その構成国がいずれも締約国でないにも係らず、この条約の締約国となった場合、この条約に基づく全ての義務を負わねばならない。当該機関の構成国のうち一国又は複数国がこの条約の締約国である場合、当該機関とその構成国は、この条約に基づく義務の履行についてそれぞれの責任を決定しなければならない。この場合において、当該機関と構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使してはならない。

3. 地域経済統合機関は、批准書、受諾書、承認書又は加入書において、この条約の規律する事項に関するその権限の範囲を宣言しなければならない。また、当該機関は、その権限の

範囲の関連する変更を寄託者に通報するものとし、寄託者は、締約国に対し、その変更を通報しなければならない。

4. いずれの締約国も、その批准書、受諾書、承認書又は加入書において、自国に関し、附属書及び附属書の改正が、当該附属書に係る批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時にのみ効力を生ずる旨を宣言することができる。

第 27 条 発効

1. この条約は、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から[90 日目][120 日目]に効力を生じなければならない。

2. この条約を批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から[50 日目][60 日目][97 日目]に批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から[90 日目][120 日目]に効力を生ずる。

2. この条約を批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から[50 日目][60 日目][97 日目]に批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から[90 日目][120 日目]に批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から[90 日目][120 日目]に効力を生ずなければならない。

3. 本条第 1 項及び第 2 項の規定の適用上、地域経済統合機関が寄託する文書（協定）は、当該機関の構成国が寄託する文書（協定）に追加して数えられてはならない。

第 28 条 留保

この条約に対して留保を付することはできない。

第 29 条 脱退

1. この条約が締約国について効力を生じた日から 3 年を経過した後いつでも、当該締約国は、寄託者に書面による通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2. 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から 1 年を経過した日、又は脱退の通告において指定されるより遅い日に効力を生じなければならない。

第 30 条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合事務総長としなければならない。

第 31 条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文を等しく正文とするこの条約の原本は、寄託者に寄託されねばならない。

以上の証拠として、下記署名者は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

本日[--]にて作成

INC-5.2「改訂された議長によるテキスト提案 - 2025 年 8 月 15 日 00:48 現在」
https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fresolutions.unep.org%2Fincres%2Fuploads%2Fchairs_revised_draft_text_proposal_-_15.08.25_at_00.482.docx&wdOrigin=BROWSELINK

同僚各位

INC 議長の文書の第 2 版を提出できることを嬉しく思います。このテキストは、地域グループとの会合、議長主催の小グループ協議、そして昨日以降実施された数多くの二国間会合の成果を反映しています。

小グループ会合は、代表団間の非公式な意見交換の価値を示しました。これらの会合では、参加者が妥協の精神に基づき、テキストの様々な部分における相互譲歩点を特定し、文書の全体に亘る理解を深めることができました。この作業方法は、議論を円滑に進め、アイデアや提案を円滑に交換する上で非常に役立ちました。

8 月 13 日付の第 1 版と同様に、このテキストは議長の単独の責任です。これは、合意形成に役立つバランスの取れた解決策と着地点を特定するための基礎となることを意図した貢献として提出されます。

敬 具

ルイス・ヴァヤス・バルディビエソ

ための政府間交渉委員会議長

翻訳において留意した凡例

Shall：〇〇しなければならない
Should：〇〇するものとする
May：〇〇することができる

本条約締約国は、

2022 年 3 月 2 日に国連環境総会で採択された決議 5/14 を想起し、総会は国連環境計画（UNEP）事務局長に対し、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定するための政府間交渉委員会の招集を要請したことを想起し、

海洋環境を含むプラスチック汚染の高水準かつ急速な増加は、深刻な環境問題及び人の健康問題であり、持続可能な開発の環境的、社会的、経済的側面に影響を及ぼしていることを懸念し、

人間社会においてプラスチックが果たす重要な役割を認識し、プラスチックの循環性を促進し、環境へのプラスチックの流出を防止するために、プラスチックのライフサイクル全体を通じて効果的なメカニズムを構築することの重要性を強調し、

資源効率性や循環型経済のアプローチを含む製品設計や環境上適正な廃棄物管理などを通じて、プラスチックの持続可能な生産と消費を促進する重要性を再確認し、

現在のプラスチックの生産と消費の水準は持続可能ではなく、現在の廃棄物管理能力を超えており、今後更に増加すると予測されているため、こうした傾向を食い止め、逆転させるための世界規模の協調的な対応が必要であることを認識し、

プラスチック部門の労働者、特に非公式・協同組合で働く労働者、そしてウェイストピッカーを含む中小企業の労働者が、多くの国におけるプラスチックの収集、選別、リサイクルに大きく貢献していることを認識し、

プラスチック汚染を削減し、プラスチックのライフサイクル全体、そして人の健康へのリス

クを含むプラスチック汚染の地球規模の影響とその対策についての理解を深めるための措置の実施において、科学に基づく意思決定、そして伝統的知識、先住民族の知識、科学、慣習、そして地域的知識体系を含む科学的、経済的、社会的、技術的情報の貢献の重要性を強調し、

世界人権宣言、開発の権利に関する宣言、先住民族の権利に関する国際連合宣言、小農及び農村で働く人々の権利に関する国際連合宣言、並びに清潔で健康的かつ持続可能な環境に対する人権に関する総会決議 76/300 を想起し、

本条約のいかなる規定も、いかなる締約国も既存の国際協定から生じる権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを強調し、

上記の記載は、本条約と他の国際文書との間に優先順位を設けることを意図するものではないことを理解し、

以下のとおり合意した：

第 1 条 目的

本条約の目的は、プラスチックのライフサイクル全体を扱う包括的なアプローチに基づき、海洋環境を含むプラスチック汚染から環境と人の健康を保護することである。

第 2 条 原則及びアプローチ

1.締約国は、この条約の目的を達成するための行動[この条約の規定の実施]において、以下の原則及びアプローチを[指針とすることができる][適切な場合には、考慮することができる][とりわけ、考慮することができる]としなければならない：

(a) 国際連合憲章に掲げる原則[人民の平等の権利及び自決、全ての加盟国の主権、平等及び独立、本質的に国内管轄権に属する事項への不干渉、並びに全ての者の人権及び基本的自由の普遍的な尊重を含む]；

(b) 環境と開発に関するリオ宣言に盛り込まれた原則[共通だが差異のある責任、持続可能な開発、予防的アプローチ、各国が自国の環境・開発政策に従って自国の資源を開発する主権的権利、自国の管轄権又は管理下にある活動が他国又は国家管轄権の境界外の地域の環境に損害を与えないことを確保する各国の責任、そして汚染者は原則として汚染のコストを負担すべきことを含む；

(c) [プラスチック汚染対策としてとられる措置は、同一の状況にある国々の間で恣意又は不当な差別の手段、或いは国際貿易に対する偽装された制限となるような方法で適用されるべきではない] ;

(d) 小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の特殊な状況、並びに小島嶼開発途上国に対するプラスチック汚染の不均衡な影響 ;

(e)[入手可能な最良の科学及び科学的情報の活用] ;

(f)[海洋環境を含むプラスチック汚染に対処するための措置を講じる際における、先住民族の完全かつ効果的で意義のある関与及び参加、並びに適切な場合には地域社会の包摂] ;

(g)[プラスチック汚染の影響及び対応措置の実施の影響から生じる開発途上締約国の特定のニーズ（資金及び技術移転に関するものを含む）]。

第 3 条 定義

この条約の適用上：

(a)「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、この条約が適用される国又は地域的な経済統合のための機関をいう ;

(b)「地域経済統合機関」とは、ある地域の主権国家によって構成される機関であって、その構成国がこの条約の規律する事項に関して権限を委譲しており、かつ、その内部手続に従い、この条約に署名し、批准し、受諾し、承認し、又は加入することが正当に認められているものをいう。

第 4 条 プラスチック製品

1. 各締約国は、適切な場合、かつ、自国の状況及び能力に応じ、次に掲げる基準の一つ以上に該当するプラスチック製品の生産及び消費を削減し、又は[可能な場合には段階的に廃止し]、若しくは禁止するための措置を[取るものとする][取らねばならない] :

(a)環境に流入し、[汚染を引き起こす]可能性が高いこと、及び[既存の廃棄物管理システムではそのような可能性を防止できないこと] ;

(b)[人の健康又は]環境に容認できないリスクを及ぼすこと ;

(c)再利用、再生利用、堆肥化、又は再利用性、耐久性、修理性及び再生利用性を達成するための再設計が困難であるか、又は不可能であること；

(d)大規模な循環型経済を阻害し、又は出来なくすること；

(e)人の健康又は環境に懸念のある化学物質を含むこと；又は、

(f) [締約国が環境又は人の健康にリスクを齎すと特定した製品に、意図的に添加されたマイクロプラスチックが含まれていること。]

2. [本条第 1 項の規定を実施するに当たり、各締約国は、適切な場合には、以下の事項を考慮しなければならない：

(a) プラスチック製品の必要性及びその用途；

(b) 代替製品又は代替方法の環境への影響、技術的実現可能性、経済性、入手可能性及びアクセス可能；

(c) 入手可能な最良の科学的情報及び分析；

(d) 社会経済的影響；

(e) 関連する場合には、伝統的知識、先住民族の知識、科学及び慣行並びに地域的知識体系の統合。]

3. いずれの締約国も、締約国会議に対し、プラスチック製品に関し、条約に基づく措置を導入するための提案[附属書 A[1]に記載]を提出することができる。提案には、以下の情報を含めるものとする：

[1]いずれの締約国もこの附属書に 1 つ以上のフェーズアウトからの除外を登録できる。

(a) プラスチック製品の使用、放出及び漏出、リサイクル、並びに廃棄物処理；

(b) プラスチック製品、又はプラスチック製品に含まれる懸念される化学物質が生態系及び人の健康に及ぼすリスク；

(c) 締約国がプラスチック製品に対して実施する管理措置；

(d) プラスチック製品の経済的及び社会的に実現可能な代替品及び代替品の利用可能性；

(e) 条約に基づく措置の必要性を裏付けるその他の情報。

4. [締約国会議][第 19 条に基づき締約国会議が第 1 回会合において設置する補助機関]は、本条第 3 項の規定に従って提出された提案を、適切な場合、科学的助言その他の助言を考慮に入れて審議し、当該プラスチック製品に関する条約に基づく措置を決定しなければならない。

5. 締約国会議は、締約国がこの条の実施のためにとった措置について報告するためのオンラインプラットフォームを設置し、その維持について規定する。プラットフォームが設置された後、各締約国は、この条の実施に関連して計画されている、又は実施されているあらゆる措置について事務局に報告するよう努めねばならない。

6. 締約国会議は、［最も問題のあるプラスチック製品に対処するため］［本条の実施のためにとられる措置の実施において］締約国を支援するためのガイダンスを作成しなければならない。

7. [締約国会議は、締約国によるこの条の実施を支援するため、必要に応じて、第 1 項及び第 2 項の基準及び要素並びに科学的及び社会経済的評価を考慮に入れつつ、ガイダンス又は国際的な協力行動の策定を検討しなければならない。]

8. 各締約国は、第 14 条に従って、この条の実施のためにとられた措置について報告しなければならない。

第 5 条 プラスチック製品の設計

1. 各締約国は、自国の状況及び能力を考慮し、次の事項について適切な措置を[取らねばならない][取るものとする]：

(a) 資源効率性及び循環型経済のアプローチを含むがこれに限定されない循環性を追求し、以下の事項を目的としてプラスチック製品の設計を改善する：

(i) プラスチック製品の安全性、耐久性、再利用性、詰め替え性、修理性及びリサイクル性を向上させる；

(ii) マイクロプラスチックを含むプラスチック廃棄物及びプラスチック製品の環境への放出及び漏出を最小限に抑える；

(iii) 資源効率性の向上により、プラスチックの持続可能な生産及び消費に貢献する；

(b) プラスチック廃棄物の安全性、循環性、及び環境に配慮した管理を促進するため、プラスチック製品に含まれる材料及び添加剤に関する関連情報の入手可能性を向上させる；

(c) プラスチック製品の設計に関する研究、イノベーション、開発、並びに適切な場合には、循環性を追求する製品、技術、サービス（資源効率性及び循環型経済のアプローチを含むがこれらに限定されない）を含む代替品及びプラスチック以外の代替品の使用を促進する。その際、関連する場合には、先住民族の知識、科学及び慣行、伝統的知識及び地域的知識体系を考慮する。

2. 締約国会議は、締約国による本条の実施を支援するため、適切な場合には、ガイダンス又はガイドラインを策定するための手順及び作業計画を確立しなければならない。締約国会議は、当該ガイダンスを採択し、見直し、適切な場合には、定期的に更新しなければならない。

3. 実施に当たって、締約国は、本条第 1 項の規定に基づき、適切な場合には、関連する国際基準及びガイドラインを考慮するものとする。

4. 各締約国は、本条第 1 項を実施するためにとった措置について、第 14 条の規定に従って報告しなければならない。

第 6 条 放出及び漏出

1. 各締約国は、自国の状況及び能力を適宜考慮し、マイクロプラスチックを含むプラスチックの環境への放出及び漏出がプラスチック汚染に寄与する場合、プラスチック汚染に関する措置を含む、プラスチック汚染に関する措置を評価し、防止し、削減し、及び可能な場合には除去するための措置を取らねばならない。

2. 締約国は、適切な場合には、プラスチックの環境への放出及び漏出の防止を促進するための研究の実施に協力するものとする。

第 7 条 プラスチック廃棄物の管理

1. 各締約国は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約

に基づき策定されたプラスチック廃棄物の環境上適正な管理に関する関連ガイドラインを考慮に入れ、プラスチック廃棄物が環境上適正な方法で管理されることを確保するための措置を取らねばならない。

2. 各締約国は、本条第 1 項の規定を実施するに当たり、各国の状況及び能力を考慮し、次の措置を含む措置を取らねばならない：

(a) プラスチック廃棄物の環境上適正な管理のため、国及び地方レベルにおいて、システム及び災害に強靭なインフラを構築する；

(b) 循環型経済のアプローチを促進する；

(c) プラスチック廃棄物の収集及びリサイクルを促進するための目標を国レベルで設定する；

(d) 国際的に合意された規則を考慮し、プラスチック廃棄物のポイ捨てを防止し、野外投棄、野焼き及び海洋投棄を禁止する；

(e) プラスチックを含む漁具及び養殖具の放棄、紛失、その他の廃棄を防止し、処分する；

(f) 国民の意識向上及び行動変容の促進を含む方法により、プラスチック廃棄物の発生を防止し、最小限に抑える。

3. 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約が適用されない場合には、当該締約国は、適切な場合には、関連する国際的な規則、基準及びガイドライン並びに本条第 5 項に従って策定されるガイダンスを考慮に入れた上でのみ、プラスチック廃棄物の国境を越える移動を許可するための措置を取らねばならない。

4. 各締約国は、自国の管轄権内において、関連する利害関係者の様々な役割を考慮しつつ、拡大生産者責任アプローチ、製品循環型経済、又は適切な場合には、同様の目的を果たすその他の経済的手段の開発を確立し、又は促進するための措置を取らねばならない。

5. 締約国会議は、本条の実施を支援するため、本条の実施の改善を含む作業計画を策定し、ガイダンスを策定しなければならない。

第 8 条 既存の及びレガシープラスチック汚染

1. 各締約国は、次の措置を講じなければならない：

(a) 自国の管轄権内において、既存及び既存のプラスチック汚染によって最も重大な影響を受けている場所又は集積地帯を特定し、評価し、及び監視するための措置を取る；

(b) 国際法に従い、自国の管轄権外の地域において、既存及び既存のプラスチック汚染によって最も重大な影響を受けている場所又は集積地帯を特定し、評価するため、他の締約国、関連する国際機関若しくは地域機関、又はその他の利害関係者と、適切な場合には協力する；

(c) 特定された影響を受けた場所又は集積地帯における既存の及びレガシープラスチック汚染に関して、本条第 2 項の規定に従って作成されるガイダンスに従い、適切な修復措置をとる；

2. 締約国会議は、本条の実施を促進するため、ガイダンスを採択し、及び[修復]メカニズムを設置しなければならない。

第 9 条 公正な移行

1. 各締約国は、この条約の実施に当たり、適切な場合には、かつ、各国の事情及び能力を考慮しつつ、特に不均衡な影響を受ける人々に対し、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）、機会及び生計を促進し、並びに社会保障を強化することを目的として、公正な移行を促進し、及び容易にするものとする。

2. 各締約国は、この条第 1 項の規定を実施するための措置をとるに当たり、適切な場合には、プラスチック産業の労働者、ウェイストピッカー、小規模漁業及び伝統漁業従事者、小規模漁業及び伝統漁業に生計を依存する人々を含む、公式セクター及び非公式セクターの労働者、並びに不均衡な影響を受けるコミュニティ及び集団の状況を考慮に入れ、これらの者の参加を得るものとする。

3. 締約国は、知識交換及び能力構築等を通じて、この条の実施に当たり、適切な場合には協力しなければならない。

第 10 条 資金源及びメカニズム

1. 各締約国は、自国の政策、優先事項、計画及びプログラムを[考慮し][これらに従って]、その能力の範囲内で、この条約の目的を達成するための国内活動に関する資金を[提供す

る][動員する][行う][しなければならない[するものとする][約束する][奨励される]。[こうした資金源には、関連政策、開発戦略及び国家予算を通じた国内資金、二国間及び多国間資金、並びに適切な場合には民間セクターからの投資及び拠出が含まれる。]

2. [[開発途上国]締約国[及び移行経済締約国]がこの条約に基づく義務を効果的に履行する全体的な程度は、この条約に従って提供される資金源、能力構築、技術援助、技術移転及び国際協力の利用可能性及びアクセス可能性に依存する。][[開発途上国]締約国によるこの条約の実施の全体的な有効性は、この条約に従って提供される資金源、能力構築、技術援助、技術移転及び国際協力の有効性と関連する。]

3. この条約に定める義務に従った支援の提供は、開発途上締約国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国並びに移行経済締約国の具体的なニーズ及び状況を考慮に入れなければならない。

4. 十分で、利用可能で、新たな、予測可能で、かつ、時宜を得た資金提供のためのメカニズムをここに設置する。このメカニズムには、以下のものが含まれる：

(a)地球環境ファシリティ信託基金；[及び]

(b)この条約に基づき、既存の機関が運営する新たな専用多国間基金；[及び]

(c)第 8 項に規定するパートナーシップと連携するための官民連携ネットワーク。

それぞれの[機関の][明確な]機能は、締約国会議[第 1 回会合]において規定される。

5. このメカニズムは、締約国会議で採択されたガイドラインに従ってとられる措置を含む、この条約の実施を支援するための、合意された[全]増分費用（支援活動を含む）を賄うため、無償資金協力又は譲許的措置により資金を提供しなければならない。

6. [先進締約国は、それぞれの能力の範囲内で、このメカニズムへ[主導しなければならない][貢献するようリードするものとする][要請される][貢献する]。このメカニズムは、多様な資金源から資金を受領することができる。] 民間部門を含む他の資金源からの資金提供を奨励し、また、当該メカニズムが支援する活動のために、そのような資金を活用するよう努めなければならない。

7. この条約の実施に対する支援を強化するため、[締約国は、他の締約国、多国間機関、機関、基金を含む他の資金源からの定期的な貢献を奨励しなければならない。] [自発的な貢献

が奨励される。]

8. 締約国は、条約の目的達成に向けた補完的かつ追加的な資金の流れを生み出すことを目的として、民間資金の活用を促進する環境整備を、また、官民資金連携（適切な場合には、これらを通じても）促進[するものとする][奨励される。]

9. この条約の適用上、上記の機関は、締約国会議の指導の下で活動し、締約国会議に対して責任を負わねばならない。

10. 締約国会議及びメカニズムを構成する機関は、締約国会議の第一回会合において、第二回会合までに、この条の規定を実施するための取決めについて合意しなければならない。

11. 締約国会議は、遅くとも第三回会合までに、その後は定期的に、メカニズムの有効性及び妥当性を検討し、この点に関して適切な措置をとらねばならない。こうした検討においては、国内資金、二国間機関、地域機関及び多国間機関、並びに民間セクターからの資金を含む既存の資金の流れを考慮し、開発途上締約国のニーズを考慮に入れるものとする。

第 11 条 能力構築、技術援助及び技術移転（国際協力を含む）

1. 締約国は、この条約の目的を達成するために協力することが奨励される。

[先進国] 締約国は、[開発途上締約国及び移行経済締約国][財政的制約に直面している開発途上締約国] がこの条約に基づく義務を履行するのを支援するため、効果的、適時かつ適切な能力構築、技術援助及び技術移転を [自発的かつ相互に合意する条件][譲許的かつ特恵的な条件で] 提供するものする。

2. この条に基づく能力構築、技術援助及び技術移転は、[自発的かつ相互に合意する条件][譲許的かつ特恵的な条件で]、地域的、準地域的及び国家的取決め、並びに多国間、二国間及びパートナーシップによるアプローチを通じて実施することができる。

3. 締約国は、民間部門およびその他の関連する利害関係者と適宜連携し、プラスチック汚染への対処に関連する最新の環境上適正な技術の開発、移転、普及、並びにこれらの技術へのアクセスを、[開発途上締約国及び移行経済締約国][財政的制約に直面している開発途上締約国]に対して促進し、促進するために協力することが推奨される。

4. 締約国は、関連する多国間環境協定、政府間機関、科学機関、民間部門及びその他の利

害関係者と適宜協力し、調整を行い、[開発途上締約国及び移行経済締約国][財政的制約に直面している開発途上締約国]に対して、[自発的かつ相互に合意された条件][譲許的かつ特恵的な条件]で、能力構築、技術支援及び技術移転の提供を促進することが推奨される。このような協力は、努力の重複を避けつつ、この条約の効果的な実施及びその目的の達成を支援するものとする。

5. 締約国会議は、その第 1 回会合において、本条の規定に基づき、能力構築、技術援助及び技術移転をいかにして一層強化することができるかについて勧告を行わねばならない。

第 12 条 実施及び遵守

1. この条約の規定の実施を促進し、及び遵守を促進するため、委員会[を含むメカニズム]を設置する。委員会は、透明性、促進性、非懲罰性、非対立性を有し、かつ、専門家に基づく方法で活動しなければならない。

2. 委員会は、次の事項に基づき問題を検討することができる：

(a) 締約国からの自国の遵守に関する書面による意見；

(b) 締約国会議からの要請；

(c) 第 14 条に基づく国別報告書に関して事務局から提供される情報。

3. 本条 1 に規定する委員会は、個別的及び組織的な実施及び遵守に関する問題を検討しなければならない。

4. 委員会は、締約国会議が第 1 回会合において採択した方法及び手続に従って活動しなければならない。委員会は手続規則を策定しなければならず、当該規則は締約国会議の承認を得なければならない。

5. 委員会は、締約国会議に定期的に報告し、適切な勧告を行わねばならない。

第 13 条 国家計画

1. 各締約国は、それぞれの国の事情を考慮に入れ、可能な限り高い野心を反映し、当該締約国の国のニーズ、状況及び能力に基づき、かつ、この条約を実施するため取ろうとする措置を含む国家計画を策定し、実施するよう[努めなければならない][努めるものとする]。最

初の計画は、事務局を通じて締約国会議に送付されるものとする（この条約の発効後 3 年以内）。

2. 各締約国は、自国の国情及び能力に基づき、自国の行動の野心レベルを高めるため、いつでも国家計画を調整することができる。

3. 締約国は、本条第 1 項及び第 2 項の規定を実施するに当たり、自国の国家計画の策定、実施、見直し及び更新を促進するため、関係する国内関係者と協議するものとする。

4. 締約国は、この条約の実施を促進するため、適切な場合には、準地域計画及び地域計画の策定及び実施に関して協力し、調整することが奨励される。

5. 事務局は、本条に基づき締約国から提出された国家計画を公表しなければならない。

6. 締約国会議は、その第一回会合において、本条の規定の実施に関する指針を採択しなければならない。

第 14 条 報告

1. 各締約国は、締約国会議に対し、自国の義務及び必要に応じてこの条約に基づくその他の規定を実施するためにとった措置について報告しなければならない。これには、第 13 条に規定する国別計画に概説されているものを含む。

2. 各締約国は、報告において、当該国による行動及び措置の課題及び有効性に関する情報、並びにこの条約の義務及び約束に関連する、適切かつ入手可能なデータ及び情報を[含めねばならない][含めるものとする]。

3. 締約国会議は、その最初の会合において、本条第 1 項に規定する国別報告の様式、提出周期、方法及びガイドラインを採択しなければならない。

4. 事務局は、本条に基づき締約国から提出される国別報告書を公表しなければならない。

第 15 条 有効性の評価

1. 締約国会議は、この条約の目的達成における有効性を定期的に評価する。最初の評価は、条約発効の日から 6 年以内に実施するものとし、その後は、締約国会議が決定する間隔で

評価を実施しなければならない。評価プロセスは、促進的であり、かつ、国家主権を尊重しなければならない。

2. 評価は、入手可能な科学的、環境的、モニタリング、技術、財政及び社会経済的情報に基づいて実施しなければならない。これらの情報には、以下のものを含めることができる：

(a) 第 13 条に規定する国家計画；

(b) 第 14 条に規定する国家報告書、又は締約国が関連があると認めるその他の情報；

(c) 第 12 条に規定する委員会が提供する情報及び勧告；

(d) 締約国会議が関連があると認めるその他の情報（プラスチックの生産及び消費に関するデータ並びに第 16 条に規定する類似の環境モニタリング統計データを含む。）；

(e) 消費及び生産に関する入手可能な統計データ並びに類似の環境モニタリングデータ。

3. 締約国会議は、その最初の会合において、1 に規定する評価の方式を採択しなければならない。締約国会議は、有効性評価の結果を検討し、適切な場合には、この条約の有効性を高めるための措置を取らねばならない。

4. 各締約国は、適切な場合には、第 14 条に規定する自国の計画の見直し及び更新に当たって、有効性評価の結果を検討するものとする。

第 16 条 情報交換

1. 全ての締約国は、この条約の目的を支援するために情報交換を促進することが奨励される。

2.全ての締約国は、この条約に基づく情報交換及び伝達のための国内連絡窓口を指定することが奨励される。

3.全ての締約国は、1 に規定する情報交換に当たり、適切な場合には、事務局が維持するオンライン・クリアリングハウスを利用することが奨励される。

4.全ての締約国は、既存のプロセス、イニシアティブ、ネットワークから学び、それらを基盤として構築し、知識を共有し、持続可能な解決策の複製および拡大の事例を含む成功事例

を強調することが推奨される。

第 17 条 情報公開、啓発、教育及び研究

1. 締約国は、この条約の実施に関連する、プラスチック汚染の潜在的な影響（人の健康へのリスクを含む）に関する啓発、教育及び研究を促進するものとし、また、適切な場合には、国、地域及び国際レベルでこれらの取組を促進し、関連する情報及びデータに関する理解及びアクセスの向上における国際的な連携及び協力の重要性を認識しつつ、関連する地方政府及び地方政府、政府間機関及び非政府機関と適切な場合には協力しなければならない。

2. 各締約国は、国民の参加及び情報への国民のアクセスを促進することを含め、プラスチック汚染の影響に関する意識を高め、理解を深め、自発的かつ相互に合意された条件で情報を共有するための措置を促進し、促進しなければならない。

3. 締約国は、それぞれの国の状況及び能力に基づき、プラスチック汚染に関連するリスク（人の健康への影響を含む）を特定、評価、監視し、必要に応じて軽減するための戦略及び政策を策定することを目的として、科学技術の研究、開発、革新及び協力を推進することが奨励される。

4. 締約国は、適切な場合には、特に開発途上国及び移行経済国において、国際基準及び利用可能な最良の科学に基づき、プラスチック汚染及びその潜在的な健康への影響に関する科学的データ並びに先住民族の知識を収集、分析及び普及するための地域保健ネットワークを通じたものを含む、制度的、科学的及び技術的能力を強化するために協力しなければならない。

第 18 条 締約国会議

1. 締約国会議がここに設置される。

2. 締約国会議の第1回会合は、この条約の発効の日から1年以内に招集されねばならない。その後、締約国会議の通常会合は、締約国会議が別段の決定をしない限り、2 年ごとに開催されねばならない。

3. 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認める時期に、又はいずれかの締約国からの書面による要請に基づき開催されねばならない。但し、当該要請は、事務局が締約国に通知してから 6 か月以内に、締約国の少なくとも 3 分の 1 の支持を得たことを条件とする。

4. 締約国会議は、その最初の会合において、コンセンサス方式により、締約国会議及びその補助機関の手続規則、財政規則、並びに事務局の活動に関する財政規定について合意し、採択されねばならない。

5. 締約国会議は、全ての実質的事項についてコンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払わねばならない。コンセンサスに達するためのあらゆる努力が尽くされ、かつ、合意に達しなかった場合には、この条約に別段の定めがある場合を除き、最後の手段として、出席し、かつ、投票する締約国の 4 分の 3 以上の多数による議決で決定が行われねばならない。コンセンサスに達しない場合には、この部に基づく決定及び勧告は、出席し、かつ、投票する締約国の 4 分の 3 以上の多数による議決で行われ、その前に、締約国会議は、出席し、かつ、投票する締約国の 3 分の 2 以上の多数による議決で、コンセンサスに達するためのあらゆる努力が尽くされたことを決定する。この条約第 10 条の実施に関連する事項に関する締約国会議の決定は、コンセンサス方式で行わねばならない。

6. 締約国会議は、手続事項に関する決定を、出席し、かつ、投票する締約国の過半数による議決で採択されねばならない。

7. 締約国会議は、この条約の実施状況を継続的に検討されねばならない。会議は、この条約により付与された任務を遂行し、そのために次のことを行わねばならない：

(a) この条約の実施に必要であると考える補助機関を設置する；

(b) 適当な場合には、権限のある国際機関、政府間機関及び非政府機関と協力する；

(c) この条約の実施に関連する決定を採択する；

(d) この条約に規定されるその他の任務又はこの条約の実施に必要な任務を遂行する。

8. 国際連合、その専門機関及び関連機関、並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。この条約の対象となる事項について資格を有し、かつ、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することを希望する旨を事務局に通知した、国内機関、国際機関、政府機関、非政府機関を問わず、いかなる団体又は機関も、会合に出席する締約国の 3 分の 1 以上が反対しない限り、出席を認められる。オブザーバーの出席及び参加は、締約国会議で採択される手続規則に従わねばならない。

第 19 条 補助機関

締約国会議は、その第 1 回会合において、科学的及び技術的情報、評価及び助言を提供し、締約国会議による情報に基づく意思決定を支援し、並びにこの条約の効果的な実施に関する評価及び検討において締約国会議を補佐するため、補助機関（複数可）を設置しなければならない。

第 20 条 事務局

1. 事務局が、ここに設置される。

2. 事務局の機能は、次のとおりとしなければならない：

(a) 締約国会議及びその補助機関の会合を準備し、調整し、必要なサービスを提供する；

(b) 要請に応じて、締約国によるこの条約の実施を支援するため、締約国への支援を促進する。

(c) 締約国会議が要請する報告書を作成し、締約国に提供する；

(d) 適当な場合には、他の関連する国際機関及び国際条約の事務局と事務局の活動を調整する；

(e) 締約国会議の総合的な指導の下、その任務を効果的に遂行するために必要な行政上及び契約上の取決めを締結する；

(f) この条約に規定する事務局のその他の任務及び締約国会議が決定するその他の任務を遂行する。

3. この条約の事務局任務は、締約国会議が出席しかつ投票する締約国の 4 分の 3 以上の多数決により、事務局任務を一又は複数の他の国際機関に委託することを決定しない限り、国連環境計画事務局長が遂行しなければんばらない。

第 21 条 紛争解決

1. 締約国は、紛争を防止するために協力し、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を、交渉又は当該締約国が選択するその他の平和的手段により解決するよう努めねばならない。

2. 地域経済統合機関でない締約国は、本条約の批准、受諾、承認若しくは加入の際、又はその後いつでも、寄託者に提出する書面により、本条約の解釈又は適用に関する紛争について、同一の義務を受諾する締約国との関係において、次に掲げる紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして承認する旨を宣言することができる：

(a) 締約国会議が採択する手続に従った仲裁；

(b) 国際司法裁判所への紛争の付託。

3. 地域経済統合機関である締約国は、本条第 2 項(a)に規定する手続に従い、仲裁に関して同様の効果を有する宣言を行うことができる。

4. 本条第 2 項又は第 3 項に従って行われた宣言は、その条項に従って失効するまで、又はその撤回の書面による通知が寄託者に寄託されてから 3 ヶ月経過するまで、引き続き効力を有しなければならない。

5. 宣言の失効、撤回の通知、又は新たな宣言は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所又は国際司法裁判所において係属中の手続にいかなる影響も及ぼしてはならない。

6. 紛争当事国が本条第 2 項又は第 3 項の規定に従って同一の紛争解決手段を受け入れず、かつ、一方の当事国から他方の当事国に対し紛争が存在する旨の通告があった後 12 箇月以内に本条第 1 項に規定する手段により紛争を解決することができなかった場合には、当該紛争は、いずれかの当事国の要請により、調停委員会に付託されねばならない。調停委員会は、勧告を付した報告書を提出しなければならない。調停委員会に関する追加的な手続は、締約国会議が第 2 回会合までに採択する決定に含まれねばならない。

第 22 条 条約の改正

1. いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。

2. この条約の改正は、締約国会議の会合において採択されねばならない。改正案は、採択が提案される会合の少なくとも 6 箇月前までに事務局から締約国に通報される。事務局は、この条約の署名国及び参考として寄託者にも改正案を送付されねばならない。

3. 締約国は、この条約の改正案についてコンセンサス方式による合意に達するようあらゆ

る努力を払わねばならない。コンセンサスのためのあらゆる努力にも係らず合意に達しない場合には、当該改正は、最後の手段として、会合に出席しかつ投票する締約国の 4 分の 3 以上の多数決により採択されねばならない。

4. 採択された改正は、寄託者により、批准、受諾又は承認のため全ての締約国に送付されねばならない。

5. 改正の批准、受諾又は承認は、書面により寄託者に通報されねばならない。本条第 3 項の規定に従って採択された改正は、当該改正が採択された時点で締約国であった締約国の 4 分の 3 以上の批准書、受諾書又は承認書の寄託の日から 90 日目に、当該改正に拘束されることに同意した締約国について効力を生ずねばならない。その後、当該修正は、他の締約国については、当該締約国が当該修正の批准書、受諾書又は承認書を寄託した日から 90 日目に効力を生じなければならない。

第 23 条 附属書の採択及び改正

1. この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、別段の明示の定めがない限り、「この条約」への言及は、同時にこの条約の附属書への言及を構成するものとされねばならない。

2. この条約の効力発生後に採択される附属書は、手続上、科学上、技術上及び行政上の事項に限定されねばならない。

3. この条約の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用されねばならない：

(a) 附属書は、第 22 条第 1 項から第 3 項までに定める手続に従って提案され、採択される；

(b) 附属書を受諾できない締約国は、第 26 条第 4 項の規定に従って附属書に関する宣言を行った締約国を除き、当該附属書の採択について寄託者が通報した日から 1 年以内に、その旨を書面をもって寄託者に通告しなければならない。寄託者は、当該通告の受領を遅滞なくすべての締約国に通告しなければならない。締約国は、いつでも、書面をもって寄託者に対し、附属書に関する不受諾の通告を撤回することができるものとし、その場合、当該附属書は、下記サブパラグラフ(c)の規定に従って、当該締約国について発効しなければならない；

(c) 寄託者による附属書採択の通報の日から 1 年を経過した日に、当該附属書は、上記(b)の規定に従って不受諾の通告を提出していない全ての締約国について効力を生じねばならない。

4. この条約の附属書の改正の提案、採択及び発効は、この条約の附属書の提案、採択及び発効と同一の手続に従わねばならない。但し、附属書の改正は、第 26 条第 4 項に従って附属書の改正に関する宣言を行った締約国については発効しないものとし、その場合、当該改正は、当該締約国が当該改正に関する批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した日から 90 日目に当該締約国について発効しなければならない。附属書又は附属書の改正がこの条約の改正に関連する場合、当該附属書又は改正は、この条約の改正が効力を生ずる時まで効力を生じてはならない。

第 24 条 投票権

1. この条約の各締約国は、第 2 項に規定する場合を除き、1 票の投票権を有しなければならない。

2. 地域経済統合機関は、その権限に属する事項について、この条約の締約国であるその加盟国（承認を受けており、かつ、投票時に出席している国）の数と同数の投票権を行使する。当該機関は、その加盟国のいずれかが投票権を行使する場合には、投票権を行使しないものとし、逆の場合も同様とされねばならない

第 25 条 署名

この条約は、[--]に[都市名]、[国名]において、全ての国及び地域的経済統合機関による署名のために開放され、その後、[--]から[--]までニューヨークの国連本部において署名のために開放されねばならない。

第 26 条 批准、受諾、承認又は加入

1. この条約は、国及び地域的経済統合機関による批准、受諾又は承認の対象とならねばならない。この条約は、署名のための締約国の翌日から、国及び地域的経済統合機関による加入のために開放される。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託されされねばならない。

2. 地域的経済統合機関は、その構成国がいずれも締約国でない場合に、この条約に基づく

すべての義務を負わねばならない。これらの機関のうち一以上の加盟国がこの条約の締約国である場合には、当該機関とその加盟国は、この条約に基づく義務の履行についてそれぞれの責任を決定しなければならない。この場合において、当該機関と加盟国は、この条約に基づく権利を同時に行使してはならない。

3. 地域経済統合機関は、批准書、受諾書、承認書又は加入書において、この条約の規律する事項に関する自らの権限の範囲を宣言しなければならない。また、当該機関は、その権限の範囲の関連する変更を寄託者に通報するものとし、寄託者は、締約国に対し、その変更を通報しなければならない。

4. 締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書において、自国に関する附属書及び附属書の改正が、当該締約国に関する批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時にのみ効力を生ずる旨を宣言することができる。

第 27 条 発効

1. この条約は、[50 番目][60 番目][97 番目]の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から[90 日目][120 日目]に効力を生じなければならない。

2. [50 番目][60 番目][97 番目]の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後にこの条約を批准、受諾若しくは承認し、又はこれに加入する国又は地域経済統合機関については、この条約は、当該国又は地域経済統合機関による批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日から[90 日目][120 日目]に効力を生じなければならない。

3. この条第 1 項及び第 2 項の規定の適用上、地域経済統合機関が寄託した文書は、当該機関の構成国が寄託した文書に追加して数えられてはならない。

第 28 条 留保

この条約には留保を付することはできない。

第 29 条 脱退

1. 締約国は、この条約が締約国について効力を生じた日から 3 年を経過した後いつでも、寄託者に対し書面による通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2. 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から 1 年を経過した日、又は脱退の通告において指定されるより遅い日に、効力を生じなければならない。

第 30 条 寄託者

この条約の寄託者は、国際連合事務総長とされねばならない。

第 31 条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、寄託者に寄託されねばならない。

以上の証拠として、下記署名者は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

本日[--]年[--]月[--]日[--]にて作成

[附属書 A：プラスチック製品及びプラスチック含有製品一覧]

INC-5.2「UNEP/PP/INC.5/L.2　海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定するための政府間交渉委員会第 5 回再開会合の作業に関する報告書草案」2025 年 8 月 5 日
https://resolutions.unep.org/incres/uploads/inc_5.2_report.pdf

I. はじめに
1. 2022 年 3 月 2 日決議 5/14「プラスチック汚染の終息：国際的な法的拘束力ある文書（協定）に向けて」において、国連環境計画（UNEP）の国連環境総会は、UNEP 事務局長に対し、政府間交渉委員会を招集し、2022 年後半に作業を開始し、2024 年末までに作業を完了することを目標とするよう要請した。また、環境総会は、政府間交渉委員会が、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を策定することを決定した。この文書（協定）は、プラスチックのライフサイクル全体を対象とする包括的なアプローチに基づき、環境と開発に関するリオ宣言の原則、各国の状況及び能力等を考慮し、本決議に規定された条項を含む、拘束力あるアプローチと自主的アプローチの両方を含むことができるものとする。

2. これを受けて、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）を作成するための政府間交渉委員会の第 1 回会期が、2022 年 11 月 28 日から 12 月 2 日まで、ウルグアイのプンタ・デル・エステにあるプンタ・デル・エステ・コンベンション＆エキシビションセンターで開催された。第 2 回政府間交渉委員会は、2023 年 5 月 29 日から 6 月 2 日まで、パリの国連教育科学文化機関（ユネスコ）本部で開催された。第 3 回政府間交渉委員会は、2023 年 11 月 13 日から 19 日まで、ナイロビの UNEP 本部で開催された。第 4 回政府間交渉委員会は、2024 年 4 月 23 日から 29 日まで、オタワのショーセンターで開催された。第 5 回政府間交渉委員会の第 1 部は、2024 年 4 月 23 日から 29 日まで、オタワのショーセンターで開催された。政府間交渉委員会第 5 回会期の第 2 部は、2025 年 8 月 5 日から 14 日まで、ジュネーブのパレ・デ・ナシオンで開催された。

II. 会期の開会
3. 政府間交渉委員会第 5 回会期の第 2 部は、2025 年 8 月 5 日（火）午前 10 時 10 分、政府間交渉委員会議長ルイス・ヴァヤス・バルディビエソ（エクアドル）によって開会が宣言され、第 5 回会期の第 5 回全体会議が開会された。

4. 開会あいさつが、政府間交渉委員会議長ヴァヤス・バルディビエソ、UNEP 事務局長インガー・アンダーセン、スイス連邦環境庁長官カトリン・シュネーベルガー、政府間交渉委員会事務局長ジョティ・マトゥール・フィリップにより行われた。

5. ヴァヤス・ヴァルディビエソは開会の辞で、各国が共に開始した作業を完了させるという共通の使命を参加者に改めて認識させた。2025 年 8 月 14 日は期限であるだけでなく、達成の機会でもあることを強調した。世界は歴史上初めて、プラスチック汚染を終わらせるための法的拘束力ある国際合意の策定に近づいていることを強調した。ヴァヤスは、この重要かつ困難な課題に取り組むよう参加者に促し、パレ・デ・ナシオンは多国間外交における重要な節目の場であり、環境総会決議 5/14 によって委員会に与えられたマンデートを加盟国が果たすのにふさわしい場所であると指摘した。また、入手可能な最良の科学は、プラスチックのあらゆる段階に対処する効果的な手段が有意義な変化を齎すことを示していると強調した。複雑な問題の解決に向けた進展を認めつつ、加盟国に対し、残された相違を政治的意思をもって克服するよう呼びかけた。効果的で包摂的、かつ実用的で、発展可能な合意に達するための、このまたとない機会を捉えるよう促した。

6. 現時点の重要な局面への到達に貢献した全ての関係者に感謝の意を表し、局（Bureau）及び事務局と緊密に協力し、再開された第 5 回会期の冒頭から迅速な進展と具体的な成果の創出を目指し、個別の作業計画を策定してきたと述べた。生態系と人の健康を損ない、生物多様性を脅かし、最も脆弱な人々に最も大きな打撃を与えているプラスチック汚染の世界的な危機は、人間の選択、習慣、そしてシステムによって引き起こされたものであり、人間の努力と国際協力を通じて対処しなければならない。オブザーバー組織が代表団間の意見の相違を埋める上で積極的に支援する上で重要な役割を認識し、共通の解決策を見出すための実践的かつ協調的な関与を促した。公益は国家利益と衝突すべきではなく、解決策は両者を慎重かつ勇敢に両立させることで生まれると述べた。時間的制約が極めて大きいため、代表団に対し、議論を導く上でコンタクトグループ共同議長を支援し、共同オーナーシップを構築し、世界が期待する成果を達成するために、この会合に建設的に取り組むよう呼びかけた。

7. アンダーセンは発言の中で、委員会の第 5 回会期前半以降、外交と関与が急速に進展したことが、プラスチック汚染に関する条約の最終合意に向けた進展を確実なものにする上で極めて重要であったと述べた。その意味で、今後の激しい交渉を通して、連帯、妥協、そして理解の精神を維持することが重要であった。国連は長年に亘り、各国が共に問題を解決できるという理念を体現してきた。この伝統は、今後の道筋を見据える上での指針となるべきである。最近設置された化学物質、廃棄物、汚染に関する政府間科学政策パネルは、環境に関する多国間主義が成果を上げ、更にはプラスチック汚染に関する条約の策定に役立つ重要な科学的知見を提供できることを証明した。

8. アンダーセンは、今後の交渉において、国際社会が当然の憤りと懸念を抱きながらこの状況を注視していることを改めて認識するよう参加者に促した。プラスチック汚染は既に

蔓延しており、今後更に拡大すると予測されており、人類、経済、そして地球の健康に甚大な影響を及ぼすことを示唆している。 UNEP は、プラスチック汚染という課題を解決策への機会へと転換すべく、参加国への支援に引き続き尽力する。最終的な合意交渉においては、既存の多くの共通認識を活用し、更なる発展の余地も含め、プラスチック汚染のない世界への道を切り開くものとなるべきである。

9. シュネーベルガーは、ジュネーブへの参加者を歓迎し、ジュネーブは、対話、協力、そして多国間主義へのコミットメントを体現する場であり、特に化学物質と廃棄物の分野における環境ガバナンスの世界的な拠点であると述べた。ジュネーブに集まった理由は、プラスチック汚染を根絶し、人々の健康と環境を守るためであったが、多国間主義が課題に直面していること、そして地政学的緊張と金融危機が共同行動の能力を阻害する可能性があることも認識することが重要であった。シュネーベルガーは参加者に対し、多国間主義が有効であり、各国が持続可能な解決策を見出す意欲があることを世界に示すよう呼びかけた。それは、建設的な関与、共同行動、そして具体的な成果の創出を意味し、包摂的で科学に基づいた、法的拘束力ある強固な国際条約という形で、共通の目標と責任のもとで全ての国を結束させ、現場での実施を支援することを意味する。現在、全ての注目がジュネーブに集まっていることを指摘し、成功裡の成果は、プラスチック汚染が齎す環境、社会、経済への脅威を軽減するだけでなく、多国間主義への強いシグナルとなるだろうと述べた。最後に、マトゥール＝フィリップは、参加者に対し、生産的な交渉、開かれた精神、そしてジュネーブに集まった参加者の切迫した課題と希望に応える会合となることを祈念した。

10. マトゥール＝フィリップは冒頭、委員会の再開した第 5 回会期への参加者を歓迎し、会合の開催に尽力したスイス政府に感謝の意を表した。また、会合の実現に貢献したドナー（オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、モナコ、オランダ王国、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、大韓民国、スペイン、スウェーデン、スイス、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、欧州委員会）にも感謝の意を表した。更に、委員会メンバーの揺るぎないコミットメント、オブザーバー組織の積極的な関与、そして議長とそのチームのリーダーシップにも感謝の意を表した。今会期には、UNEP の様々な部局や多国間環境協定から経験豊富なチームが事務局と共に集結し、交渉が焦点を絞った、生産的で包括的な方法で行われるよう尽力した。今会期をジュネーブのパレ・デ・ナシオンで開催したことで、政府間交渉委員会は、重要な多国間交渉、外交上の進展、そして国際的な法的枠組みの長年の伝統の中に位置づけられることとなった。従って、今会期は、集団的な決意、対話、そして共通のコミットメントを通じて策定された、プラスチック汚染を根絶するための国際文書（協定）をもって締めくくられるべきである。

III. 役員の選出

11. 8 月 5 日（火）の第 5 回全体会議において、議題 3（c）「作業構成」の審議に当たり、議長は、第 5 会期の前半において、委員会がアジア太平洋諸国から副議長を選出したことを想起した。役員に関する更なる進展はなかったため、この議題の審議は終了した。

IV.組織事項

A. 手続規則の採択

12. 第 5 回全体会議において、議題 3(c)「作業組織」の審議に当たり、議長は、この小議題が第 5 回会合の前半で審議されたことを想起し、それ以降進展はなかったと述べた。また、議長は、委員会の第 1 回会期における決定に従い、文書 UNEP/PP/INC.5/3 に記載されている手続規則案は、規則 37 の括弧書きを除き、引き続き委員会の作業に適用されることを想起した。委員会が第 2 回会期で採択した手続規則案の第 38 条第 1 項に関する解釈声明を想起し、議長は、委員会が誠意と協力の精神をもって、今回の再開会合で作業を完了することを期待する旨を表明した。

B. 議題の採択

13. 第 5 回全体会議において、議題 3(c)「作業構成」の検討にあたり、議長は、委員会が第 5 回会期の前半において、文書 UNEP/PP/INC.5/1/Rev.1 に示された暫定議題に基づき、以下の議題を採択したことを想起した。

1. 会合の開会
2. 役員の選出
3. 組織事項：
   (a) 議事規則の採択
   (b) 議題の採択
   (c) 作業構成
4. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際文書（協定）の作成
5. その他の事項
6. 会合報告書の採択
7. 会合の閉会

C. 作業構成

14. 第 5 回全体会議において、議長は、小項目の審議を再開するに当たり、再開された第 5 回会期のシナリオノート（UNEP/PP/INC.5/INF/13）に注目し、以前任命された 2 名の共同議長の職務を継続できなくなったため、後任の 2 名の共同議長を指名することを含む作業構成案を提示した。議長は、第 5 回会合の前半で合意されたコンタクトグループのマンデートを想起し、若干の調整を提案した。

15. 各国を代表して発言した 1 名の代表は、限られた時間を有効に活用するため、コンタクトグループ会合で容易に合意に至らなかった事項は非公式会合で議論すべきであると述べた。全ての加盟国、特に代表団の規模が小さい加盟国が今回の再開会期に効果的に参加できるよう、非公式会合は明確かつ透明性のある方法で開催し、会合の回数を制限し、全てのコンタクトグループ会合は午後 9 時までに終了すべきである。別の代表は、今会期において効率的でバランスの取れた議定書に関する合意に達するためには、全ての加盟国が、共通だが差異ある責任や各国が自国の天然資源の利用方法を決定する主権的権利といったコアの原則を念頭に置き、柔軟性と現実主義の精神をもって、偏見なく議論に臨むことが不可欠であると述べた。

16. もう一人の代表は、ある国々の代表団長による最近の非公式会合で提起された要請を改めて表明し、再開会期である第 5 会期においてコンタクトグループ 1 と 3 の会合を並行して開催すべきではないと述べた。発言した別の代表は、この問題が議長及び事務局宛ての書簡、そしてその後事務局でも提起されたことを確認し、担当地域の意見を考慮に入れるべきだと強調した。これに対し議長は、コンタクトグループ 1 と 4、及びコンタクトグループ 2 と 3 の会合を並行して開催することを提案した。複数の代表は、会合前に配布された作業構成に基づいて各代表団の作業計画を立ててきたことを指摘しつつも、議長の提案については柔軟に対応する用意があると述べた。ある代表は、作業構成の最終段階での変更は、特に彼女のような 2 人だけの小規模代表団にとっては、大きなロジスティクス上の課題となり、交渉への効果的な参加と貢献を妨げると述べた。複数の代表は、提案された条項をコンタクトグループで議論する順序と、並行して開催されるコンタクトグループのペアリングに関して、これ以上の変更は行わないよう求めた。更にある代表は、こうした組織上の問題は事務局の責任であり、総会では可能な限りこうした問題の審議を避けるべきとの見解を表明した。

17. ある代表は、環境総会決議 5/14 において、委員会による交渉終了後、文書（居奥底）を採択し署名のために開通させるため、全権大使による外交会議を開催することが定められていることを指摘し、外交会議は完全に儀礼的な性格を持つべきとの見解を表明した。同代表は、この会議で、或いは提案された文書（協定）の締約国会議の第 1 回会合までの期間に、議論すべき問題を特定することは適切ではないと述べた。

18. 政府間交渉委員会は、議長の提案する変更を条件として、会合のシナリオノート（UNEP/PP/INC.5/INF/13）に記載されているとおりに作業を進めることに合意した。従って、第 5 回会期の前半に設置された 4 つのコンタクトグループは、2024 年 12 月 1 日の議長テキストを交渉の出発点として、文書（協定）のテキストを最終決定し、委員会による

検討のための提案を提出するための作業を継続する。コンタクトグループ 1 ではマリア・アンジェリカ・イケダ（ブラジル）とアクセル・ボルヒマン（ドイツ）が共同議長を務め、コンタクトグループ 2 ではトゥーリア・トイッカ（フィンランド）とピーター・ジャスティス・デリー（ガーナ）が共同議長を務め、コンタクトグループ 3 ではケイト・リンチ（オーストラリア）とグウェン・シシオール（パラオ）が共同議長を務め、コンタクトグループ 4 ではリンロイ・クリスチャン（アンティグア・バーブーダ）と小林豪（日本）が共同議長を務める。

D. 出席状況

19. 以下の国の代表が会合に出席した。[記入予定]

20. 以下の代表も会合に出席した。[記入予定]

21. 以下の政府間機関及びその他の団体がオブザーバーとして出席した。[記入予定]

22. 以下の国連機関、事務局、及び条約事務局がオブザーバーとして出席した。[記入予定]

23. 合計[--]の非政府組織もオブザーバーとして出席した。参加者リストは文書 UNEP/PP/INC.5/INF/[--]に掲載される。

V. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際的な文書（協定）の作成

24. 第 5 回全体会合において、議長は、本議題の審議再開に当たり、加盟国、地域グループ、加盟国グループに対し、会期中文書プラットフォームを通じて書面による声明を提出するよう要請したことを想起した。しかし、彼はまた、会合のシナリオノートに記載されているように、正式な政府間プロセスではオブザーバーによる発言の機会が限られていることにも言及した。議長の提案に基づき、委員会は、様々な幅広い構成員を代表するオブザーバーからの発言を聞くために 30 分を割り当てることに合意した。

25. その結果、第 5 回全体会議において、政府間交渉委員会は、政府間組織、国連システム機関、非政府組織を含む 12 名のオブザーバー代表による声明を聴取した。オブザーバーによる声明の全文は、提出され次第、当該会合のウェブサイトで閲覧できる。

26. 第 5 回会期第 6 回全体会議において、委員長の要請により、委員会は冒頭、8 月 6 日に悲劇的に逝去されたガーナのイブラヒム・ムルタラ・ムハンマド環境科学技術大臣とエドワード・オマネ・ボアマ国防大臣を追悼し、他の政府関係者と共に 1 分間の黙祷を捧げた。

27. 委員長は、知識の担い手、環境の守護者、そして権利の擁護者として先住民が果たしてきた重要な役割を想起した。委員長は、世界先住民族の国際デーを記念する一環として、8月 9 日（土）午後 3 時に、国際先住民プラスチックフォーラムと共催し、追悼のひとときを設けると述べ、全ての参加者にこの行事への参加を呼びかけた。

28. その後、議長は、今回の全体会合の主目的は、コンタクトグループにおける議論の進捗状況と成果を評価し、今後の方向性を決定することであると述べた。開会全体会合において、コンタクトグループにおける議論の進捗状況を一つの文書にまとめるという合意が得られたことを想起し、議長は、関連文書が会議室で配布された文書に示されていると述べた。この文書は、8 月 8 日（金）夜時点におけるコンタクトグループにおける議論の状況をスナップショットとしてまとめたものであり、情報提供を目的として作成されたものである。

29. その後、委員会は、4 つのコンタクトグループの共同議長から、各グループにおける進捗状況について報告を受けた。

30. コンタクトグループ 1 の共同議長は、コンタクトグループがそのマンデートに関する条項について議論するため、5 回会合を開いたと述べた。第 3 条については、ブラジル、ニュージーランド、サウジアラビア、シンガポールが共同進行役を務める非公式協議が設置され、議長文書及び加盟国提案の関連要素について議論するよう要請された。その後、非公式協議は報告書を提出し、作業時間の延長を要請し、その時間が与えられた。第 5 条については、今後の進め方について議論する前に、4 つの包括的な提案が提示された。アルゼンチンとオランダ王国が主導する非公式グループは、コンタクトグループ 1 によって修正された議長のテキストを分析し、加盟国の意見を取り入れることで、テキストの簡素化と妥協の支援を図るよう要請された。その後、第 3 条と第 5 条に関する非公式協議が開催され、コンタクトグループは非公式協議の報告を聴取し、その進捗状況と今後の進め方について議論した。その後、第 3 条について再度非公式協議が開催されたが、この協議はグループの報告書にも取りまとめられた文書にも反映されなかったものの、その成果はオンラインポータルで公開された。今回の全体会議で委員会前に取りまとめられた文書は、脚注で明確にされているように、現状の進捗状況を概観したものであり、委員会での検討と法案起草グループへの提出のためのテキストは提出されなかった。

31. 適用範囲については、更なる議論が必要であった。メンバーからは、テキストに条項を挿入すべきかどうかを含め、多くの異なる見解が示された。一部のメンバーは、適用範囲は決議 5/14 に記載されていると考えていると表明した。取りまとめられたテキストには、目的の後に配置された適用範囲に関する条項のための仮置きが設けられ、脚注には、これが適用範囲に関する条項のための仮置きである旨が記載されていたが、最終的なテキストへの

組み込みや掲載位置については予断を禁じるものではないと記されていた。

32. 第 2 条について、彼は、定義に関する専用の条項の必要性、そしてどの用語を定義すべきかについて、異なる見解が示されたと述べた。定義に関する提案文と新規用語の追加に関する提案が提出された。議論とテキスト提案に基づくと、少なくとも 4 つの主要用語、「プラスチック」、「プラスチック製品」、「プラスチック廃棄物」、及び「プラスチック汚染」について、その位置に係らず、定義を定めることへの支持が高まっているように見受けられた。議論では、「当事者」のように、議長のテキストに現在含まれているものの、広く合意された定義が存在する可能性のある用語についても取り上げられた。第 2 条に関する議長のテキストは、議長のテキストの当初の表現を反映する脚注を付して、最終版テキストに盛り込まれた。その内容については、合意や文言交渉は行われていない。定義に関する議論には更なる時間が必要であり、これは、この文書（協定）の条項についてより明確な規定が得られた後にのみ行われるべきである。

33. 第 3 条に関する議論では、異なる見解が示された。そのため、議論の進展を促進するために非公式グループが設置された。提出された意見は、会期中の文書プラットフォームで閲覧可能であった。テキストについては合意に至らなかったが、代わりに 8 月 8 日時点の第 3 条の文言の状況を反映する形で、進捗状況のスナップショットが示された。第 3 条に関する非公式グループによる議論では、最初の完全な読み上げが行われた。しかし、コンタクトグループに最新の進捗状況を報告するには時間が不十分であった。第 3 条の議論には更なる時間が必要であった。一方、第 4 条については、コンタクトグループにおいて第 3 条と共に議論された。議長による第 4 条のテキストは、議長のテキストの当初の表現を反映したものである旨の脚注を付して、取りまとめられたテキストに盛り込まれた。しかし、これまでのところ、この点については合意に至っておらず、その内容に関するテキスト交渉も行われていない。そのため、特に第 3 条との関連において、第 4 条の議論には更なる時間が必要であった。

34. 第 5 条については、コンタクトグループが全文読み上げを終え、テキストの検討を進めるための非公式グループが設置された。非公式グループがあげたテキストは、8 月 8 日時点の第 5 条の文言の状況を反映したものであり、取りまとめられたテキストに盛り込まれた。共同ファシリテーターの報告によると、第 1 項に関する全ての意見を反映させるための努力を経て、非公式グループは、テキストが、適応されたとおり、交渉開始のための確固たる基盤となることに合意し、共通の認識を見出すようになった。第 5 条についても、議論には更なる時間が必要であった。

35. 第 6 条について、共同議長は、議論には更なる時間が必要であると述べた。独立した条

項、橋渡し的な提案を支持するメンバー、そしてテキストに条文を反映させたくないメンバーなど、様々な意見が出された。第 6 条に関する意見は提出されており、会合期間中の文書プラットフォームで閲覧可能であった。議長による第 6 条のテキストは、議長のテキストの当初の表現を反映していることを示す脚注を付して、取りまとめられたテキストに含まれていた。第 6 条については合意に至っておらず、現在までにその内容に関するテキスト交渉は行われていない。

36. 共同議長は、非公式グループからの報告書において、第 3 条及び第 5 条の検討には更なる時間が必要であることが強調されていることを踏まえ、両非公式グループが引き続きこれらの条項について議論を進めるよう提案した。コンタクトグループがこれらの条項に関する非公式協議の報告を聞いた後、次に取るべき措置が決定される。

37. コンタクトグループ 2 の共同議長は、同グループは 5 回の会合を開催し、そのマンデートに基づく 4 条全てについて第 1 ラウンドのテキスト交渉を完了したと述べた。同グループは、第 8 条に関する非公式協議を 1 回開催したほか、第 7 条、第 9 条及び第 10 条についてもそれぞれ非公式の非公式協議を開催した。第 8 条に関する非公式協議はチリとスイスが共同で進行役を務め、第 7 条に関する非公式協議はパナマと英国が主導し、第 9 条に関する非公式協議は小島嶼国同盟を代表してアンティグア・バーブーダと欧州連合が主導し、第 10 条に関する非公式協議はカメルーンが主導した。8 月 8 日時点における 4 条それぞれのテキスト交渉の状況は、会合ウェブサイトに掲載された取りまとめられたテキストに反映されている。また、同グループは、議論の状況を明確にするため、第 7 条に脚注参照を含めることを決定した。条文の拡充は多国間主義のプロセスの一環であり、進展を示すものであり、加盟国の意見を反映し、今後の交渉の強力な基盤となった。更に、いくつかのパラグラフにおいて合意点が見出された。第 7 条、第 8 条、第 9 条については、更に 3 回の非公式協議も設置された。加盟国は、検討中の条項について明確な条文を作成することを目指し、合意に向けて精力的に作業する意志を示した。

38. コンタクトグループ 3 の共同議長は、同グループは第 11 条に基づく資金メカニズムに関する議論を含め、5 回会合を開いたと述べた。初期の会合では、加盟国の意見を聴取し、委員会第5回会期の第1部及び第2部で提出された提案を検討することに重点が置かれた。コンタクトグループは共同議長に対し、議長案及び複数国からの提出案を含む、いくつかの提案において条文の要素がどのように反映されているかを示す比較表を作成するよう指示した。追加的な意見交換を経て、構造化されたテキスト交渉を促進するため、可能な限りテキストを簡素化することを目指し、共同議長は、2024 年 12 月 1 日付の議長のテキスト、委員会第 5 回会期の第 1 部及び第 2 部で表明された提案及び見解、並びに 2025 年 8 月 7 日に開催された第 11 条に関する非公式協議を踏まえ、第 11 条のテキストの改訂版を作成

するよう指示された。この文書の目的は、構造化されたテキスト交渉を促進するため、可能な限りテキストを整理し簡素化することであった。それは、更なるテキスト交渉のための有用な出発点となるものの、網羅的ではないとして加盟国から歓迎された。問題となるテキストは、この取りまとめられた文書に記載されていた。

39. 第 12 条については、条文の構成が概ね支持されたことを踏まえ、コンタクトグループは、議長のテキストを出発点として、逐語的な交渉を開始するという共同議長の提案に同意した。第 1 項に関する当初の意見交換に続き、グループは共同議長に対し、今会期中にオンラインポータルにアップロードされた意見書を統合した第 2 項から第 7 項までの改訂版を作成するよう要請した。この版の目的は、既に草案に反映されている提案を各国代表が繰り返し発言する必要がなくなるため、テキスト交渉のペースを加速することであった。その後、コンタクトグループは共同議長が作成した版について段落ごとに議論を進め、第 1 項から第 4 項までについて第 1 回目のテキスト交渉を実施した。議論の中で、段落の構成を変更し、テキストを簡素化する提案がいくつか出されたが、コンタクトグループによる作業はまだ完了していない。第 5 項から第 7 項までの更なる議論は保留のままであった。第 12 条に基づく各段落の異なる地位は、取りまとめられた文書に反映された。

40. 非公式協議及び非公式協議については、8 月 7 日にオーストリアとコスタリカの共同進行の下、非公式グループが会合を開き、将来の交渉を促進する観点から、第 11 条に関する一致点と相違点について議論した。その結果、様々な提案間の一致点と相違点をまとめた、交渉を経ない要約表が作成され、共同議長の改訂されたテキストの参考資料として活用され、コンタクトグループもこれを第 11 条に関する更なる作業の基礎として承認した。8 月 9 日午後遅くには、ブラジルが主導する非公式協議が予定されており、第 12 条第 5 項の協力メカニズムに関する同国の提案について更なる議論が行われる予定であった。

41. 更なる作業の必要性、並びに合意に至るための可能な手段及び選択肢に関して、第 11 条については、加盟国は、共同議長が提案したテキストを用いて、テキスト交渉を開始する用意があると表明した。このテキストは、委員会第 5 回会期の第 1 部及び第 2 部で表明された見解を統合したものである。加盟国は、資金メカニズムの設計と構造、並びにその運用とガバナンスといった関連事項を含む一部の事項については、非公式な場での議論が有益であると認識した。第 12 条については、第 5 項から第 7 項については、コンタクトグループにおける第 1 読会を実施し、その後、全条項に関する継続交渉の枠組みの中で更なる議論を行う必要がある。次の段階では、第 12 条の全パラグラフのテキストを精緻化し、未解決の相違点に対処し、収束を促進するために加盟国からの柔軟な姿勢を促すこととなる。

42. コンタクトグループ 4 の共同議長は、同グループは前文及びそのマンデートに基づく

23 条について検討するため、6 回会合を開いたと述べた。広範なマンデートにも係らず、メンバーの協調精神のおかげで、グループに割り当てられた全ての条項について初期議論が行われた。しかし、時間的制約のため、一部のメンバーは第 14 条から第 18 条及び前文について発言することができず、次回のグループ会合で発言の機会が与えられることになった。従って、取りまとめられたテキストに反映された成果は、各条項の進捗状況のスナップショットであり、グループの作業の合意された成果ではない。この文書は過去 4 日間の審議を全て反映することを目指していたが、表明された意見の全てを包括的に捉えているわけではなく、事務局が取りまとめた文書の編集を開始した後に会期中文書プラットフォームにアップロードされた意見も捉えていない可能性がある。更に、会期中ポータルで共有されたもののコンタクトグループで議論されなかった具体的な提案は、脚注に示されているように、第 20 条の場合のように概ねテキストに反映されていなかった。しかしながら、提出された作業状況文書における以下の省略は、取りまとめられたテキストに反映されるべきであった。即ち、第 1 条の bis 及び第 19 条については、テキストを角括弧で囲み、冠詞なしの選択肢を含めること、そして第 14 条第 1 項については、以前省略されていたテキスト提案が提出されていた。そのため、作業部会は作業状況文書の最新版を発表する作業を進めていた。一方、第 31 条及び第 32 条については、委員会に検討のため送付し、更に法文起草グループに送付し検討してもらうことに成功した。

43. 共同議長は、意見の相違を解消し、明確な最終的なテキストの作成に向けた進展を図るため、非公式な場で特定の事項について議論するよう加盟国に要請した。これらの事項は以下のとおりである。サウジアラビアが促進した原則又は原則とアプローチに関する 4 つのテキストの選択肢、欧州連合、パラオ、ペルーが共同促進した締約国会議及び補助機関に関する規定、そしてブラジルが促進した保健に関する事項。これらの非公式会合における審議の結果は、コンタクトグループ 4 に適切に報告され、コンタクトグループ 4 のそれぞれの作業状況文書に組み込まれ、その後、委員会の検討のため取りまとめられたテキストに組み込まれた。

44. コンタクトグループ第 1 回会合において、メンバーは、寄託者に関する第 31 条及び第 32 条の正文に関する合意を見出したことが、会合のオンラインポータルに掲載された作業状況文書に反映されている。その他のいくつかの条項についても、ある程度の合意は見られたが、国別計画、報告規定、有効性評価、普及啓発及び教育に関する条項、そして改正手続きや発効に関する条項などの最終規定については、コンタクトグループにおける更なる精緻化が必要であった。

45. テキストのあるエレメントには更なる作業が必要であり、今後の進め方に関する提案が集められた。コンタクトグループでの審議において、議長のテキストに含まれていない概念

を導入するための新たな条項が提案された。グループはこの点についてどのように進めるべきか議長の指導を求めた。また、複数の条項に跨る横断的な要素を特定し始めており、更なる検討が必要となる可能性がある。これらの要素には、意思決定の性質、特にコンセンサスのみで決定を行うべきか、それともコンセンサス形成に向けたあらゆる努力が尽くされた後に投票の可能性を含めるべきか、設置される可能性のある補助機関の数と特徴、そして法的に拘束力ある国際条約に基づく貿易の問題などが含まれる。グループはまた、第 13 条から第 18 条及び序文の発言者リストに残っているメンバーがコンタクトグループの場で直ちに発言する機会を与えることなど、今後の進め方に関する提案もまとめた。その後、グループの作業を迅速化するため、例えばメンバーによる非公式な場でのテキスト作成の協議など、様々な方法が考えられる。相違点を埋める観点から、共同議長による簡素化されたテキストの作成、そして必要であれば他のコンタクトグループとの共同検討。上記の横断的事項の中には、更なる検討が必要なものがある。

46. コンタクトグループ共同議長からの報告を受け、議長はコンタクトグループにおける進展が不十分であったことを認めた。議長は、委員会が第 31 条及び第 32 条を法文起草グループに送付することを提案した。但し、全体会合で全てが合意されるまでは合意には至らないとの理解を示した。更に、いくつかの条項については、コンタクトグループ内でかなりの理解が得られているものの、更なる精緻化が必要であることに留意し、コンタクトグループがこれらの条項の検討を継続し、法文起草グループ向けの最終的なテキストを作成することを提案した。最後に、議長は、共通理解に向けた進展が乏しい条項を特定するために、コンタクトグループ共同議長と引き続き協力していくと述べた。追加条項について大筋の合意が得られ次第、議長は全体会合を開催し、当該条項を法文起草グループに送付すると述べた。

47. その後、議長はコンタクトグループ共同議長による報告に対する発言の機会を設けた。

48. 各国グループを代表して発言した者を含む多くの代表が、コンタクトグループ共同議長のこれまでの尽力、並びに非公式協議のファシリテーターと議長の議論を導いた尽力に感謝の意を表した。発言者の中には、交渉は前向きかつ協力的な精神で進んでいると述べた者もいたが、ほぼ全員が進展の遅さに懸念を示し、各国グループを代表して発言した者を含む多くの代表が、アプローチの変更が必要だと述べた。

49. 取りまとめられたテキストについて、各国グループを代表して発言した者を含む多くの代表が、それは各国代表団の見解を反映していない、或いは不備や不正確な点があると述べた。何人かは、本文がかなり長くなり、以前よりも括弧の数が多くなったことに懸念を示し、またある人は、一部の記事には単語と同じ数の括弧が含まれていると述べ、完全に書き直す

ことを提案した。

50. 今後の全体的なアプローチについて、複数の代表が議長の提案への支持を表明し、複数の国グループを代表する複数の代表を含む多くの代表が、方針転換と成果創出のために何が必要かについて意見を述べた。

51. 複数の国グループを代表する複数の代表を含む多くの代表が、議長に対し、進行中の作業のための明確なプロセスを確立するよう求めた。ある代表は、コンタクトグループからどのように作業を進めるかについて明確な手順を具体的に求め、また、複数の国グループを代表する別の代表は、小グループで交渉されたテキストがどのように加盟国に返されるかについて明確な手順を求めた。また、ある代表は、議事規則案第 20 条に基づき、代表団に対し、一般的な発言を避け、発言に期限を設けるよう明確に指示するよう議長に求めた。別の代表は、テキストが承認された後、発効と締約国会議第 1 回会合に向けて準備する手順を明確にするよう求め、このような明確さは、代表団が今次会合で問題を解決する上で極めて重要であると述べた。

52. 数名の代表が、今後 2 日間で何をすべきかについて発言した。大きな進展が見られない場合、どのような措置を講じるべきかを決定するため、速やかに改めて全体会合を開催すべきだとする発言もあった。ある代表は、委員会は代表団間で強い支持を得ている問題についての議論を避けるべきではないと強調し、そうした問題に関する意見の相違点は、翌週初めから進展が見られるよう、8 月 10 日（日）末までに解決すべきだと述べた。別の代表も同意見で、委員会が重要な項目について前進できるよう、横断的な問題は迅速に解決すべきだと述べた。

53. 数名の代表は、議題をカテゴリに分類して議論するという議長の提案に賛同を示した。しかし、ある代表は、小規模な代表団が作業を組織化するために、議長が各カテゴリ、特に提案されているカテゴリ 2 と 3 にどの具体的な議題を位置付けているかを代表団が理解することが重要だと付け加えた。別の代表者は、議長に対し、コンタクトグループ共同議長の協力を得て、カテゴリ 3 の条項と要素を特定するよう促した。議長の代表団にとって、そのような条項とエレメントは、文書（協定）への盛り込みについて意見の相違がある条項とエレメントから構成される可能性がある。そのような条項とエレメントは、代表団長会合などの新たな場で議論することができる。

54. 各国グループを代表して発言した複数の代表者を含む多くの代表が、プロセスにおける信頼維持のためには透明性と包括性の重要性を強調した。この点に関し、複数の代表者が、非公式会合を含む全ての会合に関する情報が適時に提供されるよう求めた。ある代表者は、

議論から誰も排除されないよう、会議室は十分な広さを確保するよう求めた。また別の代表者は、非公式グループと分科会の成果がコンタクトグループの公式作業にどのように統合されるかを含め、小規模代表団の代表権について慎重に検討するよう求めた。

55. 複数の代表者（一部の国を代表して発言した者を含む）は、全ての決定はコンセンサスによって行われるべきであると述べた一方、他の複数の代表者は、委員会の目的が達成されないことの正当化としてコンセンサスを用いるべきではないと述べた。別の代表者は、手続規則の採択までは全ての決定はコンセンサスによって行われるべきだと述べた。

56. 複数の代表者（一部の国を代表して発言した者を含む）は、議長に対し、コンセンサス形成においてより大きな役割を果たすよう訴えた。また、複数の国を代表して発言したある代表者は、作業体制の変更が必要となった場合、議長がタイムリーかつ創造的な方法で介入し、代表団との非公式協議などを通じて交渉プロセスに積極的に関与するよう提案した。この訴えは別の代表者からも支持され、議長は、このようなプロセスにおいて、各国・地域の最大の懸念を理解し、合意の可能性を判断するために、各国・地域と広範かつ集中的な協議を行うことが非常に重要であると述べた。別の代表は、議長に対し、協議に参加するにあたり、加盟国間の意見の隔たりが大きい問題を優先するよう求めた。なぜなら、それらの問題は条約の不可欠な部分であり、交渉の最終日まで先送りすることはできないからである。

57. 複数の代表者（一部の国を代表して発言した者を含む）は、議長に対し、コンタクトグループにおける進行中の議論の促進を強化するよう要請した。複数の国を代表して発言した代表者は、議長に対し、適切な場合には非公式協議などの他の形式を活用するよう促し、別の代表者は、コンタクトグループの共同議長が提案を受理し合意テキストを作成するための裁量を拡大するよう提案した。他の複数の代表者（一部の国を代表して発言した者を含む）は、議長に対し、コンタクトグループの共同議長に対し、既存の内容を簡素化してテキストを整理するよう指示するよう要請し、また、複数の国を代表して発言した別の代表者は、議長に対し、2 つ以上のコンタクトグループを並行して開催することを検討するよう提案した。

58. 代表者たちは、コンタクトグループの共同議長に対しても提案を行った。複数の代表者（一部は諸国グループを代表して発言）は、共同議長に対し、非公式・非公式グループや分科会をより有効に活用するよう促した。一方、他の代表者は、非公式協議は透明性に関する疑問を生じさせるとして、その活用を最小限に抑えるよう求めた。複数の代表者（一部は諸国グループを代表して発言）は、共同議長に対し、非公式協議及び非公式グループに対し、明確で透明性があり、かつ一貫性のある付託事項を示すよう求めた。また、複数の諸国グループを代表して発言した代表者は、共同議長に対し、これらの会合に参加できる代表団の数

を制限しないよう要請し、別の代表者は、非公式グループが並行して活動し、グループ間の横断的な問題を検討できる柔軟性を持つよう求めた。さらに、複数の諸国グループを代表して発言した別の代表者は、全ての非公式協議は共同議長によって発表され、コンタクトグループによって合意されるべきであると強調した。また、非公式グループは加盟国自身によって結成される可能性もあるものの、透明性と包括性を促進するため、より適切に組織されるべきであると要請した。

59. ある代表は、共同議長に対し、複数のコンタクトグループで検討されている条項を含む、特定の重要条項間の相互作用について検討できるよう促した。これは、特定の条項の現在の構成や形式に代わる選択肢も検討する用意があることも意味すると述べた。

60. ある代表は、一部の国々を代表して発言し、共同議長に対し、和解不可能な相違点により最終成果物から除外する可能性のあるテキストの部分の検討を開始するよう勧告した。

61. コンタクトグループ自体の作業に関しては、複数の代表が、効果的な条約に必要な中核要素に焦点を当てるよう勧告し、個々の代表は、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 11 条、第 12 条、第 19 条及び第 20 条を優先的に検討する必要があると指摘した。

62. 複数の国を代表して発言したある代表は、将来の条約の範囲に関する議論に十分な時間が割かれていないことを強調した。他の複数の代表は、将来の条約の範囲を優先的に定めることで、他の条項に関する議論の進展が促進されると述べた。また、複数の代表は、条約文中で使用される用語の定義について合意することを提言し、ある代表は、他の事項の迅速な進展を可能にするためにも、条約の目的に焦点を当てるべきだと提言した。

63. 複数の代表者（複数国グループを代表して発言した 1 名を含む）は、代表団に対し、更なる努力と柔軟性を求めた。複数の代表者（複数国グループを代表して発言した 1 名を含む）は、コンタクトグループ共同議長を信頼し、その明確なマンデートを尊重し、テキストの簡素化と精緻化に注力するよう代表団に促した。複数の代表者（複数国グループを代表して発言した 1 名を含む）は、作業方法、手続き上の言い訳、その他の遅延戦術を用いてプロセスを妨害する行為の停止を訴え、複数の代表団に対し、既得権益の繰り返しの表明を避けるよう求めた。また、同様の提案の重複を避けるよう代表団に要請した。

64. ある代表者は、代表団が事務局所在地に関するテキストを提出し、それを取りまとめられたテキストに反映するよう求めたと報告した。別の代表者は、代表団も別の代表団の提出を受けて、この件に関するテキストを提案しており、取りまとめられたテキストの次の版に代表団の提案を反映するよう求めたと述べた。しかしながら、議長は、この問題は今会期の

委員会ではなく、締約国会議の第 1 回会合で取り上げられるべきだとの見解を表明した。

65. 複数の国を代表して発言した者を含む多くの代表が、この機会を利用して、前回会合で表明された条約に対する一般的な見解と希望を改めて表明した。

66. 議論の後、議長は、作業のペースを速め、具体的な成果を上げたいという加盟国の意向、そして共通認識を見い出し、条文の整理を進めるために非公式会合の活用を増やす必要性に関する発言を認めた。議長は、翌日の 8 月 10 日（日）には公式会合は予定されていないことに留意しつつ、加盟国に対し、限られた時間を最大限に活用するため、非公式・非公式会合を含め、引き続き協議を行うよう強く求めた。

67. [記入予定]

VI.その他の事項

68. 第 5 回会期第 6 回全体会議において、議長は、決議 5/14 により事務局長に外交会議の招集が委任されていることを想起し、事務局に対し、外交会議の決議案の草案を作成し、8 月 11 日（月）夕方までに委員会に提出するよう要請したと述べた。議長は、その後の措置について、適時各代表団に通知すると述べた。

69. [記入予定]

VII. 会期報告書の採択

70. [記入予定]

VIII. 会期の閉会

71. [記入予定]

外務省・環境省・経産省・農水省「プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた第５回政府間交渉委員会再開会合の結果概要」2015 年 08 月 15 日
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02572.html
https://www.env.go.jp/press/press_00461.html
https://www.meti.go.jp/press/2025/08/20250815001/20250815001.html
https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/250815.html

2025 年８月５日から 15 日まで、スイス・ジュネーブにおいて、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた第５回政府間交渉委員会再開会合（INC5.2）が開催されたところ、会合の概要は以下のとおりです。

日本からは、中田宏環境副大臣が関連会合に出席した他、外務省（中村亮地球規模課題審議官他）、経済産業省（福本拓也 GX グループ審議官他）、環境省（小野洋参与、小川眞佐子特別国際交渉官他）、農林水産省（西浦博之輸出・国際局審議官他）から構成される政府代表団が出席しました。184 か国の国連加盟国、関係国際機関、NGO 等約 3,700 人が参加しました。

■会合概要
（１）今回の再開会合では、昨年末の第５回政府間交渉委員会（INC5.1）で作成された議長テキストを元に、４つの作業部会に分かれて前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、交渉が行われました。

この過程において、
①目的（第１条）、製品設計（第５条）、放出・流出（第６条）、廃棄物管理（第７条）、既存のプラスチック汚 染（第８条）、公正な移行（第９条）、履行・遵守（第 12 条）、国別行動計画（第 13 条）等については、具体的な文言交渉を通じて条文案の最終化に向けた議論が進展しました。

②他方で、生産、プラスチック製品（第４条）、資金（第 10 条）、締約国会議（第 18 条）等については、各国間の意見の懸隔が大きく、意見の収斂に至りませんでした。

③手続規定の一部（脱退（第 29 条）、寄託者（第 30 条）、正文（第 31 条））については作業部会で意見が一致し、法的な確認作業が行われました。

（２）８月 13 日には、それまでの議論を踏まえて改めて議長から条文案（一次案）が提示され、更に交渉が行われましたが、意見の一致には至りませんでした。

８月 15 日未明には、議長から条文案（二次案）が提出され、協議が行われましたが、実質合意には至りませんでした。このため、今後、再開会合を開催し、交渉を継続することとなりました。

（３）日本からは、今回の会合において、

① プラスチックのライフサイクル全体での取組の促進、
② プラスチック製品に関する共通基準の明確化、
③ 環境に配慮した製品設計、
④ 適正な廃棄物管理に係る各国の義務、
⑤ 国別行動計画の作成・更新、報告及びレビュー、
⑥ 全ての資金源からの資金動員及び効率的な資金の活用

等の重要性について指摘しつつ、積極的に条約交渉に関与しました。

また、会合期間中、環境省の小野洋参与が、アジア太平洋地域の代表理事（副議長）として定期的に地域会合を主催したほか、同省の小林豪プラスチック汚染国際交渉チーム長が作業部会の１つにおいて共同議長を務めました。さらに、条約の主要義務規定について非公式な協議を主導するなど、議論の促進に向けて精力的に取り組みました。

（４）また、中田宏環境副大臣が本会合、閣僚級ラウンドテーブル等に出席し、プラスチック汚染対策に関する日本の取組を紹介するとともに、各国閣僚等とのバイ会談を行いました。

【参考１】　プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書策定に向けた政府間交渉委員会（INC）の概要

2022 年 3 月の第 5 回国連環境総会再開セッションにおいて、「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際約束に向けて」が採択され、INC を設置することを決定しました。

INC は、2022 年 11 月から 2024 年末までに 5 回開催され、国際文書（条約）の策定に係る作業の完了を目指すこととしていました。INC5 までに、2022 年 11 月にウルグアイで INC1 が、2023 年 5 月にフランスで INC2 が、同年 11 月にケニアで INC3 が、2024 年 4 月にカナダで INC4 が、同年 11 月末から 12 月初旬にかけて韓国で INC５.1 がそれぞれ開催されました。

【参考２】 代表理事（副議長）

INC では、各地域（アジア太平洋、アフリカ、中南米、西欧・その他、東欧、小島嶼国）から計 10 名の代表理事（副議長）が選出され、議長と共に委員会の運営等の役割を担当。

我が国からは、小野洋環境省参与がアジア太平洋地域の代表理事（副議長）を務めています。

国際持続可能発展研究所（IISD）「海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）の策定のための政府間交渉委員会第 5 回会合第 2 部（INC-5.2）」2025 年 8 月 5 日～14 日
https://enb.iisd.org/plastic-pollution-marine-environment-negotiating-committee-inc5.2

概要
交渉官らは、プラスチック汚染対策のための潜在的な条約に関する未解決の問題について、最終会合を開く。これらの問題には、条約に一次プラスチックの生産量上限を盛り込むべきかどうか、プラスチック製品に含まれる懸念のある化学物質への対処方法、そして新条約の実施に必要な資金を効果的かつ公平に調達する方法などが含まれる。

プラスチック汚染が人々の健康と環境にとって脅威であることは周知の事実である。日常生活を支える製品の製造に用いられるプラスチックは化石燃料を原料としており、これは二酸化炭素排出と気候変動に影響を及ぼしている。プラスチック製品の製造には、多くの有害な化学添加物が含まれている。その中には、永久化学物質として知られるパー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）といった広範な種類の化合物が含まれており、これらは人体に対して発がん性があることが文書化されている。

更に、廃棄されたプラスチック廃棄物は水路を閉塞し、海洋へと流れ込む過程で動植物に影響を及ぼしている。海や土壌の中で、プラスチックは微粒子やナノ粒子へと分解され、水循環や食物連鎖に入り込み、人間を含む無数の生物に影響を及ぼしている。

プラスチック汚染の流れを食い止め、サプライチェーンへの新たなプラスチックの流入を可能な限り阻止するため、国連環境総会は、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある条約（ILBI）を策定するため政府間交渉委員会（INC）を設立した。INC は 2022 年の設立以来、プラスチック汚染を終わらせるための新たな条約交渉のため、5 回の会合を開催してきた。委員会は、2024 年 12 月に韓国・釜山で開催される前回会合（INC-5）で作業を終了させる予定だったが、完了できず、第 5 回会合を中断し、2025 年に協議を再開することで合意した。

INC-5 の中断に伴い、代表団は、2024 年 12 月 1 日に発出された議長のテキストに基づき、INC-5 再開会合（INC-5.2）での議論を進めることに合意した。会期中、様々なグループが非公式会合を開き、少なくとも次回会合への情報提供を目指し、テキストの様々な部分について議論した。INC による採択に向けて、テキスト全体はまだ合意に至っていないが、主要な論点は以下のとおり：
・最も野心的な目標である一次プラスチックの生産量に上限を設けるべきかどうか；

・プラスチック製品に含まれる懸念のある化学物質、特に既存の条約や条約で規制されていない化学物質への対処方法；そして、

・一部の開発途上国がプラスチック及びプラスチック製品の生産・製造から利益を得ていることを踏まえ、新条約の実施に効果的かつ公平に資金を調達する方法。

会期中に各国及び関係者が参加した非公式協議も、目標達成に向けた議論を中心に行われた。将来の条約には強制措置が含まれるのか、それとも自主的な措置が含まれるのか。採択された措置は世界レベルに適用されるのか、それとも国家レベルに適用されるのか。代表団が交渉を終結させる前に、これら全ての問題を解決する必要がある。

釜山で開催された INC-5.1 では、プラスチック生産量と懸念のある化学物質への上限を新条約に盛り込むことを巡り大規模な連合が形成され、多くの人がこの勢いに乗って INC-5.2 で条約交渉を終結させたいと期待している。一部の国やオブザーバーは、交渉が「少数の国に乗っ取られる」ことを防ぐため、国連の標準的なコンセンサスに基づく意思決定から逸脱し、実質的な事項について投票を行うなど、他の措置を講じる可能性も指摘した。

INC-5 の再開会合は、2025 年 8 月 5 日から 14 日までスイスのジュネーブで開催される予定で、その前に 2025 年 8 月 4 日に地域協議が行われる。

この会合の Earth Negotiations Bulletin（ENB）の執筆者は、タラッシュ・カンタイ、クリスティーナ・フェルナンデス、カタリナ・ホブデン、ノエミー・ローレンス博士。写真撮影はキアラ・ワース博士、編集者はパム・チェイセク博士である。

「2025 年 8 月 5 日の日報」
https://enb.iisd.org/plastic-pollution-marine-environment-negotiating-committee-inc5.2-daily-report-5aug2025

政府間交渉委員会第 5 回会期再開（INC-5.2）初日、各国代表は海洋環境を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際条約（ILBI）の策定を目指して会合を開いた。午前中の全体会合の後、参加者は午後から夕方にかけてコンタクトグループに分かれて会合し、2024 年 12 月 1 日に配布された議長のテキストに基づき議論を行った。

開会
「共通の利益は国家の利益と衝突するものではないが、両者の間には慎重かつ勇気あるバ

ランスが求められる」と、INC のルイス・ヴァヤス議長は再開会合の開会で強調した。ヴァヤス議長は、効果的で包括的、かつ実施可能で、発展可能な合意に達するために、各国代表に対し、実利主義的な姿勢を示すよう求めた。

国連環境計画（UNEP）のインガー・アンダーセン事務局長は、委員会が会期中に合意に向けた道筋を切り開いたことを称賛し、各国代表に対し「成し遂げる」こと、そして「真の強さ」を示し、将来の発展への糸口となる合意をまとめることを強く求めた。

スイス連邦環境庁のカトリン・シュネーベルガー局長は、パレ・デ・ナシオンが体現する対話、協力、そして多国間主義へのコミットメントの精神を活かし、包摂的で科学に基づき、現場での実施を支援する条約を締結するよう各国代表に促した。

INC 事務局のジョティ・マトゥール＝フィリップ事務局長は、プラスチック汚染撲滅のための決議 5/14 を契機に歴史的なプロセスが始まった国連環境総会第 5 回会期再開会合（UNEA 5.2）と INC 5.2 の対称性について考察した。彼女は、委員会メンバーの揺るぎないコミットメント、オブザーバー団体からの貴重な知見、そしてドナーによる自発的な寄付を称賛した。

オブザーバーの声明：国連人権高等弁務官事務所は、将来の ILBI は健全な環境への権利を推進し、公正な移行に関する条項に人権上の義務を組み込む必要があることを強調した。西アジア NGO 連合は、交渉が正義、連帯、そして協力に基づくものとなるよう求めた。国際ウェイストピッカーズ連合は、公正な移行は義務化されるべきであり、効果的な資金調達メカニズムが伴うべきであることを強調した。

プラスチック汚染撲滅のための地方自治体連合は、最終的な条約文において地方自治体及び地方自治体の役割を維持し、強化するよう強く求めた。

ユース・プラスチック・アクション・ネットワークは、拘束力ある目標を掲げ、強力な財政メカニズムを規定し、人権と世代間の公平性を組み込んだ条約の制定を求めた。

プラスチック汚染撲滅のための女性作業部会は、議長のテキストにジェンダー平等と女性の権利が盛り込まれていないことを遺憾とした。国際先住民プラスチックフォーラムは、議長のテキストに先住民の権利に関する言及がないことは重大な見落としであると述べた。

効果的なプラスチック条約のための科学者連合とプラスチック技術者協会は、将来の条約がプラスチックのライフサイクル全体を網羅する必要性を強調した。

国際化学工業協会（ICCA）は、代表団に対し、プラスチックの循環性を促進し、循環型経済への移行を加速させるため、イノベーションと製品設計への投資を強く求めた。国際商工会議所は、循環型アプローチを支持し、循環性、再利用、リサイクルのための製品設計の重要性を強調した。

#BREAKFREEFROMPLASTIC は、プラスチック汚染、人種差別、植民地主義の相互関連性を強調し、公正な移行を確保し、先住民族や最前線で働くコミュニティが被っている危害を終わらせるために、代表団に対し断固たる行動をとるよう強く求めた。

組織事項
手続規則：INC 議長ヴァヤスは、括弧内のルール（ルール 38.1（合意が得られない場合の投票）を含む）を除き、手続規則（UNEP/PP/INC.4/2）の暫定適用に代表団が合意したことを想起し、この点に関して INC-2 で合意された解釈声明を代表団に改めて示した。

議題の採択：INC 議長ヴァヤスは、委員会が INC 5.1 において暫定議題（UNEP/PP/INC.5/1）を採択したことを想起し、現在 UNEP/PP/INC.5/1/Rev.1 に記載されていると述べた。

作業構成：INC 議長ヴァヤスは、2024 年 12 月 1 日に配布された議長のテキストに注目し、これが交渉の出発点となることを強調した上で、シナリオノート（UNEP/PP/INC.5/INF/13）と 1 日目から 4 日目までの詳細なスケジュール案を示した。議長は、INC 5.1 において設置された 4 つのコンタクトグループを想起し、これらのグループによる作業の継続を提案した。参加者は、ピーター・ジャスティス・デリー（ガーナ）と小林豪（日本）をそれぞれコンタクトグループ 2 と 4 の新しい共同議長に任命することに合意した。

INC 議長ヴァヤスは、各コンタクトグループに対し、8 月 8 日（金）夕方までにドラフトを作成するよう要請し、事務局はその後、INC で検討するための「取りまとめ文書」を作成すると述べた。また、合意を反映したドラフトテキストは、オープンエンド法文起草グループに送付されると述べた。INC 議長ヴァヤスは、進捗状況報告のための全体会合を 8 月 9 日（土）に開催することを明らかにした上で、その他の事項を含む追加の議題を 8 月 14 日（木）の全体会合で取り上げることを提案した。

アラブ・グループの立場でサウジアラビアは、イランとイラクの支持を得て、コンタクトグループでの協議ではなく、第 6 条（[供給][持続可能な生産]）に関する非公式グループ協議を要請した。アフリカ・グループの立場でガーナは、コンタクトグループ 1 と 3 を同時に開催しないよう、前回の要請を繰り返した。

米国からの質問に対し、セネガルは、アフリカン・グループの提案が事務局で提起されたことを指摘し、ブラジルと共にコンタクト・グループの日程の見直しを支持した。トリニダード・トバゴは、日程の直前の変更がロジスティクス面及び戦略面の課題となっていることを指摘した。

INC 議長ヴァヤスは、コンタクト・グループ 1 と 4、及びコンタクト・グループ 2 と 3 がそれぞれ同時に会合するよう日程を修正することを提案し、各国代表はこれに同意した。各国代表は更に、この新しい日程が会合期間中維持され、各コンタクト・グループはシナリオノートに示された順序で各条項について議論することに合意した。

コンタクト・グループ 1
マリア・アンジェリカ・イケダ（ブラジル）とアクセル・ボルヒマン（ドイツ）が共同議長を務めるこのグループは、午後に会合した。

定義（第 2 条）については、プラスチック、プラスチック汚染、プラスチック製品、及びプラスチック廃棄物に関する定義案を含む議長のテキストを用いて議論が始まった。複数の代表は、協定の適用範囲を限定する上で定義が不可欠であることを強調した。一部の代表は、バーゼル条約を含む他の多国間環境協定（MEA）の定義を採用することを提案したが、ある代表は、これらの定義は目的に適さない可能性があると警告した。

一部の代表は、プラスチック汚染はプラスチック廃棄物に限定されず、プラスチックのライフサイクルにおける他の発生源や段階からの放出、排出、漏出も含まれると強調した。複数の代表は、プラスチック汚染を「人の健康と環境への影響」と結び付ける文言を提案したが、ある代表は、そうした枠組みでは悪影響を確実に証明するための証拠提出の負担が大きくなり、予防原則に抵触する可能性があると警告した。代表は、この条項について、後ほど会合で再度検討する。

議長のテキストには適用範囲に関する文言は提案されていなかったが、一部の代表は、UNEA 決議 5/14 で明確に規定されていることを指摘し、除外項目のリストを作成することが意図しない結果を齎すことを懸念し、条項を設けないことを希望した。その他の代表はこれに反対し、将来の ILBI が INC のマンデートを超えることを防ぎ、実施における法的明確性を確保するため、適用範囲に関する独立した条項を設けることの重要性を強調した。

議長のテキストにはゼロオプションが含まれており、5 つの括弧で囲まれた段落を含む条文草案も存在する[供給][持続可能な生産]（第 6 条）については、各国代表から多様な意見が

示された。第 6 条は、持続可能なプラスチックの生産と消費を確保するための世界目標を概説し、世界目標達成に向けた各国の措置を義務付け、消費動向と講じられた措置に関する各国の報告を義務付けている。多くの代表は、UNEA 決議 5/14 が「プラスチックの持続可能な生産と消費を促進する」ための条項に言及していることを指摘し、この条項の盛り込みを支持した。一方、供給や生産に関する条項を含めることは、プラスチック汚染対策を目的とする INC のマンデートを逸脱することになるという意見も示された。INC のマンデートはプラスチック生産の削減ではなく、プラスチック汚染対策であるからだ。数名の代表は、持続可能な開発目標 12 に合わせ、生産に重点を置くことを避けるために、この条項の名前を「持続可能な消費と生産」に変更するなど、前進する方法を提案した。

今後の進め方について長時間に亘る議論の後、コンタクトグループは共同議長に改訂されたテキストの作成を委任することに合意せず、次回会合において逐語的なテキスト交渉を通じて議論を再開することを決定した。

コンタクトグループ 2
ピーター・ジャスティス・デリー（ガーナ）とトゥーリア・トイッカ（フィンランド）が共同議長を務め、コンタクトグループは夕方に会合を開いた。

放出と漏出（第 7 条）については、2 つの代表団が共同提案を提出し、多くの支持を得た。この提案では、プラスチックのライフサイクル、養殖活動によるプラスチック汚染、小規模・伝統漁業・養殖業における漁師と漁業従事者の生計、そして先住民族の知識と文化的慣習について言及することが盛り込まれた。複数の代表団がプラスチックのライフサイクルとマイクロプラスチックへの言及に反対し、別の代表団はプラスチック製品からの放出と漏出に焦点を当てることを提案した。一部の国々は、プラスチック反応器からの漏洩は発生しておらず、この条項の適用範囲は第 3 条（プラスチック製品）と重複していると主張し、この条項の削除を求めた。

この問題に関する非公式グループを設置するかどうかを含め、議論は夜遅くまで続いた。

コンタクトグループ 3
このグループは、ケイト・リンチ（オーストラリア）とグウェン・シシオール（パラオ）が共同議長を務めた。時間が非常に限られていることを鑑み、代表団は合意された午後 9 時の制限時間を超えて作業を行うことに合意したが、これが前例となるべきではないことを強調した。複数の代表団は、既に配布された提案について議論するよう求めた。

資金（資源及び）メカニズム（第 11 条）について、ある代表団は、議長のテキストは提案

に含まれる見解を十分に反映していないと指摘し、既に提出されたアフリカン・グループの提案（複数の開発途上国グループが支持）を交渉の基礎とするよう強く求めた。この提案には、条約の実施に必要な資金を調達するための新たな独立専用基金の設立に関する提案が含まれている。別の代表団は、地球環境ファシリティ（GEF）が資金メカニズムとして機能する必要性を強調し、条約の目標を達成するためには、官民パートナーシップを資金メカニズムに組み込み、民間セクターの資金を中心とする必要があると強調した。彼らは、詳細は条約採択後に議論できると述べた。議論は夜遅くまで続いた。

コンタクトグループ 4

このグループは、リンロイ・クリスチャン（アンティグア・バーブーダ）と小林豪（日本）が共同議長を務めた。目的（第 1 条）について、多くの代表団は、ILBI の目的は、プラスチックのライフサイクル全体を扱う包括的なアプローチに基づき、海洋環境を含むプラスチック汚染から人々の健康と環境を保護することであるとする議長のテキストを支持した。代表団は、プラスチックのライフサイクル全体への言及を削除するかどうかについて議論したが、これは UNEA 決議 5/14 の一部であると指摘し、多くの代表団が反対した。各国代表団は、ILBI がプラスチック汚染に「対処する」「終結させる」「闘う」ことを交互に提案したが、少数の代表団はプラスチック汚染を「終結させる」という概念に反対し、これは達成不可能だと主張した。

共同議長らは、次回会合においてスクリーンを用いたテキスト交渉を可能にするための橋渡し案を回覧することに合意した。

各国代表団は、議長のテキストに概説されている 4 つの選択肢（同条項の削除を含む）を検討するため、サウジアラビア主導による原則とアプローチ（第 1 条 bis）に関する非公式グループを設置することに合意した。署名（第 26 条）及び批准、受諾、承認又は加入（第 27 条）については、ある代表団が、地域経済統合機関（REIO）を潜在的な署名機関として言及する部分を削除するよう求めた。別の代表団は、REIO は第 2 条で定義されていると主張し、これは殆どの MEA における標準的な文言であることを強調して反対した。代表団はまた、開発途上国が批准書の寄託後、ILBI の義務に拘束されない移行期間を規定する新たな第 3 条の bis 案についても議論した。

発効（第 28 条）に際し、複数の代表団がコンタクトグループにおける追加作業を求めた。留保（第 29 条）については、プラスチック製品に関する具体的な留保と、国家安全保障の保護に関する一般的な除外を含む提案があった。ある代表団は留保ができないことに反対したが、他の複数の代表団は、これは多国間協定（MEA）における標準的な慣行であると主張した。ある代表団は、脱退期間（第 30 条）を ILBI 発効後 3 年から 2 年に短縮するこ

とを提案した。

コンタクトグループは、寄託に関する条項（第 31 条）と正文に関する条項（第 32 条）を、オープンエンド法文起草グループへの送付を視野に入れて、本会議に送付することに合意した。

廊下にて
困難な道のりの最終段階を迎えた火曜日の朝、代表団は議長のシナリオノートに示されたタイムラインを誰も崩さないことを願いつつ、準備万端で臨んだ。彼らは直ぐに、最も「重要な」議論が同時に行われないよう、コンタクトグループでの議論の順序を入れ替えることで合意した。しかし、コンタクトグループに入ると、直ぐにいくつかの障害が現れた。あるグループは手続き上の議論を堂々巡りに進め、代表団が実際にテキスト提案を交渉するのはいつになるのかという疑問が生じた。

一方、定義について議論するコンタクトグループでは、合意が得られなかったため、ある代表団が将来の条約には定義を一切含めるべきではないと提案した。「これらの定義について合意するには永遠にかかるだろう。時間がない」とある代表団は述べた。これに対し、あるベテランのオブザーバーは、「文言と将来の実施の基盤」としての定義の重要性を指摘した。

議論がより論争を呼ぶ条項（即ち、適用範囲と第 6 条）に移った時、問題点が余りにも明確になった。夕方のスケジュールを混乱させるほどの長引いた議論の後、一部の代表者は、午後の議論に基づいて共同議長がテキストを作成するという提案を明確に拒否した。これは、今週の残りの期間に何が起こるのか、多くの人々に疑問を投げかけた。「合意を採択することが不可欠であることは確かだが、必要な政治的意思と信頼はそもそも存在するのだろうか？」と、ある代表者は予定より 2 時間遅れて部屋を出ていった。まだ初期段階だが、代表者には「成し遂げる」というプレッシャーがかかっている。

「2025 年 8 月 6 日の日報」
https://enb.iisd.org/plastic-pollution-marine-environment-negotiating-committee-inc5.2-daily-report-6aug2025

午後のコンタクトグループでの議論中、代表団は、軍用ヘリコプター墜落事故で亡くなったガーナの国防大臣及び環境大臣を追悼し、黙祷を捧げた。

コンタクトグループ 1
マリア・アンジェリカ・イケダ（ブラジル）とアクセル・ボルヒマン（ドイツ）が共同議長

を務めるコンタクトグループは、午前と夕方に会合を開いた。

プラスチック製品（第 3 条）に関しては、78 か国の支持を得た共同提案において、a）環境中に排出される可能性がある、又は人の健康や環境にリスクを齎す可能性がある、懸念される化学物質を含む、再利用又はリサイクルが不可能である、又は循環型経済を阻害する可能性があるなど、一定の基準を満たすプラスチック製品を特定し、削減し、可能な場合には段階的に廃止するための各国の措置、b）段階的廃止期間後に禁止されるプラスチック製品の世界的なリスト（更新プロセスを含む附属書として）を作成し、例外、第 4 条（適用除外）に基づく段階的廃止期間の延長、及びオプトアウトの選択肢を設け、c）トレーサビリティと報告を義務付ける。

一部の代表団は、各国の能力と状況が異なることを浮き彫りにし、画一的なアプローチは不均衡かつ不当であると強調した。他の代表団は、プラスチック汚染は国境を越えた問題であり、各国ではなく世界規模の解決策が必要であると強調し、これに反対した。

別の代表団は、環境への脅威となることや、科学的に定められた限度を超える有害化学物質の濃度を含むことなど、一定の基準を満たす不要な使い捨てプラスチック製品に焦点を当てることを提案した。ある代表団は、各国の輸入禁止措置に関する報告義務を提案した。

他の複数の代表団は、「最大主義的アプローチ」ではなく、共通の基盤に基づいて進めることを強く求め、多くの代表団が、特定の条項を盛り込むことで合意した。具体的には、国家措置、国家報告義務、注意を要するプラスチック製品を特定するための高い水準の基準、そして将来の統括機関及び補助機関／委員会の役割を含む制度的取決めの確立などである。一部の代表団は、規制対象のプラスチック製品及びプラスチック製品に含まれる懸念のある化学物質に関する付属書を検討するため科学的な補助機関の設立を希望した。また、作業の重複を避けるため、技術的な作業は化学物質、廃棄物、汚染に関する政府間科学政策パネルなどの科学パネルに委ねるべきだとの意見も示された。

ある代表は、締約国会議（COP）が世界基準を検討できると指摘し、世界的措置には様々な選択肢があると指摘し、世界的リスト又は初期リストのタイムラインを提案した。午後も非公式会合においてこの件に関する議論が続けられた。夕方、非公式グループから報告があった。非公式グループの共同ファシリテーターは、一部の問題で意見が一致したこと、議長のテキストから「古くなった」の表現を削除し、より簡潔なテキストにする必要性を認識し、コンタクトグループでの検討に向けて第 3 条の改訂版を作成することを提案したが、一部の代表団はこれを拒否した。共同議長イケダは、共同ファシリテーターに対し、非公式会合での作業を継続するよう求め、これによりグループがより協調して議論し、作業を進めるこ

とができると強調した。

プラスチック製品の設計（第 5 条）について、共同議長ボルヒマンは、重要な作業が行われており、同条に関する議長のテキストには括弧書きがないことを指摘した。議長のテキストをスクリーンに示した後、同条に関する提案を提出した代表団は、提案内容を発表し、その根拠を説明するよう求められた。議論は夜遅くまで続いた。

コンタクトグループ 2
ピーター・ジャスティス・デリー（ガーナ）とトゥーリア・トイッカ（フィンランド）が共同議長を務める同グループは、午後に会合を開いた。

放出及び漏洩（第 7 条）について、共同議長デリーは英国に対し、前日に開催された「非公式協議」について報告するよう求めた。英国は、8 月 7 日（木）までは今後の対応策を提案できないことを明確にした。

その後、グループはプラスチック廃棄物管理（第 8 条）について議論した。プラスチック廃棄物が環境上適正な方法で管理されることを確保するための措置を締約国が「講じるものとする」か「講じなければならない」かで、代表団は意見の相違に会い、一部の国は各国の実施方法の違いを懸念した。多くの代表団は廃棄物の優先順位への言及を求め、他の代表団は人の健康を重視するよう主張し、更に他の代表団は、廃棄物の環境上適正な管理と関連措置は各国で決定されるべきだと強調した。ある代表団は、バーゼル条約やその他の関連協定・機関に基づいて策定されたプラスチック廃棄物管理に関するガイドラインへの言及を削除することを提案したが、他の数名は反対した。

審議は、プラスチック廃棄物システムとインフラ、循環型経済、漁具、そしてプラスチック廃棄物管理労働者、特にウェイストピッカーとインフォーマル労働者のための公正な移行などを含む措置のリストへと移った。これらの措置が義務的なものか自主的なものか、網羅的なものか例示的なものか、そして共通だが差異のある責任の原則に言及するものかで、意見は分かれた。循環型経済のアプローチは有害物質を含まないこと、地域及び非公式な再利用・リサイクルシステム、先住民族の知識システムを含むこと、そして人々の健康と環境を保護することを明記する提案などが行われた。追加提案には、プラスチック廃棄物のトレーサビリティシステムと使用済み製品の回収プログラムに関する措置リストへの追加、「エネルギー回収」への言及の削除、リサイクルチェーンにおける主要な担い手としてのウェイストピッカーの役割強化などが含まれていた。ある代表団は措置リストの削除を提案した。

プラスチック廃棄物の国境を越えた移動に関して、ILBI とバーゼル条約の関係について、

それぞれの加盟国が異なる可能性があることを指摘し、各国代表は異なる見解を示した。複数の代表団は当該段落の削除を支持したが、別の代表団はバーゼル条約におけるプラスチック廃棄物の定義に依拠することを提案した。

拡大生産者責任（EPC）アプローチを確立又は促進するための規定が義務的なものか、それとも任意のものかについては、意見が分かれた。ある代表団は、第 8 条の実施に際して講じられた措置とその成果に関する報告に関する新たな段落を追加することを提案した。その他の代表団は、開発途上国による本条項の実施は、先進国による資金提供と技術移転に依存することを明確にする文言を提案した。議論は 8 月 7 日（木）の非公式会合で継続される。

コンタクトグループ 3
ケイト・リンチ（オーストラリア）とグウェン・シシオール（パラオ）が共同議長を務めるこのグループは、午後に会合を開いた。資金（資金と）メカニズム（第 11 条）については、アフリカ・グループの INC-5.1 提出物を交渉の基礎として用いるよう、複数の代表団が改めて要請し、それは大多数の国の見解を代表していると指摘した。少数の代表団は、議長のテキストを交渉の適切な基礎として支持し、一次プラスチックポリマー料金に関する言及の削除を求める声もあった。

ある地域グループは共同提案を提示し、その中で、先進国が開発途上国に対し、無償資金協力ベース及び譲許的資金提供を行うことを求めることなどが盛り込まれた。また、COP 2 までに運用開始される新たな専用基金を設立し、地球環境基金（GEF）を暫定的な資金メカニズムとして指定する。

別の地域グループは、ハイブリッドアプローチの提案を示した。これは、先進国から開発途上国への新規かつ追加的でアクセス可能な資金の提供、多国間、地域間、二国間チャネル、そして民間セクターを含むあらゆる資金源からの拠出、ILBI、GEF、COP 指定機関の実施のための新たな専用多国間基金、そして修復のためのサブ基金を含む複数の主体によって運営される資金メカニズムの設立、先進国と開発途上国の資金フローを整合させるための手続き、そして COP による資金メカニズムの定期的なレビューなどを含む。

ある代表団は、この措置の実施において生じた損失に対する補償基金の設置を提案した。別のグループは、資金メカニズムとしての GEF の重要性を強調した。ある代表団は、資金メカニズムの下に「補完的機関」を設立することを提案した。

今後の進め方について、代表団は、共同議長に対し、一致点と相違点を反映させた新たなテキストの配布を義務付けるか、議長のテキストに加え、全ての提案を考慮に入れた表を含む

比較文書の配布を共同議長に要請するか、或いは、全ての提案について非公式グループで議論を継続するかについて、長時間に亘る議論を行った。多くの代表団が共同議長のテキストの作成を強く支持し、他の何人かは比較文書の配布を支持した。共同議長リンチは、提案された比較文書が今後予定されている非公式協議の参考となるだろうと指摘した。代表団は最終的に、この提案された進め方を支持した。

コンタクトグループは、8 月 7 日（木）に、能力構築、技術支援、技術移転（国際協力（第 12 条）を含む）に関する議論を開始する。

コンタクトグループ 4
このグループは、リンロイ・クリスチャン（アンティグア・バーブーダ）と小林豪（日本）が共同議長を務め、午前と夕方に会合を開いた。投票権（第 25 条）については、一部の国が地域経済統合機関（REIO）の投票権に関する明確化を求め、複数の国が括弧書きの文言（投票手続きにおいて、REIO の各締約国は「承認を受け、投票時に出席しなければならない」と規定）を維持することを支持した。ある REIO は、これは標準的な文言ではなく、他の多国間環境協定（MEA）には反映されていないと強調した。グループはこの条項について後日再度議論する予定である。

議長のテキストでは全体に括弧書きとなっている附属書の採択及び改正（第 24 条）については、共同議長小林がコンタクトグループ 1 における附属書に関する議論で合意が得られ次第、この条項を再検討することを提案し、参加者もこれに同意した。

事務局（第 21 条）については、2 つの地域グループが、事務局機能を国連環境計画（UNEP）事務局長が担うことに留保を表明し、この点については COP 第 1 回会合で合意し、条約文から除外することが可能であると指摘した。 2 つの地域グループと一部の代表団は、事務局機能を UNEP が単独で担うことを希望し、UNEP 外での事務局設置に関する決定に 4 分の 3 の多数決が必要となる条件を定めたテキストの削除を求めた。他の代表団は、開発途上国締約国及び経済移行国締約国に対する事務局による具体的な実施支援を求める文言の削除を含む、文言の修正を提案した。しかし多くの代表団が、これは他の多国間協定（MEA）における標準的な文言であることを指摘し、これに反対した。

代表団は、次回会合においてこの条項に関する共同議長のテキストを検討することで合意した。

紛争解決（第 22 条）については、代表団は、調停委員会の役割及び勧告に関する全ての言及を含む紛争解決手続きに関する段落を削除するかどうかなど、他の論点とともに議論し

た。代表団は後日、これらの議論に戻る予定である。

改正（第 23 条）については、ある代表団は、資金メカニズムの有効性に関する定期的レビューの完了を条件として改正を採択することを提案し、ILBI の実施は「国際貿易協定を含む他の国際協定に基づく権利及び義務を害するものではない」と規定する新たな文言を提案した。複数の国が改正に関する意思決定はコンセンサスに基づく必要があると強調した一方、他の国は、合意形成に向けたあらゆる努力が尽くされた後に ILBI を改正できる可能性を求めた。共同議長は、作業状況文書において代表団の異なる見解を反映させることを提案した。

締約国会議（第 20 条）に関しては、ナイロビで開催された代表団長による非公式協議の結果として得られた提案を、多くの国々が提出した。その内容は、合意形成に向けたあらゆる努力が尽くされた場合、手続きに関する決定は出席・投票する締約国の過半数で採択され、実質的な決定は出席・投票する締約国の 3 分の 2 以上の多数で採択されるというものだった。議論は夜遅くまで続いた。

廊下にて
水曜日には、あるオブザーバーの言葉を借りれば、「我々は交渉の終盤にある」ことが明らかになった。コアの問題に関する立場が初めて表明され、場合によっては対立の構図が描かれた。

例えば、プラスチック製品に関するある議論では、ある代表団が、この問題に関するいかなるテキストの挿入にも声高に反対してきたグループに加わったように見えた。多くの人にとって、特定のプラスチック製品の制限こそが、正に「新たな条約のコア」なのである。しかし、これに反対する意見もあり、プラスチックのデザインを優先する声もある。これは「プラスチックのサプライチェーンにおいて遥かに下流に位置する」と考えられているからだ。ある楽観的な見方をする者は、一石二鳥の方法があるかも知れないと指摘した。「デザインに関する条項を書き直し、特定のプラスチック製品の製造を遅かれ早かれ段階的に廃止するという具体的な内容を盛り込めば」と。今回の会議でこれを行う必要があるかどうかは、依然として疑問である。

もう一つの懸念事項である資金に関しては、地球環境ファシリティ（GEF）と新たな多国間基金の永続的な役割を示唆する橋渡し提案が、多くの国から歓迎された。しかし、この提案は、特にプラスチックとプラスチック製品の生産・製造から利益を得てきた開発途上国が、資金メカニズムへの拠出を求められるのかどうかという疑問を提起した。

コンタクトグループを悩ませていたのは実質的な規定だけではなかった。代表団は交渉方法や非公式協議で扱うべきテキストについて意見が分かれ、前進に苦慮していた。「議長のテキストを使うべきだ」という意見もあれば、「もうその段階は過ぎた。新しい提案を進めるべきだ」と主張する意見もあった。あるベテランのウオッチャーは「彼らは手続き上の堂々巡りをして交渉を遅らせようとしているだけなのだろうか」と疑問を呈した。共同議長たちが困難な立場に立たされる中、ある代表団は「私たちは互いに信頼し合い、勇気を持つ必要がある」と訴えた。

非公式の、そして非公式の非公式の議論が急増し、代表団の負担が大きくなり始めた、間違いなく長い一日の終わりに、ささやき声のような会話が、ちょうど良い励ましを与えているように聞こえた。「今諦めてはいけない…ここまで来ているのに。諦めないで。頑張り続けよう。まだ世界を変えることができる。」

「2025 年 8 月 7 日の日報」
https://enb.iisd.org/plastic-pollution-marine-environment-negotiating-committee-inc5.2-daily-report-7aug2025

コンタクトグループ 1
マリア・アンジェリカ・イケダ（ブラジル）とアクセル・ボルヒマン（ドイツ）が共同議長を務めるコンタクトグループでは、プラスチック製品の設計（第 5 条）に関する逐条的な交渉を開始した。プラスチック製品の設計を「改善」するか「促進」するか、義務的措置とするか自主的措置とするか、「循環性」とするか「循環型経済アプローチ」に言及するかについて、各国代表の意見は分かれた。一部の代表団は、プラスチック製品の設計措置の目的について提案を行い、これらの措置が持続可能な生産と消費、資源効率、そして一次プラスチック及び懸念のある化学物質の使用削減に貢献するよう求めたが、他の代表団はこれに反対した。

他の代表団は、毒性のないリサイクル、並びに再利用・リサイクルシステムを促進するために、製品の簡素化を促進するための文言を盛り込むよう求めた。一部の代表団は、安全で持続可能な添加剤及び化学物質の促進、廃棄物の階層化、マイクロプラスチックに関する言及の削除を求めた。また、ある代表団は、安全で持続可能な使用、保守、修理、廃棄、リサイクル、廃棄物管理に関する指示に関する情報の入手可能性を向上させるための条項を提案した。

持続可能でより安全な代替品の研究、革新、開発、及び使用に関して、数名の代表団が人体への健康に関する言及の削除を求めた。ある代表団は、リサイクル性、技術的中立性、そし

て「原材料間の差別禁止」を高めるための製品設計を強調するよう求めた。

「優先プラスチック製品」に関するガイダンスについて、代表団は、このガイダンスをセクター別又は製品別の設計基準及び／又は性能基準に基づいて策定すべきか、締約国会議（COP）が作業プロセス及びスケジュールをいつ策定すべきか、そして、そもそも COP が策定すべきかどうかについて検討した。その際、締約国に対し国際的な規則、基準、及び／又はガイドライン（「ガイド」）を考慮するよう促す文言も含まれていた。代表団はまた、このガイダンスの根拠となる情報についても議論し、多くの代表団が先住民族への言及を求め、一部の代表団は「先住民族の知識、科学、及び慣行、並びに地域的な知識体系」を明記することを希望した。

ある代表団は、プラスチック製品に関する第 3 条の要素を組み込んだ製品基準を提案した。製品の必要性、環境への漏出の可能性、リスクの許容性、代替品の利用可能性などを考慮した基準である。別の代表団は、プラスチック製品及び材料は、毒性のない循環型設計基準を満たさなければならないと提案した。

いくつかの代表団は、製品設計措置が国際貿易に不必要な障害を生じさせないこと、また恣意的又は不当な差別となるような方法で適用されないことを確保する条項の重要性を強調した。ある代表団は、貿易上の考慮事項を ILBI の他の部分で扱うことを希望したが、別の代表団は、この問題に関する独立した条項を作成する時間が不十分だったことを指摘し、この条項を維持するよう求めた。議論は 8 月 8 日（金）の非公式会合で継続される。

コンタクトグループ 2

ピーター・ジャスティス・デリー（ガーナ）とトゥーリア・トイッカ（フィンランド）が共同議長を務めるこのグループは、午前と夕方に会合を開いた。午後には、プラスチック廃棄物管理（第 8 条）について非公式な議論が行われた。既存のプラスチック汚染（第 9 条）については、条項の焦点について意見が対立し、「レガシープラスチック汚染」又は「プラスチック汚染修復」に改名する提案があった。また、COP からのガイダンスを含め、この条項の実施が義務化されるか任意化されるかについても議論された。

その他の提案には、先進国の歴史的責任への言及、廃棄物への焦点化、海洋環境におけるプラスチック汚染への言及（但し、国家管轄権外区域（ABNJ）への対応については意見が分かれている）、高山におけるプラスチック汚染に関する新たなテキストの追加、海洋事故や不法投棄を含む国境を越えた事案への効果的な対応への言及などが含まれていた。また、各国代表は、個別及び集団的に措置を講じること、除去措置を「環境上適正」ではなく「生態学的に配慮した」ものとすること、実施措置に関する報告を義務付けるといった提案も提出

した。一部の代表は、開発途上国及び地理的に恵まれない国の特殊な状況を認識するよう求めた。

ある地域グループは、特に ABNJ における海洋環境における既存のプラスチック汚染に対処するため、COP の権限の下で修復メカニズムを設置することを提案した。これに反対する代表もおり、修復に関する作業計画を提案する者もいた。実施に関しては、各国代表は、COP の指針、将来の作業計画、及び先住民族の知識、科学、慣習、地域知識システム、そして利用可能な最良の科学技術。参加者はまた、実施に関与するステークホルダーのリストにウェイストピッカーと地方自治体を追加することを提案した。

ある代表団は、先進国に対し、途上国へのプラスチック廃棄物の現在及び過去の輸出と不法投棄に関するデータの報告を義務付けるとともに、先進国から途上国への能力構築、技術移転、資金提供を義務付ける文言を提案したが、他の数名は反対した。一部の代表団は、実施手段について ILBI の他の部分で扱うことを希望した。

夕方、参加者は、非公式グループ共同ファシリテーターであるチリとスイスから、第 8 条に関する非公式会合の報告を聞いた。同グループは、第 1 項について簡素化されたテキストを作成すると述べ、議論のための時間を更に確保するよう要請した。

公正な移行（第 10 条）については、一部の代表団が、締約国は公正な移行を促進し、促進し、「再利用・リサイクルシステムを含む公正な市場条件」を確保することを「義務付ける」という文言を含む条項の強化を求めた。その他の提案としては、条項を完全に削除すること、公正な移行の道筋が締約国間で異なることを反映すること、条項名を「労働者のための移行」に変更することなどが挙げられた。議論は夜遅くまで続いた。

コンタクトグループ 3
ケイト・リンチ（オーストラリア）とグウェン・シシオール（パラオ）が共同議長を務めるこのグループは、午前と夕方に会合を開いた。能力構築、技術支援、技術移転（国際協力を含む）（第 12 条）については、この条項に関連する提出意見の数が多いことから、代表団は作業形態について時間をかけて検討した。

その後、議長のテキストに基づき、第 1 項について逐一交渉が行われた。技術移転は「自発的」であるべきか、「相互に合意する条件」であるべきか、或いは「譲許的かつ特恵的な条件」で行われるべきかが議論の焦点となり、代表団は「譲許的かつ特恵的な条件」で行われるべきかどうかについても検討した。グループはこれらの用語の使用のメリットとデメリットについて議論し、多くの代表者が、技術移転が義務付けられている場合にのみ ILBI の

実施が可能であることを強調した。ある代表団は、一方的な強制措置が能力構築と技術移転へのアクセスに与える影響に関する文言を含めるよう求めた。

協力について、一部の代表団は、南南協力を含む協力を全ての国に広く呼びかけるため、先進国への言及を削除することを提案したが、多くの代表団は反対した。他の代表団は、この条項が明確な義務であることを強調するため、協力への言及を削除することを提案し、開発途上国には持続可能で手頃な価格の技術移転と長期的な能力構築が必要であると指摘した。一部の代表団は、タイトルにも含まれる国際協力は「この条項全体の包括要素」であると強調した。

ある代表団は、プラスチックのライフサイクル・アプローチをこの条項の指針とすべきであると提案したが、他の代表団はこれを否定し、このアプローチは ILBI の他の部分に含める方が良いと強調した。

受益国カテゴリのリストに「最も支援を必要とする締約国」及び「重大な能力制約のある締約国」を追加するか、或いは置き換える提案が議論されたが、多くの国がこれらの用語の曖昧さについて懸念を示し、これは他の多国間環境協定（MEA）で用いられる標準的な文言ではないと指摘した。一部の代表団は「移行経済国」への言及を求め、他の代表団は後発開発途上国（LDC）及び小島嶼開発途上国（SIDS）の特殊な状況を強調するよう求めた。

多くの代表団は、技術移転を限定する「安全」という表現が不明確であるとして削除を提案し、ある代表団は「手頃な価格で環境的に安全」に置き換えることを提案した。能力構築は国主導とすべきか、需要主導のどちらにすべきかという点でも意見が分かれた。

共同議長シシオールは、共同議長がグループの議論に基づきパラグラフ 1 の改訂版を提示し、残りのパラグラフについては議長のテキストに加え、INC 5.1 及び 5.2 における議論と提出内容に基づきテキストを作成することを提案し、代表団はこれに同意した。

代表団は、共同ファシリテーターであるオーストリアとコスタリカから、資金（資源及び）メカニズム（第 11 条）に関する非公式会合の報告を聞いた。非公式会合は、共同議長が作成した比較文書に基づき、合意点を検討し、相違点は別のセクションにまとめた。また、外交会議又は COP1 で議論される可能性のある問題についても議論した。

今後の進め方について、代表団は行単位交渉の基礎としてどの文書を用いるかについて議論した。議長のテキストへの回帰を支持する者もいれば、共同議長が議長のテキストを改訂し、8 月 8 日（金）の審議に備えるよう提案する者もいた。ある代表団は、共同議長に対し、

資金メカニズムの見直しに関するパラグラフを回覧するよう求めた。議論は継続された。

コンタクトグループ 4
リンロイ・クリスチャン（アンティグア・バーブーダ）と小林豪（日本）が共同議長を務めるこのグループは、午後に会合を開き、その後、締約国会議（第 20 条）と補助機関（第 20 条 bis）についてそれぞれ 2 回の非公式会合が行われた。

原則とアプローチに関する非公式会合（第 1 条 bis）について報告した共同ファシリテーターのサウジアラビアは、議長のテキストの選択肢 1 と 2 を統合・簡素化するよう共同議長に指示することで各国代表が合意したと述べた。その際、選択肢 1 と 2 の内容の喪失を避けること、重複部分を削減すること、リオ宣言の内容を転載又は言い換えないことが指示された。また、当該条項の削除は依然として検討課題であると指摘した。

健康（第 19 条）については、ブラジルは会期間に行われた協議の結果として作成された条文案を提出し、「締約国は、プラスチック汚染が人の健康と福祉に及ぼす潜在的な影響を特定、評価、監視し、適切な場合には防止又は緩和するための科学的研究及び証拠に基づく政策の策定における協力を促進するものとする」と規定した。他の代表は、ワン・ヘルス・アプローチ、利用可能な最良の科学、ウェイストピッカーなどの脆弱な集団、プラスチックのライフサイクル全体、各国の状況と能力、報告、その他について言及するよう求めた。保健に関する独立した条項の設置に反対する意見も出され、他の国際フォーラムや国際機関との重複の可能性、確固たる科学的根拠の欠如、途上国への追加的な負担などを指摘する意見もあった。共同議長クリスチャンは、ブラジル主導の非公式グループで議論を継続することを提案し、代表団もこれに同意した。

実施と遵守（第 13 条）については、多くの代表団が条約文中に遵守メカニズムを設置することを支持した。ある代表団は、実施遵守委員会（ICC）と提案されている実施補助機関との関連性を指摘した。ICC の構成については、ある地域グループは小島嶼開発途上国（SIDS）と後発開発途上国（LDC）のための専用議席を含む 11 名からなる委員会とともに、ある代表団が 15 名からなる委員会を支持した。一部の代表団は、ICC の構成について COP が決定することを希望した。

ある地域グループと複数の代表団は、ICC は実施支援に重点を置くべきであると強調した。別の地域グループは、コンセンサスに基づいて運営される「非介入型」の ICC を支持した。一部の代表団は、ICC が一般的な遵守問題に焦点を当てることを希望し、締約国及び COP のトリガーに加えて提案されている「事務局トリガー」を削除するよう求めた。また、遵守と十分な財源の提供を結び付けるよう求めた。議論は継続される。

廊下にて
パレ・ド・ナシオンの内外から圧力が高まる中、代表団はあらゆる形式でテキスト作成の進捗に奔走した。金曜日の夜には、各コンタクトグループが合意点を反映させたテキストを提出し、事務局が土曜日の全体会議で審議するための「統合したテキスト」を作成が求められた。そのため、コンタクトグループの会合室には終日、熱狂的な雰囲気が漂っていた。

いくつかの部屋では、「古くからある」疑問が提起された。技術移転は相互合意条件で提供されるのか、それとも譲許的かつ特恵的な条件で提供されるのか、という問題である。開発途上国は常に後者を支持してきた。プラスチック汚染の場合、例えば廃棄物の分別や機械的リサイクルを支援する既存技術があり、新興技術にも大きな可能性がある。「技術移転がなければ、この条項は死語だ」と、ある代表団はこの問題の重要性を強調して嘆いた。

この技術の多くを保有する先進国は、技術は独占的であり、政府には自由に共有する法的権利がないと主張してきた。最近採択された公海協定など、他の多国間協定（MEA）では、技術移転を促進するための専用メカニズムの設置によってこの問題は解決されている。これが教訓となるのか？

プラスチック汚染に関する議論でも、お馴染みの論点が引用された。複数の代表団が「既存の」汚染ではなく「過去の」汚染に焦点を当て、特に途上国へのプラスチック廃棄物の輸送や不法投棄を通じた先進国の歴史的責任を主張した。予想通り、複数の先進国代表団はこれに強く反対した。誰が負担すべきかという問題が議論の中心となり、技術移転の保証を求める声も高まった。

全体像を見てみると、最終協議の折り返し地点に近づいた現在、この条約の野心的なレベルは依然として不透明である。「プラスチック製品、設計基準、廃棄物管理に関する要素を盛り込み、確固たる資金拠出を条件としたパッケージをまとめるには、数日かかるだろう」と、ある代表は述べた。しかし、別の代表は「生産に関する文言を盛り込まなければ、永遠に失ってしまう」と嘆き、新条約にプラスチックのライフサイクル全体を反映させることの重要性を強調した。「交渉の現段階でまだ答えが出ていないのは恐ろしい」と、あるオブザーバーは懸念を表明した。「しかし、強力な合意が得られることを期待している。」

「2025 年 8 月 8 日の日報」
https://enb.iisd.org/plastic-pollution-marine-environment-negotiating-committee-inc5.2-daily-report-8aug2025

コンタクトグループ 1
マリア・アンジェリカ・イケダ（ブラジル）とアクセル・ボルヒマン（ドイツ）が共同議長を務めるコンタクトグループ 1 は、夕方に会合し、2 つの非公式グループから最新情報を聴取するとともに、進捗状況報告全体会議で提示する「統合した文書」にどのようなテキストを提出すべきかを検討した。

プラスチック製品（第 3 条）について、ニュージーランドは、非公式グループが国内措置に関するテキスト（その基準を含む）について議論を完了したと報告した。次回の非公式会合では、報告事項と補助機関の可能性について議論することを確認した。プラスチック製品の設計（第 5 条）については、オランダは殆ど進展がなかったと報告し、追加時間を求めた。ある代表団は、会議室のスペース不足のため非公式会合に参加できないと述べた。別の代表団は、[供給][持続可能な生産]（第 6 条）に関する「非公式の非公式の会合」を主催したと述べた。懸念事項に対し、共同議長イケダは、非公式会合は加盟国主導のイニシアティブであると指摘した。

コンタクトグループは、取りまとめられた文書について、第 3 条及び第 5 条に関する作業状況を反映する文書を送付することに合意した。このテキストには、非公式協議において作業が開始されたパラグラフを記載し、とりわけ、テキストが合意に至っていないことを明確にする脚注を付記する。更に、コンタクトグループは、第 2 条（定義）、第 4 条（適用除外）、及び第 6 条に関する議長のテキストの逐条交渉をコンタクトグループが開始していないこと、スコープに関する条項のためのプレースホルダーを追加することを反映させることに合意した。

コンタクトグループ 2
ピーター・ジャスティス・デリー（ガーナ）とトゥーリア・トイッカ（フィンランド）が共同議長を務め、午後に会合が開かれた。代表団は、放出と漏洩（第 7 条）に関する非公式会合の報告を聴取した。共同ファシリテーターである英国は、パラグラフ 1 について、括弧で囲まれた簡潔なテキストを提示した。長時間に亘る議論の後、グループは、このテキストは議論の状況を反映するものであり、合意されたものではなく、メンバーが追加、削除、又は修正を提案する権利を予断するものではないことを説明する脚注を追加することに合意した。非公式会合は 8 月 9 日（土）に予定されている。

チリは、プラスチック廃棄物管理（第 8 条）に関する非公式会合からの報告書を提出し、作業時間の延長を要請した。コンタクトグループにおける作業成果を本会議に提出することで合意したが、非公式会合での作業はまだ準備が整っていないことを指摘した。同条項に関する非公式会合は夕方に開催された。

EU は、既存のプラスチック汚染（第 9 条）に関する非公式会合からの報告書を提出し、作業はまだ開始したばかりであると述べた。コンタクトグループにおける審議結果のみを本会議に提出することで合意した。更に、同会合は、EU とドミニカ共和国が共同でファシリテーターとなり、8 月 9 日（土）に同条項に関する作業を継続するための非公式会合を開催することで合意した。カメルーンは、公正な移行（第 10 条）に関する非公式会合での作業状況を報告し、作業継続のための時間を延長するよう要請した。共同ファシリテーターは、条項を 2 つの条項に分割することについて未解決の議論があることを指摘した。共同議長デリーは、追加条項の問題に関して事務局内で議論が継続中であることを指摘した。グループは、コンタクトグループにおける審議結果のみを本会議に提出することで合意した。

コンタクトグループ 3

ケイト・リンチ（オーストラリア）とグウェン・シシオール（パラオ）が共同議長を務めるこのグループは、午後に会合を開いた。能力構築、技術支援及び技術移転（国際協力を含む）（第 12 条）について、受益者への言及方法について議論が行われた。関係者のリストを希望する者もいれば、一般的な言及を支持する者もいた。先住民族の権利と参加を強化するため、先住民族と地域社会を区別することを支持する者もいれば、反対する者もいた。ある代表団は地域社会への言及を削除するよう求め、別の代表団は先住民族への言及を完全に削除することを提案した。

多くの代表団は「三角協力」への言及の削除に反対し、これにより国際協力の道筋が広がると強調した。ある代表は、他の多国間環境協定（MEA）、特に化学物質・廃棄物クラスターにおける MEA との協力を含める必要性を強調したが、他の代表は、これは先取り的で具体的すぎるとして反対した。ILBI 実施における貿易の自由と技術移転については、多くの代表がコンタクトグループ 4 において貿易との関連で議論することを提案した。他の代表はこれに反対し、貿易と技術移転は相互に関連しており、本条項の中で扱うべきだと主張した。

ある代表は、ILBI の実施を促進し、能力構築、技術支援、技術移転に焦点を当てたプラットフォームを協定内に提供するための国際協力メカニズムの提案を提示した。

共同議長シシオールは、取りまとめられたテキストについて、括弧書きで議論された段落（共同議長のテキストはまだ議論されていないが、利用可能であることを示す脚注を付記する）と、まだ議論されていない段落（これは以前の提案を反映しているという但し書きを付記する）を送付することを提案した。今後の進め方について、共同議長シシオールは、コンタクトグループが残りのパラグラフについて引き続き議論することを提案した。

資金（資源及び）メカニズム（第 11 条）について、共同議長リンチは、代表団の要請に基づき、簡素化された共同議長のテキストを提示し、これはこれまで共有されてきた主要な立場を反映していると指摘した。共同議長リンチは、これを逐条的な交渉の土台として用いることを提案し、代表団は全会一致でこれに同意した。ある代表団は、第一読会において全ての争点となるエレメントを「保留」することを提案した。一部の代表団は、「開かれた支援的な国際システム」の重要性に関するテキストを再挿入するよう求めた。

共同議長リンチは、取りまとめられた文書について、共同議長のテキストが括弧付きで進捗状況報告全体会議に提出されることを指摘し、項目ごとの交渉のための更なる時間を要請すると述べた。また、資金メカニズムの詳細を含む、議論の分かれる問題に対処するため、非公式会合の設置を提案した。

コンタクトグループ 4
リンロイ・クリスチャン（アンティグア・バーブーダ）と小林豪（日本）が共同議長を務めるこのグループは、午前と夕方に会合を開いた。実施及び遵守（第 13 条）について、参加者は提案されている実施・遵守委員会（ICC）に関する議論を再開し、その構成については第 1 回締約国会議（COP1）で議論すべきだとする意見もあった。ある意見は、小島嶼開発途上国（SIDS）及び後発開発途上国（LDC）を議席とする 17 名の ICC 構成を支持するものであった一方、別の意見は、地理的に代表される 15 名の委員会構成を支持するものであった。

国家計画（第 14 条）については、複数の代表団が義務的かつ法的拘束力ある国家計画を支持したが、ある地域グループはこれらの計画が任意であることを希望した。ある地域グループは、この条項と報告及び有効性評価に関する条項との関連性を指摘した。彼らは、とりわけ、より高い野心を示す 2 年ごとの国家（行動）計画の提出を支持し、小島嶼開発途上国（SIDS）及び後発開発途上国（LDC）の具体的なニーズを認識するよう求めた。

ある代表団は、47 カ国の支持を得た提案を提示した。この提案は、国家計画の策定、実施、更新を促進するために「国内の利害関係者及びパートナー」を追加するなど、新条約を国連先住民族の権利に関する宣言（UNDRIP）と整合させるよう求めた。複数の代表団は、条約全体を通して先住民族及び地域社会に関する文言を調和させることの重要性を強調し、多くの代表団は、先住民族の知識、科学、及び慣行を国家計画に含めることを支持した。

ある代表団は、開発途上国が国家計画を実施するための財政支援を受けられるようにするための代替案を提案した。その他の代表団は、全ての締約国に実施手段（MoI）を提供することを希望した。また、水銀に関する水俣条約に基づく国家計画に関する文言を用いること

を提案し、これらの計画の詳細は第 1 回または第 2 回締約国会議（COP）で議論できると指摘した。代表団は非公式会合において議論を継続した。

報告（第 15 条）について、ある地域グループは、複数の代表団の支持を得て、第 14 条と第 15 条を関連付けることを提案したが、他の代表団はこれに反対した。別の地域グループは、COP1 において報告の周期について合意するよう求めた。多くの代表団が報告について MoI を支持し、一部の代表団はこの点で SIDS（小島嶼開発途上国）と LDC（後発開発途上国）を特に指摘した。他の代表団は、報告を MoI に関連付けることに反対した。ある代表団は、水俣条約に倣い、先進国と途上国に段階的な報告期限を設けることを提案した。他の代表団は、報告期限を二分することに反対した。ある代表団は、締約国が実施上の課題について報告することを提案した。代表団は非公式会合において議論を継続した。

実効性評価（第 16 条）については、あるグループは、最初の評価は ILBI 発効後 6 年以内に実施し、その後は 6 年ごとに実施すべきであると提案した一方、他の代表団は 3 年、4 年、5 年間隔で実施することを提案した。また、評価は新たな義務を課したり、ILBI の既存の目的、義務、範囲を変更したりするために用いられないこと、先進国が第 11 条及び第 12 条に基づきどの程度支援を提供してきたかに関する情報に基づいて実施されること、実施ではなく実効性のみに焦点が当てられること、義務の妥当性を評価すること、プラスチックのライフサイクル全体に亘るデータ、情報、指標に依拠することなどを提案した。代表団は非公式会合において議論を継続した。

情報交換（第 17 条）については、ある団体が、この条項をプラスチック廃棄物管理に焦点を当てるべきだと訴えた。その他の提案には、以下の事項に関する文言の追加が含まれていた。プラスチック汚染の発生源と、プラスチック汚染による人体及び生態系へのばく露を特定する必要性、伝統的知識及び先住民族及び地域社会の知識へのアクセス、利用及び共有は、集団的知的権利を保護する国内法並びに知識保有者の自由意思に基づく事前の十分な情報に基づく同意（Free, Prior, and Informed Consent）の手続きを尊重するものとすること、並びに人の健康と安全及び環境に関する情報は機密情報と見なされないこと。代表団は非公式会合において議論を継続した。

情報公開、啓発、教育及び研究（第 18 条）については、ある代表団が、ILBI のいかなる条項も、国内法で開示が禁止されている情報の共有を義務付けてはならない旨を規定する文言の追加を要請した。複数の代表団は、科学技術研究、開発、イノベーション及び協力の推進を義務付けることを支持した。その他数名は、「先住民族の知識」を「先住民族の知識、科学、及び慣習」に、「地域社会の知識」を「地域の知識体系」に置き換えるよう求めた。その他の提案には、企業が情報を共有し、その活動が ILBI の目的とどのように一致してい

るかを報告できるようにする措置を講じることや、地方政府及び準国家政府への言及などが含まれていた。代表団は非公式会合において議論を継続した。

代表団は、前文と、非公式会合で作成された原則（及びアプローチ）に関する新たな条項（第1条bis）との関連性について検討した。ある地域グループは、人権及び先住民族の権利は前文と原則に関する本文の両方で扱われる必要があると強調した。数か国は、前文において国連環境総会（UNEA）決議5/14に言及するよう求め、そのうち1か国は、そうすることで適用範囲の問題にも対処できる可能性があると指摘した。他の代表団は、プラスチックのライフサイクルへの言及に反対した。その他の提案には、前文で「人権」、「人、環境及び動物の健康」に言及することが含まれていた。多国間経済連携協定（MEA）間の相乗効果、そして企業の責任について議論が続けられた。代表団は非公式会合において議論を継続した。

代表団は非公式会合から締約国会議（第20条）に関する報告を受け、共同ファシリテーターは進捗状況を確認し、更なる議論時間を要請した。

保健（第19条）については、ブラジルが非公式グループの共同ファシリテーターとして、画面上での編集が困難であったため、共同議長が様々な提案を比較する概念表を作成する必要があったと説明した。2名の代表は、非公式会合においてあるグループの提案が十分に検討されなかったことを嘆き、共同ファシリテーターを追加任命するよう要請した。共同議長は、ゼロオプションを含む簡素化されたテキストを作成し、様々な提案全てにキャプションを付すことを提案し、代表はこれに同意した。EUは、補助機関（第20条bis）に関する非公式グループの共同ファシリテーターとして、当該条項は完全に括弧書きになっているが、作業は依然として進行中であると報告した。

ある代表団は、一部の賛成と他の反対の意見を述べつつ、他の協定との関係に関する新たな第23条bis案について非公式グループの設置を要請した。

廊下にて
代表団が全ての条項の検討を急いで完了させ、多数の提案を盛り込む中、ナイロビ、オタワ、釜山での交渉の既視感に苛まれた代表団もいた。「文章がまた読めなくなってしまった」と、ある代表団はため息をつき、条項に「望ましいリスト」を盛り込む作業が妥協への道筋を示さないことを懸念した。しかし、共同議長による財政に関する新たなテキストに勇気づけられた代表団もおり、共同議長らは「課題を明確に理解している」と称賛を浴びせた。

また別の場では、ある共同議長が「クリスマスツリーに戻ってしまう」と深刻な懸念を表明

し、代表団に対しテキストを本会議に提出するよう何度も「懇願」し、「今すぐ行動を起こし、少しでも進展を示さなければならない」と強調した。「もし交渉を終わらせるのであれば、来週の交渉の進め方について明確な指針が必要だ」と、ある代表団は語った。

土曜日に提出される予定の取りまとめられた文書を待つウオッチャーたちも、進展の遅れを懸念し、「このプラスチック危機は、金銭的な損失（世界で約 1.5 兆米ドルと推定）だけでなく、あらゆる段階で私たちの命をも奪っている」と嘆いた。プラスチックの影響を明確に証明するには更なる科学的研究が必要だと主張する国もあるが、多くの国は、人と環境の健康への懸念が条約の中心にあることを強調している。この点で、複数の代表団は、人と環境の健康と安全に関する情報は「機密保持を理由に差し控えることのできない公共財」であると強調した。

INC 5.2 の期限が迫り、緊張が高まる中、プラスチック問題への取組みは他のフォーラムで行った方が良いのではないかという声がささやかれ、世界的な多国間対応の見通しに落胆する声も聞かれた。しかし、より強い声を上げたのは、世界的な対応のみが効果的であると一日中繰り返し主張した人々だった。交渉の現段階では、実質的な進展を遂げるには途方もない努力が必要だ。各国大臣は来週ジュネーブで代表団と合流する予定だが、「政治的意志だけでは十分ではないかも知れない」。

「2025 年 8 月 9 日の日報」
https://enb.iisd.org/plastic-pollution-marine-environment-negotiating-committee-inc5.2-daily-report-9aug2025

全体会合
INC 議長ルイス・ヴァヤスは、委員会はこれまでの進捗状況を評価した上で、コンタクトグループでの議論の成果を検討し、今後の進め方を決定すると述べた。ヴァヤスは、この取りまとめたテキストは情報提供のみを目的としており、8 月 8 日（金）午後時点のコンタクトグループにおける議論のスナップショットを示すものであると説明した。

コンタクトグループ 1 の共同議長であるマリア・アンジェリカ・イケダ（ブラジル）とアクセル・ボルヒマン（ドイツ）は、それぞれの作業状況を説明し、それぞれのマンデートに含まれるいずれの項目についても合意されたテキストは作成されていないと指摘した。両共同議長は、取りまとめられたテキストには適用範囲に関する規定案の仮置きが含まれているものの、依然として意見の相違が残っていること、また、コンタクトグループは定義（第 2 条）、適用除外（第 4 条）、[供給][持続可能な生産]（第 6 条）について、まだ逐条的なテキスト交渉には進んでいないことを指摘した。共同議長は、プラスチック製品の[持続可能

な消費と生産]、[製品設計]、[問題のある]製品（第 3 条）及びプラスチック製品の設計（第 5 条）に関する規定について、非公式協議が進行中であると報告した。

コンタクトグループ 2 の共同議長であるピーター・ジャスティス・デリー（ガーナ）とトゥーリア・トイッカ（フィンランド）は、それぞれのマンデートに含まれる全ての条項、即ち、放出と漏出（第 7 条）、プラスチック廃棄物管理（第 8 条）、既存の[及び][旧来の]プラスチック[廃棄物]汚染（プラスチック汚染の修復）（第 9 条）、そして[労働者のための]公正な移行（第 10 条）について、第 1 ラウンドのテキスト交渉を完了したと報告した。両共同議長は、テキストは拡大したものの、交渉継続のための強力な基盤を提供していると指摘した。また、非公式な場で作業が継続中であると報告した。

コンタクトグループ 3 の共同議長であるケイト・リンチ（オーストラリア）とグウェン・シシオール（パラオ）は、資金（資源及び）メカニズム（第 11 条）及び能力構築、技術支援、技術移転（国際協力を含む）（第 12 条）に関する規定の進捗状況を報告した。第 11 条については、共同議長が作成を委任された条文の改訂版が、議長のテキスト及び INC5.1 及び 5.2 で示された提案や意見を踏まえた、交渉を経ずに作成された要約表に基づいてまとめられたことを指摘した。この新しい改訂版は、今後の交渉に向けた建設的な基盤として承認された。共同議長らはまた、非公式会合において作業が継続されること、そして第 12 条に関する逐条的な交渉が開始されたことを指摘した。

コンタクトグループ 4 の共同議長である小林豪（日本）とリンロイ・クリスチャン（アンティグア・バーブーダ）は、特に以下の点について報告した。それぞれのマンデートに含まれる全ての条項が開封されたこと、前文と第 14 条から第 18 条はまだ十分に検討されていないこと、加盟国が寄託に関する条項（第 31 条）と正文に関する条項（第 32 条）をオープンエンド法文起草グループに送付したこと、原則（及びアプローチ）（第 2 条）、締約国会議（第 20 条）と補助機関（第 20 条の 2）、そして保健（第 19 条）について議論するため 3 つの非公式グループが開催されたこと、議長のテキストに含まれていない概念を含む新たな条項が提案されたこと、意思決定の性質や補助機関の数と性格といった分野横断的な要素については更なる検討が必要であること。

INC のヴァヤス議長は、2 年半に及ぶ交渉を経ても十分な進展が見られなかったことを嘆き、取りまとめられたテキストに未解決の課題が山積していることを指摘した。議長は、コンタクトグループを再招集し、条項を検討してテキストをオープンエンド法文起草グループに送付することを提案し、各国代表に対し、共同議長と協力し、テキストの最終化を促進するよう呼びかけた。ヴァヤス議長は、依然として意見の相違が残る問題を特定するため、引き続き共同議長と協力していくと述べた。また、条項について大筋の合意に達した時点で、

総会を開催し、オープンエンド法文起草グループにテキストを送付すると述べた。米国、中国、その他各国は議長のアプローチを支持した。

取りまとめられたテキストについては、多くの代表団が交渉の進展の遅れについて懸念を表明した。クウェートは、同志グループを代表して、ロシア、マレーシア、イラン、モロッコ、インド、キューバ、カザフスタンなど多数の国の支持を得て、スコープに関する条項が議論の中で検討される公平な機会を与えられなかったことを嘆いた。

ツバルは太平洋小島嶼開発途上国（PSI）の立場で発言し、プラスチックのライフサイクル全体を網羅し、国家措置を主眼としない、実行可能な合意を求めた。クック諸島は第 6 条の明確化を求め、強固な資金メカニズムは条約の周辺的ではなく、中心となるべきだと主張した。また、「このプロセスは、限定的な廃棄物管理条約に繋がるものではない」と強調した。

ペルーは、この週末が条文の簡素化にとって「決定的な意味を持つ」と強調し、ウルグアイと共に、第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 11 条、第 20 条といった、バランスの取れた合意に不可欠な条項に焦点を当てる必要があると強調した。パラオは小島嶼国連合（SPIA）の立場で発言し、海洋環境における既存のプラスチック汚染への対処、国家管轄権内外の義務、資金と能力構築、そして小島嶼開発途上国（SIDS）と後発開発途上国（LDC）の特殊な状況への配慮を優先課題とした。パナマは「合意を得るためにここにいる」と強調し、ILBI はプラスチックの生産とマイクロプラスチックを含むライフサイクル全体に対応しなければならないという立場を改めて表明した。

イランは第 3 条に、そしてインドと共に第 6 条に関連する文言は不要であると明言し、全ての健康関連問題は世界保健機関（WHO）の管轄下にあることを強調した。

アゼルバイジャンは、一部の国への経済的影響を指摘し、特定の化学物質が文言の対象となっていることを遺憾に思った。

タジキスタンは、将来の ILBI において、移行経済国が資金メカニズムの恩恵を受けられるよう、これらの国にも言及するよう求めた。

ケニアは、第 19 条に基づく自国の意見を盛り込むよう要請し、ケニアのナイロビにある国連環境計画（UNEP）本部を事務局とする提案を改めて表明した。スイスは、分野横断的な課題を解決する必要性を強調し、条約事務局のホスト国となることに関心を示しつつ、この決定は第 1 回締約国会議（COP1）で行われるべきだと指摘した。

プロセスに関し、クウェートは、同志グループを代表して、ロシア、インドネシア、モロッコ、インドの支持を得て、全ての決定においてコンセンサスが反映されるよう求めた。

エチオピアは、他の国々の支持を得て、コンセンサスが「プロセス全体を人質に取る」ために利用されてきたことを嘆き、困難な条項に対処するための非公式協議を求めた。

サウジアラビアは、アラブ・グループを代表して、モロッコの支持を得て、全ての条文案について議論するよう求め、和解不可能な相違点により最終成果物から除外できるものについて検討を開始するよう各国代表に要請した。

ウルグアイは、将来の条約にとって不可欠な条項を特定する必要性を強調した。ノルウェーは、主要条項間の相互作用に注意を払うよう求め、「INC で強い支持を得ている問題については議論を避けることはできない」と強調した。

コロンビアは、火曜日に全体会合で再会合する前に、代表団が非公式に作業を行うことを提案した。EU はチリと共に、INC が非公式な場で会合することを検討するよう要請し、同時に 2 つ以上の会合を開催することも提案した。ペルーは、月曜日夜に再度全体会議を開催するよう求めた。グレナダは、特に交渉方法の多様性により負担が重くなっている小規模代表団にとって、透明性と代表性の向上の必要性を強調し、非公式会合からの詳細な報告を求めた。

中国は、代表団長が意見の相違が大きい条項について議論することを提案し、INC 議長のヴァヤスに広範な協議を行うよう促した。

フィジーは、テキストが 22 ページから 34 ページに膨れ上がったことを指摘し、期限付きでテキストを簡素化するプロセスや、非公式会合から本会議への最新情報の即時伝達などを提案した。

INC 議長のヴァヤスは、INC が第 31 条及び第 32 条をオープンエンド法文起草グループに送付することを提案し、代表団はこれに同意した。ヴァヤスは、委員会に対し、公式会合が予定されていない 8 月 10 日（日）も非公式協議を継続するよう促した。ヴァヤスは、共通認識を探るための代替手段を提供するために非公式会合が必要であると指摘し、具体的かつ明確なテキスト作成に向けた作業を加速するよう代表団に促した。

コンタクトグループ 1

午後、グループは 2 つの非公式グループから最新情報を得るため会合を開いた。プラスチ

ック製品（第 3 条）について、サウジアラビアは、非公式グループが同条の第一読会を終え、テキストは加盟国の意見を反映したものになったと報告した。彼らは、特に、国内措置については若干の合意が得られたものの、詳細については依然として意見の相違があると指摘した。テキストが膨れ上がったため、非公式協議を促進するために代表者が自主的に使用できるテキストを提供することを提案した。

プラスチック製品の設計（第 5 条）について、オランダは、非公式グループが午後に国内措置に関するパラグラフ 1 の審議を再開したものの、議論は手続き上の問題で行き詰まり、橋渡し提案を検討する時間がなかったと指摘した。ある代表者は他の代表者の支持を得て、新たな概念の追加について懸念を表明し、他の代表者は橋渡し提案に集中するよう促した。別の代表者は、新たなコンセプトの追加は交渉を制約するため、制限されるべきではないと強調した。共同議長ボルヒマンは、新たなテキストの作成に制限はないことを明確にした。一部の参加者は、更なる非公式協議において、条項の構成と基本要素の特定に焦点を当てるべきだと訴えた。その後、共同議長は、第 5 条に関する非公式協議を夕方まで継続することを提案し、8 月 10 日（日）に会合を開き、第 3 条と第 5 条に関連する概念的及び基本的な問題について更なる議論を行うよう加盟国に促した。

コンタクトグループ 3

このグループは、共同議長のテキストに基づき、資金（資源及び）メカニズム（第 11 条）に関する議論を再開した。共同議長リンチは、参加者に対し、テキストに含めるべき欠落要素を指摘するよう求めた。共同議長リンチは、主要な概念に関する意見表明を受け次第、コンタクトグループ又は非公式グループ会合において、逐条的なテキスト交渉を進めることができると指摘した。参加者は、補償基金、負担分担協定、廃棄物管理及び循環型経済イニシアティブを含む修復基金、資金メカニズムの対象となる主体に対する COP の残余権限といった概念を提示した。一部の代表団は、受益国リストに「経済移行国」及び「不均衡な影響を与える生態学的・地理的課題を抱える国」への言及を含めるよう求めた。議論は夜遅くまで続いた。

コンタクトグループ 4

グループは午後に会合を開き、取りまとめたテキストに含まれる前文の初読を継続した。提案には、共通だが差異のある責任とそれぞれの能力の原則、プラスチックのライフサイクル全体、プラスチック汚染が深刻な健康問題であることなどへの言及の削除などが含まれていた。代表団はまた、前文をプラスチック廃棄物管理に焦点を当てること、プラスチック自体は汚染物質ではないことを確認すること、違法な国境を越えた移動により開発途上国に蓄積されたプラスチック廃棄物が世界的な課題となっていることに留意することを求めていた。その他の代表団は、貿易協定と環境協定の相互扶助性、安全で清潔な環境への権利、

先住民族、将来世代及び現在の世代の権利、そしてゼロ・ウェイスト・イニシアチブへの言及を提案した。複数の代表団は、前文を個別に見直すのではなく、条約の実質的要素が合意に達した後、見直すことを支持した。

共同議長リンロイは、代表団に対し、第 14 条から第 18 条に関する意見をポータルに提出するよう促し、共同議長が次回のコンタクトグループ会合で検討するための新たなテキストを作成するよう提案した。一部の代表団は、他の協定との関係（第 23 条の 2）及び第 14 条から第 16 条に関する非公式会合の設置を要請した。ブラジルとウガンダが共同でファシリテーターを務める保健（第 19 条）に関する非公式会合は、夕方に開催された。

回廊にて
少し遅れて、代表団は取りまとめたテキストの検討を行ったが、会合開始以来の進展の遅さに対する失望感は明らかだった。「時間が迫っているし、テキストはめちゃくちゃだ！」と、ある代表団は叫んだ。これに対処するため、代表団は、条約案について最も率直な議論を行うため、様々な形式で作業を進める意向を表明した。土曜日には、代表団は対面形式と非公式グループ会合の両方を再開したが、全体会議で示された提案が採択されるのか、それとも作業プロセスに変更はないのか、一部からは疑問の声が上がった。日曜日には、非公式会合と二国間会合が予定されているが、月曜日の作業形式については「依然として未定」である。

プロセスを振り返り、代表団は様々な意見を述べた。「ここで細かい点について合意できなければ、永遠に失われてしまう」と、ある代表団は打ち明け、テキスト中の「括弧の多さ」に不満を露わにした。「現段階では、細部に溺れるわけにはいかない」と、多くのことを COP に委ねられるという意見を持つベテランの観察者は述べた。「条約を実施するためのプロセスと手順がしっかりとしたものになっていることを確認する必要がある」。「完璧を良きものから遠ざけるのはやめよう」と、別の代表団は賢明にも述べた。「しかし、我々はまだ良きものにも完璧さにも程遠い」と、別の代表団は、取りまとめられたテキストに 1488 個の括弧があることを指摘し、反論した。正式な交渉期間はあと 4 日間残っており、「8 月 14 日に祝える何かがある」かどうかは、時が経てば分かるだろう。

代表団が作業を急ぐ中、先住民族代表は世界先住民族の国際デーを記念し、取りまとめられたテキスト全体に括弧書きで先住民族への言及があることを嘆き、代表団に対し、条約が「我々抜きではなく、我々と共に」進められるよう、彼らの完全かつ効果的な参加を保証し、歴史的な不平等を強化するのではなく、それに対処するよう強く求めた。

「2025 年 8 月 11 日の日報」
https://enb.iisd.org/plastic-pollution-marine-environment-negotiating-committee-inc5.2-

daily-report-11aug2025

コンタクトグループ 1
マリア・アンジェリカ・イケダ（ブラジル）とアクセル・ボルヒマン（ドイツ）が共同議長を務め、このグループは日中に非公式協議を行い、プラスチック製品（第 3 条）とプラスチック製品の設計（第 5 条）について協議した。夜間には非公式協議の報告を聞くセッションが開かれ、スコープ（適用範囲）と[供給][持続可能な生産]（第 6 条）に関する非公式協議の実施の有無と時期について白熱した議論が交わされた。これらの協議はいずれも 8 月 12 日（火）に開催される予定である。

コンタクトグループ 2
ピーター・ジャスティス・デリー（ガーナ）とトゥーリア・トイッカ（フィンランド）が共同議長を務め、このグループは夜間に会合し、非公式協議参加者からの報告を聞いた。

放出と漏洩（第 7 条）については、共同ファシリテーターであるケニアが、パラグラフ 2～4 のテキスト編纂について検討できたと述べた。残りの括弧事項について議論するため、再度非公式会合を開催するよう要請した。ある代表団は、パラグラフ 1 に関する議論に参加できなかったことを遺憾に思い、非公式会合の開催を提案した。グループは 8 月 12 日（火）に再度会合する予定である。

プラスチック廃棄物管理（第 8 条）について、共同ファシリテーターであるスイスは、パラグラフ 3 及び 4 について代表団が一般的な見解を共有し、共同ファシリテーターがそれらを簡素化されたテキストに統合したと報告した。また、再度非公式会合を開催するよう要請した。ある代表団は、現行のテキストに合意が得られていないと主張し、非公式会合の開催を要請した。グループは 8 月 12 日（火）に再度会合する予定である。

[[既存の][及び][従来の]プラスチック[廃棄物]汚染] [プラスチック汚染の修復]（第 9 条）について、共同ファシリテーターであるベルギーは、グループが以下の点について合意したと説明した。プラスチック汚染については独立した条項で対処すること。国家管轄権の内外における地域ごとに異なるアプローチを採用すること。既存の多国間環境協定（MEA）との整合性、そしてプラスチック汚染地域の特定について議論が交わされた。意見の相違があったのは、本条項で扱われるプラスチック汚染の範囲と発生源であった。共同ファシリテーターであるドミニカ共和国は、パラグラフ 1a の修正に進展があったと付け加え、再度の非公式協議を要請した。グループは 8 月 12 日（火）に再度会合する予定である。

労働者のための公正な移行（第 10 条）に関して、共同ファシリテーターであるカメルーン

は、2 つの代表団が独立した条項の設置に反対していることを強調した。意見の一致があったのは、ウェイストピッカーを含む、不均衡な影響を受けている人々への言及、公正な移行は機会も齎し、各国の状況を考慮する必要があることを認識すること、そして第 11 条及び第 12 条の文脈における実施手段への対応でした。意見の相違があったのは、補助機関への言及、条項の義務を義務化すること、そして報告について言及することであった。また、複数の代表団が、締約国会議（COP）に対し、公正な移行に関する指針を提供するよう求めました。共同ファシリテーターは、非公式会合において当該条項に関する協議を継続するよう要請した。

コンタクトグループ 3

ケイト・リンチ（オーストラリア）とグウェン・シシオール（パラオ）が共同議長を務めるこのグループは、午後と夜に会合を開いた。資金（資源及び）メカニズム（第 11 条）に関して、共同議長シシオールは 8 月 10 日（日）時点の作業状況を提示した。この状況には、8 月 9 日（土）時点の加盟国によるテキスト交渉に基づき、共同議長による条項の最初の 7 つのパラグラフの改訂版が含まれている。コンタクトグループは、非公式グループの共同ファシリテーターであるオーストリアとコスタリカから報告を受け、両国は、議論は資金メカニズムの構造に関する選択肢に焦点を当てたものであったが、選択肢は相互に排他的ではなく、全てが依然として検討対象となっているとの認識を示した。両国は、議論を継続するために更なる時間を求めている。

代表団は、能力構築、技術支援、技術移転（国際協力を含む）（第 12 条）に関する国際協力について議論したが、多くの代表団が、この条項が公平かつ正当な検討を受けていないことを嘆いた。グループは、政府、非政府、民間団体のイニシアティブを含む開発途上国への支援を通じて ILBI の実施を促進するため、COP の権限の下に国際協力メカニズムを設立するという橋渡し提案を聞いた。この提案では更に、COP 1 がメカニズムの委託事項とガバナンスの様式を策定すること、メカニズムは透明性、包摂性、費用対効果、各国主導性、効率性を備え、必要な協力へのアクセスにおいて新たな階層が生じないよう配慮されたものとなることが詳述されている。

複数の開発途上国がこの提案に支持を表明し、協力を導くための機関の必要性と、野心的なテキストを「野心的な措置」で補完する必要性を強調した。ある代表団は、生物多様性条約を含む他の多国間協定（MEA）における同様の機関に言及した。このテキストに関する提案には、名称に「能力構築、技術支援、技術移転に関する国際協力のためのメカニズム」と明記すること、機関のリストを「多様な利害関係者」に置き換えること、そしてメカニズムはアクセス可能である必要があることを明記することなどが含まれていた。

多くの先進国代表団は留保を表明し、特に、将来の事務局が専用のメカニズムを必要とせずに協力活動を支援できること、そして提案されているメカニズムが事務局に課す事務・予算上の負担を強調した。ある代表団は、将来の COP において、必要であればこのような協力メカニズムを構築できると提案した。

両条項に関して、いくつかの代表団が脚注の変更を求め、本文がドナー国と被援助国に関する横断的な議論に影響を与えるものではないという言及を追加するよう要請した。一部の代表団は、この文言を条約テキスト全体で簡素化する作業は会合の後半で行うことを支持した。他の代表団は、この方法はすべての代表団の合意を得ていないとして反対した。共同議長シシオールは、この点は作業状況の要約に反映されると述べた。グループは夜間会合で議論を継続した。

コンタクトグループ 4
小林豪（日本）とリンロイ・クリスチャン（アンティグア・バーブーダ）が共同議長を務めるコンタクトグループは、午前中に短時間会合を開き、保健（第 19 条）に関する非公式協議の報告を聞いた。ウガンダの共同ファシリテーターは、非公式会合が当該条項の第 2 読会を無事に完了したことを報告し、統合されたテキストをレビューしたものの、当該条項をそもそも含めるべきか、或いは特定の要素は広報、啓発、教育及び研究（第 18 条）で対処できるかどうかについて意見の相違が残っていると述べた。共同ファシリテーターは、条項の精緻化のために更なる時間を要請したが、進捗状況によっては他の条項に基づく作業の進捗にも依存することを認識した。

共同議長小林は、コンタクトグループが 8 月 10 日（日）の作業状況報告書に基づき、本日の様々な時点で非公式会合を開催すると発表した。非公式会合では、サウジアラビアとコロンビアが共同ファシリテーターを務めた前文及び原則（及びアプローチ）（第 1 条の 2）、ブラジルがファシリテーターを務めた他の協定との関係（第 23 条の 2）、パラオがファシリテーターを務めた国家（行動）計画（第 14 条）、報告（第 15 条）、及び有効性評価（第 16 条）について議論が行われた。

廊下にて
非公開の会議が一日のうち数時間続き、進展と行き詰まりについて、ひそひそと会話が交わされた。予定されていた非公式グループからの報告は、現状について限定的な情報しか提供しておらず、代表団は交渉の進捗状況の全体像を把握するには次回の全体会議を待たなければならないかもしれない。

代表団が一日中、様々な非公式グループやコンタクトグループを行き来する中で、複数の代

表団が「組織の欠如」を懸念する声を上げた。「まるでサーカスのピエロのように、部屋から部屋へと急かされている気分です」と、ある代表団は息を切らしながら、土壇場で延期となったコンタクトグループに駆け込んだ。「何らかの構造が必要です」とある代表団は述べ、他の代表団は「こうした中断と再開は、交渉の勢いを失わせるものです。いよいよ核心部分に入り込もうとしている矢先に、コンタクトグループに飛び込んで時間延長を求めなければならないのです」と意見を述べた。

しかし、議論の焦点を維持し、非公式な議論の進捗状況を全メンバーが把握できるようにするために、コンタクトグループでの再会合が必要だと考える参加者もいた。更に、議論の対象となっている問題のマンデートと優先順位について疑問を呈する参加者もいた。「結局、全てに対処しなければならないのだから、スケジュール通りに進めよう」と、ある参加者は苛立ちながら言った。「他に方法はないのか？」と別の参加者は疑問を呈した。「進行中の議論の最新情報を 1 日 1 回午前中だけに限定すれば、貴重な時間を節約できるかもしれない」

実質的な状況もあまり良くないようだ。「土曜日以降、ブラケットの数は減少していない」。「そろそろ問題を棚上げすべきではないか？」公式交渉期間が 3 日間残されている中、非公式協議では一部の代表団からこの問いが上がった。これらの問題の中には「和解不可能な意見の相違がある」分野を反映したものもあると別の代表団は打ち明け、更に「現時点でプラスチック生産について言及しても、あまり進展しないかもしれない」と付け加えた。ベテラン代表団は、「プラスチック生産に関する文言をどう盛り込むかが、進展と膠着状態の違いになるかもしれない」と述べた。

生産を含めるかどうかは、ILBI の適用範囲に直接関わる問題だ。「交渉期間があと 1 週間も残っていないのに、まだ未定だなんて信じられない」とある代表団はため息をついた。土曜日の全体会議で一部の代表団が提唱した「シャトル外交」によって「まもなくこの問題に光が当たるだろう」と期待する代表団もあった。この点に関して、様々な利害関係を代表する国々の大規模なグループが INC 議長との会合を組織し、「行き詰まっている問題」の解決策を見出そうとしていると報じられている。

問題の範囲に関する解決策が見通せない中、疲弊した代表団の間で緊張が高まり始めた。ある非公式協議では、一部の代表団が他の部屋での協議の調和を求め、協議は一時中断された。「一部の代表団がプラスチック生産について議論する準備ができていないのであれば、実施手段に関する議論を続けることはできない」。「ついに駆け引きが始まったのか？」と、深夜のドラマに興奮したある代表団は疑問を呈した。「だが、これもゲームの一部だ」。他の代表団はそれほど感銘を受けておらず、「我々は無理強いされて同意することはない」と述べた。「まだ週の初日だ」と、ある代表団は、状況にも係わらず楽観的な姿勢を崩さず、「ま

だ間に合う」と皮肉った。

「2025 年 8 月 12 日の日報」
https://enb.iisd.org/plastic-pollution-marine-environment-negotiating-committee-inc5.2-daily-report-12aug2025

コンタクトグループ 1
マリア・アンジェリカ・イケダ（ブラジル）とアクセル・ボルヒマン（ドイツ）が共同議長を務めるコンタクトグループが午後に短時間会合を開き、非公式協議の最新情報を得た。

[持続可能な消費と生産] [製品設計] [問題のある] プラスチック製品（第 3 条）について、ニュージーランドの共同ファシリテーターは、参加者が引き続き概念的な議論を行っていると報告した。議論の例として、世界的な措置の調整を確保する方法、補助機関、その他の機関、専門家グループ、プラットフォームの役割などが挙げられる。共同ファシリテーターは、参加者間で依然として共通点を見出せる可能性があると指摘し、夕方に非公式な会合を継続し、8 月 13 日（水）に予定されている非公式グループに報告するよう促した。

プラスチック製品の設計（第 5 条）について、オランダの共同ファシリテーターは、参加者が更なる意見交換を行う価値のある分野を特定し、議論の着地点を見出すのに役立つよう、いくつかの指針となる質問を提示したと報告した。代表団は、非公式な非公式会合を開催し、何らかのテキストを非公式グループに紹介する機会を設けることができれば、時間を有効活用できると指摘した。共同議長ボルヒマンは、第 5 条に関する非公式会合が 8 月 13 日（水）に暫定的に予定されていると述べた。

範囲に関する非公式会合について、サウジアラビアは、議論を通じて、この問題に関する多様な見解を代表団がより深く理解することができたと報告した。また、国連環境総会（UNEA）決議 5/14 への言及や「特定地域の保護」に関する加盟国の懸念を反映させる選択肢を検討するなど、更なる議論を行うため、8 月 13 日（水）に別の非公式会合を開催すべく努力が進められていると述べた。

[供給][持続可能な生産]（第 6 条）に関する非公式会合について、日本は、議論は概念的な性質のものであり、各国の立場は「依然として隔たりがある」と報告し、別の非公式会合を開催することの有用性について懸念を表明した。複数の代表団はこれに対し、第 6 条に関する更なる非公式協議の開催を強く求め、ある代表団は第 6 条と適用範囲との関連性を強調した。他の代表団は、第 6 条について更なる議論を行い、適用範囲と「一体として」扱うことに固執することに疑問を呈し、依然として大きな相違が残る第 6 条とは異なり、適用

範囲に関する議論は「実りある」ものであり、従って別個に進めることができると主張した。ある代表団は、第 6 条を将来の ILBI に含めるべきではないとの立場を強調した。別の代表団は、適用範囲と第 6 条に関する議論は、既に非公式協議で提案されている具体的な橋渡しのテキストに基づいて進めることができると指摘した。共同議長ボルヒマンは、更なる非公式協議の要請は事務局に提出される予定であると述べ、日本は引き続き、少人数グループでの議論も含め、議論を促進する意向を示した。代表団はまた、様々な小グループや二国間会合において第 6 条に関する作業が進行中であることを強調した。

コンタクトグループ 3

ケイト・リンチ（オーストラリア）とグウェン・シシオール（パラオ）が共同議長を務めるこのグループは午後に会合を開き、能力構築、技術支援、技術移転（国際協力を含む）（第 12 条）に関する検討を再開した。

参加者は、締約国会議第 1 回会期（COP1）において、本条に基づく能力構築、技術支援、技術移転の強化方法に関する勧告を行うことを義務付ける条項（パラグラフ 6）について議論した。一部の参加者は、「強化された」を「提供される」に置き換えるよう求めた。ある参加者は「提供される」の使用に反対し、本条は協力を促進するためのものであり、サービスを提供するものではないことを強調した。

この条項が「安全な」「環境に優しく、手頃な価格の」「環境に配慮した」技術移転のいずれに言及すべきかについて意見の相違が生じ、一部の参加者は、これらの限定表現を削除又は検討を延期することで、本条全体の一貫性を確保するよう求めた。技術移転を「自発的かつ相互に合意された条件」で実施すべきことを明記する文言を追加するかどうかについても意見が分かれ、一部の代表団はこの文言に反対し、少数の代表団は、これはこの条項にまたがる横断的な問題であるため、この問題の先送りを主張した。ある代表団は、共同議長に対し、用語や問題を横断的なものとして扱う方法について、全ての国が合意しているわけではないことを反映させるよう要請した。

代表団は、国際協力メカニズムの委託事項及び方法の策定を COP1 に委任すべきかどうかについても意見が分かれた。一部の代表団は、メカニズムの設置の是非については議論が継続中であり、COP1 に向けた提案は他のパラグラフに含まれていると指摘した。共同議長シシオールは、全ての地域グループがコメントと提案を提出したことを確認するため、8 月 13 日（水）にコンタクトグループを再開し、条文の第 1 読会を完了することを提案した。

コンタクトグループ 4

小林豪（日本）とリンロイ・クリスチャン（アンティグア・バーブーダ）が共同議長を務め、

グループは午前と夕方に会合を開き、クリスチャン共同議長は、8 月 11 日（月）午後 11 時時点の作業文書の状況について指摘した。

国家行動計画、報告、及び[有効性評価][レビュー]に関する条項（第 14 条～第 16 条）について、パラオの共同ファシリテーターは、非公式グループが簡素化されたテキストを検討し、国家行動計画に関する議論を開始したと報告した。彼らは、特に計画の内容、開始日、法的地位について意見の相違が残っていると報告した。また、非公式グループは共同ファシリテーターの提案を今後の議論に活用することに合意したことを強調した。

他の協定との関係（第 23 条の 2）について、コロンビアは共同ファシリテーターとして、参加者がこの条項を独立した条項とするか、他の条項又は前文に組み込むかについて議論したと報告し、議論のための更なる時間を要請した。

序文及び原則[及びアプローチ]（第 1 条 bis）について、共同ファシリテーターであるサウジアラビアは、第 1 条 bis の章に関する議論の進展が限定的であることを指摘したが、ゼロオプション（文章なし）が依然として検討対象となっていることを強調した。その後の議論において、2 つの代表団が章の提示方法に留保を表明し、更に 1 つの代表団は、タイトルの一部が括弧付きのままであることにも言及した。クリスチャン共同議長は、進展を図るため、新たな作業様式を検討するようグループに要請した。非公式会合は午後に再度開催された。

共同議長クリスチャンはまた、グループのマンデートに基づく残された作業の理解を助けるため、条項ごとのマッピングチャートを示し、目的（第 1 条）、COP の意思決定部分（第 20 条）、条約改正（第 23 条）、留保（第 29 条）、及び一般的除外（第 29 条 bis）に関する行き詰まりを解決するための他の方法があるかもしれないと指摘した。彼はまた、地域経済統合機関に言及する条項を解決するための他の手段の必要性も強調した。

一部の代表団は、第 14 条から第 16 条までの議論に同等の時間を割り当てる必要性を強調した。ある代表団は、保健（第 19 条）に関する議論に時間がかかり過ぎており、削除を希望すると指摘した。他の代表団は、第 19 条に関する更なる議論を支持した。更に、広報、啓発、教育及び研究（第 18 条）と第 19 条については別々に議論すべきだと主張する代表団もいた。

いくつかの代表団は、補助機関（第 20 条の 2）と実施・遵守（第 13 条）について共同協議を行うことを求めたが、他の代表団はこれに反対した。

グループは終日、前文、原則（及びアプローチ）、COP、補助機関について非公式協議を行

った。夕方、代表団は第 30 条（離脱）を本会議に付託することで合意した。

廊下にて

「作業の大部分は 8 月 13 日水曜日までに完了する予定」だったため、パレ・デ・ナシオンの交渉室には「パニック感」が漂っていた。「山積みの仕事が残っており、それをやり遂げる時間は殆どありません」と、ある代表団は苛立ちを隠せない様子で述べた。「妥協点を見出さなければなりません」。「今のところ、条文は 3 倍に膨れ上がりましたが、条約に含まれるべきコアの要素について合意に至っていません。ただぐるぐる回っているだけで、終わりは見えません」と、別の代表団はくすくす笑った。

会場では、一部の代表団が、これらの「コアの要素」に関する「矛盾したメッセージ」に困惑していた。「プラスチックが大好きなのなら、生産量上限を含むスコープの交渉など、考えるまでもない！」スコープと第 6 条に関する議論は、交渉の現段階ではまだ「概念段階」に留まっているため、これらのコアであり相反する問題における行き詰まりがどのように解決されるのか疑問視する声もあった。ある代表団は、今こそ「期待を管理する」べき時かもしれないと示唆し、「我々は皆、結果に等しく不満を抱くだろう」と述べ、「希望的観測に基づく交渉はやめよう」と付け加えた。

一部の部屋では、結果そのものが疑問視され、ある代表団は「誠意ある妥協がなければ、何も得られないかもしれない」と述べた。一方、オブザーバーとのブリーフィングにおいて、INC のルイス・ヴァヤス議長と INC のジョティ・マサー＝フィリップ事務局長は共に、「木曜日には効果的なテキストを提出できるだろう」と自信を示した。これに対し、あるオブザーバーは「最後の瞬間に魔法のウサギが帽子から飛び出してくることを期待していた」と述べ、「最後まで築くべき橋はたくさんある」と付け加えた。

ある代表は、現時点で「唯一の解決策は、テキストの最も根本的な部分に対処するパッケージディールだ」と述べ、「もしそのようなテキストが存在するとしても、私たちはまだ見たことがない」と付け加えた。この「パッケージディール」という概念について、別の代表は「財政問題に真剣に取り組まなければ、行き詰まったままになる」と述べ、「世界は変化しており、援助は私たちが慣れ親しんだ形では届かないかもしれない」と指摘し、開発援助の大幅な削減を指摘した。また、パッケージについて話すことに全く躊躇する人もいた。「まだ多くの課題が残っている」。

ある代表は、「まだ希望はある」というメッセージに固執する必要があると述べ、INC が UNEA にマンデート延長を求めるシナリオも提示した。「しかし、スコープに関する厄介な議論を再び持ち出すリスクを冒すわけにはいかないので、何とかジュネーブで決着をつけ

たいという希望を抱きつつ生きていきたいと思っています。」

各国代表団が会場を後にしようとしていた時、INC 議長ヴァヤスが交渉の現状に基づいて作成した妥協テキストが、水曜日に検討対象となる可能性が高いという知らせが届いた。それが最終的に成功するかどうかは、時が経てば分かるだろう。

「2025 年 8 月 13 日の日報」
https://enb.iisd.org/plastic-pollution-marine-environment-negotiating-committee-inc5.2-daily-report-13aug2025

コンタクトグループ 1
マリア・アンジェリカ・イケダ（ブラジル）とアクセル・ボルヒマン（ドイツ）が共同議長を務めるコンタクトグループ 1 は、午前中に短時間会合を開き、最新情報を共有した。シンガポールとアルゼンチンの共同ファシリテーターは、それぞれ[持続可能な消費と生産] [製品設計] [問題のある]プラスチック製品（第 3 条）と[プラスチック製品の設計]（第 5 条）について、二国間会合及び小グループ会合で議論を継続していると報告した。

共同議長イケダは、INC 議長が交渉の現状に基づき「妥協案を提示する」と述べ、今後の進め方、特にコンタクトグループ会合の再開の是非について議論するため、本日中に全体会合を開催すると発表した。

多くの代表団は、INC 議長が提案した今後の進め方について懸念を表明し、プロセスの実施方法、含まれる条項、新たな議長のテキストの根拠、そしてコンタクトグループ、非公式グループ、非公式・非公式グループにおける進行中の作業がどのように反映されるのかを疑問視した。複数の代表団は、コンタクトグループのマンデートに基づく条項について依然として大きな相違点があると指摘した。また、非公式グループ及び非公式・非公式グループで進行中の、コンタクトグループのマンデートに基づく条項に関する作業が失われることへの懸念を表明した代表団は、プロセスは引き続き加盟国主導で行われるべきであると強調した。ある代表団は、新たな議長のテキストの作成プロセスは、コンタクトグループ及び非公式グループで行われている作業とは「独立した」独立したプロセスであるとの理解を示した。

別の代表団は、新たな議長のテキストは議長や INC 事務局の見解や議論ではなく、加盟国の見解や議論を反映する必要があると強調し、ある代表団は、これまでの全体会議や首席交渉官会合において、テキストは各国によって検証されるべきであるという点が広く支持されていたとの理解を示した。共同議長らは、新たな議長のテキスト作成プロセスはどのコン

タクトグループのマンデートよりも広範であり、INC 議長は各国代表やコンタクトグループ共同議長を含む様々なグループと非公式協議を継続していくことを指摘した。共同議長らは、コンタクトグループ内及び様々な非公式の場で行われた作業と、新たな議長のテキスト作成プロセスに関する懸念事項が議長に伝えられるよう、全力を尽くすことを各国代表に保証した。

コンタクトグループ 2
ピーター・ジャスティス・デリー（ガーナ）とトゥーリア・トイッカ（フィンランド）が共同議長を務めるこのグループは、午前中に会合を開き、非公式グループからの報告を聞いた。

放出と漏洩（第 7 条）に関する非公式グループの共同ファシリテーターである英国とケニアは、グループは進展を遂げ、条項全体の見直しを行うことができたものの、更なる協議が必要であると述べた。

プラスチック廃棄物管理（第 8 条）について、チリは、非公式会合において条項全体について議論し、第 2 項を簡素化することができ、コンタクトグループに提示できると報告した。また、非公式会合において、共同ファシリテーターが作成した簡素化されたテキストの第 1 項、第 3 項、第 4 項の要素について議論が行われたことも指摘した。チリは、共同ファシリテーターがこの条項に関する更なる作業を支援する用意があると強調した。

[[既存][及び][従来]プラスチック[廃棄物]汚染] [プラスチック汚染の修復]（第 9 条）について、共同ファシリテーターであるベルギーは、各国代表が合意に達した点を繰り返し述べた。共同ファシリテーターであるドミニカ共和国は、この条項が既存汚染と従来汚染のどちらを扱うべきか、また提案されている修復メカニズムについても各国代表の間で意見の相違があったと付け加えた。複数の国が国際法との整合性に言及することに合意していないことを強調し、共同ファシリテーターは、この言及は括弧付きのままであることを確認した。

[労働者のための][公正な]移行（第 10 条）に関して、カメルーンとチリの共同ファシリテーターは、グループでは最初の段落のみを議論し、他の条項で扱われると予想された内容の一部を削除できたと説明した。共同ファシリテーターは、議長のテキストのコアの要素と非公式協議で示されたテキストのインプットを統合・簡素化し、簡素化版を作成したと述べた。ある代表は、この条項は公正な移行の肯定的な結果ではなく、否定的な結果を扱うべきだと強調したが、別の代表は、この条項を削除するという提案を繰り返した。

他の代表は、午後の全体会議前に INC 議長に送付された作業状況文書に、自らの意見が十分に反映されていないのではないかと懸念を示した。共同議長デリーは、会合で提起された

懸念はINC議長と共有すると約束した。

コンタクトグループ3
ケイト・リンチ（オーストラリア）とグウェン・シシオール（パラオ）が共同議長を務めるこのグループは、午前中に会合を開き、「国際協力」に関する「能力構築、技術支援及び技術移転（国際協力を含む）」（第12条）の初読を完了した。

締約国会議（COP1）において、同条に基づく能力構築、技術支援及び技術移転の強化方法に関する勧告を行うことを義務付ける規定について、ある代表団は、COPが勧告を行う前に、国際協力メカニズムの方式を評価する必要があると提案した。

国の分類については、複数の代表団が、小島嶼開発途上国（SIDS）及び後発開発途上国（LDC）に関する他の多国間環境協定（MEA）で合意された文言を用いることを支持した。複数の代表団は、「最も支援を必要とする締約国」、「地理的に恵まれない国」、「能力に著しい制約のある国」、「アフリカ沿岸諸国」など、他の国群への言及に関する文言の削除を求めた。しかし、一部の代表団は、「プラスチック汚染に脆弱な開発途上国」、「経済移行期にある国」、「財政制約のある開発途上締約国」、「上位中所得国」といった国群への言及を更に追加することを提案した。複数の代表団はILBI全体に亘る一貫性の確保を求めたが、前文における横断的な文言を取り上げるべきかどうかについては意見が分かれた。ある代表団は、国連による国別分類を再検討することはコンタクトグループの権限外であると強調した。

国際協力には開発途上国の経済成長に資する公正かつ開かれた国際貿易システムが必要であり、先進国は一方的な貿易措置の実施を控えなければならないという条項については、意見が分かれた。ある代表団は、「一方的な強制措置」の実施を控えることを追加することを提案した。一部の国は、この条項の削除を求め、ある代表は、この問題は世界貿易機関（WTO）などの他のフォーラムで対処する方が適切であると強調した。他の代表は、この条項を本条の独立した段落として残すことを支持した。更に、この問題はILBIの前文や原則及び可能なアプローチ（第1条のbis）など、他の部分でより適切に対処できると指摘した。

共同議長は、作業の進捗状況として、第11条及び第12条に関する最新の文書を本会議に提出するが、第12条第1項の改訂版は提出しないことを報告した。更に、共同議長は、INC議長のヴァヤスを含む二国間協議及び非公式協議が継続されること、並びにチリに対し第11条に関する非公式協議の実施を要請したことに言及した。

複数の代表団は、新たな議長のテキストには、特に第11条に関して依然として意見の相違が残る問題に関する選択肢が残されるべきであると強調し、そこでの議論は第3条、第5条

及び第 6 条に関する議論と相互に関連していると指摘した。また、ある代表団は、補償基金など、INC 議長との二国間協議で取り上げられていない問題も引き続き議題に残すべきだと強調した。共同議長リンチは、これらの懸念事項を INC 議長に報告することを強調した。

コンタクトグループ 4

小林豪（日本）とリンロイ・クリスチャン（アンティグア・バーブーダ）が共同議長を務め、グループは会合を開き、報告（第 15 条）に関する非公式会合の報告を聞いた。共同ファシリテーターであるパラオは、グループは法的拘束力ある報告措置について合意しており、詳細は COP1 で合意できると報告した。報告書の内容と頻度については意見の相違があったと報告した。また、国別行動計画、報告、有効性評価（第 14 条～16 条）をパッケージとして扱うことについては意見が一致したと指摘した。

共同議長クリスチャンは閉会の辞で、グループの進捗を称賛し、共同議長はグループの作業を全体会議に報告し、議長のテキストを各国代表が検討すると述べた上で、今後の作業手順に関する更なる指示を待つよう各国代表に求めた。

各国代表団は、第 14 条から第 16 条、第 19 条、第 20 条など、十分に議論されていない条項や重大な相違点がある条項について、今後の進め方を明確にするよう求めた。また、非公式・非公式協議の状況、そしてこの作業がどのように新たなテキストに統合されるかについても明確にするよう求めた。クリスチャン共同議長は、報告書は作業状況報告書に盛り込まれると述べ、全ての条項が依然として議論の対象となっていると指摘した。他の代表団は、「各国主導のプロセス」によって妥協点が見つかることを期待すると述べた。クリスチャン共同議長はその後、コンタクトグループを閉会した。

全体会議

午後の全体会議の開会に当たり、INC のヴァヤス議長は、本会合の主目的は交渉の現状を把握し、今後の方向性を決定することであると述べた。その後、全体会議はコンタクトグループ共同議長及び法文起草グループからの報告を聞いた。

カメルーンは法文起草グループにおける作業状況について報告し、寄託条項（第 31 条）及び正文（第 32 条）に関する条項の検討を、若干の編集上の修正を加えて完了したと述べた。委員会は、この成果のテキストに留意し、離脱に関する条項（第 30 条）を法文起草グループに送付することに合意した。

INC のヴァヤス議長は、「我々にはマンデートを遂行するための時間が残されているが、明日までに結論を出すために必要なスピードで進展していない」と述べ、8 月 11 日（月）に

加盟国との議論に基づき、委員会の検討のために議長のドフフト提案を回覧したと述べた。これは、今週の合意の基盤を築き、「我々の共通の責任を果たす」ための要素を捉えようとする試みである。この案には、適用範囲や持続可能な生産に関する規定は含まれていなかった。

議長案に関する一般的なコメント：多くの国が、この案は受け入れられず、今後の交渉の基礎にはなり得ないと強調した。チリは、この案には重大なギャップと欠陥があり、危機の規模に対処するための適切な手段が欠けていると指摘した。パナマは、目標は「いかなる犠牲を払ってでも条約を閉鎖する」ことではなく、プラスチック汚染を終わらせることであり、そのためには生産に関する規定が必要であると強調した。

コロンビアはフランスと共に、このテキストが COP における意思決定に関する 120 カ国による提案を含む重要な提案を見落としていると嘆いた。EU は、このテキストが UNEA 決議 5/14 の水準を満たしておらず、拘束力ある具体的なコミットメントを欠いていると強調した。

米国は、このテキストがレッドライン（越えてはならない一線）を越えていると指摘し、プロセス全体を通じて表明された懸念とレッドラインを反映させる必要性を強調し、INC による新たなテキスト交渉が必要であると指摘した。サウジアラビアはアラブ・グループの立場で、イラン及びマレーシアと共に、明確な適用範囲と定義、そしてレッドラインの尊重の必要性を強調し、他の国々と共に、第 11 条に基づく新たな国々のグループの創設に反対した。

マレーシアは、このテキストの非包括的かつ不均衡な性質を嘆いた。アルジェリアは、適用範囲、定義、実施手段など、自国の懸念事項がテキストに盛り込まれていないと主張し、主な負担は開発途上国に課されることを強調した。ケニアは、実施手段を含む世界的な拘束力ある義務が存在しないことを嘆き、COP と事務局に関する主要条項の再導入を求め、UNEP 本部が事務局の所在地となるよう改めて要請した。

カナダは、ノルウェーと共に、野心的な新たなテキストを「今夜」提出するよう求め、ホンジュラス及びミクロネシア連邦と共に、先住民族に関する文言の削除など、特に懸念を表明した。フランスは、条約において科学者の立場を考慮するよう求めた。ミクロネシア連邦は、プラスチック生産に関する条項がないことを指摘した。

ツバルは、太平洋小島嶼開発途上国（P-SIDS）を代表して、このテキストが重要な要素を見落としていることを嘆き、グループの「レッドライン」の多くが越えられていると指摘し

た。

ナイジェリアは、この条約文はプラスチックのライフサイクル全体、健康、化学物質、そして低中所得国のニーズを網羅していないと述べ、ウガンダは実施手段に関する拘束力ある義務が欠如していることを指摘した。

バングラデシュは、この草案は廃棄物管理の枠組みに類似していると述べ、供給、排出、生産、懸念される化学物質、廃棄物の階層構造といった要素が欠如しており、成果が弱く、全く野心がないことを嘆いた。

パラグアイは、条約は共通だが差異のある責任（CBDR）の原則を認めるべきであり、この条約が国際貿易への制限を課す口実として利用されるべきではないことを強調した。

クウェートは、インド、イラン、アラブ首長国連邦、バーレーンとともに、有志国を代表して、CBDR と自主的措置を条約に反映させる必要性を強調した。現行の条文は「環境衣料品に関する貿易協定」となる危険性があると指摘し、中国と共に「資金力のある開発途上国」という新たな記述を支持しなかった。

ウルグアイは、現行の条文には法的拘束力ある要件、適切な資金メカニズム、そして意思決定の枠組みが欠けていると強調した。英国は、ILBI は問題のある製品や製品設計に関する世界的に取り組む必要があり、「生きた条約」となるためには効果的な意思決定の仕組みを整備する必要があると強調し、交渉の基礎となる新たなテキストの作成を求めた。

フィリピンは、提案された草案には廃棄物管理以外の実質的な義務が含まれていないことを指摘し、群島諸国への言及がないことを嘆いた。更に、ブラジルと共に、健康に関する独立した条項がないことを嘆いた。アラブ首長国連邦は、能力構築、技術支援、技術移転を含む、国の分類を受け入れることができないと強調した。

スイスは、問題のあるプラスチック製品を特定し、管理するための国家的及び世界的な措置は、単なる「すべき」義務ではないことを強調した。

キューバは、賠償基金や国際協力などを盛り込むよう求めた。ホンジュラスは、持続可能な開発のニーズと各国の国情を盛り込む必要性を強調した。

作業方法 : INC 議長のヴァヤスは、全体会合後、地域グループ及び加盟国と会合し、意見を聴取し、提案草案に関する協議を継続する。これらの協議に基づき、8 月 14 日（木）に更

なる改訂版を作成し、配布する。承認されれば、INC は改訂版を木曜日に法文起草グループに送付する。ヴァヤスは、このアプローチにより、プロセスが加盟国主導で行われることが確実になると指摘した。

その後、複数の代表団が議事運営に関する問題を提起した。米国は、提案された今後の進め方について説明を求め、全ての国が地域グループに属しているわけではないこと、そしてこれが議長との適切な協議を行う上で各国の能力に影響を与えることを指摘した。

チリは、グレナダ及びフィジーと共に、作業様式に関する議長提案に懸念を表明し、チリはそれが「手続き上の罠」となることを強調した。

INC のヴァヤス議長は、自身のドラフトは地域協議及び委員会メンバーとの会合のための基礎に過ぎないと明言した。インドと中国は、INC のヴァヤス議長が提案した今後の進め方を支持し、インドは、ドラフト提案は基本的な要素が欠けているものの、「十分に良い」出発点であると述べた。

コスタリカは、P-SIDS 及びウルグアイの支持を得て、緊急の首席交渉官会合の開催を提案した。メキシコは、8 月 14 日（木）に新たなテキストを配布し、全体会議で直ちにテキストに関する協議を行うことを支持した。エジプトは全体会議での作業に反対した。

パラオは、小島嶼国同盟（AOSIS）の立場で、ミクロネシア連邦と共に、テキストの野心の低さに懸念を表明し、国連環境総会（UNEA）のマンデートを履行する必要性を強調した。また、テキストが不均衡であり、作業方法が不明確であると指摘し、地域グループが INC 議長と協議を行う前に協議する時間が必要であることを強調した。

ブラジルは、地域グループ間の意見の収束レベルにばらつきがあることを指摘し、協議が透明性と包摂性を持つものとなるよう求めた。ガーナは、現行のテキストが「今後数十年に亘って現状を固定化する」ことを強調し、ドラフトに基づく地域協議への参加を受け入れず、拘束力ある世界目標を含む新たな提案を求めた。

ペルーは、現行のテキストには包括的で拘束力あるアプローチが欠けていると強調し、「我々は何も持たずにここを去ることはできない」と述べ、議長に対し、様々な立場のバランスを反映した新たな提案を早急に作成するよう求めた。

ブラジルは、イラクの支持を得て、新たなテキストを作成する前に、現行のテキストについてより詳細な議論を行うべきだと強調した。今後の進め方について長時間に亘る議論の後、

INC 議長のヴァヤスは、夕方遅くに地域協議やその他の非公式協議で各国代表団と協議し、8 月 14 日（木）午前中に首席交渉官会合を開催することを提案した。委員会はこの提案に基づいて作業を進めた。

回廊にて

水曜日の朝、殆どの代表団は、コンタクトグループ会合の僅か 1 時間前に当日のスケジュールが発表されたため、不意を突かれた。最終のコンタクトグループ会合では、「…について困惑している」「…について明確にする必要がある」というフレーズが、共同議長らが事務局会議で INC のヴァヤス議長が示した今後の方向性について理解を共有する中で、延々と繰り返された。手続きに関する質問に対する共通の返答は、「我々は皆、更なる指示を待っている」というものだった。

待望されていた議長のテキストと提案された今後の方向性は、午後の全体会議で白熱し、殆ど感情的な議論を巻き起こし、多くの参加者がそのテキストを「全く受け入れられない」と意見を述べた。ある代表が発言し、そのテキストを「不快」と非難した際、「正式な交渉でこれほどまでにテキストが侮辱されるのは聞いたことがない」と、ある参加者は息を呑んだ。嘆きは続き、より高い野心を持つ条約を求める国々は「このテキストは降伏を意味する」と強調し、INC に対し「最低公約数」に基づいて交渉を進めるべきではないと強く求めた。「このテキストは我々のレッドラインを無視している」。

数々の議事進行に関する指摘の後、代表団は協議を継続することで合意したが、提案された今後の進め方は、多くの参加者に答えよりも多くの疑問を残した。「それでは、議長のテキスト提案で進めるのか、それともジュネーブに持参した議長のテキストで進めるのか？」と、ある代表団は全体会議を後にしながら疑問を呈した。「これまでジュネーブで行ってきた作業や、これまで作業してきたテキストはどうなるのか？」と別の代表団は疑問を呈した。「別のバージョンを交渉する時間はあるのだろうか？」と多くの参加者が疑問を呈した。更に、「バランスの取れた合意に至るための橋渡しを、どうすれば始められるのだろうか？」と疑問を呈する声も聞かれた。

しかし、議長との協議を続けるため、代表団が徹夜で作業に取り組んでいる中、祝うに値する成果が得られる可能性にまだ希望を抱いている者もいた。「世界が見守っている」とある代表団は述べた。「まだ成し遂げられる」。代表団が胸を張ってジュネーブを後にするかどうかは、時が経てば分かるだろう。

INC-5.2 の Earth Negotiations Bulletin の要約と分析は、2025 年 8 月 18 日月曜日にこちらで公開される。

IISD「2025 年 8 月 5 日～15 日の概要報告書」2025 年 8 月 15 日
https://enb.iisd.org/plastic-pollution-marine-environment-negotiating-committee-inc5.2-summary

海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある条約策定のための政府間交渉委員会第 5 回会合第 2 部（INC-5.2）

「加盟国は今こそ合意を成立させるべき時だ」。これは、プラスチック汚染を根絶するための新たな条約採択につながることを多くの人が期待していた交渉がジュネーブで開始された際、国連環境計画（UNEP）のインガー・アンダーセン事務局長が述べた言葉である。しかし、努力を重ねたにも係らず、ゴールラインは依然として手が届かず、代表団は合意に達することができず、新たな条約を採択できなかった。

海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力ある文書（協定）（ILBI）を開発する政府間交渉委員会（INC-5.2）第 5 回会合が再開され、2024 年 12 月に韓国の釜山で開催された第 5 回会合では合意に至らなかったため、代表者たちに合意に達する 2 度目のチャンスが与えられた。生態系を汚染し、人体を浸水させていることが科学的に証明されているプラスチック廃棄物のレベルがかつてないほど高まる中、代表者たちはジュネーブに集まり、大きな相違点を克服してプラスチック汚染の波を食い止め、国連環境総会（UNEA）からの任務を遂行することを期待した。会合の大部分は非公式グループで行われ、参加者は意見交換を行い、2024 年 12 月に発表された議長のテキストに基づき、テキスト交渉を行った。

交渉を貫いた最も難航した問題は、UNEA のマンデートがプラスチックの持続可能な生産、プラスチック製品の原料となるプラスチックの持続可能な生産に関する事項を網羅しているかどうか、そして将来の条約実施のための資金を誰が負担するかという点であった。資金面では、最も脆弱な国々における実施のための資金拠出を「能力のある締約国」に限定する新たな国の分類案の導入について議論が交わされた。このグループには、プラスチック生産やプラスチック製品を製造し、その販売により利益を得ている開発途上国が含まれる可能性がある。

代表者は、プラスチックのライフサイクル全体を対象とする UNEA の文言を用いるべきかどうかについても意見が分かれ、多くの参加者がこのアプローチを支持する一方で、少数の参加者は「再交渉」を主張した。更に、参加者は互いの立場を理解するため、オリジナルの

テキストを拡張したため、新条約策定に向けた進展は限定的であった。

恐らく、この会議で最も顕著な特徴は、INC 議長による新たなテキストの配布であったが、これは各国から十分な支持を得られなかった。また、会議を悩ませた明確性の欠如と「不透明な」作業手順、特に両議長の文書の策定過程については、一部の人々が「バランスが悪い」と感じたことに失望を表明した。最終的に、INC 議長ルイス・ヴァヤス（エクアドル）は、会議を閉会せざるを得ず、日程は未定だが再開会議を開催すると発表した。但し、今後の交渉の根拠となる文書は不明であった。

INC-5.2 は、2025 年 8 月 5 日から 15 日までスイスのジュネーブで開催され、183 の加盟国と 400 のオブザーバー団体（環境団体、ウェイストピッカー、先住民、若者、化石燃料および化学産業のロビイストなど）を代表する 2,600 人以上の代表者が出席した。 70 名の大臣・副大臣に加え、30 名のハイレベル代表者も出席し、会合の合間に非公式の円卓会議に参加した。

INC の略歴

陸上と水路の両方でプラスチック汚染が益々顕著になるにつれ、深刻化するプラスチック廃棄物危機への対策を求める声が世界中で高まっている。1950 年代以降に生産された約 100 億トンのプラスチックのうち、80 億トン以上が現在廃棄物となっており、毎年 1,000 万トンから 1,500 万トンのプラスチックが海洋環境に流出していることが調査で示されている。この数値は 2050 年までに 3 倍以上に増加すると予想されている。

持続不可能な生産・消費パターンは、プラスチック汚染の急増と関連しており、人の健康だけでなく、陸上及び海洋生態系の健全性にも影響を与えていることが研究で指摘されている。2022 年には、人の肺と血液からプラスチック粒子が検出されたという報告があり、2021 年の報告書では、人の胎盤からマイクロプラスチックが検出されたとされている。

INC の起源

こうした懸念の高まりを受け、UNEA はプラスチック汚染への最善の対処方法を議論するための決議をいくつか採択した。2017 年には、UNEA 決議 3/7 に基づき、海洋ごみとマイクロプラスチックに関するアドホック専門家グループ（AHEG）が設置され、特に、行動、革新的なアプローチ、自主的かつ法的拘束力あるガバナンス戦略とアプローチを含む、国、地域、国際的な対応策の幅広い選択肢、そして様々な対応策の環境、社会、経済的なコストと便益を特定した。

並行して、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バー

ゼル条約)、旧国際化学物質管理のための戦略的アプローチ（現化学物質に関する世界枠組み)、国際海事機関（IMO)、世界保健機関（WHO)、世界貿易機関（WTO)、そして様々な地域海域条約・行動計画など、複数の機関が海洋ごみとマイクロプラスチックに関する作業を行ってきた。

また、海洋ごみに関する自主的な取組みも数多く実施されており、陸上由来の海洋汚染源に対処するための官民パートナーシップや、プラスチック汚染に関するその他の対話も行われている。しかしながら、プラスチック及びプラスチック汚染に対処する規制の枠組みには依然としてギャップが残っている。

主なマイルストーン
AHEG-1-4：AHEG は 2018 年 5 月から 2020 年 11 月にかけて 4 回会合を開催した。専門家グループは、情報、モニタリング、ガバナンスに関する要素をより深く理解するためワークショップを 2 回開催し、事務局に対し、この問題に対処するための資金的・技術的資源とメカニズム、そしてパートナーシップに関する報告書の作成を要請した。第 4 回会合において、専門家グループは作業を終了し、議長サマリーを UNEA-5 に提出した。サマリーには、海洋ごみとマイクロプラスチックに関する今後の行動に向けた、網羅的ではない勧告リストが含まれていた。これは、プラスチック汚染へのより広範な取り組みの必要性に関するコンセンサスの高まりを反映している。勧告には、自主的措置を含む既存の手段の強化や、UNEA に対し新たな国際合意に向けた INC（Institutional Council for the New Economic Affairs：包括的経済連携）の設立を求めることなどが含まれた。

2021 年閣僚会議：2021 年 9 月 1 日から 2 日にかけて、エクアドル、ドイツ、ガーナ、ベトナムの各国政府は、国連環境計画（UNEP）の主催の下、スイスのジュネーブでオンラインと対面形式で海洋ごみとプラスチック汚染に関する閣僚会議を共催した。この会議において、ペルーとルワンダは、UNEA-5.2 に提出される予定の INC（海洋ごみとプラスチック汚染に関する国際機関）設立決議への支持を求めた。

UNEA-5.2：2022 年 2 月 28 日から 3 月 2 日まで、ケニアのナイロビにある UNEP 本部で開催された UNEA-5.2 で、海洋ごみとプラスチック汚染に関する議論は終了した。「持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた自然保護活動の強化」というテーマの下、UNEA-5.2 は、「プラスチック汚染の終息：国際的な法的拘束力ある文書（協定）に向けて」に関する決議 5/14 を採択し、歴史に名を残した。この決議により、INC（プラスチック汚染撲滅委員会）が設立され、必要な基盤整備のためのオープンエンド作業部会（OEWG）の設置が要請された。

OEWG：2022 年 5 月 29 日から 6 月 1 日まで、セネガル政府主催でダカールで開催された OEWG は、プラスチック汚染に関する INC の準備として、INC の活動と意思決定を規定する手続き規則と、INC の会合スケジュールという 2 つのコアの課題に取り組んだ。後者については速やかに合意に至ったが、地域経済統合機関の投票権に関する合意が得られなかったため、投票権に関する規則案の策定には至らなかった。OEWG は、この問題を INC-1 に付託することに合意した。

INC-1：2022 年 11 月 29 日から 12 月 2 日までウルグアイのプンタ・デル・エステで開催されたこの会合において、代表団は、グスタボ・メサ＝クアドラ（ペルー）を INC-1、2、3 の議長に選出し、INC-3 終了後は議長職をエクアドルに移すことを決定した。代表団は議長団の全メンバーを選出することができなかったため、この決定は INC-2 に延期された。また、手続き規則に関する議論も延期された。委員会は、INC 事務局に対し、INC-2 に先立ち、プラスチックのライフサイクル全体を対象とする包括的アプローチに基づき、文書の可能な要素に関する選択肢を概説する文書を作成するよう要請することを決定した。この文書には、可能な目標、中核的義務、管理措置、自主的アプローチなどの実質的規定、実施措置、実施手段、法的拘束力ある措置と自主的措置の両方が含まれる。

INC-2：2023 年 5 月 29 日から 6 月 2 日まで、代表団はフランスのパリで会合を開き、手続き上の問題があったにも係らず、オプションペーパーに基づき、将来の条約に最終的に盛り込まれる可能性のある複数の要素について議論を行った。INC-2 では、INC-3 での検討に向けて、新たな条約の「ゼロドラフト」を作成することが義務付けられ、INC-2 で検討されなかった要素をまとめた統合報告書について議論するための 1 日間の事前会合の時間が設けられた。また、INC 事務局の残りのメンバーを 2 票の投票により選出し、手続規則案の暫定適用について合意に達した。

INC-3：2023 年 11 月 11 日から 19 日まで、ケニアのナイロビで開催された INC-3 では、代表団は会合の大半を、改訂版条約案に含めるべき提案文の提出に費やした。会合期間中、各国代表団から提出された意見を集約し、改訂ドラフトテキストを作成するというマンデートで合意した。しかしながら、長時間に亘る議論の末、INC-4 の準備のための会期間作業のマンデートについては合意に至らなかった。

INC-4：2024 年 4 月 23 日から 29 日までカナダのオタワで開催され、各国代表団は INC-3 での審議後に作成された改訂ドラフトテキストに基づき議論を行った。ルイス・ヴァヤス・バルディビエソ新 INC 議長（エクアドル）の下、各国代表団の意見は、適用範囲、資金調達、拡大生産者責任、一次プラスチックポリマーに関する規定の包含の有無、化学物質およびポリマーへの対応方法、既存プロセスとの連携について分かれた。また、資金調達の選択

肢についても会期間作業を行い、プラスチック製品に対する基準アプローチと非基準アプローチ、プラスチック製品に含まれる懸念化学物質、そしてプラスチック製品のリサイクル性と再利用性に焦点を当てた製品設計についても議論した。

INC-5：2024 年 11 月 25 日から 12 月 2 日まで韓国釜山で開催計画された最終交渉ラウンドにおいて、代表団は条約を最終決定することができなかった。代表団は、プラスチック製品及び懸念化学物質、並びにプラスチックの供給と生産が INC のマンデートの範囲内であるかどうかについて、難しい議論を行った。財政に関する議論も限られた進展しか見られなかった。これら全てに共通する問題は、将来の条約に強制措置が含まれるのか、自主的な措置が含まれるのか、そして採択された措置が世界レベルに適用されるのか、それとも国家レベルに適用されるのかという点であった。

彼らは、2024 年 12 月 1 日（日）に発表された議長のテキストに基づいて INC-5 の再開会合を行うことで合意した。このテキストは、INC-5 開催の数週間前に INC 議長ルイス・ヴァヤスから配布された最初の非公式文書を、会合での議論を反映して改訂する努力の集大成である。委員会は数日間に亘り各国のみの会合を開き、テキストの大部分について検討した。議長のテキストには、適用範囲に関する条項が含まれていなかった。

会期中、各国の主席交渉官は、2025 年 6 月 30 日から 7 月 2 日まで、ケニアのナイロビで非公式会合を開催し、各国間の相互理解を深め、今後の方向性を探った。会合では、INC-5.2 の作業方法と体制についても検討された。

INC-5.2 の報告
「共通の利益は国家の利益と衝突するものではないが、両者の間には慎重かつ勇気あるバランスが必要だ」と、INC のルイス・ヴァヤス議長は 8 月 5 日（火）に再開された第 5 回会合の開会に当たり強調した。ヴァヤス議長は、効果的で包括的、かつ実施可能で、発展可能な合意に達するため、各国代表団に対し、実利主義を発揮するよう促した。

UNEP 事務局長インガー・アンダーセンは、会期中における委員会の合意に向けた進展を称賛し、各国代表に対し「成し遂げる」こと、そして「真の強さ」を示し、「更なる発展への道筋も含む」合意の実現を強く求めた。

スイス連邦環境庁長官カトリン・シュネーベルガーは、パレ・デ・ナシオンが体現する対話、協力、そして多国間主義へのコミットメントの精神を活かし、包摂的で科学に基づき、現場での実施を支援する条約の締結を目指すよう各国代表に促した。

INC 事務局長ジョティ・マトゥール＝フィリップは、プラスチック汚染終結に向けた決議5/14で歴史的なプロセスが始まったUNEA第5回会合再開会合とINC5.2の対称性について考察した。彼女は、委員会メンバーの揺るぎないコミットメント、オブザーバー団体からの貴重な知見、そして献金者からの自発的な拠出を称賛した。

オブザーバー声明：国連人権高等弁務官事務所は、将来のILBI（国際廃棄物管理委員会）は、健全な環境への権利を推進し、公正な移行に関する条項に人権義務を組み込む必要があることを強調した。西アジアNGO連合は、交渉が正義、連帯、協力に基づいて行われるよう求めた。国際廃棄物収集者連合は、公正な移行は効果的な資金調達メカニズムを伴う義務的なものでなければならない。そうでなければ、実施されないだろうと強調した。

プラスチック汚染撲滅のための地方自治体連合は、最終条約文において地方自治体及び準国家自治体の役割を維持し、強化するよう強く求めた。

ユース・プラスチック・アクション・ネットワークは、拘束力ある目標を含み、強力な資金メカニズムを規定し、人権と世代間の公平性を組み込んだ条約の制定を求めた。

プラスチック汚染撲滅のための女性作業部会は、議長文書にジェンダー平等と女性の権利が盛り込まれていないことを遺憾に思った。国際プラスチック先住民フォーラムは、議長文書に先住民の権利に関する言及がないことは重大な見落としだと述べた。

効果的なプラスチック条約のための科学者連合とプラスチック技術者協会は、将来の条約がプラスチックのライフサイクル全体を網羅する必要性を強調した。

国際化学工業協会（ICCA）は、プラスチックの循環性を促進し、循環型経済への移行を加速させるためにイノベーションと製品設計に投資するよう、代表団に強く求めた。国際商工会議所は、循環型経済への完全なアプローチを支持し、循環性、再利用、リサイクルのための製品設計の重要性を強調した。

#BREAKFREEFROMPLASTICは、プラスチック汚染、人種差別、そして植民地主義の相互関連性を強調し、公正な移行を確保し、先住民族や最前線コミュニティが被っている危害を終わらせるために、代表団に対し断固たる行動をとるよう強く求めた。

組織事項

手続規則：8月5日（火）、INC議長ヴァヤス氏は、括弧内の規則（規則38.1（合意に至らない場合の投票）を含む）を除き、手続規則（UNEP/PP/INC.4/2）の暫定適用に代表団が

合意したことを想起し、この点に関して INC-2 で合意された解釈声明を代表団に改めて示した。

議題の採択：8 月 5 日（火）、INC 議長ヴァヤスは、委員会が INC 5.1 において暫定議題（UNEP/PP/INC.5/1）を採択し、現在 UNEP/PP/INC.5/1/Rev.1 に掲載されていることを想起した。作業構成：8 月 5 日（火）、INC 議長ヴァヤスは、2024 年 12 月 1 日に配布された議長のテキストに注目するよう促し、これが交渉の出発点となることを強調した上で、シナリオノート（UNEP/PP/INC.5/INF/13）と 1 日目から 4 日目までの詳細なスケジュール案を示した。議長は、INC 5.1 で設置された 4 つのコンタクトグループを想起し、それぞれの作業を継続することを提案した。参加者は、ピーター・ジャスティス・デリー（ガーナ）と小林豪（日本）を、それぞれコンタクトグループ 2 と 4 の新しい共同議長に任命することに合意した。

INC 議長ヴァヤスは、各コンタクトグループに対し、8 月 8 日（金）夕方までに草案を作成するよう求め、事務局はその後、INC で検討される「統合された文書」を作成すると述べた。また、合意事項を反映したドラフトテキストは、オープンエンド法文起草グループに送付されると述べた。 INC 議長ヴァヤスは、8 月 9 日（土）に進捗状況報告のための全体会合を開催することを概説し、その他の事項を含む追加議題については、8 月 14 日（木）の全体会合で取り上げることを提案した。

サウジアラビアはアラブ・グループの立場で、イラン及びイラクの支持を得て、コンタクトグループでの協議ではなく、第 6 条（[供給][持続可能な生産]）に関する非公式グループ協議の実施を要請した。ガーナはアフリカ・グループの立場で、コンタクトグループ 1 と 3 を同時に開催しないよう、前回の要請を繰り返した。

米国からの質問に対し、セネガルは、アフリカ・グループの提案が事務局で提起されたことを指摘し、ブラジルと共にコンタクトグループの日程の見直しを支持した。トリニダード・トバゴは、日程の直前の変更は、ロジスティクス及び戦略上の課題を齎すと指摘した。

INC 議長ヴァヤスは、コンタクトグループ 1 と 4、及びコンタクトグループ 2 と 3 がそれぞれ同時に会合するようスケジュールを修正することを提案し、代表団はこれに同意した。代表団は更に、この新しいスケジュールを会合期間中維持し、各コンタクトグループはシナリオノートに概説された順序で諸条項について議論することに合意した。

その他の事項：8 月 9 日（土）の全体会議において、INC 議長ヴァヤスは、UNEA 決議 5/14 により UNEP が外交会議を開催することが義務付けられていることから、事務局に対し、

8 月 11 日（月）に決議案のエレメント案を作成するよう要請したことを指摘し、今後の対応については代表団に適宜通知すると述べた。 8 月 13 日（水）の全体会議において、事務局は外交会議で検討される決議案（UNEP/PP/INC.5/CRP.2）のエレメント案を示し、「最小限のアプローチ」を採用し、主題に関わらず、あらゆる多国間環境協定（MEA）で通常検討される要素のみに焦点を当てていることを強調した。代表団は、この会合でこの問題について再度議論することはなかった。

海洋環境を含むプラスチック汚染に関する ILBI の準備

代表団は、8 月 13 日（水）まで 4 つのコンタクトグループに分かれて会合し、新たな提案を聴取するとともに、当初は 2024 年 12 月 1 日に発出された議長のテキスト（INC-5.1 報告書に添付）に基づき、場合によっては各国から提出された提案に基づき、テキスト交渉を行った。議長のテキストは全面的に括弧で囲まれており、一部の条項は括弧で囲み過ぎていたため、多くの代表団によると「解読が困難」だったという。

コンタクトグループ 1 は、マリア・アンジェリカ・イケダ（ブラジル）とアクセル・ボルヒマン（ドイツ）が共同議長を務めた。コンタクトグループ 2 は、ピーター・ジャスティス・デリー（ガーナ）とトゥーリア・トイッカ（フィンランド）が共同議長を務めた。コンタクトグループ 3 は、ケイト・リンチ（オーストラリア）とグウェン・シシオール（パラオ）が共同議長を務めた。コンタクトグループ 4 は、小林豪（日本）とリンロイ・クリスチャン（アンティグア・バーブーダ）が共同議長を務めた。

コンタクトグループでの議論は、1～2 カ国がファシリテーターとなり、特定の課題について「非公式・非公式会合」（メンバー主導の非公式な小グループによる議論）へと発展した。これらの非公式・非公式会合では、コンタクトグループに進捗状況が報告された。コンタクトグループ 2～4 では、共同議長が作業文書の進捗状況を提供し、それぞれのマンデートに関する議論の進捗状況を把握できた。

全体会議、コンタクトグループ、非公式グループにおける正式な議論は、8 月 5 日（火）、6 日（水）、7 日（木）、8 月 8 日（金）、9 日（土）、11 日（月）、12 日（火）、13 日（水）に行われた。

8 月 9 日（土）から、代表団は主に事務局が作成した統合されたテキスト（UNEP/PP/INC.5/CRP.15）に基づき議論を行った。この統合されたテキストは、最初の 1 週間のコンタクトグループにおける作業と、共同議長、共同ファシリテーター、そして各国から提出された様々な条項に関する提案を反映している。統合されたテキストは、8 月 9 日（土）の全体会議で発表された。INC 議長ヴァヤスは、統合されたテキストは情報提供の

みを目的としており、8 月 8 日（金）午後時点のコンタクトグループにおける議論のスナップショットを示すものであると説明した。

プロセスについては、コンタクトグループを再招集し、条文を検討して法文起草グループに提出することを提案し、共同議長と協力し、テキストの最終決定を促進するよう各国代表に要請した。INC 議長ヴァヤスは、引き続き共同議長と協力し、意見の相違が残る問題点を特定していくと述べた。交渉の現段階では、多くの代表団が、進捗状況を把握するために非公開会合で全体会議に報告するなど、作業手順の見直しを求めたが、作業はコンタクトグループ及び非公式グループで進められ、主にコンタクトグループに最新情報を提供し、議論のための時間を増やすよう求めた。

8 月 13 日（水）午前中、4 つのコンタクトグループ全てが閉会し、コンタクトグループ共同議長は、INC 議長ヴァヤスが本日中に検討のための新たなテキストを回覧する予定であることを各国代表団に通知した。多くの人がこのプロセスに混乱を招き、コンタクトグループの作業が新たなテキストに反映されるのかどうか明確化を求めた。コンタクトグループの共同議長は、これらの懸念を INC 議長ヴァヤスに報告すると述べた。コンタクトグループにおける作業の状況は依然不明確である。

この要約は、2024 年 12 月 1 日付の議長のテキストに基づいて構成されており、INC-5.2 終了時点で残っていた主要な相違点を反映している。

前文：前文については、コンタクトグループ 4 で議論された。同グループは、前文において、プラスチックのライフサイクル全体、国連環境計画（UNEA）決議 5/14、人と先住民族の権利、そして企業の責任について言及すべきかどうかについて議論した。サウジアラビアとコロンビアが共同でファシリテーターを務めた非公式会合は、第 2 週にこの部分について更に議論し、進展が見られると報告した。複数の代表者は、条約の実質的な要素について合意が得られ次第、前文を個別に見直すのではなく、見直すことを支持した。

第 1 条：目的についてはコンタクトグループ 4 で議論され、議長のテキストでは、本条約の目的は、海洋環境を含むプラスチック汚染から人の健康と環境を保護すること（プラスチックのライフサイクル全体を扱う包括的アプローチに基づく）であると記されている。ILBI がプラスチックのライフサイクル全体を網羅し、プラスチック汚染に「対処する」のか、「終結させる」のか、「戦う」のかについては、代表者たちは合意に至らなかった。

範囲：議長のテキストに提案された文言がなかった範囲について、コンタクトグループ 1 の代表団は、範囲に関する独立した条項を含めるか否か、そして ILBI の範囲をどうすべきか、

UNEA 決議 5/14 の解釈の違いや ILBI に除外リストを含めるべきか否かといった点について議論した。

会合冒頭におけるグループによる範囲の検討後、統合されたテキストには範囲に関する仮の仮枠が盛り込まれた。その後、非公式・非公式の場で議論が続けられ、INC 議長の要請によりサウジアラビアがファシリテーターを務めた専用の非公式・非公式会合が開かれた。代表団は非公式の場でこの問題について更に議論する時間を求めたものの、コンタクトグループでの議論は交渉を続行する前に終了した。

第 1 条 bis : 原則とアプローチに関する条項はコンタクトグループ 4 で議論され、議長のテキストには 4 つの選択肢が示された。3 つは具体的な原則及び／又はアプローチを列挙し、1 つは「テキストなし」という選択肢で、この条項の削除を提案した。サウジアラビアが共同ファシリテーターを務める非公式会合では、2 週間に亘りこの条項について議論され、時には前文に関する議論と共同で行われた。原則とアプローチの両方を含めるべきか、それとも原則のみを含めるべきかなど、様々な点で意見が分かれた。

第 2 条 : 定義はコンタクトグループ 1 で議論され、議長のテキストには、締約国、プラスチック、プラスチック汚染、プラスチック製品、プラスチック廃棄物、地域経済統合機構（REIO）の定義が含まれた。「プラスチック汚染」の定義を、プラスチック廃棄物に限定すべきか、プラスチックのライフサイクルにおける他の発生源及び段階からの放出、排出、漏出にまで拡大すべきか、そして「人の健康と環境への影響」と関連付けるべきか、という点で意見の相違が見られた。

第 3 条 : コンタクトグループ 1 は、プラスチック製品について検討を行った。この条項は、統合されたテキストでは「[持続可能な消費と生産] [製品設計] [問題のある]プラスチック製品」と改題されていたが、本条項に関する異なるテキスト提案に焦点を当てた。この条項を義務的とすべきか、自主的なものとすべきか、国内措置及び／又は世界的措置を規定すべきか、制限又は段階的廃止の対象となる懸念のあるプラスチック製品及び化学物質の国際的なリストと改正手続きを含めるべきかについて、意見の相違が生じた。

また代表団は、プラスチック製品を特定、削減、又は段階的廃止するための基準（もしあれば）についても議論した。これには、製品が環境に流入する可能性、人の健康又は環境へのリスク、有害化学物質の含有、製品の必要性、製品の再利用又はリサイクルの可否などが含まれる。更に、報告義務、そして将来の締約国会議（COP）、補助機関、その他の委員会の役割（もしあれば）についても議論された。

代表団は、サウジアラビア、ブラジル、シンガポール、ニュージーランドが共同進行役を務める複数の非公式会合、及び非公式・非公式会合において、本条項に関するテキスト作業を継続した。サウジアラビアは、非公式会合が本条項の第一読会を終え、テキストは加盟国の意見を反映したものになったと報告した。サウジアラビアは、特に、国別措置については一定の合意が得られたものの、詳細については依然として意見の相違が見られると指摘した。テキストが膨れ上がったため、代表団は、非公式の非公式井会合を円滑に進めるために、代表団が自主的に使用できるテキストを作成することを提案した。

第 4 条：免除に関する条項は、第 3 条と併せて、コンタクトグループ 1 において簡潔に検討された。メキシコとスイスが主導する 85 か国からなるグループは、特定のプラスチック製品の段階的廃止に関する共同提案を行った。この提案には、議長のテキスト（免除に関する）を参照しつつ、段階的廃止期間を延長する条項が含まれた。コンタクトグループは、本条項について逐条的な交渉は行わなかった。

第 5 条：コンタクトグループ 1 は、プラスチック製品の設計に関する規定の全文を読み合わせたが、強制的な国内措置を設けるべきか、或いは自主的な措置を設けるべきか、また、そうした措置の指針となる目的と考慮事項について意見の相違があった。提出された提案には、設計措置は以下を含むべきとされた：
・持続可能な生産と消費、及び／又は循環性に貢献すること；
・再利用・リサイクルシステムを促進すること；
・毒性のない循環性設計基準、或いはその他の基準を満たすこと；
・安全かつ持続可能な使用、修理、リサイクル、廃棄物管理に関する情報の入手可能性を向上させること。

代表団はまた、優先プラスチック製品に関するガイダンス策定における COP の役割（もしあれば）についても議論したが、このガイダンスをセクター別又は製品別の設計基準や性能基準に基づいて策定すべきかどうかについては意見が分かれた。更に、製品設計措置が国際貿易に不必要な障害を生じさせず、差別的でないことを確保する規定を含めるべきかどうかについても意見の相違があった。安全で持続可能な添加物や化学物質、廃棄物の階層構造、マイクロプラスチックへの言及も含まれた。このテキストに対する議論は、オランダとアルゼンチンが共同進行役を務める複数の非公式会合や、非公式・非公式会合において継続された。各国代表は合意点に至らず、非公式会合での議論継続のための更なる時間を求めたが、コンタクトグループが 8 月 13 日（水）に閉会したため、非公式会合での議論は実現しなかった。

第 6 条：8 月 5 日（火）にコンタクトグループ 1 で行われた[供給][持続可能な生産]に関す

る最初の意見交換では、この条項をILBIに含めるべきかどうかについて意見の相違が生じ、UNEA決議5/14のマンデートに含まれるかどうかについても意見が分かれた。一部の代表は、プラスチックの持続可能な生産と消費を確保するための世界目標の設定、世界目標への貢献に向けた各国の措置、そして実施された措置と消費動向に関する各国の報告を求めた。その他の参加者は、ILBIはプラスチック汚染と闘うべきであり、プラスチック生産の削減をすべきではないと指摘し、この条項の削除を求めた。会合冒頭でグループがこの条項を検討した後、ニュージーランドが共同ファシリテーターとなり、非公式会合が開催された。

コンタクトグループへの報告において、ニュージーランドは、代表団が、措置の世界的な協調を確保する方法、補助機関、その他の機関、専門家グループ、プラットフォームの役割など、概念的な議論を継続していることを指摘した。ニュージーランドは、代表団が依然として共通の基盤を見出すことができると強調し、非公式・非公式の議論を継続するよう促した。

INC 5.2の終盤、日本がファシリテーターとなり、専用の非公式・非公式の場で議論が再開された。代表団は、更なる議論が必要であると指摘し、非公式の場での会合に更に時間をかけるよう求めた。

第7条：放出と漏洩に関するこの条項は、コンタクトグループ2で議論された。議長の取りまとめたテキストでは、この条項のタイトルは完全に括弧で囲まれていた。英国とケニアが共同でファシリテーターを務めた非公式会合が2週間に亘って開催され、条文全体について議論が行われた。争点の一つは、この条文においてプラスチックのライフサイクル全体に言及すべきかどうかであった。

第8条：プラスチック廃棄物管理について、コンタクトグループ2は第1週の早い段階でこの条文について長時間に亘り議論した。参加者は、拡大生産者責任の促進義務とプラスチック廃棄物が環境に配慮した方法で管理されることを確保するための措置を講じる義務が強制的なものか任意的なものか、またILBIとバーゼル条約の関係について、異なる見解を共有した。チリとスイスが共同でファシリテーターを務めた非公式会合は、会合全体を通して継続された。議論では、進展のためには更なる時間が必要であるとの報告があった。

第9条：コンタクトグループ2は、第1週の初めに既存のプラスチック汚染について長時間に亘り議論し、EUとドミニカ共和国が共同でファシリテーターを務める非公式グループ討議が会合全体を通して行われた。参加者は、この条項が既存の汚染を対象とすべきか、或いは過去の汚染を対象とすべきか、また、この条項の実施が義務化されるべきか任意化されるべきかで意見が分かれた。ある地域グループは、他のグループに反対されたものの、修復メカニズムの設置も提案した。議長の取りまとめられたテキストでは、この条項は[[既存

の][及び][過去の]プラスチック[廃棄物]汚染] [プラスチック汚染の修復]と改題された。

第 10 条：公正な移行について、コンタクトグループ 2 は、独立した条項とすべきか、2 つの条項に分割して義務化すべきか、そして公正な移行のプラスの影響に言及すべきかを中心に議論した。取りまとめたテキストで、この条項は[[公正な]移行[[労働者のための]]]と改題された。カメルーンとチリが共同進行役を務め、会合全体を通じて非公式な議論が行われた。コンタクトグループへの報告において、両国は、本条を 2 部に分割するかどうかを含め、進展のために更なる時間が必要であると訴えた。

第 11 条：資金（資源及び）メカニズムについて、コンタクトグループ 3 の代表は、新たな独立専用基金の設立、地球環境ファシリティ（GEF）を暫定資金メカニズムとして指定すること、官民パートナーシップの必要性、そしてこれらの要素の一部を組み合わせたハイブリッドアプローチの可能性などについて議論した。

共同議長は、議長のテキストと加盟国からの提案を考慮し、表を含む比較文書を作成した。オーストリアとコスタリカが共同進行役を務めた非公式グループでは、この比較文書に基づき、一致点と相違点について検討した。その後、共同議長は、議長のテキスト、INC 5.1 及び INC 5.2 で表明された提案及び見解に基づき、本条の最初の 7 つの段落を簡素化した改訂版を作成するよう指示された。コンタクトグループは、この改訂版が全ての見解を網羅し、また網羅的な議論を反映しているわけではないことを認識しつつも、前進に向けた建設的なテキストとしてこれを歓迎した。

第 12 条：コンタクトグループ 3 は、取りまとめたテキストにおいて[[国際協力] [協力] 能力構築、技術支援及び技術移転（国際協力を含む）]と題されていた「能力構築、技術支援及び技術移転（国際協力を含む）」に関する最初の逐語的検討を完了した。代表団は、技術移転が「自発的」であるべきか、「相互に合意した条件」であるべきか、「譲許的かつ特恵的な条件」であるべきかについて議論した。代表団は、能力構築、技術支援、技術移転の受益国を記載した受益国リストにおいて、これらの国をどのように表記するかについても長時間議論した。一部の代表団は「最も支援を必要とする締約国」「能力に著しい制約のある国」「経済移行期にある国」といった用語の追加を求め、先住民族に重点を置く必要性を強調した。一方、提案された用語の曖昧さや他の MEA における標準的な用語ではないことを指摘し、反対する代表団もいた。

代表団は協力メカニズムの提案についても検討したが、一部の代表団は、協力を導くための機関の必要性と、野心的なテキストを「野心的な措置」で補完する必要性を強調し、この独立したメカニズムを支持した。他の代表団は、専用のメカニズムがなくても、将来の事務局

は協力活動を支援できると述べ、そのようなメカニズムは将来の事務局に追加的な事務・予算上の負担を課す可能性があると反対した。

第 13 条：コンタクトグループ 4 は、実施と遵守について議論した。議長のテキストは、透明性、促進性、非懲罰性、非対立性、専門家に基づく委員会を含む実施・遵守メカニズムを設立するものである。このメカニズムは、締約国からの自国の遵守に関する書面提出、COP からの要請、及び事務局が国別報告書に関して提供する情報に基づき、問題を検討することができる。彼らは、遵守と十分な財源の提供との関連性、実施・遵守委員会の構成員などについて議論した。

第 14 条：国別計画について、コンタクトグループ 4 の代表は最初に議長のテキストを検討した。議長のテキストは、特に、各締約国は、この条約を実施するための行動と措置を含む国別計画を策定しなければならない（作成することができる）、また、開発途上締約国が自国の国別計画を効果的に実施する程度は、実施手段に関する規定の効果的な実施にかかっているとしている。代表団は、国家[行動]計画が義務的かつ法的拘束力を持つべきかどうかを議論したが、ある地域グループは、これらが任意のものであることを希望した。

ある代表団は、47 カ国の支持を得た提案を提示した。この提案は、国家計画の策定、実施、更新を促進するために「国内の利害関係者及びパートナー」を追加するなど、新条約を国連先住民族の権利に関する宣言（UNDRIP）と整合させるよう求めている。

ある地域グループは、この条項と、それぞれ報告及び有効性評価に関する第 15 条及び第 16 条との関連性を指摘し、一部の代表はこれら 3 条を一括して扱うことを支持したが、他の代表は反対した。これら 3 条は、パラオがファシリテーターを務める非公式会合で議論された。コンタクトグループにおいて、パラオは、非公式グループが第 14 条から第 16 条に関する簡素化されたテキストを検討し、国家[行動]計画に関する議論を開始したと報告した。パラオは、計画の内容、開始日、及び法的地位に関して、依然として意見の相違があると報告した。また、非公式グループは、今後の議論において共同ファシリテーターの提案を用いることで合意したことを強調した。

第 15 条：報告について、コンタクトグループ 4 は最初に議長のテキストを検討した。議長のテキストに、各締約国は、国家計画に概説されているとおり、条約実施のための行動及び措置を COP に定期的に報告しなければならないこと、開発途上締約国が本条をどの程度効果的に実施するかは、実施手段に関する規定の効果的な実施にかかっているということなどが盛り込まれていた。この条項は、パラオがファシリテーターを務めた非公式会合で議論され、第 14 条及び第 16 条についても議論された。

第 16 条:有効性評価について、コンタクトグループ 4 は最初に議長のテキストを検討した。議長のテキストには、とりわけ、COP は条約の有効性と実施状況を定期的に評価しなければならないこと、最初の評価は発効日から 6 年以内に実施し、その後は COP が決定する間隔で実施しなければならないことが盛り込まれていた。代表団は、評価は、新たな義務を課したり、ILBI の既存の目的、義務及び範囲を変更したりするために利用されるべきではないことなどを提案した。先進国が第 11 条及び第 12 条に基づきどの程度支援を提供したかに関する情報に基づいて実施され、実施ではなく効果に限定され、義務の妥当性を評価し、プラスチックのライフサイクル全体に亘るデータ、情報、指標に依拠するものとする。

この条項は、パラオがファシリテーターを務めた非公式会合で議論され、第 14 条及び第 15 条についても議論された。

第 17 条：情報交換について、コンタクトグループ 4 は議長のテキストを検討した。このテキストでは、締約国に対し、プラスチックの持続可能な消費と生産、関連する研究、技術、イノベーション、プラスチック汚染に伴う健康及び環境リスクと影響、伝統的知識を含む科学的・技術的知識、先住民族及び地域社会の知識に関するベストプラクティス及び政策に関する情報交換を促進することを奨励している。

代表団は、特に、プラスチック汚染の発生源を特定する必要性、及び知識保有者の自由意思に基づく、事前の、かつ、十分な情報に基づく同意を得るための手続きについて言及するテキストを追加するかどうかを検討した。ある代表は、人の健康と安全、そして環境に関する情報は機密情報と見なすべきではないと強調した。代表団は非公式会合で議論を継続したが、コンタクトグループ会合の終了に伴い、結論が出ないまま終了した。

第 18 条：広報、啓発、教育、研究について、議長文書は、締約国に対し、伝統的知識、先住民族の知識、地域社会の知識、その他の文化的・社会経済的要因を組み込むことを含め、プラスチック汚染に対処するため、科学技術の研究、開発、革新、協力を推進することが奨励されることを表明した。

コンタクトグループ 4 では、以下の点について議論した。科学技術の研究、開発、革新、協力の推進を義務化すべきか。「先住民族の知識」を「先住民族の知識、科学、慣習」に、「地域社会の知識」を「地域の知識システム」に置き換えるべきか。企業が情報を共有し、自社の活動が ILBI の目的とどのように整合しているかを報告できるようにするための措置を講じるべきか。代表団は非公式な会合で議論を継続したが、コンタクトグループの終了とともに合意に至らず終了した。

第 19 条 : 健康に関する条項はコンタクトグループ 4 で議論され、議長のテキストには 2 つの選択肢が提示された。即ち、健康関連の要素を他の関連条項に組み込むか、健康に関する独立した条項を設けるかである。代表団は、会期中に行われた協議の結果得られた新たな提案を検討した。この提案は、「締約国は、プラスチック汚染が人の健康と福祉に及ぼす潜在的な影響を特定、評価、監視し、適切な場合には防止又は緩和するための科学的研究及び証拠に基づく政策の策定における協力を促進するものとする」と規定している。代表団は、この問題に関する独立した条項を含めるかどうかを会期中を通して議論し、ブラジルとウガンダが共同でファシリテーターを務める非公式会合を開催した。会合全体を通して、この条項は[健康][プラスチック[汚染]の健康影響に関する科学的研究及び技術開発における協力]と題された。

第 20 条:COP に関する条項はコンタクトグループ 4 で議論され、議長のテキストに、COP1 は、コンセンサスにより、自身及びその補助機関の手続規則及び財政規則、並びに事務局の機能を規定する財政規定について合意し、採択する旨が盛り込まれた。120 か国からなるグループは、ナイロビで開催された代表団長による非公式協議の結果に基づき、コンセンサス形成に向けたあらゆる努力が尽くされた場合、手続に関する決定は出席投票締約国の過半数により、実質的事項に関する決定は出席投票締約国の 3 分の 2 以上の多数により採択されるという提案を提示した。この提案には他の国から反対があった。EU とペルーが共同進行役を務める非公式協議で議論が継続されたが、コンタクトグループ終了時に合意に至らず終了した。

第 20 条 bis : 補助機関に関するこの条項はコンタクトグループ 4 で議論され、議長のテキストには、COP1 は、情報に基づいた意思決定を支援するため、科学的・技術的情報と評価を提供する補助機関を設置すること等が盛り込まれた。EU とパラオが共同でファシリテーターを務めた非公式協議が第 1 週に開催され、EU は、この条項は完全に括弧書きされているものの、作業は依然として進行中であると報告した。

第 21 条 : 事務局に関する条項はコンタクトグループ 4 で議論され、議長のテキストには事務局の機能について盛り込まれ、COP が 4 分の 3 以上の多数決により他の国際機関に機能を委託することを決定しない限り、これらの機能は UNEP 事務局長が担うことが明記された。UNEP を事務局に指定すべきかどうかについて、参加者の間で議論が行われた。一部の参加者は、この点について COP1 で合意し、条約文から除外できると指摘した。

第 22 条:紛争解決に関する条項はコンタクトグループ 4 で議論され、議長のテキストには、とりわけ、以下の内容が盛り込まれている。締約国は紛争の予防に協力し、交渉その他の平

和的手段を通じて紛争を解決する。締約国は、仲裁及び／又は国際司法裁判所への付託を強制的な紛争解決メカニズムとして承認する。紛争当事国が同一の紛争解決手段を受け入れず、かつ、上記の手段によって紛争を解決できなかった場合、当該紛争は調停委員会に付託され、調停委員会は勧告を含む報告書を提出する。代表団は調停委員会の設置について議論し、多くの代表が調停委員会への言及を削除するよう求めた。

第 23 条:条約改正に関する条項はコンタクトグループ 4 で議論され、議長のテキストには、とりわけ、以下の内容が盛り込まれている。改正はいずれの締約国によっても提案され、COP において採択される。締約国は、提案された修正案について合意に達するようあらゆる努力を払うものとするが、合意形成に向けたあらゆる努力が尽くされた場合、修正案は最後の手段として、出席し投票する締約国の[4 分の 3 以上の多数決により]採択されるものとする。代表団は投票に関する文言の挿入について議論し、一部の代表団は投票を支持した。この意見の相違は、取りまとめられたテキストに反映された。

第 23 条の bis：コンタクトグループ 4 において、ある代表団は、議長のテキストに含まれていない、他の協定との関係に関する追加条項の提案を提示した。この条項は、とりわけ、将来の条約に基づく締約国の権利及び義務の履行は、国際貿易協定を含む他の国際協定に基づく締約国の権利及び義務を害するものではないと規定していた。代表団はこの条項に関する議論を支持し、この条項は取りまとめられたテキストに盛り込まれた。ブラジルとコロンビアがこの新しい条項に関する非公式な議論を主導し、代表団はこの文言を他の条項に組み込むことができるかどうかについて議論した。

第 24 条：コンタクトグループ 4 における議論において、各国代表は議長のテキストにおいて附属書の採択及び改正に関するテキスト全体を括弧で囲むことに合意し、附属書に関する議論後にこの問題を再検討することに合意した。コンタクトグループはこれ以降、これについて議論しなかった。

第 25 条：投票権について、コンタクトグループ 4 の各国代表は、REIO の投票権、特に REIO の各締約国が投票手続きにおいて「認証を受け、投票時に出席する」べきかどうかについて明確にした。グループの議論において、クリスチャン共同議長は、REIO に言及するすべての条項について、後日まとめて議論する必要があるかもしれないと強調し、条項ごとの対応表を示した。

第 26 条：署名について、コンタクトグループ 4 は、署名国候補としての REIO への言及を削除するかどうかについて議論した。

第 27 条：コンタクトグループ 4 の各国代表は、批准、受諾、承認、又は加入における署名国候補としての REIO への言及を削除するかどうかについても議論した。

第 28 条：コンタクトグループ 4 は発効に関する条項について交渉する権限を有していたが、交渉時間がなかった。

第 29 条：留保事項について、コンタクトグループ 4 の代表者は、プラスチック製品に関する具体的な留保事項、国家安全保障保護のための一般的な除外事項、留保事項の付与などについて議論した。

第 30 条：コンタクトグループ 4 は、ILBI 発効後の離脱期間について議論しつつ、脱退に関する条項を検討し、本会議に付託することに合意した。8 月 13 日（水）の本会議において、代表者は、この条項を法文起草グループに付託することに合意した。8 月 15 日（金）午前の本会議において、INC のヴァヤス議長は、法文起草グループから提出されたこの条項が修正なく承認されたことを指摘し、委員会に留意するよう要請した。

第 31 条：コンタクトグループ 4 は、寄託に関する条項を第一読会の後、本会議に付託した。8 月 9 日（土）の全体会議において、代表団は当該条文を法文起草グループに送付することに合意した。8 月 13 日（水）の全体会議において、委員会は法文起草グループの成果文書に留意した。

第 32 条：コンタクトグループ 4 は、第一読会の後、正文に関する条文を全体会議に送付した。8 月 9 日（土）の全体会議において、代表団は当該条文を法文起草グループに送付することに合意した。8 月 13 日（水）の全体会議において、委員会は法文起草グループの成果テキストに留意した。

議長のテキスト

8 月 13 日（水）、INC のヴァヤス議長は、委員会による検討のため議長のテキスト案を回覧し、これは合意の基盤を築き、「我々の共通の責任を果たす」ための要素を捉えようとする試みであると述べた。このテキストには、範囲や持続可能な生産に関する規定は含まれていなかった。議長は、地域グループ及び加盟国と会合し、意見を聴取し、草案に関する協議を継続すること、これらの協議に基づき、8 月 14 日（木）に更なる改訂版を作成し、配布すること、そして、承認されれば、INC は改訂版を木曜日に法文起草グループに送付することを提案した。

チリ、パナマ、EU、小島嶼国連合、ケニア、フィリピン、バングラデシュ、ナイジェリア、

カナダ、ノルウェーを含む数十の代表団は、議長のドラフトテキスト及び提案された作業手順に失望を表明した。

インドと中国は、議長の今後の進め方に対する支持を表明し、インドは、ドラフト提案は基本的なエレメントが欠落しているものの、「十分に良い」出発点であると指摘した。コスタリカは、緊急の代表団長会合の開催を提案した。

代表団は最終的に、水曜日の夜に地域その他の非公式協議で代表団と協議し、木曜日の朝に主席交渉官会議を招集するという INC のヴァヤス議長の提案に同意した。

木曜日、代表団は議長のドラフトテキストについて、非公式及び小グループでの議論に終日を費やした。INC ヴァヤス議長は、協議の進捗状況について簡潔に報告した後、全体会議を開会し、閉会した。8 月 15 日（金）早朝、代表団長会合が開催され、改訂された議長のドラフトテキストについて議論が行われた。改訂されたドラフトテキストは午前 0 時 48 分に配布された。この改訂されたドラフトテキストは、地域グループとの会合、議長主催の小グループ協議、そして数々の二国間協議の結果を反映したものであった。

金曜日の午前 6 時 12 分に全体会議が開会された際、INC のヴァヤス議長は、議長のドラフトテキストについて 8 月 13 日（水）に地域グループとの協議を実施したことを説明した。また、チリと日本が共同議長を務める小作業部会が、8 月 14 日（木）の午前中に会合を開き、合意テキストとなり得る一連の論点について作業を行ったことを強調した。ヴァヤス議長は、グループが相互に関連する 4 つの課題、即ち、生産、資金、プラスチック製品、そして意思決定について合意形成の必要性を認識したと述べた。同議長は、このグループと協議を踏まえ、議長による改訂されたドラフトテキストを作成し、主席交渉官会合で検討したことを報告した。ヴァヤス議長は、この提案は代表団の意見を集約するための最善の試みであり、INC を ILBI に近づけるものであると強調し、委員会がこれを具体化、形成、改善するためのツールとなると述べた。ヴァヤス議長は、自身の作成した 2 つのテキストに関する協議後、何らの措置も取られなかったと指摘し、現段階では更なる交渉は提案されていないと述べ、委員会の作業が終了したと発表した。

ブラジルからの説明要請に対し、ヴァヤス議長は、8 月 13 日及び 15 日の議長によるドラフトテキストはいずれも会合報告書に添付されないことを確認した。

ツバルは、INC 議長と INC 5.2 における作業の扱い方に「深い失望」を表明し、2 つのテキストはいずれも一定の支持を得たため「却下」されたわけではないと指摘し、会合報告書にはコンタクトグループでの作業と INC 5.2 で作成された 2 つのテキストを反映させると

ともに、議長にはこれらに基づき、今後の会合で検討するテキストを作成するよう求めた。

ノルウェーは、議長に対し「よりバランスの取れた」改訂されたテキストを作成したことに謝意を表し、カナダ及び英国と共に、「強力な条約」を締結するための選択肢を今後検討していくという「揺るぎない決意」を改めて表明した。両国は、条約は「少なくとも」プラスチックのライフサイクル全体、持続不可能な消費と生産の傾向に対処し、プラスチック製品及び化学物質に関する世界的な措置と基準を盛り込み、条約が時間の経過とともに進化していくことを確保する必要があることを強調した。

オーストラリアは、各国のレッドラインと「強硬な立場」は相容れず、「合意への道筋を残さない」と強調し、今後、代表団は「勇気ある決断を下し、共に前進する」必要があると訴えた。また、INC5.2 及びそれ以前の INC における作業は、将来の作業に役立つ共通理解に向けて前進してきたと強調した。

キューバは、実質的な義務には実施手段が伴わなければならないことを強調し、これまでの INC プロセスにおける全てのテキストと提案は「将来の交渉において対等な条件で検討できる」と強調し、「特定の文書を交渉の唯一の根拠として特定又は一つにすること」を支持せず、コンセンサスに基づく交渉を進めるよう強く求めた。

ケニアは、最善の努力にも係らず INC が条約を締結できなかったことを遺憾に思うとしつつ、改訂されたドラフトテキストは釜山会議から改善されたものであると強調した。ケニアは、改訂されたドラフトテキストは拒否されたわけではないが、必要なコンセンサスが得られていないと述べた。また、ウガンダと共に、定義、第 18 条、第 20 条については議論がなかったことを指摘した。機会があれば、参加者は実行可能な条約の要素を特定し、詳細は将来の COP で議論できると述べ、これは全ての人にとって win-win の関係となると指摘した。更に、参加者の意見の一部がドラフトテキストに反映されていないことを指摘し、プロセスの透明性を維持するよう強く求めた。

カメルーンは将来への自信を示し、各国代表が報告書案の構成について提案を行えること、また報告書の付属書に声明文を記載できることを指摘し、論争を呼ぶ問題についての議論には慎重であることを求めた。カメルーンは、全ての代表が様々なテキストについてコメントを持っているものの、今回の会合で提出された全ての文書が我々の理解を深め、将来のテキスト作成に役立つ可能性があると指摘し、前向きに検討するよう呼びかけた。カメルーンは、完全な合意には相互の妥協が必要であり、野心的でありながら現実的な合意に向けて努力したいと強調した。共通の合意に向けた作業を開始する時が来ており、これは信頼構築に不可欠であると述べた。

ホンジュラスは、比例原則を含む現行のテキストに依然として存在する欠陥を懸念とともに指摘した。ホンジュラスは、資金メカニズムにおいて他の協定との関連、及びプラスチック製品の制限について明確な言及を求めるとともに、共通だが差異のある責任（CBDR）が協定の運用文に反映されていないことを遺憾に思うと述べた。

ウガンダは、努力にも係らず、改訂されたテキストが「マンデートから逸脱している」ため合意に至らなかったことを嘆いた。しかし、今回の会合におけるコンタクトグループの作業に基づき、また、今回の会合で議論されなかった条項に関する文言も含め、議論を継続するための別の会合が開催されることに楽観的な見方を維持した。

日本は、ILBI 実現に向けた更なる努力を求め、小グループ会合の結果が改訂されたドラフトテキストに十分に反映されていないことを「遺憾」と指摘し、正確性と明確な手続きに関する懸念を表明した。

エチオピアは、議論が依然としてプロセスに大きく焦点を当てていることを嘆き、結果重視の対話へと移行するよう強く求め、「残された全ての時間を前進に活用する」こと、そしてこの条約が将来への基盤となることを求めた。

クウェートは、同志国を代表し、イランの支持を得て、自国の見解がどちらのテキストにも反映されていないことを強調し、改訂されたテキストを「拒否」した国々が現在ではそれを受け入れていることを嘆いた。環境条約から貿易条約へとマンデートが転換していることに警鐘を鳴らし、釜山で採択された議長のテキストに基づいて作業を進めるよう強く求めた。

フィリピンは、INC 5.2 において相違点の解消に向けて実質的な進展があったことを指摘し、適切なフォーラムや形式であれば、引き続き作業を進める用意があると表明した。

スイスは、他の多くの国と共に、テキストは合意には至らなかったものの、却下されたわけでもないと強調し、バーゼル条約、ストックホルム条約、ロッテルダム条約といった既存の条約との連携を含め、合意形成に向けた道筋を見出すために必要な変更点について検討する必要があると強調した。

南アフリカは、行き詰まりに対処するためのデッドロックメカニズムの必要性を強調した。G20 議長国として、今後の会合においても議論を深めていくと表明し、ケニアの事務局設置申請を支持した。

英国は、プラスチック汚染との戦いでは一分一秒も無駄にすることはできないと強調し、条約で合意するという公約を改めて表明し、再開された会合で、今回の会合での成果を活用するよう加盟国に要請した。

フランスは、改訂されたテキストは前進であると強調し、真摯な努力にも係らず具体的な成果が得られなかったことに「失望と憤り」を表明し、混乱した交渉を嘆いた。

アゼルバイジャンは、決議のマンデートを逸脱しようとする試みを嘆き、作業方法に失望を表明し、議長のテキストはバランスが取れていないと述べた。交渉が継続されるのであれば、テキストはバランスが取れ、全ての国の立場を反映したものであるべきだと指摘した。

カナダは、INC がこれまでの作業を基に更に前進する必要があると強調し、会議の成果を会議報告書に含めるよう求めた。カナダは、作業を完了させるため、再開会期において交渉を継続することを約束した。

トルコは、先延ばしにすればするほど、将来の世代への負担が大きくなるという事実を反省した。彼らは、ILBI は資源動員と技術共有に不可欠であると強調し、各国代表団に対し、今回の挫折を契機に作業を強化するよう求めた。

イランは、最新のテキストの策定プロセスにおいて多くの国が除外されていることを強調し、懸念される化学物質は INC のマンデートの範囲外であることを強調した。イランは、プロセスのアプローチと戦術を是正し、合意点に基づき正しい軌道に戻るよう求めた。

韓国は、釜山でのモメンタムが INC-5.2 で合意に至らなかったことを嘆いたものの、改訂されたテキストは次回再開会合における交渉の基礎となるべきであると強調した。各国代表団に対し、次回会合までの時間を活用して関係構築を継続するよう求めた。

バングラデシュは、国際プラスチック条約はプラスチック汚染問題への人類の最大の希望であると述べ、断片的で時代遅れの慣行の撤廃を求めた。

エリトリアは改訂された提案の改善点を認識し、今後の交渉の基盤として受け入れた。しかし、改訂された提案には世界的な措置と専用の財源が盛り込まれていないことを遺憾に思った。

ジョージアはモルドバの立場からも、改訂された提案を今後の交渉の基盤として支持した

が、合意に至らなかったことに失望を表明し、「我々は将来の世代のためにこのプロセスを未完のままにしない義務がある」と述べた。

グアテマラは、プラスチック汚染との闘いは人々の健康と環境の両方を守るものであると強調した。両国は、妥協の精神に基づき、共に野心的な合意を構築する必要性を改めて強調した。両国は、プラスチック汚染を終わらせるためのプロセスに引き続き関与することを約束した。

ナイジェリアは、改訂された提案に世界的な生産上限が盛り込まれたことで、自国のレッドライン（越えてはならない一線）を越えたと指摘し、失望を表明した。ナイジェリアは、明確かつ包括的な定義、実施手段としての国家行動計画の認識、そして各国の状況に配慮した実施枠組みを求め、将来の事務局設置に向けたケニアの立候補を支持した。彼らは、バランスの取れたテキスト作成のための更なる作業を求めた。

ペルーは建設的な参加を強調し、最善の努力にも係らず合意に至らなかったことを深く遺憾とした。彼らはプロセスへのコミットメントを強調し、近い将来に条約締結に向けて努力を倍加させる必要性を強調した。

サウジアラビアは、アラブ・グループを代表し、カタールの支持を得て、8 月 15 日に配布されたテキストが多くのグループに拒否され、更なる交渉の基盤として認められなかったと強調した。彼らは、会合報告書において、加盟国が議長のテキスト提案を拒否したことも明記するよう求め、両テキストは「様々な見解と立場のバランスを欠いている」と説明し、リサイクルや廃棄物管理といったいくつかの問題や条項が平等に扱われていないことを嘆いた。

ウルグアイは、インドに同調し、どちらのテキストも「拒否された」わけではないが、コンセンサスを得られなかったことを明確にした。彼らは改訂された議長のテキストを支持し、「UNEA 決議 5/14 で定められたマンデートに沿っている」と主張し、「今後の交渉作業に役立ち、報告書に適切に反映されるべきである」と主張した。また、「際限のない柔軟性のない選択肢を設けるのではなく」、交渉継続を可能にするメカニズムの構築を求めた。

EU は、より高い期待を抱いていると説明したものの、「我々は大きく前進した」と述べ、「完璧は善の敵にはならない」と指摘した。EU は、再開会合でより緊密に連携していくために、今回のプロセスから学ぶよう各国代表に促した。

グレナダは、会合報告書に、今回の会合での進展、両テキキストに対する支持と拒否の表明、

そして両テキストにおける合意の欠如を反映させるよう求めた。また、カメルーン、ツバル、ウルグアイの主張に同調し、今回の会合は交渉の前進に資するものでなければならないと述べた。

パラオは、モーリシャスとサモアの支持を得て、今後のプロセスにおける透明性、協力、信頼、教訓の考慮、そして政治的関与のための他の手段の検討の必要性を改めて強調した。十分な進展がないまま帰国せざるを得ないことを嘆き、会合報告書には建設的な対話が記録されるよう求めた。

セネガルは、最終版のテキストが今後の作業の確固たる基盤となり得ると強調した。

マレーシアは、経済的に実現可能な解決策と野心的な実施手段を備えた、実用的、誠実、コンセンサスに基づく、実行可能な条約の必要性を改めて強調した。

フィジーは、次回の INC 会合に向けて、固定化された立場の繰り返しによる時間の浪費、コンセンサスへの過度の依存による遅延、そしてプロセスの透明性の極めて重要な点など、教訓を得たとした。

カザフスタンは、内陸開発途上国の立場を代表し、内陸開発途上国の優先事項、脆弱性、そして特別な課題がプロセスにおいて見落とされており、将来の条約において対処されるべきであると強調した。

中国は、プラスチック汚染は予想よりも遥かに複雑であり、プラスチックへの依存度、代替技術の入手可能性、そして廃棄物管理能力において各国・地域間で大きな格差があることを強調した。

モーリシャスは、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国が優先的にアクセスできる、十分な資金源を提供する、プラスチックのライフサイクル全体に関する包括的な条約の必要性を改めて強調した。

ベトナムは、全ての決定はコンセンサスに基づくものでなければならないと主張した。

スリランカは、現行のテキストが以前のものより改善されていることを認めつつも、依然として拘束力ある義務、化学物質と健康への言及、そして適切な資金メカニズムが欠けていることを嘆いた。

インドネシアは、官民パートナーシップによって補完される専用基金の提案を改めて表明した。今後の方向性について、インドネシアは、最終的なテキストを将来の交渉の基盤として拒否し、代わりに 2024 年 12 月 1 日からの議長のテキストを用いることを提案し、会期間会合の開催を提案し、UNEA において新たなマンデートを確立するよう求めた。

ジャマイカは、合意の達成は「不可能ではないが、我々の共通の意志を新たにする必要がある」と強調し、今後のプロセスは公正、公平、かつ包括的で、「互いに非難するのではなく、対話する」ことを可能にするものでなければならないと強調した。また、最終的な条約は、目的に合致し、世界的な措置、強固な実施手段、そして決定的な意思決定規定を含むものでなければならないと強調した。

コロンビアは、「大多数の国が建設的な姿勢で交渉に臨んだ」と指摘しつつ、「合意を全く望まない少数の国によって交渉が一貫して妨害された」ことを嘆き、野心的でバランスのとれた効果的な ILBI の実現に向けて引き続き努力していく決意を改めて表明した。

バーレーンは、「不透明で曖昧なプロセスを経て、何も得ることなく」ジュネーブを去ったことに失望を表明した。議長が提案したドラフトテキストはバランスが取れておらず、多くの譲れない点が散見されること、そして改訂版ではそれがさらに増えていることを強調し、今後の作業の基盤として両者を拒否し、コンセンサスに基づくプロセスを強く求めた。また、条約には正確な定義と明確な適用範囲が必要であると強調した。

シリアは、テキストに必要なバランスが反映されていないことを強調し、CBDR（共通地域行動規範）を前面に出すよう求めた。

メキシコは、INC 5.2 を含むこれまでの成果を「無駄にしない」よう各国代表に訴えた。

ボリビアは、全ての提案が今後の交渉の基盤として引き続き機能する必要があると強調し、ILBI には先住民族を含む脆弱な立場にある人々への保護を強化するとともに、能力構築、技術支援、技術移転、そして公正な移行を確保する資金メカニズムが盛り込まれなければならないと強調した。

太平洋小島嶼開発途上国を代表し、ツバルは、ジュネーブに来たのは「妨害するためではなく、構築するため」であり、レッドラインに関して譲歩するためだと指摘し、これらの努力は自国の自発的な行動ではなく、世界的な行動と協力に向けたものであると述べ、次回の交渉会合に向け政治的モメンタムを高めるよう求めた。

ナミビアは、今後の交渉においてより効率的かつ効果的なアプローチを求め、近い将来の条約締結に向けた柔軟な姿勢を示し、ILBI はプラスチックのライフサイクル全体に対処する世界的な枠組みでなければならないことを強調した。

ガーナはアフリカン・グループの立場から、プラスチックのライフサイクル全体に対処する明確な義務と、十分かつ安定的でアクセス可能かつ予測可能な多国間資金を含む ILBI を通じてプラスチック汚染を撲滅するというコミットメントを再確認した。議長のテキストは、それを基盤として構築されれば、今後の作業の基盤となり得ると述べ、今後の進め方について明確な説明を求めた。

パナマは、INC 5.1 に基づく議長のテキストに加え、コンタクトグループや非公式に行われた議論の結果を成果文書に反映させるべきであることを強調し、今後は異なるプロセスを採用するよう求めた。また、ILBI は、生産、海洋汚染源に対処し、健康と公正な移行に関する法的拘束力ある措置を統合しなければならないことを改めて強調した。

パラグアイは、内陸開発途上国への言及が不足していることを嘆き、内陸開発途上国は他の開発途上国と同じ「基準」で判断することはできないと指摘した。

マダガスカルは、代表団は解決策を見出すために真の政治的意思を持って行動しなければならないと強調し、何も得られないまま去るのではなく、より良い成果を出すための決意を固めていると述べた。

モナコは、代表団は、プラスチック汚染に終止符を打つために、ライフサイクル・アプローチを含め、効果的な ILBI 実現への道筋を模索し続けなければならないと強調した。

タイは、議長による改訂されたテキストの価値を評価したが、透明性の低いプロセスと「不十分な」交渉運営を再検討する必要があると強調した。

パキスタンは、テキストが多くの技術的問題に対処しておらず、ILBI の実施に影響を与える協力についても言及していないことを嘆いた。

カンボジアは、建設的な関与と合意形成へのコミットメントを改めて表明した。

タンザニアは、継続協議において、レッドラインを掲げる国は決議 5/14 に盛り込まれたマンデートを考慮に入れ、慎重に行動し、妥協を検討すべきであると提案した。

アルジェリアは、交渉が加盟国主導で行われ、各国のニーズと懸念にバランスよく対処することの重要性を強調した。

インドは、意思決定、修正、附属書の修正を含むコンセンサスの重要性を強調した。インドは、国際多国間協定（MEA）は、衡平性、CBDR（共通責任）、歴史的責任、そして各国の状況の考慮という原則に導かれるべきであることを各国代表に改めて強調し、これらの原則を欠いた資金メカニズムは ILBI の目的を損なわせると強調した。議長が作成した 2 つのドラフトテキストは加盟国から十分な支持を得られなかったため、コンタクトグループで交渉されたテキストを更なる審議に活用できると指摘した。

チュニジアは、全ての関係者、特に開発途上国のニーズと優先事項を考慮したテキストを得るため、議論を延期するよう各国代表に強く求めた。

報告書の採択と会合の閉会

2025 年 8 月 15 日（金）早朝、INC 報告者アシャ・チャレンジャー（アンティグア・バーブーダ）が、INC-5.1（UNEP/PP/INC.5/8）及び INC-5.2（UNEP/PP/INC.5/L2）の会合報告書を提出した。各国代表は、会合報告書を修正なく採択した。

その後、INC のヴァヤス議長はオブザーバーの発言を求めた。「行動を起こさないことは、世代を超えて波及効果を齎す決定である」と強調し、ユース・プラスチック・アクション・ネットワークは、「焦点を失って流される」ことや勢いを失うことを避けるため、具体的なタイムラインを定めた集中的なプロセス、そして包括的かつ透明性のあるオブザーバーの参加による解決への明確な道筋を求めた。現行の方法は「繰り返し不十分であることが証明されている」ため、再び失敗するリスクがあると指摘した。

議事進行に関して、米国は審議中の議題について説明を求め、INC の今後の進め方を明確にする必要があると述べた。INC のヴァヤス議長は、委員会が現在議題 7、会期の終了を検討しており、この議題が終了した時点で「休会し、後日会期を再開する」予定であると述べた。米国は「今、直ぐそれを承認する」よう求めた。INC のヴァヤス議長は、オブザーバーの発言後に発表すると述べた。クウェートは「今すぐ槌を打ってください」と呼びかけ、夜通し朝まで続いた長時間の協議により「人々は疲弊しており、これは今や真の健康問題となっている」と述べた。

午前 9 時 11 分、INC（政府間交渉委員会）のヴァヤス委員長は、委員会の再開された第 5 回会合を後日再開するとして閉会した。

INC-5.2 の簡単な分析
「世界をプラスチック汚染の永久的な終結への道へと導く。」

これは、海洋環境を含むプラスチック汚染の終結を目指す政府間交渉委員会（INC-5.2）の再開された第 5 回会合の開会全体会議で、国連環境計画（UNEP）のインガー・アンダーセン事務局長が述べた言葉の要点である。彼女の言葉は、プラスチック汚染の終結という国連環境総会（UNEA）のマンデートを果たす機会を改めて思い起こさせるものであった。しかし、代表団が多国間主義の街を手ぶらで去ったため、マンデートの達成には程遠いものであった。会議は 8 月 15 日金曜日の朝、オブザーバーが声明を発表する前に、そして今後のプロセスについても明確な見通しがないまま、突如として閉会された。

INC-5.2 は、単なる会議ではなかった。条約採択の二度目のチャンスだった。障害物競走のように、条約採択への道は、組織面、手続き面、そして実質的な面で数々のハードルをはらんでいた。代表団はスイスのジュネーブで 2 週間を過ごし、これらのハードルを乗り越えなければならなかったが、ことごとく失敗に終わり、もはや終わりは遠い未来のようである。

この簡潔な分析では、INC-5.2 で直面した課題を、作業方法から、スコープ、生産、資金調達、プラスチック製品といった論争の的となる問題に至るまで、幅広く考察し、不確かな今後の道筋を考察している。

過去の経験
INC-5.2 に参加した多くの人々は、強い既視感を覚えた。会議は、一部の代表団が「手続き上の罠」と呼ぶような、おなじみの問題によって足かせをはめられていたのだ。これは、作業方法（全体会議及びコンタクトグループ会議の両方）に関する「組織力不足」と一部の人々が考えていたことだけでなく、議長の「交渉を指導・促進する能力」について一部の人々が表明した懸念を含め、「信頼と透明性の問題」とも呼ばれる問題も原因でした。これらの懸念は INC プロセス全体に浸透していた。交渉プロセスとテキストへの作成作業が加盟国主導で行われるよう、INC は複数回に亘り会合を重ねたが、代表団がジュネーブに到着した時点でも信頼関係は依然不安定な状態であった。12 月の釜山会議最終日に配布された議長のテキストの記憶がまだ生々しい中、既に多くの人が、このテキストは INC-5.1 の過程で行われたコンタクトグループ及び非公式会合での作業を反映しておらず、バランスを欠いていると指摘していた。

INC-5.2 の 2 週間に亘り、代表団はコンタクトグループ、非公式会合、非公式な非公式会合（加盟国主導の非公式な小グループでの議論）、二国間協議、そして代表団長会合といった形式を通じて、テキスト作成の前進に向けて精力的に活動した。進捗は遅々として進まなか

ったものの、各コンタクトグループの共同議長は、指示があればテキストを作成し、特定の条項や問題に関するテキスト交渉を促進することで、より多くの代表者がプロセスを主導できるようにすることで、微妙なバランスを維持した。しかし、テキストは膨れ上がり、ある共同議長が「クリスマスツリー」のテキストと呼んだ、条項のタイトルにさえ括弧が随所に見られるような、いわば「クリスマスツリー」のテキストとなってしまった。

会合中間の進捗状況報告全体会議において、多くの参加者が今後の作業手順の見直しを求め、条約全体に亘る横断的な問題への対応を開始する必要性を強調した。しかし、この提案は受け入れられず、コンタクトグループは更に数日間再開され、より非公式な協議が促進された。しかし、必要な成果が得られず、残り 2 日となった時点でコンタクトグループは突如閉鎖され、INC 議長は新たな議長のドラフト提案テキストを発表した。これは、INC-5.2 の過程でコンタクトグループ及び非公式グループで行われた作業を「無視」するものであり、多くの参加者にとって不適切であった。透明性と信頼の欠如は会合の最後の数時間にも波及し、少数の交渉担当者が「一日中」非公開で、生産、資金、プラスチック製品、意思決定といった一連の問題に取り組んだ。日本は、INC 議長に微妙なバランスの取れたパッケージを提示した後、閉会の全体会議での発言の中で、小グループ会合の成果が改訂案に十分に反映されなかったことを「遺憾」と指摘した。

ゴールラインへの行き詰まり

実質的な問題に関しては、多くの人が「実質的な進展があれば良かったのに、残念ながらそれは実現しなかった」と嘆いた。コンタクトグループや非公式会合は、建設的で多国間プロセスの不可欠な要素であると多くの人が認識していたものの、一部の条項は殆ど議論されず、議論された条項についても、10 日間を通して議論時間の延長を求める声が繰り返し上がった。コンタクトグループという枠組みはゴールラインに近づくどころか、各国が確固たる自国の立場を維持し、レッドライン（譲れない一線）を蒸し返す結果となったと多くの人が感じていた。ある代表者によると、15 か国からなる小グループ内で真に「建設的な対話」が行われ、パッケージの要素が詰められたのは最終日になってからだった。

UNEA 決議 5/14 は、「プラスチックのライフサイクル全体を扱う包括的なアプローチに基づく」条約策定のマンデートを与えた。この決議は将来の条約の適用範囲を明確にするものと多くの人に考えられているものの、INC プロセス開始以来、文言の解釈は分かれている。一部の国は、プラスチック生産など特定の事項を明確化し、適用範囲から除外するための独立した条項を繰り返し求めてきた。一方で、プラスチック汚染危機に有意義に対処するためには、条約は生産も含めたプラスチックのライフサイクル全体を網羅しなければならないと強く主張する国もある。閉会の全体会議で一人の代表が繰り返し述べたように、「プラスチック生産の蛇口がまだ開いているうちに床を拭く」のは無駄である。この点について、国

際標準化機構（ISO）がプラスチックのライフサイクルを「原材料の採取」から「最終処分」までの段階を含むと定義していることを指摘する声もある。しかし、他の締約国は、条約は生産を対象とすることはできないと一貫して繰り返し主張しており、率直な非公式・非公式の議論の中で、プラスチックのライフサイクルに含まれるものに関する自国の立場は、各国の天然資源開発における主権的権利を想起させ、法的・政治的な定義であり、科学的な定義ではないことを認める意見もあった。この問題に関する意見の相違は依然として解決困難なものであり、例えば持続可能な消費と生産に関する非義務的な文言といった妥協案の文言を盛り込む努力は、最終的に実を結ばなかった。

加盟国は、資金源とメカニズムについても大きく意見が分かれ、交渉初期から譲れない一線を画した。ある程度予想されていたとおり、先進国と途上国は「衝突」し、先進国は、メカニズムが官民パートナーシップ、自主的な拠出、そして地球環境ファシリティ（GEF）などの既存の基金をより多く含むことを希望した。一方、途上国は、プラスチック汚染に対する先進国をはじめとする締約国からの定期的な拠出を必要とする、新たな独立した専用資金メカニズムを求め、プラスチック汚染に対する途上国の歴史的責任を強調した。資金に関する交渉は友好的に進められ、GEF と新たな専用メカニズムを組み合わせたハイブリッドな選択肢も提示された。また、コンタクトグループ共同議長による簡素化された文書（資金メカニズムの選択肢を含む）を各国代表は歓迎した。これは、条約の「実質的」な問題の結果に関わらず、資金が合意実施の鍵となるという認識から、コンタクトグループ内で逐条的な交渉を開始する良い機会と見なされた。

世界的な資金調達の優先順位の変化と、一部の開発途上国の経済がプラスチック製品の製造に依存していることを踏まえ、援助国と被援助国の分類も議論を呼ぶ問題となった。議論の中で、一部の開発途上国は「プラスチック産業があるというだけで」援助国に含まれることに慎重な姿勢を示した。しかし、一定の進展が見られ、各国代表団は互いの視点をより深く理解することができた。そのため、あるベテラン代表団は、コンタクトグループのメンバーが歓迎した逐条交渉開始のテキストが、全体会議で提示された議長提案のドラフトテキストに置き換えられたことに「衝撃を受けた」と述べた。これは、この条項を交渉する中で各国代表団が築いてきた「信頼を揺るがした」ものであった。

プラスチック製品に関する議論の殆どは非公式な場で行われたが、プラスチック製品に対処するための国家的措置の必要性については、各国代表団の間で一定の意見の一致が見られた。しかし、これは多くの人から十分とは見なされず、「最低限の共通項」に過ぎないと見なされた。特に、一部の国は依然そうした措置は自主的なものであることを望んでおり、バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約のマンデートの対象となる有害化学物質への対処を支持しなかったためである。一部の代表は、各国が自主的に既に講じること

ができる措置を講じることができるという、単に各国の国内措置の実施能力を規定するだけの条項の「意味」に疑問を呈した。また、そのようなアプローチは「今後数十年に亘り現状を固定化する」と述べ、既存の多国間環境協定（MEA）の範囲が限られていると主張する参加者もいた。

更に、依然大きな意見の相違が残っており、多くの国々が特定のプラスチック製品や懸念される化学物質を規制し、段階的に廃止するための世界的な措置を求めていた。議長が当初提示した「妥協案の試み」は、プラスチック製品への自主的な対応を提案し、懸念される化学物質への言及を削除したもので、INC-5.2 の最終日に本会議で激しい抗議を引き起こした事項の一つであった。これはまた、各国代表が十分に議論できなかった重要な相違点の一つであり、条約を価値あるものにするためには不可欠だと多くの人が考えていた事項でもあった。

克服すべきハードルが依然として多く、3 年近くに亘る交渉を経ても将来の合意のコアとなるエレメントについて妥協が見られなかった中で、今回の会合でゴールラインは手の届くところにあったのだろうか？

次のレースへ：不確かな前進の道

INC-5.2 の終了時にテキストは採択されなかったが、それは選択肢がなかったからではない。代表団は、2024 年 12 月 1 日釜山で配布された議長のテキストを携えて、ジュネーブでの会合に臨んだ。最初の週の終わりまでに、コンタクトグループにおける作業の進捗状況をまとめるため、大幅に長くなり、多くの括弧が付けられた「取りまとめられたテキスト」が作成された。コンタクトグループの共同議長自身も含め、多くの人々を驚かせたのは、INC 議長ヴァヤスであった。数日後、INC 議長は新たなドラフトテキストを配布した。このドラフトテキスト提案が「不評」であったこと、そして協議と少数の国々による作業に基づき、INC 議長は 8 月 15 日（金）午前 1 時直前に改訂したテキスト提案を発表した。僅か 4 時間後の金曜早朝、合意に至らなかったことが発表され、急遽全体会議が招集された。会合が閉会した時点で、加盟国は実質的に条約テキストの 4 つの版を目の前にしたことになる。これにより、混乱と不確実性は更に高まった。

会議の唐突かつ場当たり的な終結は、多くの疑問を未解決のまま残した。最後から 2 番目の全体会議と閉会の全体会議において、どのテキストの版を支持するかについて、代表者たちの意見は分かれた。釜山会議での最初のテキストに戻すべきだと主張する者もいれば、8 月 13 日と 15 日のテキストを「改善」と捉える者もいた。更に、「今回の会議で行った作業は無駄になったのか？」と疑問を呈する者もいた。結局、代表者たちは今後どのテキストを用いるのか明確な指針を示さないまま、パレ・デ・ナシオンを後にした。

多くの人々は、年末までの多忙なスケジュールを懸念し、いつどこで再び会合を開くのか疑問視した。会期間会合の開催を提案する者もいれば、INC-5.3 での再開の必要性を指摘する者もいた。また、新たなマンデートを得るために UNEA に戻ることを検討する者もいたが、これによりプラスチック廃棄物管理以外の条約交渉における INC の役割が一層縮小されることを深く懸念する者もいた。「進展を遂げるためには、INC 議長の交代が必要でしょうか？」という疑問も聞かれた。今後の道のりも同様に不透明で、INC-5.2 の教訓を学び、今後はより包括的で透明性の高い、異なるプロセスを採用すべきだという声が高まっている。

「プラスチック汚染を永久に終わらせる」という目標は挫折したが、達成不可能ではない。今こそ、再集結し、立場を評価し、共通点や妥協の余地を見極める時である。このプロセスは依然として不透明な状況にあり、主要な課題は明確になっていない。それでもなお、多くの人は野心的な合意への期待を抑え、一度採択されれば、他の MEA と同様、時間の経過とともに進化し、強化されることを期待している。代表団がジュネーブを去る際、「次回こそは必ず実現する」という決意を固めた人もいた。